

平成 26 年度

# 外務省政策評価事前分析表

平成 26 年 8 月

外 務 省



## 目 次

基本目標Ⅰ 地域別外交	1
施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交	3
施策Ⅰ-2 北米地域外交	31
施策Ⅰ-3 中南米地域外交	41
施策Ⅰ-4 欧州地域外交	49
施策Ⅰ-5 中東地域外交	63
施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交	75
基本目標Ⅱ 分野別外交	83
施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組	85
施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組	121
施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組	137
施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	149
基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策	155
施策Ⅲ-1 国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策	157
基本目標Ⅳ 領事政策	179
施策Ⅳ-1 領事業務の充実	181
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化	193
施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化	195
施策Ⅴ-2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	201
基本目標Ⅵ 経済協力	207
施策Ⅵ-1 経済協力	209
施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組	219
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金	227
施策Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	229
施策Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	249
施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	261



## 基本目標 I 地域別外交



## 施策 I - 1 アジア大洋州地域外交



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-I-1)

施策名	アジア大洋州地域外交	担当部局名	アジア大洋州局
達成すべき目標	<p>アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、以下を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化する。</li> <li>北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。</li> <li>大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し、これを通じた地域の平和と繁栄に寄与する。</li> <li>日中「戦略的互惠関係」の原点に戻り、関係を進めていくよう、働きかけていく。また、日モ関係を一層深化させる。</li> <li>我が国とメコン川流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。</li> <li>インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。</li> <li>南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。特に潜在力の大きなインドとの間で連携を強化する。</li> <li>豪州、ニュージーランド(NZ)との二国間関係を更に強化するとともに、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。</li> </ol>	目標設定の考え方・根拠	<p>豊かで安定し、開かれたアジア・大洋州地域の実現は日本の平和、安定及び繁栄にとって不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 178 回国会所信表明演説(平成 23 年 9 月 13 日) (近隣諸国との二国間関係の強化)部分</li> <li>第 179 回国会所信表明演説(平成 23 年 10 月 28 日) 「ASEAN 諸国との諸会合にも参加し、豊かで安定したアジアの未来を共に拓くための関係強化の在り方を議論します。」</li> <li>第 180 回施政方針演説(平成 24 年 1 月 24 日) (アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策)部分</li> <li>第 180 回国会外交演説(平成 23 年 5 月 24 日) (アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の形成)部分</li> <li>第 183 回国会所信表明演説(平成 25 年 1 月 28 日) 「大きく成長していくアジア太平洋地域において、我が国は、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で、先導役として貢献を続けてまいります。本年は、日アセアン友好協力 40 周年に当たります。私は、先日、ベトナム、タイ、インドネシアの3か国を訪問し、日本に対する期待の高さを改めて肌で感じることができました。平成 27 年(2015)年の共同体構築に向けて、成長センターとして発展を続けるアセアン諸国との関係を強化していくことは、地域の平和と繁栄にとって不可欠であり、日本の国益でもあります。この訪問を皮切りに、今後とも、世界情勢を広く視野に入れた戦略的な外交を展開してまいります。」</li> </ul>
施策の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>東アジアにおける地域協力の強化</b> 日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。</li> <li><b>朝鮮半島の安定に向けた努力</b> 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。</li> <li><b>未来志向の日韓関係の推進</b> 大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し、これを通じた地域の平和と繁栄に寄与する。</li> <li><b>未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等</b> (1)日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロール</li> </ol>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>政策評価実施予定時期</p>	<p>地域別外交</p> <p>平成 27 年 8 月</p>

	<p>していくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につなげていく。</p> <p>(2)日モンゴル関係は、戦略的パートナーシップ」の構築の具体化に向け、特に、ハイレベル対話をはじめとした多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。</p> <p><u>5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化</u></p> <p>(1)メコン河流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。</p> <p>(2)各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。</p> <p><u>6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化</u></p> <p>以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。</p> <p>(1)要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進</p> <p>(2)EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化の促進</p> <p>(3)平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力</p> <p><u>7 南西アジア諸国との友好関係の強化</u></p> <p>(1)インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化</p> <p>(2)要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進</p> <p>(3)南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施</p> <p><u>8 大洋州地域諸国との友好関係の強化</u></p> <p>大洋州地域諸国とのハイレベルの対話を強化する等して、友好関係を強化する。</p>	
測定指標	後述の個別分野の該当欄に記入する。	
達成手段	後述の個別分野の該当欄に記入する。	

個別分野	1 東アジアにおける地域協力の強化		
概要	日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。		
	1(1)日ASEAN協力の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
基準	23年度	東日本大震災を受けて4月に開催された日・ASEAN 特別外相会議は、日・ASEAN 間の強い連帯の一層の深まりを示す歴史的な会議となった。日・ASEAN 首脳会議では、ASEAN 連結性強化、防災協力、青少年交流分野での協力強化を表明し、また「バリ宣言」及び行動計画を採択するなど、日・ASEAN 関係が強化、発展した。	(選定理由) ASEAN 共同体構築による ASEAN の一体性の確保は、東アジア全体、ひいては日本の平和・安定・繁栄にとって極めて重要であり、共同体構築を進める ASEAN との協力の実績を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。
年度目標	26年度	ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。日・ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメントに基づき、政治・安全保障、経済、社会、文化・人的交流等の分野での協力を引き続き推進する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) ASEAN 共同体構築による ASEAN の一体性の確保は、東アジア全体、ひいては日本の平和・安定・繁栄にとって極めて重要である。また、平成25(2013)年12月に採択された「日・ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメント」に基づいた ASEAN との協力の着実な推進は、共同体構築を支援する上で重要である。
目標	—	ASEAN 共同体構築が見込まれている平成27年(2015)年及びポスト2015年を見据え日・ASEAN 協力を進めるとともに、より多くの地域・地球規模課題に関し、認識を共有するように努める。	
	1(2)ASEAN+3協力の進展		(選定理由)
基準	23年度	ASEAN+3 首脳会議では、金融協力の重要性について一致した他、ASEAN+3 緊急米備蓄(APTERR)協定署名に高い評価が示されるなど、実務協力が進展した。	ASEAN+3 協力の進展に関する実績を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。
年度目標	26年度	東アジア・ビジョン・グループII(EAVG II)報告書のフォローアップを行う他、今後の地域協力の方向性を検討していく。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) EAVG II フォローアップは今後の ASEAN+3 協力の方向性に大きな影響を与えるものである。また、今後の地域協力の方向性についての検討を進めることは、ASEAN+3 の枠組における協力を深化させる上で引き続き必要性が高い。
目標	—	ASEAN+3 の枠組で経済分野を中心とした幅広い実務協力を深化させる。	
	1(3)東アジア首脳会議(EAS)協力の進展		(選定理由)
基準	23年度	米露の初の正式参加となった東アジア首脳会議(EAS)では、参加国の間で海洋について協力・対話を進めることで一致するなど、従来からの実務分野の協力に加え、政治・安全保障分野において大きな進展があった。	EAS 協力の進展に関する実績を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。
年度目標	26年度	EAS については、地域・国際情勢についての議論等政治・安全保障分野の取組を強化し、各国とともに安全保障及び海洋協力等についての協力の促進を目指す。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 地域・国際情勢についての議論等政治・安全保障分野の取組の強化及び安全保障及び海洋協力等についての協力の促進は、地域の安全保障環境が厳しさを増す中、重要である。
目標	—	EAS については、政治・安全保障分野の取組を強化し、各国とともに安全保障及び海洋協力等についての協力の促進を目指す。	
	1(4)日中韓三か国協力の進展		(選定理由)
基準	—	首脳・外相会議等を通じた、日中韓三か国における協力の強化	日中韓三か国協力の進展に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

年度目標	26年度	議長国として積極的に日中韓サミット及び外相会議の実現に向け中国及び韓国に働きかけを行う。 環境、文化、経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡大に努めるとともに、専門職員の派遣等により日中韓協力事務局の活動を支援していく。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日中・日韓関係が困難な状況にある中で、北東アジアの安定と繁栄を確保するために未来志向の日中韓協力の枠組を推進する必要がある。また、昨年1年間、日中韓サミット及び外相会議が開催できなかったところ、積極的に両ハイレベル対話を重視していくことが重要である。					
目標	—	日中韓サミットや外相会議を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組を推進し、北東アジアの安定と繁栄に資する。						
1(5)地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展			(選定理由)					
基準	—	首脳・外相会議等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力の強化	ACD等上記以外の地域協力の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。					
年度目標	26年度	重要な域外国との貴重な対話の場であるアジア協力対話(ACD)を活用し、貿易・投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等への取組を引き続き積極的に発信する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) ACDを活用し、各種取組を発信することは、域外国との対話を深める上で重要である。					
目標	—	外相会議等を通じた、アジア対話協力(ACD)などの各地域協力枠組みにおける協力を強化する。						
1(6)総理及び政務三役の参加した国際会議数		基準値	年度目標値		目標値			
		24年度	26年度		—			
		10	9		—			
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 総理及び政務3役の関連国際会議の出席は、目標を達成するにあたって重要な要素となるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去の出席会議数の平均値を目安とした目標を設定した。							
1(7)(参考指標)日・ASEANの貿易量(総額)(単位:億ドル)								
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額) 当初予算額				行政事業レビュー 事業番号
				23年度	24年度	25年度	26年度	
	①東アジアにおける地域協力の強化(昭和27年度)	1 日・ASEAN 協力 ASEAN共同体構築に向けた支援を継続する。日・ASEAN友好協力ビジョン・ステートメント及び同実施計画の着実な履行を通じ日・ASEAN関係を一層強化する。 こうした取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。	(1) (7)	103 (87)	51 (50)	127 (141)	53	
		2 ASEAN+3 協力 ASEAN+3首脳会議では、金融分野、特にASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス(AMRO)の国際機関化に向けて協力を進める。また、2007年に策定されたASEAN+3協力作業計画(2007~2017)に沿って、食料安全保障、金融協力等の広範な分野でASEAN+3協力を引き続き推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。	(2) (7)					
		3 東アジア首脳会議(EAS) 協力 EASについては、政治・安全保障分野の取組を引き続き強化し、各国とともに安全保障及び海洋協力等について協力を旨とする。	(3) (7)					

	<p>こうした取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。</p>							
	<p>4 日中韓協力 日中韓サミットや外相会議を通じて、既存の協力分野を更に発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡大に努めるとともに、日中韓協力事務局の活動を支援していく。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。</p>	(4) (7)						
	<p>5 外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力を強化する。アジア協力対話(ACD)では、貿易・投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等の分野における協力強化の重要性の確認に努める。 こうした取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。</p>	(5) (7)						
②アジア紛争下での女性尊厳事業(19年度)	<p>韓国、台湾、フィリピン各地に在住する元慰安婦を巡回し、医療及び福祉の面で支援を行っている。元慰安婦は既に高齢であり、身体が不自由な方も多いため、それぞれを巡回訪問しながら対象者の近況を確認し、情報収集及び各国の元基金関係者とのネットワークを維持している。インドネシアに関しては、医療福祉施設への支援・視察及びインドネシア政府関係者との意見交換等を中心に事業を実施している。 このような取組は、域内諸国において我が国の慰安婦問題に対する立場や取組の正しい理解を得ることにより、施策の目標達成に資する。</p>	—	10 (9)	12 (11)	16 (15)	17	002	
③旧外地関係整理( * )	<p>旧外地官署(朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局及び南洋庁)等に関連する各種整理事務(各種事実証明事務、給付事務等)を行う。</p>	—	0.4 (0)	0.4 (0)	0.4 (0)	0.4	003	

個別分野	2 朝鮮半島の安定に向けた努力								
概要	北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。								
測定指標	2(1)北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (選定理由) 北朝鮮の核・ミサイル開発の継続は、地域のみならず国際社会全体にとっての重大な脅威であり、同問題の解決に向けた進展を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 核・ミサイル問題をはじめとする北朝鮮をめぐる安全保障上の問題を解決するためには、国際社会との一致した行動が不可欠である。 (選定理由) 北朝鮮による拉致は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題であり、拉致問題の解決は最重要の外交課題の1つと位置づけられる。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 拉致問題の完全解決に向けた日本独自の取組に加え、国際社会が北朝鮮に対して、拉致問題を含む人権状況の改善に向けた具体的行動を取るよう一層強く促していくことが重要である。					
	基準	22年度	国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。						
	年度目標	26年度	米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対し、いかなる挑発行為も行わず、安保理決議や六者会合共同声明に基づいて非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求めていく。						
	目標	—	国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる						
	2(2)拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展								
	基準	—	国際社会と連携しつつ拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。						
年度目標	26年度	拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、国際社会との連携を強化しつつ、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、あらゆる機会をとらえ、北朝鮮に引き続き求めていく。							
目標	—	国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。							
2(3)日米韓外相会合の開催回数(電話会談を除く)		基準値	年度目標値	目標値					
		24年度	26年度	—					
		2	同左	—					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 日米韓外相会談は、北朝鮮問題について、米韓との連携を確認する重要な会合であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 米韓との間で、定期的に北朝鮮をめぐる最新の情勢に関する意見交換を行い、北朝鮮問題に対して3か国で連携して対応していく姿勢をハイレベルで示し、これを維持していくことが重要であり、過去の実績と同じ水準の目標を設定した。								
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等			関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額)		行政事業レビュー番号	
						23年度	24年度	25年度	26年度
①日朝関連経費(23年度)	1 核・ミサイル問題等の安全保障問題の解決に向けた取組 北朝鮮の核・ミサイル開発の継続を阻止するため、日米韓の緊密な連携を軸とし、中国、ロシアも含めた関係各国と連携し、北朝鮮に対し、非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求めていく。 こうした国際社会との一致した行動が、北朝鮮との安全保障問題の解決にとって不可欠である。	(1)	41	30	30	30	004		
		(3)	(24)	(17)	(19)				
	2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた取組 日朝間の協議や各国との会談及び国際会議等のあらゆる機会をとらえ、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、北朝鮮に引き続き求めていく。また、拉致問題に関するものを含め、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を行う。	(2)							
		(3)							

		我が国は、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針であり、こうした取組は、拉致問題の解決については日朝国交正常化の前提条件となる。						
--	--	--	--	--	--	--	--	--

個別分野	3 未来志向の日韓関係の推進			
概要	大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。			
測定指標	3(1) 未来志向の日韓関係の構築			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  (選定理由) 韓国は、我が国にとって基本的価値と利益を共有する最も重要な隣国であり、重層的で未来志向の日韓の協力関係の構築は、日韓両国のみならず地域及び国際社会の安定と繁栄にとって極めて重要であり、こうした取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。  (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日韓間で引き続き様々なレベルで意思疎通を続け、国交正常化50周年に向けて、政治、経済、安全保障を始めとした様々な分野で協力関係を強化することが重要である。
	基準	—	首脳・外相会談等の実施を通じた、日韓関係の更なる深化	
	年度目標	26年度	首脳・外相会談等の実施を通じ、あらゆる分野において、国交正常化50周年を迎えるにふさわしい協力関係を構築する。	
	目標	—	首脳・外相会談等の実施を通じた、あらゆる分野における日韓関係の更なる深化	
	3(2) 人的交流の拡大			(選定理由) 日韓両国民の相互理解を進展させ、両国民間の強固な関係を支えに、日韓関係を前進させることが不可欠であるため。  (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国交正常化50周年に向けて、引き続き、日韓両政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じ、日韓間の交流の流れを深化・拡大していくことが必要である。
	基準	24年度	各種交流事業が実施され、日韓間の人の往来が約556万人に達した。	
	年度目標	26年度	国交正常化50周年に向けた各種交流事業の実施や、日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。	
	目標	—	日韓間の人的往来をより一層拡大する。	
	3(3) 経済関係緊密化のための各種協議等の推進			(選定理由) 日韓両国は相互に重要な貿易・投資相手国であるため、緊密な日韓経済関係を一層強固にすることが重要であり、この分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。  (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日韓経済関係の更なる強化を図るとともに、日韓両国としてアジア地域の経済統合に主導的な役割を果たすために、多国間連携を含めた各種経済連携交渉や協議に取り組むことが重要である。
	基準	24年度	日韓EPA交渉の再開に向け努力を行った。	
	年度目標	26年度	日韓両国の経済連携に係る交渉の進展に向けた努力を含め、幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。	
	目標	—	日韓両国の経済連携に係る交渉の進展に向けた努力を含め、幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。	
	3(4) 日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与			(選定理由) 北朝鮮問題をめぐる安全保障上の課題を始めとした、地域や国際社会が直面する諸課題に対して、日韓の緊密な協力が必要であり、こうした取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。  (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日韓間で引き続き様々なレベルで意思疎通を続け、幅広い分野で協力関係を強化することが重要である。
基準	—	アジア地域の安定に向けた二国間の連携・協力		
年度目標	26年度	首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、国際社会の安定等に向け共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。		
目標	—	国際社会の安定に向け二国間で連携・協力する。		
3(5) 日韓首脳会談の開催回数(電話会談を除く)		基準値	年度目標値	目標値
		22年度	26年度	—
		4	2	4
測定指標の選定		(選定理由)		

理由及び目標値 (水準・目標年度) の設定の根拠	首脳会談は両国関係の重要性・緊密性を確認する重要な機会であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 一昨年度(1件)、昨年度(0件)の実績を踏まえれば、より高いレベルで日韓間の意思疎通を図る機会も増やすことが必要であるため。。							
3(6)内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合(%)	基準値	年度目標値	目標値					
	25年度	26年度	—					
	40.7	50	70					
測定指標の選定理由及び目標値 (水準・目標年度) の設定の根拠	(選定理由) 日本国民が感じる韓国に対する親近感は、日韓関係の緊密性に関連するものであると考えられるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) より多くの日本国民が韓国に対する親近感を抱くような環境を整備することをもって、日韓関係の深化や友好関係の強化を図ることが重要である。							
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)				
				23年度	24年度	25年度	26年度	
	①未来志向の日韓関係推進経費 (5年度)	<p>1 政治レベルの意思疎通の促進 日韓関係の更なる深化のため、首脳・外相会談を実施する。 様々なレベルで意思疎通を図ることは、日韓関係の強化に不可欠である。</p> <p>2 人的交流の拡大 日韓関係の更なる深化のため、青少年交流の一層の促進、交流事業開催の活性化、地方間交流の促進等を実施する。 人的交流の拡大は両国の包括的な友好関係の強化に大きく貢献する。</p> <p>3 日韓間の過去に起因する諸問題への取組 慰安婦問題をはじめとする過去に起因する問題に関する日本の立場やこれまでの真摯な取組に対して、韓国から理解が得られるよう、最大限努力していく。また、日韓関係の更なる深化のため、在サハリン韓国入支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援等の人道的な協力を継続する。 過去に起因する二国間問題への取組は未来志向の日韓関係を構築する前提条件となる。</p> <p>4 日韓間の懸案への対応(竹島問題、EEZ境界画定等) 日韓関係の更なる深化のため、竹島問題等日韓間の懸案の平和的な解決を図るため引き続き粘り強い外交努力を行う。 日韓間の懸案である竹島問題、EEZ境界画定問題等に関する取組を実施し、未来志向の日韓関係を目指す。</p> <p>5 経済関係緊密化のための各種競技等の推進 日韓関係の更なる深化のため、幅広い分野における日韓経済関係の強化に取り組む。 経済連携等による経済関係の緊密化は、日韓関係の更なる深化に大きく寄与する。</p>	(1) (5)  (2)  (1)  (1)  (3)	57 (30)	60 (29)	57 (21)	57	005

②安全保障分野における協力の推進	日韓安全保障協力を更に深化させる。 現下の北朝鮮情勢等に鑑み、日韓が安全保障分野において緊密に連携することは、日韓両国及び地域・国際社会の平和と安定にとって不可欠である。	(4)	—	—	—	—	—
------------------	--	-----	---	---	---	---	---

個別分野	4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	
概要	<p>(1) 日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につなげていく。</p> <p>(2) 日モンゴル関係は、戦略的パートナーシップの構築の具体化に向け、特に、ハイレベル対話をはじめとした多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。</p>	
測定指標	4 (1) 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面以外)	
	基準	<p>22年度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 頻繁なハイレベル往来の実現</li> <li>2 海洋における協力の具体的進展</li> <li>3 民間交流の活発化による国民感情の改善</li> <li>4 各種条約・協定の締結に向けた協議の実施</li> <li>5 東日本大震災を受けた協力の進展</li> </ol>
	年度目標	<p>26年度</p> <p>日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、引き続き中国側と粘り強く対話を行い、個別の問題が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。</p> <p>このような情勢にあるが、中国との間では協力を積み重ね更なる関係改善につなげることが望ましく、日中間で進めるべき協力としては、可能であれば、以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。</li> <li>・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。</li> <li>・既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。</li> <li>・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。犯罪人引渡協定の締結交渉を実施する。</li> <li>・地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。</li> </ul>
	目標	<p>個別の問題があっても関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の基本的考え方にのっとり、関係を進めていくよう、中国側に働きかけていく。</p>
4 (2) 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面)		
基準	<p>22年度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日中経済関係の発展</li> <li>2 各種条約・協定の締結に向けた協議の実施</li> <li>3 東日本大震災を受けた協力の進展</li> </ol>	<p>(選定理由)</p> <p>日中関係は厳しい状況にあるが、両国の経済関係は緊密かつ相互依存적であり、左記に掲げた目標(日中間の幅広い分野における対話の実施、両国共通の課題における協力の強化、東日</p>

年度 目標	26 年度	<p>日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の問題があっても関係全体に影響を及ぼさないよう努力し、発展させていくとの「戦略的互惠関係」の基本的考え方にとり、大局的観点から日中関係を進めていく。</p> <p>このような情勢にあるが、中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につなげることが望ましく、日中間で進めるべき経済分野での協力・交流としては、例えば以下を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日中間の幅広い分野における経済対話を実施し、両国経済、地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。</li> <li>2 環境・省エネルギー、少子高齢化等の両国共通の課題といえる分野で、その克服に向け協力を進め、Win-Winの関係を構築する。</li> <li>3 東日本大震災後に残された課題(中国による日本産品に対する輸入規制及び渡航制限措置の緩和・撤廃等)の克服に向けた協力の進展。</li> </ol>	<p>本大震災後に残された課題の克服に向けた協力の進展)は、これを推進することによって、日中双方が利益を得ることができる。</p> <p>こうした日中間の経済面の協力強化のための取組を測定することは、経済分野での協力強化を通じて、日中関係全体の改善につながる環境を醸成するとの施策の進捗を把握する上で重要である。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の問題が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻ることが重要である。</p> <p>また、こうした情勢の下、可能な限り中国との経済関係を継続的に強化していくことは、我が国経済及び世界経済の発展のために重要である。</p>
	—	日中「戦略的互惠関係」の原点に戻り、関係を進めていくよう、働きかけていく。	
4(3)日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)			(選定理由)
基準	22 年度	ハイレベル対話促進、経済関係促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模課題への取組における連携強化の推進	<p>モンゴルは、中露両国に挟まれた地政学的に重要な位置に所在することに加え、豊富な鉱物資源を背景として経済的な潜在性、また、自由、民主主義などの価値観を共有し、地域、国際場裏などで連携し協力する重要なパートナーであり、両国関係の着実な進展のための「戦略的パートナーシップ」の強化に向けた取組を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>昨年9月に策定した「中期行動計画」の着実な実施を通じて、ハイレベル対話をはじめとした政治・安全保障分野における多層的で戦略的な対話を促進し、地域・国際場裏での連携を強化し、文化・人的交流を推進することが重要である。</p>
年度 目標	26 年度	「中期行動計画」の着実な実施を通じて、ハイレベル対話をはじめとした政治・安全保障分野における多層的で戦略的な対話を促進し、地域・国際場裏での連携を強化し、文化・人的交流を推進する。	
目標	—	「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル関係を一層深化させる。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠)
4(4)日モンゴル関係の着実な進展(経済面)			(選定理由)
基準	22 年度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済関係の促進</li> <li>2 日モンゴルEPA締結に向けた取組の推進</li> </ol>	<p>モンゴルは、中露両大国に挟まれた地政学的に重要な位置に所在することに加え、豊富な鉱物資源を背景として経済的な潜在性、また、自由、民主主義などの価値観を共有し、地域、国際場裏などで連携し協力する重要なパートナーであり、両国関係の着実な進展のための「戦略的パートナーシップ」の強化に向けた取組を測定することは、施策の進捗を把握する上で重要である。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>大筋合意に至った日モンゴル経済連携協定締結に向けて手続きを進めるとともに、昨年9月に策定した「中期行動計画」の着実な実施を通じて、両国経済関係を拡大・深化させることが重要である。</p>
年度 目標	26 年度	日モンゴル経済連携協定締結に向けた手続きを推進するとともに、「中期行動計画」の着実な実施を通じて、両国経済関係を拡大・深化させる。	
目標	—	「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル関係を一層深化させる。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠)
4(5)日台実務関係の着実な進展			(選定理由)
基	—	台湾との間の実務関係の窓口である交流協会の活動に必要	台湾は、民主、平和、法の支配といった基本

準	な支援の供与					的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーであり大切な友人である。経済分野での更なる協力の深化や、故宮博物院展等の文化交流を通じた相互理解の深化を進展させる。			
年度目標	26年度					的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーであり大切な友人である。経済分野での更なる協力の深化や、故宮博物院展等の文化交流を通じた相互理解の深化を進展させる。			
目標	—	良好な日台関係を維持・発展させていく。				(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年、投資、オープンスカイ、マネーロンダリング防止、漁業等の様々な分野で日台間の実務協力を進める合意文書が作成されており、26年度の目標である経済分野での更なる協力の深化や、故宮博物院展等の文化交流を通じた相互理解の深化は、こうした実務分野における台湾との協力関係を更に深化させていく上で重要である。			
4(6)日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く)		基準値	年度目標値		目標値				
		22年度	26年度		—				
①日中		①9	①4回		—				
②日モンゴル		②6	②3回		—				
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) ハイレベルの会談数は、中国及びモンゴルとの関係強化という施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 中国との首脳、外相会談については、その実施が困難な状況が継続しているが、同国との関係改善は極めて重要であり、年度目標値のとおり設定した。 モンゴルについては、過去3年間の会談数の平均を目安にした。								
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等			関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額) 23年度 24年度 25年度 26年度	当初予算額 26年度	行政事業レビュー事業番号	
	①日中・日モンゴル関係の推進(14年度)	1 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施 両国の首脳、外相、その他関係閣僚による相互訪問の拡充により、頻繁かつタイムリーなハイレベル対話を実施する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互惠関係」のさらなる充実という目標を達成するために必要である。 日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、26年度においても引き続き中国側と粘り強く対話を行い、個別の問題が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。			(1) (6)	96 (63)	263 (85)	403 (235)	500
		2 新日中友好21世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進及び各種招へい事業の重層の実施による対日理解強化 文化、経済、学術等、幅広い分野における日中両国の有識者の重層的な交流を推進し、両国の相互理解及び国民感情の改善を図るとともに、中国の青少年(学者、記者、文			(1)				

	<p>化人、中堅幹部等)の招へいを重層的に行うことにより、中国の若い世代の対日理解を強化・促進する。</p> <p>上記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互惠関係」のさらなる充実という目標を達成するために必要である。</p>							
	<p>3 日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議</p> <p>外相を議長とし両国の閣僚級が参加する日中ハイレベル経済対話(HED)から、事務レベルの協議まで、日中間で各種の経済協議を行い、両国の経済関係の強化を目指す。</p> <p>上記達成手段の実施により期待される効果である、二国間経済関係の一層の強化、地域・グローバルは経済課題に関する協力の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互惠関係」の更なる充実という目標を達成するために必要である。</p>	(2) (6)						
	<p>4 日本・モンゴル「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた取組の促進</p> <p>「戦略的パートナーシップ」の構築に向け、ハイレベル往来及び経済関係の強化、人的・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の4本柱の下で、具体的な関係強化を図っていく。</p> <p>このような取組により、日モンゴル関係の一層深化との施策の目標の達成に寄与する。</p> <p>26年度においては、「中期行動計画」の着実な実施を通じて、ハイレベル対話をはじめとした政治・安全保障分野における多層的で戦略的な対話を促進し、地域・国際場裏での連携を強化し、文化・人的交流を推進する。</p>	(3) (4) (6)						
②アジア友好促進補助金 (昭和47年度)	<p>台湾に関する我が国の立場を堅持しつつ、台湾との実務関係の窓口である交流協会を通じ、関係維持のための様々な取組を行う。</p> <p>こうした取組により、我が国の台湾に関する立場を堅持しつつ、交流協会を通じて様々な取組を行うことが、日台の実務関係を維持しつづけるために必要である。</p> <p>26年度においては、経済分野での更なる協力の深化や、故宮博物院展等の文化交流を通じた相互理解の深化を進展させる。</p>	(5)	1,325 (1,264)	1,212 (1,197)	1,200 (1,179)	1,369	006	
③中国遺棄化学兵器問題への取組 (3年度)	<p>中国各地でいまだに発見される旧日本軍の化学兵器の存在を確認するため、現地調査によって状況を確認するとともに、当該遺棄化学兵器が中国各地でもたらす住民の安全及び周辺環境に影響を及ぼさないように適切な措置をとる。</p> <p>こうした取組は日中関係の維持に不可欠である。</p>	(1)	903 (903)	379 (367)	868 (944)	435	007	
④日米モンゴル事務レベル協議 (26年度)	<p>米国及びモンゴルとともに北東アジア情勢をはじめとした地域情勢や外交・安全保障政策、共通の課題につき意見交換を行う。</p> <p>こうした取組は、大きく変化するアジア太平洋地域の安全保障環境の中で、多層的な対話枠組を確保するものであり、施策目標の達成に寄与する。</p>	(3)	—	—	—	3	新26 —01	

<p>⑤アジア友好促進補助金(国際法と海洋に関する知的交流事業費) (26年度)</p>	<p>我が国と台湾とは海洋に関連して多くの利益や関心を共有する関係にあり、各種の実務的協力を模索する余地がある一方、大陸棚や海洋資源の保護・利用に関連した摩擦が生じる可能性も常に潜在していることにかんがみ、国際法及び海洋に関する日台間の相互理解の増進を図るため、専門家、関係者間の意見交換を行う。 こうした取組は日台関係の深化させるものであり、施策目標の達成に貢献する。</p>	(5)	—	—	—	18	新 26 —02
--	---	-----	---	---	---	----	-------------

個別分野	5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	
概要	<p>(1)我が国はメコン河流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとして、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。</p> <p>(2)各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。</p>	
測定指標	5(1) 要人往来を通じた二国間関係の強化	
	基準	— 様々なスキームを通じての各種会談・協議等の実施
	年度目標	26年度 <p>第5回日メコン首脳会議で採択された「東京戦略2012」の中間評価及び改訂版「行動計画」に基づきつつ、中長期的な視点から日本とメコン諸国間の協力をより推進させるべく、ASEAN 関連外相会議、同首脳会議を含む要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。これらを通じ、我が国プレゼンスの拡大、パートナーシップの強化等二国間関係を幅広く強化する。</p> <p>特に、ミャンマーについては、ASEAN 関連会合に向けた連携、少数民族との和平に向けた支援といった各分野で協力を進め、幅広い二国間関係をより一層強化していく。</p>
目標	— 様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>(選定理由)</p> <p>メコン地域は、東南アジアの陸上・海上輸送の要衝に位置し、地政学的に重要な同地域を含むASEANの安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発によるASEAN新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN域内の格差を是正し、平成27(2015)年のASEAN共同体設立に向け、統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要である。さらに同地域には、天然資源や優秀な労働力などの発展の潜在力が存在しており、日本企業にとって重要な投資、インフラ輸出先となっている。</p> <p>こうしたメコン地域各国との二国間関係強化に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>平成27(2015)年のASEAN共同体設立を間近に控え、日本がメコン地域諸国との協力関係を進展させることが重要である。</p> <p>「東京戦略2012」の中間評価及び改訂版「行動計画」に基づきメコン諸国との協力を推進すべく、ASEAN 関連外相会議、同首脳会議を含む要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施することは、地域の安定と繁栄を確保する上で重要である。</p> <p>ミャンマーについては、平成26年が日ミャンマー外交関係樹立60周年、かつ、同国が初めてASEAN議長国をつとめる重要な節目の年であることをふまえ、また、平成27年に総選挙が実施されることにもかんがみ、各分野で協力を進め、幅広い二国間関係をより一層強化していくことが重要である。</p>
5(2) 経済協議の実施と貿易投資環境の整備		
基準	— 各種投資委員会、フォーラム等の実施	(選定理由) <p>経済協議の実施と貿易投資環境の整備に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で</p>

年度目標	26年度	上記の「東京戦略2012」中間評価及び改訂版「行動計画」に基づきつつ、中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより推進させるべく、各国との経済協議の枠組、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催するとともに、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムを開催し、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、二国間のみならず、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。	重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 各国との経済協議の枠組、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催するとともに、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムを開催することは、同地域への日本企業の進出を一層促進し、二国間のみならず、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める上で重要である。							
	目標	各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。								
5(3)メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進			(選定理由)							
基準	—	メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進	メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。							
年度目標	26年度	中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成26年度の日メコン首脳会議及び同外相会議では、「東京戦略2012」中間評価及び改訂版「行動計画」に基づき日メコン協力がいかに進展したかについて評価を行う。 また、環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムの第3回会合及び日メコン協力における官民連携の促進を目指す日メコン官民連携・協力促進フォーラムの第5回会合の開催につき各国と合意形成を行う。 さらに、平成27年は、平成24(2012)年からの3カ年計画を定めた「東京戦略2012」に代わる新たな成果文書を作成することになる見込みであることから、右に向け、メコン諸国との意見交換を通じ、日メコン協力のより一層の進展を図る。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 「東京戦略2012」に基づいた日メコン協力の進展状況について評価を行うとともに、同文書に代わる新たな文書作成は、メコン諸国との協力を安定的に継続する上で重要である。 また、グリーン・メコン・フォーラムの第3回会合及び日メコン官民連携・協力促進フォーラムの第5回会合の開催は、メコン地域諸国との協力を環境および官民連携の視点から強化する上で重要である。							
目標	—	首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。								
5(4)要人往来数(政務官レベル以上)		基準値	年度目標値		目標値					
		22年度	26年度		—					
		30	36		—					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 地域諸国との間の要人往来数の測定は、日メコン諸国間の協力関係の進展状況を把握する上で、有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去4年間の実績の平均を目安に設定した。									
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等			関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額)		行政事業レビュー事業番号		
					23年度	24年度	25年度		26年度	
	①メコン地域諸国との友好関係の強化(18年度)	1 要人往来をはじめとする対話・交流の継続・促進 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの一層の関係強化のため、要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。 特に、ベトナムについては、杉良太郎・日ベトナム特別大使によるベトナム親善訪問や、日越友好音楽祭への出席、ベトナムを含むアジア各国の学生を招へいして開催する南あわじ市における映画祭への出席、ベトナムの恵まれない子供達への慈善活動等を通じた民間レベルでの日越			(1)	16 (13)	38 (33)	12 (11)	13	009

	<p>交流を促進する。</p> <p>両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談、また交流事業を実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。</p> <p>26年度においては、二国間の相互訪問やASEAN関連外相諸会合を含む要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。特に、ミャンマーについては、ASEAN関連会合に向けた連携、少数民族との和平に向けた支援といった各分野で協力を進め、幅広い二国間関係をより一層強化していく。</p>							
	<p>2 東南アジア対外関係調査</p> <p>東南アジアにおける中国の影響力の増大についての情報収集及び分析、並びに右を踏まえた資料作成を行う。</p> <p>要人往来、各種会談協議に向けた準備の一環として、メコン地域を含む東南アジアにおいて影響力を増大させている中国の動向について情報収集及び分析を行うことは、メコン地域諸国と戦略的に友好関係を強化していくことにつながる。</p>	(1)						
	<p>3 経済協議の推進と貿易投資環境の整備</p> <p>タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの一層の経済関係強化のため、各種経済協議やフォーラムを実施する。</p> <p>また、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムについては、官民からなる日本側作業グループ会合における議論を提言等にまとめた上で、メコン各国から関係者を招へいし、日本メコン全体会合を開催する。</p> <p>様々な経済協議やフォーラムを通じて、メコン地域諸国と我が国との間の貿易投資活動を促進することは経済面での関係強化につながる。</p> <p>26年度においては、各国との経済協議の枠組、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催するとともに、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム第5回会合を開催する。</p>	(2)						
	<p>4 メコン地域開発支援</p> <p>日メコン首脳会議や日メコン外相会議を開催する。</p> <p>タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの一層の関係強化のため、日メコン外相会議、日メコン首脳会議等を通じての協力関係を強化する。また、我が国のメコン地域開発支援はASEAN統合を促進し、アジア大洋州地域の重要なプレイヤーであるASEAN全体と我が国との関係強化につながる。</p> <p>26年度においては、「東京戦略2012」の中間評価及び改訂版「行動計画」に基づいて、日メコン協力を更に進展させていく。また、グリーン・メコン・フォーラムの第3回会合及び日メコン官民連携・協力促進フォーラム第5回会合を開催する。</p>	(3)						
②日・ベトナム経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修	<p>ベトナム人看護師・介護福祉士候補者180名程度を対象にベトナムで訪日前日本語研修を12ヶ月間実施し、看護・介護の現場で最低限必要な基礎日本語を習得させるとともに、現地で訪日前研修を受けた者のうち一定レベルの日本語能力を有する者を対象に日本で訪日後研修を2ヶ月間実施し、日本社会・文化・職場環境への適応及び看護・介護の現場で必要な専門用語を習得させる。</p> <p>メコン諸国との一層の経済関係強化のためには、経済連携</p>	(2)	—	—	102 (91)	223	010	

(25年度)	協定で定められた各種分野の協力の深化が不可欠である。この観点から、日越経済連携協定に設けられた「自然人の移動」小委員会で議論されて具体的成果として新たに開始される看護師・介護福祉士の受け入れについて強化することは、日越経済連携協定全体の推進、貿易投資環境の整備につながる。						
③ミャンマー支援関係 (26年度)	<p>ミャンマーにおける国民和解、経済改革のための改革の動きが確固たるものとなるよう、笹川ミャンマー国民和解担当政府代表及び当省幹部が、ミャンマー政府関係者及び民主化勢力、少数民族関係者等と国民和解の促進に資する協議を行う。また、経済改革支援及び二国間関係強化のため、投資協定の早期締結を含む投資環境の改善や、ティラワ経済特区開発における協力が確固たるものになるよう、その基盤となる基本事項の策定を行う。</p> <p>こうした取組は、民政移管後のミャンマーにおいて、予想を上回るスピードで行われている民主化、国民和解、経済改革を後押しするものであり、アジアの平和と発展、及び国際社会の安定に貢献する。</p>	(1)	—	—	—	6	新26 —03

個別分野	6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化			
概要	<p>以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。</p> <p>(1) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進</p> <p>(2) EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化の促進</p> <p>(3) 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力</p>			
測定指標	6(1) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	—	要人往来、各種協議、会談、招へい等の実現	(選定理由) 要人往来を始めとする各種対話、交流は各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度	<p>要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については、次の取組の実施に努める。</p> <p>1 首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化</p> <p>2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化</p> <p>3 各種招聘スキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現</p> <p>4 例：安倍総理のシンガポール訪問、ナジブ・マレーシア首相来日、アキノ・フィリピン大統領来日、及び岸田大臣のインドネシア訪問、等。</p>	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力を実施は、双方の外交関係の一層の強化に寄与するため。特にシンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシアとの首脳会談や外相会談の実施は、関係強化にとって重要である。
	目標	—	要人往来、各種協議、会談、招へい等を実現し、所管国との対話・交流・協力を強化する。	
	6(2) 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化			(選定理由)
	基準	—	EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化の促進	アベノミクスを推進する安倍政権にとって経済外交は、優先事項であり、各国との経済分野での関係緊密化についての実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度	<p>インフラ輸出支援を念頭に、日系企業支援と個別案件での支援を継続する(MPA戦略プランの推進等)。</p> <p>各国との経済連携協定(EPA)を確実に実施し、特に日・インドネシアEPA、日・フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて研修の着実な実施し受入れの拡大に努める。</p>	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) インフラ輸出の促進と経済連携協定(EPA)の推進は、日本復興戦略においても優先事項として取り上げられており、二国間経済関係の強化に資するため。 ・日本復興戦略(平成25年6月14日閣議決定)
	目標	—	個別案件での支援等によりインフラ輸出支援を強化するとともに、EPAの着実な実施を通じて所管国との経済関係を緊密化する。	
	6(3) 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力			(選定理由)
	基準	—	東ティモールの国づくり支援、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス平和構築への積極的関与等による平和構築に関する支援・関与、災害対応支援、民主主義の普及・定着への貢献等	多面的安保協力の一環としての平和構築支援や普遍的な価値・制度の定着・強化は岸田外交の重点分野の一つであり、この分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
年度目標	26年度	<p>東ティモールの国づくり支援を継続する。</p> <p>フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援を継続する。</p> <p>バリ民主主義フォーラムへの積極的関与を継続する。</p>	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 東ティモールの国づくり支援やフィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援は、我が国による平和構築支援の成功例であり、継続が重要である。バリ民主主義フォーラムへの関与も我が国による地域における民主主義定着支援の好例であり継続が必要である。	
目標	—	平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題に共に対応する。		
6(4) 要人の往来数(日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)		基準値	年度目標値	目標値
		22年度	26年度	—
		14	18	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設	(選定理由) 要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。			

定の根拠		(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去4年間の実績の平均をやや上回る目標を設定した。						
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初 予算 額	
				23年 度	24年 度	25年 度	26年 度	
①東南アジア島嶼国との友好関係の強化 (18年度)		1 要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの一層の関係強化のため、要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・協力を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。	(1)	14 (8)	14 (7)	15 (6)	9	012
		2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの経済関係緊密化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 26年度においては、インフラ輸出支援を念頭に、日系企業支援と個別案件での支援を継続する(MPA 戦略プランの推進等)とともに、各国との経済連携協定(EPA)を確実に実施し、特に日・インドネシア EPA、日・フィリピン EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて研修の着実な実施し受入れの拡大に努める。	(2)					
		3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの地域及び国際的課題に対する協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした取組により、相手国と協議を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 26年度においても、東ティモールの国づくり支援、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援及びバリ民主主義フォーラムへの積極的関与を継続する。	(3)					
②日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修事業 (24年度)		EPAに基づいて訪日するインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を対象に6か月間の訪日前研修を行うことにより、インドネシア人候補者の国家試験合格率の向上を図る。 こうした取組による国家試験合格率の向上は、インドネシアとの人的交流の強化につながる。	(2)	—	128 (87)	125 (119)	149	011

個別分野	7 南西アジア諸国との友好関係の強化		
概要	1 インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進 3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施		
測定指標	7 (1)インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	—	(選定理由) 近年、政治的及び経済的影響力を増しているインドとの関係強化は、政治安全保障分野だけでなく、海外への経済進出を積極的に進めている我が国経済の活性化にとって重要であり、戦略的グローバル・パートナーシップを中心とする左記の様々な実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記の目標の達成は、自由や民主主義、人権、法の支配といった基本的な価値を共有するインドと継続して協力関係を進展させる上で、重要である。 ・第186回国会施政方針演説、第186回国会外交演説
	目標	—	
	7 (2)要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く)		(選定理由)
	基準	—	南西アジア地域各国は、概ね高い経済成長を実現し国際社会での存在感を高めつつあり、アジアと中東の結節点に位置するという地政学的な重要性を有するほか、約16億人の域内人口を擁する潜在的な市場として経済面での関心も高まっている。かかる観点から地域各国との間で、要人往来を含め、多様な分野、多層的なレベルの交流を通じて友好関係の構築、強化の取組実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 継続して要人往来を行うことは、安定した二国間関係維持のために重要である。
	目標	—	
	7 (3)南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施		(選定理由)
	基準	—	南西アジア地域各国は、政情が不安定な国も少なくなく、政府による経済的及び制度的支援を継続的に実施することが重要であるところ、その支援・協力の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
年度目標	26年度	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 地域各国のニーズを踏まえたきめ細やかな支援・協力体制を日常的に構築することが重要である また、地域の平和と繁栄を実現する上で、開発及び民主化支援が重要である。	
目標	—		
7 (4)要人往来数		基準値	年度目標値
		22年度	26年度
		13	13
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定	(選定理由) 要人往来は、各国との関係促進における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		

定の根拠		(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 要人往来は南西アジア地域各国との交流を促進する上で、高い水準を維持することが必要であり、過去4年間の平均値を目安とした。						
7(5)(参考指標)貿易額(億円)								
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額)				行政事業レビュー事業番号
				23年度	24年度	25年度	26年度	
	①南西アジア諸国との友好関係の強化 (19年度)	1 インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化 日インド年次首脳会談等各種会談・協議を実施する。 首脳を含む様々なレベルでの対話の実施による重層的な二国間関係の構築は、日印戦略的グローバル・パートナーシップにつながる。 26年度においては、インドのモディ新首相の訪日をはじめとした要人往来、閣僚級、日印外相間戦略対話、各種事務レベルでの協議など幅広い分野における対話、日本式新幹線システム導入、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)といった大型経済協力案件などについて取り組んでいく。	(1)	45 (36)	49 (40)	47 (40)	42	013
		2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進 南西アジア諸国との間で首脳を含む様々なレベルでの対話を実施するよう努める。 これにより、これら諸国との対話・交流の継続・促進に寄与する。 26年度においては、具体的には、バングラディッシュ首相の来日、ブータン首相の来日実現を目指す。また、我が国要人の南西アジア地域各国への訪問実現を目指す。	(2)					
	3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施 災害に対し迅速に支援し、南西アジア諸国が抱える課題解決に貢献する支援・協力を実施する。 こうした取組は、同地域の平和と繁栄に寄与する。	(3)						

個別分野	8 大洋州地域諸国との友好関係の強化			
概要	大洋州地域諸国とのハイレベルの対話を強化する等して、友好関係を強化する。			
測定指標	(1) 豪州及びNZ との関係強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準	<p>要人往来</p> <p>ギラード豪首相(4月), ジェンキンス豪連邦下院議長(5月), エマーソン豪貿易相(10月), マッカーリーNZ 外相(8月)が来日するとともに, 我が方からは, 山花外務大臣政務官の訪豪(8月), 中野外務大臣政務官の訪豪(11月), 山口外務副大臣の訪NZ(9月)を実施した。</p> <p>年度中の主な進捗事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日豪経済連携協定(EPA)交渉第13回会合(12月)</li> <li>・日豪経済連携協定(EPA)交渉第14回会合(2月)</li> </ul>	(選定理由)	
	年度目標	<p>日豪関係については, 「戦略的パートナー」として, 安全保障・防衛分野での協力関係強化(装備品, 円滑化関係)を進めるとともに, 日豪EPA交渉を推進し, ハイレベルの対話を強化する。</p> <p>日NZ 関係については, 「戦略的協力パートナー」として, 経済や安全保障・防衛, 人的交流での協力を深め, ハイレベルの対話を強化する。</p>	<p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>最近の日豪, 日NZ における関係に照らして, 特に左記の目標の達成は, アジア太平洋地域の戦略環境が変化する中, 安全保障・防衛や経済分野での協力を強化する上で重要である。</p>	
	目標	日豪・日NZ の「パートナーシップ」を推進・強化する。		
測定指標	(2) 太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化		(選定理由)	
	基準	<p>要人往来</p> <p>プナ・クック諸島首相(6月), ポリエPNG 外務貿易移民相(4月), ナイラティカウ・フィジー大統領(6月)が来日するとともに, 我が方からは, 菊田外務大臣政務官(当時)の訪マイクロネシア(7月)を実施した。</p> <p>年度中の主な進捗事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日・PNG 投資協定署名(4月)</li> <li>・第6回太平洋・島サミット開催に向けた有識者会合(5月, 7月, 8月, 10月, 11月)</li> <li>・日・クック諸島外交関係開設に係る署名(6月)</li> </ul>	<p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>最近の日・島嶼国関係に照らして, 太平洋・島サミットプロセスに係る事業の進捗が期待できるため。有識者会合, 関係国・地域との協議及びハイレベルの対話の強化により, 第7回太平洋・島サミットを意義深いものとする事は, これら諸国との関係強化を進める上で重要である。</p>	
	年度目標	第7回太平洋・島サミット(平成27年5月予定)の開催に向けて, 有識者会合や関係国・地域との協議を行い, ハイレベルの対話を強化する。		
	目標	太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を強化する。		
(3) 要人の往来数		基準値	年度目標値	目標値
		22年度	26年度	—
		34	18	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>(選定理由)</p> <p>関係強化の水準を測定するにあたり, ハイレベルの要人往来数の測定は, 施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>豪州, NZ 及び太平洋島嶼国・地域の合計16の国・地域について, それぞれ往訪又は来訪が少なくとも1回ずつ(特に関係の深い豪州及びNZ にあっては, 2回ずつ)あることを想定した。(平成22年度は太平洋・島サミット第1回中間閣僚会合があったため, 例年より往来数が多かったもの。)</p>			
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	<p>単位: 百万円</p> <p>予算額計(執行額)</p> <p>当初予算額</p> <p>行政事業レビュー</p>

			23年度	24年度	25年度	26年度	事業番号
①大洋州地域諸国との友好関係の強化 (13年度)	<p>1 豪州及びニュージーランドと様々なレベルでの協議の実施及び二国間、地域、国際場裏における相互協力の推進</p> <p>二国間首脳・外相会談に加え、日米豪戦略対話をはじめとする各種協議を実施する。</p> <p>両国とハイレベルでの要人往来、二国間会談及び各種国際会議の実施による豪州及びNZとの友好関係の強化は、施策目標の達成に貢献する。</p> <p>26年度においては、以下の達成を目指す。</p> <p>(1) 日豪関係については、「戦略的パートナー」として、安全保障・防衛分野での協力関係強化(装備品、円滑化関係)を進めるとともに、日豪 EPA 交渉を推進し、ハイレベルの対話を強化する。</p> <p>(2) 日NZ関係については、「戦略的協力パートナー」として、経済や安全保障・防衛、人的交流での協力を深め、ハイレベルの対話を強化する。</p>	(1) (3)	49 (31)	114 (95)	49 (41)	16	014
	<p>2 太平洋島嶼国との間での太平洋・島サミットの開催に向けた二国間、地域、国際場裏における相互協力の推進</p> <p>ハイレベルでの要人往来や国際会議出席を通じ関係を強化する。二国間首脳・外相会談をはじめとする各種協議を実施する。</p> <p>我が国の対大洋州外交の柱である太平洋・島サミットを中心に様々な機会をとらえて太平洋島嶼国との関係強化を図ることは、施策目標の達成に寄与する。</p> <p>26年度においては、第7回太平洋・島サミットの開催に向けて、有識者会合や関係国・地域との協議を行い、ハイレベルの対話を強化する。</p>	(2) (3)					
②第7回太平洋・島サミット開催準備 (26年度)	<p>1 太平洋島嶼地域を長期に渡り継続的に研究している専門家を含む国内有識者に委嘱して日・太平洋島嶼地域関係のあり方につき提言を得る。</p> <p>2 参加各国政府からの十分な意見表明と議論の機会を確保し、首脳レベルでの意見交換の方向性を探究する高級実務者会合(SOM)を開催する。</p> <p>3 各国首脳に心温まるもてなしを提供し、かつ、我が国が有する伝統と最先端技術を島嶼国首脳が十分体感できるよう、第7回太平洋・島サミットの開催地となる地方公共団体等との緊密な準備協議を実施する。</p> <p>4 サミットの機会に広く国内各層にこの地域の重要性を発信する広報事業等を実施する。</p> <p>これら取組により、太平洋島嶼地域との関係を強化することは、施策目標の達成に貢献する。</p>	(2)	—	—	—	24	新26 —04



## 施策 I - 2 北米地域外交



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-I-2)

施策名	北米地域外交	担当部局名	北米局	
達成すべき目標	<p>1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。</p> <p>(1) 日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。</p> <p>(2) 日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。</p> <p>(3) 日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の円滑な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。</p> <p>2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。</p> <p>(1) 日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。</p> <p>(2) 日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。</p>	目標設定の考え方・根拠	<p>日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有し、日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域の平和と安定の礎である。したがって、幅広い分野において日米同盟をより一層強化し、また日米両国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の連携を一層強化することは必要不可欠である。</p> <p>日加両国は普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG8のメンバーであり、またその関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日加両国が、世界が直面する諸課題についてより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び強化させることは極めて重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 186 回国会施政方針演説(平成 26 年 1 月 24 日)</li> <li>・第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日)</li> </ul>	
施策の概要	<p>1 北米諸国との政治分野での協力推進</p> <p>(1) 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。</p> <p>(2) 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。</p> <p>2 北米諸国との経済分野での協力推進</p> <p>(1) 米国</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化する。</li> <li>イ 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。</li> <li>ウ 個別経済問題に対処する。</li> </ul> <p>(2) カナダ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。</li> <li>イ 日加 EPA 交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。</li> <li>ウ 日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。</li> </ul> <p>3 米国との安全保障分野での協力推進</p> <p>(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。</p> <p>(2) 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。</p> <p>(3) 日米地位協定についての取組を行う。</p>		政策体系上の位置付け	地域別外交
			政策評価実施予定時期	平成 27 年 8 月
測定指標	後述の個別分野の該当欄に記入する。			
達成手段	後述の個別分野の該当欄に記入する。			

個別分野	1 北米諸国との政治分野での協力推進			
概要	(1)日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 (2)日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。			
測定指標	1(1)共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準	22年度	(選定理由) 日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国であり、我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟は、アジア太平洋地域の平和と安定にとって極めて重要である。また、日加両国は普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG8のメンバーであり、その関係には更なる発展の潜在力がある。こうした日米・日加両政府間の協力関係に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増しており、米国との協力関係を強化する必要がある。 カナダとは、平成25年9月に実質合意したACSAの締結に向けた手続を進めること等により、その関係を引き続き深化・発展させることが重要である。 ・第186回国会施政方針演説(平成26年1月24日) ・第186回国会外交演説(平成26年1月24日)	
	年度目標	26年度		
	目標	—		
	1(2)日米・日加間の相互理解の進展		(選定理由)	
	基準	—	(選定理由) 日米・日加間の相互理解はより強固な二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流・対話を重層的に強化し、日米・日加間の相互理解を促進することは極めて重要であり、そのための取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 在米・在加日系人との交流、KAKEHASHI Projectといった青少年交流等、幅広い層における日米・日加間の相互理解を進展させる上で、有効であり、継続して実施していく。	
	年度目標	26年度		
目標	—			
1(3)日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む) (注)副大統領を含む。		基準値	年度目標値	目標値
		23年度	26年度	—
		13	13	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 日米二国間会談数は、日米政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 23年度は日米政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整が緊密に行われたため、基準値の水準を維持することが必要である。			
1(4)日加二国間会談数		基準値	年度目標値	目標値

(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	23年度	26年度	—					
	6	6	—					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 日加二国間会談数は、日加政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 23年度は日加政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整が緊密に行われたため、基準値の水準を維持することが必要である。							
1(5)米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)	基準値	年度目標値	目標値					
	22年度	26年度	—					
	①一般の部 ②有識者の部	①84% ②90%	①84% ②90%	—				
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 米国における対日世論調査の結果は、幅広い層における日米間の相互理解の程度を一定程度適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 22年度は日米両国間における重層的な交流・対話が実現されていたため、基準値の水準を維持することが必要である。							
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計(執行額)				
				23年度	24年度	25年度	26年度	
①北米諸国との政治分野での協力推進(* )	1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 日米、日加政府間(首脳、外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 こうした取組による日米・日加両政府間の協力関係の進展は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の強化及び日加関係の推進に寄与する。 26年度においては、米国との間では、安全保障、経済等の二国間関係のみならず、アジア太平洋地域情勢への対応を始め、幅広い分野で協力関係を強化していく。 2 日米・日加間の相互理解の進展 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。 こうした取組による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流・対話を重層的に強化し、施策目標の達成に寄与する。 26年度においては、重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。交流プログラムをそのフォローアップまで見据えて着実に実施していく。	(1) (3) (4)	57 (42)	220 (202)	50 (42)	52	016	
		(1) (5)						
②日本人若手英語教員派遣事業	若手英語教員を約6ヵ月間米国に派遣し、現地の大学で英語教授法を学ばせるとともに、米国での人的交流やホームステイを通じて米国への理解を深め、英語教員の英語指導力及	(2) (5)	200 (172)	160 (158)	160 (160)	149	015	

	(23年度)	<p>び英語によるコミュニケーション能力の充実を図る。</p> <p>この事業は、若年層の米国の理解促進につながるものであり、中長期的な視点に立ち、日米同盟の深化・発展のための国民の幅広い層における相互理解の推進に寄与する。本事業は文部科学省と外務省の共管事業。</p>						
--	--------	---	--	--	--	--	--	--

個別分野	2 北米諸国との経済分野での協力推進														
概要	<p>(1)米国</p> <p>ア 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化する。</p> <p>イ 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。</p> <p>ウ 個別経済問題に対処する。</p> <p>(2)カナダ</p> <p>ア 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。</p> <p>イ 日加 EPA 交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。</p> <p>ウ 日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。</p>														
測定指標	2(1)米国との経済分野での協調の深化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠											
	基準	22年度	成長を実現するため、経済分野における協力をさらに強化した。	<p>(選定理由)</p> <p>世界経済の情勢変化が進む中、我が国及び米国をとりまく国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ、日米それぞれの取組が我が国の経済成長、ひいては世界経済の成長につながるよう対米経済政策を強化していく必要があり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>深化やエネルギー等の分野における協力関係を強化・発展させることは日米同盟の強化の観点からも極めて重要である。また、日米両国が、高い水準で、野心的で、包括的な TPP 協定を達成するために協働することは、アジア太平洋における新たなルール作りを主導する上で重要である。</p> <p>・第186回国会施政方針演説(平成26年1月24日)</p>											
	年度目標	26年度	日米間で、貿易・投資関係を更に深めるとともに、エネルギーをはじめとする様々な分野における協力関係を引き続き推進していく。また、TPP 交渉を通じて日米で協力してアジア太平洋における新たなルールを作り上げていく。												
	目標	—	<p>1 日米首脳会談・外相会談等の機会をとらえた具体的成果を積み上げる。</p> <p>2 日米間の各種経済対話を実施する。</p>												
2(2)カナダとの経済分野での協調の深化			(選定理由)												
基準	22年度	日本とカナダは、基本的価値を共有するアジア・太平洋地域におけるパートナー及びG8のメンバーとして幅広い分野で緊密に協力しており、経済分野においては日加次官級経済協議、日加貿易投資対話、協力作業部会等の実施、科学技術、エネルギー・鉱物資源分野等の個別の協力を促進した。具体的には、11月の首脳会談において、日加間の経済連携につき前向きに取り組んでいくこと、資源開発に関する連携を緊密化すること等につき一致したことを受け、平成23年2月には、日加 EPA の可能性に関する共同研究を開始することで一致し、これまで2度の共同研究会合が開催されるなど、両国の経済関係強化に向け着実な進展を得た。	<p>世界経済の情勢変化が進む中、我が国及びカナダをとりまく国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ、日加それぞれの取組が我が国の経済成長、ひいては世界経済の成長につながるよう対カナダ経済政策を強化していく必要があり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>カナダは、我が国にとって長きにわたる政治・経済面での重要なパートナーであり、エネルギー・鉱物及び食料資源の安定的な供給の確保といった観点からも重要性が高まっている。そのような中、次官級経済協議や貿易投資対話等の実施を通じ、日加経済枠組みに基づく個別の協力を促進するとともに、日加 EPA 交渉の進展により二国間関係の更なる活性化と深化を図る必要がある。</p>												
年度目標	26年度	日加 EPA 交渉の着実な進展に努める。また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進める等、個別の協力を強化していく。													
目標	—	日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。													
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等		関連する測定指標	<p>単位:百万円</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">予算額計(執行額)</th> <th>当初予算額</th> </tr> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>26年度</th> </tr> </table>	予算額計(執行額)				当初予算額	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
予算額計(執行額)				当初予算額											
23年度	24年度	25年度	26年度	26年度											
					行政事業レビュー番号										

①北米諸国 との経済分 野での協力 推進 (14年度)	1 米国との経済分野での協調の深化 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。また、個別経済問題に対処する。こうした取組により、日米関係を強化・発展させることは、施策目標の達成に寄与する。 26年度においては、日米間で、貿易・投資関係を更に深めるとともに、エネルギーをはじめとする様々な分野における協力関係を引き続き推進していく。また、TPP交渉を通じて日米で協力してアジア太平洋における新たなルールを作り上げていく。	(1)	12 (4)	11 (6)	16 (16)	19	017
	2 カナダとの経済分野での協調の深化 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化するとともに、日加EPA交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。また、日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。こうした取組により、二国間関係の更なる活性化と深化を実現することは、施策目標の達成に寄与する。 26年度においては、日加EPA交渉の着実な進展に努める。また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進める等、個別の協力を強化していく。	(2)					

個別分野	3 米国との安全保障分野での協力推進			
概要	(1)安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。 (2)在日米軍再編等の着実な実施を推進する。 (3)日米地位協定についての取組を行う。			
測定指標	3(1)日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  (選定理由) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに、米国との安全保障面での協力を進展させることで我が国の安全のみならず、地域の平和と安定に寄与することが必要であり、そのための施策の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。  (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の見直し等日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに、米国との安全保障面での協力を進展させることで我が国の安全のみならず、地域の平和と安定に寄与することが必要である。 ・「2+2」共同発表(平成25年10月3日) ・第186回国会施政方針演説(平成26年1月24日) ・第186回国会外交演説(平成26年1月24日)	
	基準	—		地域の安全保障環境の認識の共有及び右に基づく、同盟深化の協議プロセスにおける幅広い分野での日米安保協力の推進
	年度目標	26年度		日米間で緊密に協議し、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の見直しを始めとする幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。
	目標	—		日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。
測定指標	3(2)在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展		(選定理由) 在日米軍の安定的な駐留は、我が国の安全を確保し、また、極東における国際の平和と安全の維持にとって不可欠であり、そのための施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。  (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的駐留の確保のためには、在日米軍の再編に関する合意を着実に実施することや日米地位協定に関連する取組を進めることにより、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要であるため。	
	基準	—		日米両国の緊密な協議のもとでの在日米軍の再編の着実な実施及び日米地位協定についての取組
	年度目標	26年度		沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意の着実な実施並びに日米地位協定の環境補足協定及び日米地位協定の運用改善の取組を推進する。
目標	—	在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。		
達成手	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定 単位:百万円 予算額計 (執行額) 当初 予算 行政 事業 レビ	
	3(3)(参考指標)米国における対日世論調査の結果(日米安保条約を維持すべきとの回答の割合) ①一般の部 ②有識者の部			

段		指標	額				ユ一 事業 番号
			23年 度	24年 度	25年 度	26年 度	
①米国との 安全保障分 野での協力 推進 ( * )	<p>日米安保体制の堅持は我が国安全保障政策の重要な柱の一つであり、この運用のため、米国の軍事防衛関係情勢に関する情報収集・調査・分析を行う他、米国政府との協議、在日米軍を抱える地方公共団体との連絡・調整等の施策を行う。</p> <p>こうした取組により、日米安保体制を円滑かつ効果的に運用することは、施策目標の達成に寄与する。</p> <p>26年度においては、日米間で緊密に協議し、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の見直しを始めとする幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。</p>	(1)	81	77	83	66	018
		(2)	(83)	(75)	(84)		
		(3)					
②在日米軍 と地方自治 体との相互 理解増進事 業 (26年度)	<p>在日米軍人を対象に、在日米軍事施設・区域が所在する地方公共団体において、地元住民との交流、有識者による講義等を実施する。</p> <p>在日米軍事施設・区域が所在する地方公共団体の住民と在日米軍との間で交流事業を実施し、相互理解の増進を図ることは、米軍が我が国において安定的に駐留し、活動していく上で重要である。</p>	(1)	—	—	—	3	新 26 — 05
		(2)					
		(3)					

## 施策 I - 3 中南米地域外交



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-I-3)

施策名	中南米地域外交	担当部局名	中南米局	
達成すべき目標	<p>中南米諸国及び地域枠組みとの政治・経済関係をはじめとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築するため、以下を実施する。</p> <p>1 中南米全体との関係強化に加え、中米カリブ諸国との経済関係強化、国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。</p> <p>2 南米諸国との経済関係を強化すること、国際場裏における協力関係を強化すること、相互理解を促進する。</p>	目標設定の考え方・根拠	<p>中南米地域は、G20 メンバー国であるメキシコ、ブラジル、アルゼンチンをはじめ、人口約6億人、域内 GDP 約6兆ドル、豊富なエネルギー・食料資源を擁し、近年の国際金融危機の中にあっても安定的な経済成長を遂げている成長市場及び製造拠点として注目されている。また、域内 33 か国が地域統合体等を軸に纏まる傾向にあり、国際社会における影響力を増しつつあるため、我が国が国際場裏における諸課題に取り組む上で協力を強化することが重要である。</p> <p>・第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日)</p>	
施策の概要	<p>1 中南米地域・中米カリブ諸国との協力及び交流強化</p> <p>(1) 経済連携協定(EPA)等の法的枠組みの運用や政府間等の対話を通じた中米カリブ諸国との経済関係の強化</p> <p>(2) 国連改革や気候変動、軍縮不拡散等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する中米カリブ諸国の支持獲得・協力推進</p> <p>(3) 人物・文化交流事業の強化及びそれら取組を通じた相互理解の促進</p> <p>(4) 地域国際機関、地域統合体を含む多国間フォーラムを通じた中南米全体及びサブリージョンとの関係の強化</p> <p>2 南米諸国との協力及び交流強化</p> <p>(1) 経済連携協定(EPA)や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化</p> <p>(2) 国連改革や気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する南米諸国の支持獲得・協力推進</p> <p>(3) 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組の推進及び子弟の教育問題等への取組の側面支援</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>政策評価実施予定時期</p>	<p>地域別外交</p> <p>平成 27 年 8 月</p>	
測定指標	後述の個別分野の該当欄に記入する。			
達成手段	後述の個別分野の該当欄に記入する。			

個別分野	1 中南米地域・中米カリブ諸国との協力及び交流強化			
概要	中南米全体との関係強化に加え、中米カリブ諸国との経済関係強化、国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。			
測定指標	1(1)貿易・投資の増大等に見られる経済関係の強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  (選定理由) 中南米地域・中米カリブ諸国との協力及び交流の強化のためには、EPA やその他の枠組みを通じた経済関係の活性化が有効であり、それらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)の設定の根拠) 左記のような様々な枠組みを活用して、中南米地域・中米カリブ諸国との経済関係の強化を図ることが重要である。
	基準	22年度	メキシコとの間でEPAによる更なる貿易拡大に向け協議した。また、その他中米諸国との間で経済交流促進のための対話を進めた。	
	年度目標	26年度	中米カリブ諸国との間では、要人往来や進出企業の支援の更なる促進を通じ経済関係の強化を図る。また具体的には、中米諸国との間では日・中米フォーラム、カリブ諸国との間では日・カリブ外相会合等を通じ、経済関係の強化を図る。更に、CELAC、太平洋同盟やFEALAC、イペロアメリカ・サミット等、様々な地域枠組みとの関係を引き続き促進し、中南米全体との経済関係強化を図る。日・メキシコEPA ビジネス環境整備委員会等を通じ、日本企業進出を促進すると共に、進出日系企業の側面支援をする。	
	目標	—	メキシコ、中米、カリブ諸国との間で各種政策対話、フォーラムを通じ、経済関係の強化に努める。	
	1(2)国際社会の諸課題に関する協力関係の強化			(選定理由) 国際社会の諸課題に関する中米カリブ諸国との協力及び連携の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記のような重要課題への影響力を高めてきている中米カリブ諸国との国際場裏における連携を深めることが重要である。
	基準	22年度	地域会合等も活用し、二国間、多国間の双方から、気候変動等につき我が国の立場への理解・支持を求めた。	
	年度目標	26年度	要人往来や各種政策対話を通じ、中南米各国との間で、国連改革、気候変動、軍縮不拡散といった国際的な課題について、国際場裏における連携を強化する。	
	目標	—	各種政策対話、フォーラム、要人往来等を通じ、中南米各国との国際場裏における連携を強化する。	
	1(3)要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展			(選定理由) 中南米地域・中米カリブ諸国との幅広いレベルでの人物交流及び文化交流の促進、二国間交流政策対話の継続についての実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 首脳・外相レベルから実務者・有識者等にまでわたる様々なレベルでの人物交流を引き続き強化することが重要である。
	基準	22年度	国家元首から若手外交官までの多岐にわたるレベルで人物交流を行った。	
	年度目標	26年度	政府要人をはじめ、実務家・有識者、FEALAC 若手行政官招へい、カリコム若手外交官招へい等、様々なレベル・分野での人物交流を引き続き強化する。	
	目標	—	様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する。	
1(4)多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化			(選定理由) 中米カリブ諸国との協力及び交流の強化のためには、地域国際機関との関係強化や多国間フォーラムへの積極的参加が有効であり、それらの実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)の設定の根拠) 各種多国間のフォーラムに参加すると共にこれを活用して中南米・中米カリブ諸国との関係を強化することが重要である。	
基準	22年度	日・カリコム外相会議、日本・中米「対話と協力」フォーラム等を通じて、マルチでの影響力の強化を図った。		
年度目標	26年度	太平洋同盟、日・中米フォーラム、日・カリコム協議、FEALAC、イペロアメリカ・サミット、ECLAC、OAS 等、マルチのフォーラムに引き続き積極的に関与すると共に、中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。		
目標	—	日・中米フォーラム、日・カリコム協議、FEALAC、イペロアメリカ・サミット、ECLAC、米州機構(OAS)、太平洋同盟等、マルチのフォーラムに引き続き積極的に関与すると共に、活用し、中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。		
1(5)中米諸国との首脳・外		基準値	年度目標値	目標値

相談の実施数		21年度	26年度	—				
		7	7	—				
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 中南米諸国との関係においては、首脳・外相といったハイレベルによる働きかけが関係強化にとりわけ重要な役割を果たすところ、相手国の政策に影響力の大きい首脳・外相会談の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)の設定の根拠) 近年の実績に照らし、これに準じた数の会談を実施することを目安とする。							
1(6)(参考指標) 日・中米カリブ間貿易額(単位:億円)								
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計(執行額)			当初予算額	
			23年度	24年度	25年度	26年度		
① 中米カリブ諸国との協力強化(昭和27年度)	1	EPAに基づく取組や様々なレベルの対話等による経済連携強化の取組 日墨EPA各種委員会の開催及び日・中米間の経済関係強化に向けた対話の促進を実施する。 これを通じて、日本と中米地域との間の貿易・投資の一層の拡大を進めていく上での条件整備が促進される。	(1)	41 (28)	44 (38)	42 (31)	20	019
	2	国際社会の諸課題に関する協力の強化 地域国際機関等での対話の場の活用及び国連等国際場裏における協力関係促進のための働きかけを実施する。 中米カリブ諸国との連携の強化は、国際社会の諸課題に関する日本の影響力強化につながる。	(2)					
	3	要人往来その他人物・文化交流事業の強化及びそれら取組を通じた相互理解の促進 首脳レベルを含む多様なレベルでの要人往来を促進する。 要人往来を通じて、日本と中米カリブ諸国との一層の関係強化が図られる。	(3)					
	4	地域国際機関、地域統合体を含む多国間フォーラムを通じた中南米全体との関係の強化 太平洋同盟、CELAC、SICA、カリコム等の地域枠組みとの対話の促進を通じ、関係強化を図り、中南米における日本の存在感を高める。中米諸国との関係では、日・中米フォーラム、カリブ諸国との間では日・カリコム外相会合を開催することを通じ、関係強化に寄与する。	(4)					
② 第3回日・カリコム外相会議開催経費(26年度)		平成26(2014)年日・カリブ交流年に合わせ、第3回日・カリコム外相会合を平成26(2014)年中に開催し、カリブ14か国との関係強化を図る。	(4)	—	—	—	22	新26—06

個別分野	<b>2 南米諸国との協力及び交流強化</b>			
概要	<p>(1)経済連携協定(EPA)、投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに、政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。</p> <p>(2)国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに、協力を推進する。</p> <p>(3)南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進するとともに、子弟の教育問題等への取組を側面支援する。</p>			
測定指標	2(1)南米諸国との経済関係強化の進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (選定理由) 南米諸国との協力及び交流強化のためには、二国間及び多国間、また首脳・外相レベルから実務家・有識者まで幅広いレベルでの対話や働きかけが有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)の設定の根拠) 南米諸国との経済関係強化枠組みは年々幅を広げているが、26年度において、日・コロンビアEPA等の実質合意等が中心課題となっており、これに着実に対応していくことが重要である。
	基準	22年度	ペルーとのEPAが交渉完了、コロンビアとの投資協定が実質合意に至ったほか、ボリビアとの間でリチウム開発に係る言及を含む共同声明に署名した。	
	年度目標	26年度	日・コロンビア投資協定の早期発効、日・コロンビアEPA交渉及び日・ウルグアイ投資協定交渉の実質合意を目指すとともに、発効済みの協定の円滑な運用を行う。	
	目標	—	交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期発効を目指すとともに、南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。	
	2(2)南米諸国との二国間関係及び国際場裏における協力の強化			(選定理由) 南米諸国との間では、二国間関係とともに、国際場裏における協力を強化することが有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記の様々な国際問題について、南米諸国との国際場裏における連携を深めることが重要である。
	基準	22年度	所管する4か国の首脳訪日を始めとして、二国間、多国間双方の機会において、気候変動等我が国の立場への理解・支持取付けのための働きかけを行った。	
	年度目標	26年度	環境・気候変動、北朝鮮の人権問題、安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題について、我が国の立場に対する支持を働きかける。	
	目標	—	二国間、多国間の双方の機会を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。	
	2(3)南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展			(選定理由) 一部の中南米諸国との関係において、我が国に居住する当該国国民による犯罪等に適切に対処する枠組みを構築することが、安定した関係を維持していく上で必要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 26年度においては、ブラジルとの間での受刑者移送条約発効が一つの主要な目標。ブラジル側の手続が進むよう働きかけを継続するなど実現に向けていく。
	基準	22年度	ブラジルとの間で、第3回司法作業部会を開催したほか、社会保障協定への署名を行った。	
	年度目標	26年度	受刑者移送条約の発効に向けた手続きを進める。ブラジル政府に対して国外犯処罰規定の適用を要請している案件について、適用が確保されるよう注意深くフォローしブラジル政府との連携を深める。	
	目標	—	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、様々な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。	
	2(4)南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数		基準値	年度目標値
		21年度	26年度	—
		5	5	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 中南米諸国との関係においては、首脳・外相といったハイレベルによる働きかけが関係強化にとりわけ重要な役割を果たすところ、相手国の政策に影響力の大きい首脳・外相会談の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年の実績に照らし、これに準じた数の会談を実施することを目安とする。			
2(5)(参考指標)日・南米諸国				

間貿易額(単位:億円)								
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初 予算 額	
				23年 度	24年 度	25年 度	26年 度	
①南米諸国との協力強化 (3年度)		1 南米諸国との経済関係強化のための取組 二国間経済関係協定の締結に向けた取組及び南米諸国からのエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた対話を推進する。 日コロンビア投資協定の発効に向けた手続きを完了する。 要人往来を通じて対話の機会を確保する。 本取組を通じて、我が国と南米地域との間の貿易・投資の一層の拡大に向けた環境整備を促進する。	(1)	35 (18.5)	38 (29)	34 (28)	32	020
		2 南米諸国との国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 国連総会等の場において我が国の立場を説明し支持を拡大するために、国際会議、地域会議を積極的に活用する。 南米10か国との連携を強化し、グローバルな課題に関する我が国の影響力強化につなげる。	(2) (4)					
		3 在日南米人を巡る諸問題への取組 在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けた取組の推進、及び二国間条約締結に向けた交渉を実施する。 同様に、南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題の解決に向けた取組を促進する。	(3)					
②次世代日系人指導者会議開催に係る経費 (26年度)		中南米各国において、現地社会に対して一定の影響力を有する、または将来指導的立場につくことが見込まれる若手日系人3人を訪日招待し、日系人ネットワークの構築と強化を目的とした会議を開催する。	(1) (2)	=	=	=	4	新26 -07



## 施策 I - 4 欧州地域外交



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-I-4)

施策名	欧州地域外交	担当部局名	欧州局
達成すべき目標	<p><b>基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との関係を強化するため、以下を達成する。</b></p> <p>1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。</p> <p>2 西欧及び中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済をはじめとする関係を維持・強化すること、及び共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。</p> <p>3 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。</p> <p>4 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進する。</p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>(目標設定の考え方)</p> <p>基本的価値及び国際社会での責任を共有する欧州諸国及び国際機関との関係強化は、二国間の文脈だけでなく、世界経済、サイバー犯罪、軍縮・不拡散、気候変動、エネルギー安全保障等のグローバルな課題に効果的に対応していく上で極めて重要である。</p> <p>アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、隣国同士である日本とロシアが、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、政治、経済、文化、国際舞台での協力等あらゆる分野において連携を深めていくことは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献し得る。</p> <p>地政学的に重要であり、且つ、資源外交上も重要な中央アジア・コーカサス地域の安定と繁栄に協力することは我が国と同地域の双方にとり有益である。</p> <p>・第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日) 等</p>
施策の概要	<p><b>1 欧州地域との総合的な関係強化</b></p> <p>(1) 欧州地域(各国、欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州評議会(CoE))との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。</p> <p>(2) 欧州各国との社会保障協定、租税条約及び税関相互支援協定等の締結・改正協議を継続する。</p> <p>(3) 欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。</p> <p><b>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進</b></p> <p>(1) 西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。</p> <p>(2) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。</p> <p>(3) 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。</p> <p><b>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展</b></p> <p>(1) 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を推進する。</p> <p>(2) 平和条約締結交渉を推進し、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。</p> <p>(3) 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、エネルギー、極東・東シベリア開発や、ロシア経済近代化における互恵的な協力を着実に進展させる。</p> <p>(4) 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。</p> <p>(5) 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議を実施する。治安当局間による交流を実施する。</p> <p>(6) 各種招へい事業、交流事業等を実施する。</p> <p><b>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化</b></p> <p>(1) 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・推進する。</p> <p>(2) 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。</p> <p>(3) 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・推進する。</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>政策評価実施予定時期</p>	<p>地域別外交</p> <p>平成 27 年 8 月</p>
測定指標	後述の個別分野の該当欄に記入した。		
達成手段	後述の個別分野の該当欄に記入した。		

個別分野	1 欧州地域との総合的な関係強化			
概要	<p>(1) 欧州地域(各国, EU, NATO, OSCE, CoE)との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。</p> <p>(2) 欧州各国との社会保障協定, 租税条約及び税関相互支援協定等の締結・改正協議を継続する。</p> <p>(3) 欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。</p>			
測定指標	1 (1) 欧州地域との総合的な対話・協力の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準	—		(選定理由)
	年度目標	26年度		<p>日 EU 定期首脳協議や NATO, OSCE, アジア欧州会合(ASEM)における協力といった欧州各国及び国際機関との関係強化</p> <p>1 日 EU 定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。特に, EU との関係では, EPA 及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉を前進する。</p> <p>2 日 NATO 国別パートナーシップ協力計画(IPCP)に基づく具体的な日 NATO 協力を推進する。</p> <p>3 日 OSCE 共催会議の開催等により日 OSCE 関係を一層推進する。</p> <p>4 アジア・欧州間の対話・協力においては, ASEM の各種会合の成功, 特に第 10 回首脳会合の成功に貢献すると共に, 関連する国際会議や各種専門家会合等への参加や, アジア欧州財団(ASEF)との協力を引き続き行っていくことを通じ, 両地域間の協力と理解の増進のために積極的に関与していく。</p>
	目標	—		<p>欧州の各国及び国際機関との関係を強化する。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>EPA 及び SPA の交渉の前進, IPCP に基づく日 NATO 協力の推進, 日 OSCE 共催会議の開催, 第 10 回 ASEM 首脳会合への貢献等を実施することは, 欧州地域との総合的な関係を強化する上で重要である。</p> <p>・第 186 回国会外交演 等</p>
	1 (2) 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展			(選定理由)
	基準	—		<p>社会保障協定, 租税条約, 税関相互支援協定などの欧州各国との法的枠組みの整備</p> <p>欧州との法的枠組みの構築に関する実績を測ることは, 欧州地域との関係を総合的に強化するとの施策の進捗を把握する上で必要であるため。</p>
	年度目標	26年度		<p>ドイツ等との租税条約及びイタリア等との社会保障協定等の締結・改正に向けた作業を実施する。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>ドイツ等との租税条約及びイタリア等との社会保障協定の締結・改正は, 欧州地域との経済関係等を強化するための基礎となるものであり, 着実に実施していく必要がある。</p>
	目標	—		<p>欧州各国との法的枠組みを整備する。</p>
	1 (3) 人的ネットワーク構築の進展			(選定理由)
	基準	—		<p>日本の専門家の派遣等による知的交流の促進及び招へいプログラムの実施</p> <p>欧州各国及び主要機関と幅広い分野における重層的な対話や交流により国際社会の諸課題に関する共通の認識に醸成していくとともに, 緊密な協力関係, 法的枠組み, 我が国の政策発信能力の強化に資する人的ネットワークの構築に向けた取組を測ることは, 総合的な関係を強化するとの施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p>
年度目標	26年度	<p>1 日 EU 共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し, また, 招へいプログラムを実施する。具体的には, EU 東方パートナーシップ及び東アジアの安全保障環境をテーマに, ラトビアに有識者を派遣し, 日 EU 共同シンポジウムを開催する。</p> <p>2 NATO 幹部の招へい等を行い, 日 NATO 間の人的交流をより深化させる。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>知的交流は, 欧州地域との人的ネットワークの着実な構築を図る上で, 直実に実施していくことが必要である。</p> <p>・第 186 回国会外交演説 等</p>		
目標	—	<p>人的交流を円滑に実施する。</p>		
1 (4) 欧州地域との協議, 対話等の進展		基準値	年度目標値	
①政治・安保分野における協議・対話の実施回数		21年度	26年度	
		①8	①14	
②シンポジウム, セミナー等の開催回数		②2	②3	
③知的交流事業における派遣者数		③4	③—	
④日 EU 政策策定者セミナー参加者数			④40	
⑤日 EU シンポジウム参加者数			⑤55	

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由) 本指標の数値は欧州地域との関係に関する状況を測る上で、有益な参考となる。 (目標値(水準・目標年度)の設定根拠 26年度の目標値は過去3年間の実績の平均とした。		単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	予算額計(執行額)			当初予算額	
				23年度	24年度	25年度	26年度	
達成手段	① 欧州地域との総合的な関係強化(13年度)	<p>1 欧州地域(各国, EU, NATO, OSCE, CoE)との対話及び具体的協力の推進</p> <p>EUとの関係においては、日EU 定期首脳協議、日EU 外相協議及び日EU 政務局長協議等あらゆるレベルでの政策対話を実施する。また、NATO の関係では、日・NATO 高級事務レベル協議等を通じて、NATO との対話を強化するほか、OSCE及びCoEとの関係においても関連会合への積極的な参加を通じて対話の促進を図る。さらに、これら機関との具体的な協力を推進する。</p> <p>欧州地域との政治的対話を継続・促進し、具体的な協力を推進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。</p> <p>26年度においては、以下を実施する。</p> <p>(1) 日 EU 定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。特に、EU との関係では、EPA 及び戦略的パートナーシップ協定(SPA) 交渉の進展を後押しする機会として活用する。</p> <p>(2) 日 NATO 国別パートナーシップ協力計画(IPCP)に基づく具体的な日 NATO 協力を推進する。</p> <p>(3) 日 OSCE 共催会議の開催等により日 OSCE 関係を一層推進する。</p>	(1)	60 (59)	31 (24)	30 (23)	25	021
		<p>2 欧州各国との租税条約、社会保障協定の改正・締結のための協議</p> <p>各条約・協定に関し、既に実質合意に至っているものについては、署名・締結に向けた国内手続を進める。政府間交渉を開始しており、実質合意に至っていないものについては、実質合意に達することができるよう、引き続き政府間交渉を継続させる。また、政府間交渉を実施するに至っていないものについては、十分な情報収集を行った上で政府間交渉の実施に向けた検討を行う。</p> <p>租税条約及び社会保障協定は、日欧間の投資・人の移動を促進する上で、また、税関相互支援協定は、犯罪対策等の分野における欧州各国との連携を強化する上で重要であり、これら条約・協定の締結・改正は、により欧州各国との法的枠組みを整備する。</p> <p>26年度においては、ドイツ等との租税条約及びイタリア等との社会保障協定等の締結・改正に向けた作業を実施する。</p>	(2)					
		<p>3 人的・知的交流の促進</p> <p>EU, NATO, 欧州諸国等との間でシンポジウム、セミナー等の開催、有識者の派遣、招へいを実施する。</p> <p>欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識</p>	(3)					

	<p>者間で人的ネットワークを構築し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。</p> <p>26年度においては、EU、NATO、欧州諸国等との間で具体的テーマに基づくシンポジウム、セミナー等を開催する。</p>							
	<p>4 ASEM各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進</p> <p>アジア・欧州間の対話と協力を推進していくためには、両地域の共通の課題・関心事を中心に、様々なレベル・分野において継続的な議論を行うことが必要であり、個別具体的な案件については、ASEMの各種専門分野別の会合等を通じて、両地域の関係者の中で議論を深めつつ、協力関係を構築する。</p> <p>ASEMの各種会合への建設的関与とASEMの各種課題の改善に貢献することは、我が国と基本的価値を共有し、国際社会で影響力を維持させている欧州との間の対話と協力を進展させることにつながり、欧州地域との総合的関係の強化に資するものである。</p> <p>26年度においては、ASEMの各種会合の成功、特に第10回首脳会合の成功に貢献すると共に、関連する国際会議や各種専門家会合等への参加や、アジア欧州財団(ASEF)との協力を引き続き行っていくことを通じ、両地域間の協力と理解の増進のために積極的に関与していく。</p>	(1)						
②日・OSCE 共催会議開催事業 (26年度)	<p>日・OSCE共催会議を開催する。</p> <p>同会議の開催により、日OSCEの関係強化を図るだけでなく、我が国を取り巻くアジアの安全保障環境に関する認識をOSCE加盟国等と広く共有するとともに、日本の政策を発信することによりOSCE加盟国等の日本に対する理解・協力を促進することは、施策目標の達成に寄与する。</p> <p>26年度に、本会議を開催する。</p>	(1)	—	—	—	5	新 26 —08	

個別分野	2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進			
概要	(1) 西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。 (2) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。 (3) 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。			
測定指標	2(1) 政府間対話の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (選定理由) 政府間対話に関する実績を測ることは、国際社会において大きな影響力を有し、我が国と基本的価値を共有する西欧及び中・東欧諸国と関係を強化するとの施策の進展を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 西欧及び中・東欧諸国との関係強化や協力の推進にはより多くの国々と政府ハイレベルの対話を行うことが効果的であるため。	
	基準	— 要人往来や国際会議の機会の首脳・外相会談を通じた政府ハイレベル間対話の進展		
	年度目標	26年度 要人往来や国際会議の機会の首脳・外相会談を通じた政府ハイレベル間対話を進展させる。招へいスキームや国際会議の場も積極的に活用し、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を実現する。		
目標	—	可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。		
測定指標	2(2) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展		(選定理由) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 頻繁な事務レベルの協議は、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う上で効果的であるため。	
	基準	— 次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展		
	年度目標	26年度 次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。具体的には、NB8、V4、GUAMなど地域的枠組みとの対話や二国間政務協議を活用し、実務レベルで幅広い分野にわたり、政策調整を実施する。		
目標	—	頻繁な事務レベルの協議を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う出来る限り多くの次官級・局長級協議を実施する。		
測定指標	2(3) 民間の人的・知的交流の進展		(選定理由) 民間の人的・知的交流の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日英21世紀委員会、日独フォーラム等は多くの民間人が参加する行事であり、民間の人的・知的交流の推進に役立つため。	
	基準	— 有識者や一般市民、政府関係者等の参加を得た、シンポジウムや調査・研究等を通じた民間の人的・知的交流の促進。周年関連事業の成功裏の実施		
	年度目標	26年度 日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日スイス外交関係樹立150周年記念事業を成功裏に実施する。		
目標	—	シンポジウム、調査・研究等を通じて、民間の人的・知的交流を推進する。		
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	2(4) 西欧及び中東欧諸国との協議・対話の促進	基準値	年度目標値	目標値
		23年度	26年度	—
	①首脳間・外相間協議の数	①38	①51	—
	②事務レベル協議の数	②33	②44	—
	③シンポジウム等の数	③15	③11	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 首脳間・外相間の協議の数、事務レベル協議の数は西欧及び中・東欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去3年間の実績の平均値を用いた。			
測定指標の選定理由及び目標値(水	2(5) 日本側の要人(外務省政務)訪欧数	基準値	年度目標値	目標値
		23年度	26年度	—
		15	23	—
測定指標の選定理由及び目標値(水	(選定理由) 日本側の要人(外務省政務)訪欧数は西欧及び中・東欧諸国との協力関係を間接的に表すものとし			

準・目標年度)の設定の根拠		て有用である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去3年間の実績の平均値を用いた。						
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計 (執行額)			当初 予算額	
				23年度	24年度	25年度	26年度	
①西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化 (昭和60年度)	1	<p>西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・推進 要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府間の対話を実施する。 これにより、政治・経済をはじめとする関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力関係の継続・促進に寄与する。 26年度においては、各種スキームによる招へいや国際会議、文化交流事業の機会を捉えた政府間の対話を促進する。</p>	(1) (4) (5)	63 (40)	68 (49)	64 (50)	60	022
	2	<p>共通の諸課題に関する協議・政策調整 二国間の協力案件や懸案、軍縮・不拡散、国連安保理改革といった国際社会の問題、日EU間の事項等の共通の諸課題について、政策調整・協力を進める。 これにより、共通の課題に関する協力関係の継続・促進に寄与する。 26年度においては、サイバーセキュリティや原子力等の個別の分野に関する協議を進展させる。さらに、NB8、V4、GUAMの地域的枠組みを活用して共通の諸課題について、政策調整・協力を進めていく。</p>	(2)					
	3	<p>人的・知的交流、民間交流の維持・促進 周年事業や賢人会議、共同研究・調査等を支援・活用する。 こうした民間の人的・知的交流の維持・促進は、各国との関係の維持・強化に寄与する。 26年度においては、日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日スイス外交関係樹立150周年記念事業を成功裏に実施する。</p>	(3) (4)					

個別分野	3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展		
概要	<p>(1) 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。</p> <p>(2) 平和条約締結交渉を推進し、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。</p> <p>(3) 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、エネルギー、極東・東シベリア開発や、ロシア経済近代化における互恵的な協力を着実に進展させる。</p> <p>(4) 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。</p> <p>(5) 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議を実施する。治安当局間による交流を実施する。</p> <p>(6) 各種招へい事業、交流事業等を実施する。</p>		
測定指標	3(1) 政治対話の深化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	— 首脳・外相会談を含むハイレベル対話の成功裏の実施及び議員や議会対話の成功裏の実施	
	年度目標	26年度 領土問題経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会対話を成功裏に実施する。	
	目標	— 首脳会談を始めとするハイレベル対話を実施するとともに、議会・議員間交流を進展させる。	
	3(2) 平和条約交渉		
	基準	— 平和条約締結交渉を継続し、四島交流・四島住民支援事業等の実施	
	年度目標	26年度 領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。	
	目標	— 領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。	
	3(3) 貿易経済分野における協力		
	基準	— 貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合の成功裏の実施	
	年度目標	26年度 貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合をしかるべく実施する。日本企業のロシア進出支援を一層推進する。	
	目標	— エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。	
3(4) 国際舞台における協力			
基準	— 地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話の推進		
年度目標	26年度 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。		
目標	— 地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際舞台における協力を推進する。		
			(選定理由)
			政治対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。
			(目標(水準・目標年度)設定の根拠)
			アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、政治対話を通じ、隣国同士である日本とロシアが、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、経済分野等あらゆる分野の連携を促進させることは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献する。
			(選定理由)
			平和条約交渉及び関連事業のに関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。
			(目標(水準・目標年度)設定の根拠)
			平和条約締結交渉を継続し、四島住民支援事業等関連事業を実施することは北方領土問題の解決に資する。
			(選定理由)
			貿易経済分野における協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。
			(目標(水準・目標年度)設定の根拠)
			貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合における対話や日本企業のロシア進出の推進等により、貿易経済分野において連携を深めていくことは、両国の戦略的利益に合致する。
			(選定理由)
			国際舞台における協力に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
			(目標(水準・目標年度)設定の根拠)
			アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、ロシアと国際舞台での協力を深めていくことは、両国の戦略的利益に合致する。

3(5)防衛・治安分野における関係の発展			(選定理由)						
基準	—	防衛当局間・部隊間交流, 外交・防衛当局間協議, 及び治安当局間交流の推進	防衛・治安分野に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。						
年度目標	26年度	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施しつつ、安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話を通じ信頼関係を構築する。安全保障分野での日露協力を進展させる。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、隣国であるロシアと共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施しつつ、信頼関係を構築することは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献し得る。						
目標	—	防衛当局間・部隊間交流, 外交・防衛当局間協議, 及び治安当局間交流といった防衛・治安分野における関係を発展させる。							
3(6)文化・国民間交流の進展			(選定理由)						
基準	—	文化交流事業, 日露青年交流事業及び草の根交流事業等招へい・交流事業等の推進	文化・国民間交流に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。						
年度目標	26年度	各種スキームによる招へい, 文化交流事業, 日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。特に「2014年日露武道交流年」の成功裏の実施を目指す。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 各種スキームによる招へい, 文化交流事業, 日露青年交流事業及び草の根交流事業, 特に「2014年日露武道交流年」を成功裏に実施することは、両国関係の強化に資する。						
目標	—	各種スキームによる招へい, 文化交流事業, 日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。							
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号	
				予算額計 (執行額)			当初 予算 額		
				23年度	24年度	25年度	26年度		
	①「北方領土復帰期成同盟」補助金 (昭和40年度)	北方領土返還要求に関する国民世論の啓発と結集を図る観点から設立された公益法人である(公社)北方領土復帰期成同盟に対し補助金を支出する。 これにより、北方領土問題解決のための環境整備の一環として、政府のロシアとの平和条約交渉を後押しする国民世論の喚起及び統一、さらに国際世論の喚起を図ることは、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。	(1) (2)	40 (40)	40 (40)	40 (40)	36	026	
	②ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化 (*)	ロシアとの間でアジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築するため、あらゆる分野における日露間の協力を進展させると同時に、日露間の最大の懸案である北方領土問題について北方四島の帰属の問題を解決し平和条約を締結することを目指した取組を実施する。 こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係を強化するとの目標の達成に寄与する。 26年度においては、以下を実施する。 1 首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会対話を成功裏に実施する。 2 領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連事業を円滑に実施する。 3 各種会議・会合をしかるべく実施する。日本企業のロシア進出支援を一層推進する。 4 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。 5 共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施しつつ、両国の	(1) (2) (3) (4) (5) (6)	210 (206)	193 (193)	205 (188)	204	025	

	<p>組織間での協議・対話を通じ信頼関係を構築する。安全保障分野での日露協力を進展させる。</p> <p>6 招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。特に「2014年日露武道交流年」の成功裏の実施を目指す。</p>							
③在ロシア日本センター事業を含む日露経済関係の強化(15年度)	<p>日本センターを通じ、ロシア人企業経営者等を対象とする各種研修事業を実施することにより、露側経済人に対し日露関係増進の有益性と重要性を認識させるのに加え、親日的実務家を育成し、あわせて、日露両国の企業、地方自治体、経済団体等に対する支援を行う。</p> <p>こうした取組により、日露企業間の信頼感を高め、日露間の貿易投資活動の拡大及び深化を図ることで日本企業に裨益せしめるとともに、平和条約締結交渉のための環境整備に貢献することは、施策目標の達成に寄与する。</p>	(2)	504 (474)	441 (433)	415 (409)	455	023	
④北方四島住民との交流(4年度)	<p>四島在住ロシア人を対象として、北海道本島及び本邦各地に招へいすること、四島在住ロシア人を対象に、①患者受入れ(四島から受入要請のあった四島在住ロシア人患者のうち、受入可能な患者を北海道の医療機関で受け入れ、必要な検査、治療及び投薬等を行っている。)、②医師・看護師等研修(四島在住の医師や看護師等(医療技術者含む)に対し、北海道本島における医療機関において、総合的な研修を実施している。)、③医療支援促進事業(我が国の医療専門家(医師、医療コンサルタント等)を北方四島に派遣し、現地医療事情を調査させ四島住民の医療ニーズをより正確に把握するとともに、可能な範囲で現地での医療指導を実施すること、また、四島からの患者、医師・看護師等を受け入れる北海道における医療機関の受入れ体制を調査させ、より効率的な支援事業の実施を図り、更には、将来の遠隔医療等を視野に入れた緊急医療支援のスキーム構築に関する提言を含む報告書を作成させる。)を実施する。</p> <p>こうした取組により、平和条約締結交渉のための環境整備に貢献することは、施策目標の達成に寄与する。</p>	(2)	233 (215)	278 (269)	294 (264)	295	024	

個別分野	4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化										
概要	(1)中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。 (2)「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。 (3)様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。										
測定指標	4(1)各国との対話・交流等の進展				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (選定理由) 中央アジア・コーカサス諸国との対話や交流等の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・年度目標)設定の根拠) 中央アジア・コーカサス諸国との関係を強化する上で要人往来、政務協議及び招聘を通じた対話の促進が不可欠である。 ・「中央アジア+日本」対話行動計画(平成18年6月) ・「中央アジア+日本」対話・第4回外相会合共同声明(平成24年11月)等						
	基準	—	要人往来、政務協議及び招へいの実施								
	年度目標	26年度	要人往来の機会を活用して二国間関係を強化する。政務協議においては、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力のあり方等について積極的に議論する。招へいを実施し、各国との実務交流・知的交流の裾野を拡大する。								
	目標	—	要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。								
	4(2)「中央アジア+日本」対話の進展				(選定理由) 「中央アジア+日本」対話に関する実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・年度目標)設定の根拠) 中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力のあり方に関する方向性の確認は、日本と中央アジアの協力を安定的に進展させる上で重要である。 ・「中央アジア+日本」対話・第3回外相会合共同プレスリリース(平成22年8月)等						
	基準	—	「中央アジア+日本」対話の実施								
	年度目標	26年度	「中央アジア+日本」対話外相会合を実施し、中央アジアにおける地域協力を進展させる。具体的には、中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力のあり方について、方向性を確認することを目指す。								
	目標	—	「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を深化させつつ、そのような課題への対策となる中央アジアにおける地域協力を進展させる。								
	4(3)中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数		基準値	23年度	0	年度目標値	26年度	4	目標値	—	
	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由) 中央アジア・コーカサス諸国との協力関係を定量的に示すことは困難であるが、首脳・外相間の協議の数はその協力関係進展に資する動きの一部を間接的に表すものとして有用である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去3年間の平均値を目標値とした。								
4(4)(参考指標) 中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(財務省貿易統計による)(単位:億円)											
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等				関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額) 当初予算額				行政事業レビュー 事業番号
	①中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(17年度)	1 二国間関係の強化(資源外交・日本企業支援を含む) ハイレベルの要人往来・政治対話を行うとともに、政府との協議や動きかけを通じて、資源分野を中心に日本企業の活動を支援する。 これにより、地政学的重要性を有し、また、エネルギー				(1)	23年度 21 (10)	24年度 20 (15)	25年度 18 (13)	26年度 17	

	<p>一資源の豊富な中央アジア諸国、エネルギー輸送回廊として重要なコーカサス諸国と我が国の二国間関係の強化に寄与する。</p> <p>26年度においては、要人往来の機会を活用して二国間関係を強化する。</p>						
	<p>2 各国との対話の継続・促進、経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援</p> <p>地政学的重要性を有し、また、エネルギー資源の豊富な中央アジア諸国、エネルギー輸送回廊として重要なコーカサス諸国のため、各国外交当局者との協議を行うとともに、中央アジア・コーカサス諸国の持続的発展のため、各国との協議や経済協力を実施する。</p> <p>こうした取組により、民主化・市場経済化を支援することは、施策目標の達成に寄与する。</p> <p>26年度においては、政務協議で政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力のあり方等について積極的に議論する。</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>					
	<p>3 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進</p> <p>平成16年8月に立ち上げた「中央アジア+日本」対話の枠組みで外相会合、高級実務者会合、分野別協議を開催するとともに、中央アジアに関係の深い第三国と中央アジアに関する協議を実施する。</p> <p>こうした取組により、中央アジア諸国の安定と繁栄に協力することは、施策目標の達成に寄与する。</p> <p>26年度においては、「中央アジア+日本」対話外相会合を実施し、中央アジアにおける地域協力を進展させる。具体的には、中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力のあり方について、方向性を確認することを目指す。</p>	<p>(2)</p>					
	<p>4 人的、知的交流の促進</p> <p>中央アジア諸国の有識者を我が国に招聘し、我が国有識者と忌憚のない意見交換を行うとともに、中央アジア諸国の将来を担う若手外交官や青年を招聘する。</p> <p>これにより、中央アジア諸国との人的、知的交流を促進させることは、施策目標の達成に寄与する。</p> <p>26年度においては、招へいを実施し、各国との実務交流・知的交流の裾野を拡大する。</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p>					



## 施策 I - 5 中東地域外交



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-I-5)

施策名	中東地域外交	担当部局名	中東アフリカ局		
達成すべき目標	<p>中東・北アフリカ地域の平和と安定、経済的發展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化するため、以下を実施する。</p> <p>1 中東和平交渉、イラク及びシリアの安定、アフガニスタンの復興に貢献するとともに、イラン核問題に対処する。</p> <p>2 中東諸国との対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国(特に、湾岸協力理事会(GCC)諸国)との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。</p>	目標設定の考え方・根拠	<p>中東・北アフリカ地域は国際通商上の重要な海上ルートを擁し、大量の石油及び天然ガスを供給している。エネルギー供給の多くを同地域に頼る我が国にとって、同地域の平和と安定は極めて重要。加えて、平成 22 年末からの同地域での大規模デモを契機とした政情不安、及びその後の民主的体制への移行、中東和平問題、シリア・イラク情勢、アフガニスタンの復興、イランの核問題、北アフリカ地域の安定等国际社会全体にとって共通の課題を多く抱える同地域の諸問題に、国際社会の一員として積極的に貢献することは不可欠。また、中東・北アフリカ地域は目覚ましい勢いで経済發展を遂げており、我が国の経済成長のためにも同地域と経済関係を強化することは有益である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 186 回国会における大臣の外交演説(平成 26 年 1 月 24 日)</li> <li>・衆議院外務委員会における大臣の所信表明演説(平成 26 年 2 月 19 日)</li> </ul>		
施策の概要	<p>1 中東地域安定化に向けた働きかけ</p> <p>(1)大規模なデモ等が発生した中東諸国の安定化に向け、諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。</p> <p>(2)イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のため両者及び関係諸国に政治的な働きかけを行う。対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。</p> <p>(3)イラクの安定・復興に貢献する。</p> <p>(4)シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。</p> <p>(5)アフガニスタンの安定・復興に貢献する。</p> <p>(6)イランとの伝統的な関係を基盤とした働きかけを行う。</p> <p>2 中東諸国との関係の強化</p> <p>(1)中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。</p> <p>(2)自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。</p> <p>(3)湾岸協力理事会(GCC)諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。</p>	政策体系上の位置付け	地域別外交	政策評価実施予定時期	平成 27 年 8 月
測定指標	後述の個別分野の該当欄に記入する。				
達成手段	後述の個別分野の該当欄に記入する。				

個別分野	1 中東地域安定化に向けた働きかけ		
概要	<p>(1)大規模なデモ等が発生した中東諸国の安定化に向け、諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。</p> <p>(2)イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のため両者及び関係諸国に政治的な働きかけを行う。対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。</p> <p>(3)イラクの安定・復興に貢献する。</p> <p>(4)シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。</p> <p>(5)アフガニスタンの安定・復興に貢献する。</p> <p>(6)イランとの伝統的な関係を基盤とした働きかけを行う。</p>		
測定指標	1(1)中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	22年度	<p>(選定理由)</p> <p>中東和平の問題は中東地域が長年抱える歴史的な問題であり、同地域の平和と安定のためには同問題の解決が欠かせない。また、同問題には米国や国連をはじめ国際社会が大々的に取り組んでおり、要人同士の対話や人材育成や種々の支援の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>中東和平の実現のために、当事者間の対話促進等に重点を置きつつ、域内各国との様々な協力関係を進展させることが重要である。</p>
	年度目標	26年度	イスラエル・パレスチナ両当事者の対話と信頼醸成の促進、要人往来等による先方ハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援に重点を置く。
	目標	—	イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置を実施する。
	1(2)イラク・アフガニスタンの復興の進展		(選定理由)
基準	22年度	<p>1 イラク</p> <p>イラクでは平成 22 年に主要政治勢力が参加する新政権が樹立した。治安状況は平成 19 年夏以降相対的に改善傾向にある。米軍は平成 23 年 12 月に撤退した。石油生産量は平成 15 年以前のレベルに回復し、欧米企業等が積極的に進出している。</p> <p>2 アフガニスタン</p> <p>平成 21 年 11 月に日本は新たなアフガニスタン支援策を発表した。そこでは①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②元タリバーン末端兵士の社会への再統合、③アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援の3つを柱とし、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、平成 21 年から概ね 5 年間で、最大約 50 億米ドル程度までの規模の支援を行うことを決定した。</p>	<p>1 イラク</p> <p>「アラブの春」を契機として、中東地域情勢が流動化している中であって、地政学上、重要な位置を占めるイラクの安定は、同地域の安定と発展にとり不可欠。エネルギー資源の多くを同地域に依存している我が国にとって、同地域の安定は死活的に重要であり、イラクの安定に向けた我が国の取組みや支援、日本企業支援等の実績を測ることは、施策の進捗状況を把握する上で有益であるため。</p> <p>2 アフガニスタン</p> <p>現在、アフガニスタンは新大統領の選出や治安権限移譲の完了を控え、重要な局面を迎えているところ、アフガニスタン支援の実績を測ること</p>

年度目標	26年度	<p>1 イラク イラクの経済・社会的な開発課題の解決に資する案件には、引き続き円借款を用いていくこととし、他の経済協力も合わせ実施していく。また、政策協議や経済合同委員会等の各種枠組みの下での会合を実施するとともに、日本企業進出支援を行う。</p> <p>2 アフガニスタン 平成 26 年に完了予定の治安権限の移譲に資する支援を中心に引き続き着実な支援実施に努める。その際に、東京会合の成果である「東京フレームワーク」におけるアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが確実に実施されるよう、適時・適切なフォローアップを行っていく。 東京フレームワークについては、東京会合後初めてとなるフォローアップ閣僚級会合が、平成 26 年中に英国とアフガニスタンの共催により開催される予定であるほか、我が国において、国際コンタクト・グループ会合の開催も予定されており、我が国として、こうした会合に積極的に貢献していく。</p>	<p>は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>1 イラク 左記のとおり、経済協力とともに、政策協議や経済合同委員会等の各種枠組みを活用した協力及び日本企業進出支援を進めることが重要である。</p> <p>2 アフガニスタン 東京会合の成果を基盤に着実に進めることが重要である。</p>
	目標	—	<p>1 イラク イラクを中東地域における穏健・安定勢力として発展させる。</p> <p>2 アフガニスタン 東京会合での成果を踏まえアフガニスタン支援を着実に実施する。</p>
1(3)イランの核問題への対処			(選定理由)
基準	22年度	我が国は、イランの核問題の外交的解決に向け、国際社会と協調しつつ、「対話」と「圧力」のアプローチを取り、政治レベルの対話や特使派遣も活用し、独自の関係に基づいた働きかけを行った。(他方、イランへの「圧力」が、イランと EU3+3 との間の建設的な「対話」に必ずしも結び付いていない。)	イランの核問題の解決は、中東地域全体の安定につながるものであり、また不拡散の観点からも重要であり、同地域の安定と平和は極めて重要な問題であるところ、地域の主要な問題である核問題の解決に向けた我が国の具体的な取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
年度目標	26年度	我が国は、イランの核問題の外交的解決に向け、国際社会と協調しつつ、イランと EU3+3 の合意である「共同作業計画」の実施に協力するとともに、最終合意の形成・履行に積極的に協力する	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国際社会と協力しつつ、イランの核問題の解決に向けて政策を追求することが重要である。
目標	—	イランの核問題の解決に向けて、様々な対話の機会を捉えて、イランに働きかける。	
1(4)中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援			(選定理由)
基準	—	ドーヴィル・パートナーシップの枠組みや二国間支援を通じた中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援の実施	近年の中東地域の情勢の変化は、「アラブの春」と呼ばれる中東地域での政変の影響が強く、その影響が今でも残る国々については、安定的な移行に向けた改革努力を支援していくことが重要であり、その支援の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
年度目標	26年度	シリアについては、平成 24(2012)年6月のジュネーブ・コミュニケの完全な実施を通じた問題の政治的解決と、それに向けた政権側と反体制派の直接対話の早期再開を求め、国際社会と協力して政治対話への貢献と人道支援に取り組む。 北アフリカについては、アルジェリアでのテロ事件の検証を踏まえ、引き続き同地域での情報収集体制及び日本企業の安全確保に努めていく。また、リビアのように内政や治安面が不安定な国々に対して、改革努力を後押しするための支援を継続していく。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 域内諸国の諸改革及び安定的な移行に向け、左記のような様々な課題に関して、協力関係を進展させることが重要である。

目標	中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。							
1(5) 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数	基準値	年度目標値	目標値					
	22年度	26年度	—					
	4	4	—					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 中東和平の実現に向けた我が国の取組において、イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ、信頼醸成の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年の実績に照らし、これに準じた数の往来を実施することを目安とする。							
1(6) 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)	基準値	年度目標値	目標値					
	22年度	26年度	—					
	4	6	—					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) パレスチナ及びパレスチナ支援国との協議により、支援のあり方をさらに検討し、パレスチナ及び関係国の関与促進の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年の実績に照らし、これに準じた数の会合を実施することを目安とする。							
1(7) (参考指標) 対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額(万ドル)								
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位: 百万円 予算額計(執行額) 当初予算額	行政事業レビュー事業番号			
				23年度 24年度 25年度 26年度				
	① 中東和平に向けた働きかけ(10年度)	1 「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合等の開催 「平和と繁栄の回廊」構想は、平成18年7月に中東諸国を訪問した小泉総理(当時)が提唱したもの。本構想は将来のイスラエル・パレスチナ両者の共存共栄に向けた我が国の中東和平推進施策の中でも中心的な取組であり、ODAも活用しつつ、日本に加え、イスラエル、パレスチナ自治政府、ヨルダン間の地域協力を通じて推進する。	(1) (5) (6) (7)	54 (49)	53 (40)	44 (45)	38	028
		2 政治的な中東和平の推進 ①我が国要人(中東和平担当特使等)をイスラエル・パレスチナをはじめとする当事国や米国・ロシア・EU および東アジア諸国等関係国に派遣し、要人との会談等を通して中東和平実現に向けた働きかけを行う。 ②他の主要国との共同事業として、拡大中東・北アフリカ諸国の政治的、経済的、社会的分野における自発的な改革努力を促す。	(1) (5) (6) (7)					
	3 中東和平推進のための信頼醸成措置関連 米国を中心とする国際社会による中東和平実現への努力を後押しするため、これまでの信頼醸成会議の経験を踏まえ、二国間の平和的な共存に向けたイスラエル・パレスチナの対話・協力を進めるを提供することは、我が国の政治的働きかけを強化するためにも極めて重要。イスラエル・パレスチナ双方の関係者を我が国に招へいして意見交換を行い、一刻も早い和平合意の実現に向け、両者間の相互の信頼関係を醸成する。	(1) (5) (6) (7)						

	<p>4 対パレスチナ支援推進関連 国際社会全体にとって長年の懸案である中東和平の実現のため、その重要な構成要素である対パレスチナ支援に関し、我が国として適切な支援を行い、その貢献を対外的に示すために、主要ドナー国が頻繁に開催するパレスチナ支援調整委員会(AHLC)等に出席して多数の関係者と緊密な意見交換や政策調整を行うほか、日本企業の幹部によるパレスチナ自治区の視察等を通じてパレスチナとの関係構築を図る。</p>	(1) (5) (6) (7)					
	<p>5 中東諸国における外交政策 中東諸国に対する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整等を行うため、①在アルジェリア邦人に対するテロ事件等を受けた中東情勢の実態調査、②中東研究専門誌の購入等のきめ細かい情報収集を通じて、日常的な情報収集・蓄積、流動する国際情勢に機敏に対応し、時宜を得た対応を行うために必要な公開情報の収集、現地調査を行う。</p>	(1) (5) (6) (7)					
②アフガニスタン復興支援会合(15年度)	<p>アフガニスタンの持続的発展を支援し、再びテロの温床としないことは、我が国を含む国際社会全体の安全と繁栄を確保するためにも極めて重要であるとの観点から、アフガニスタンの安定化に資する国際会議を日本で開催し、アフガニスタンの復興に寄与する。 26年度においては、関係国・国際機関の参加を得た国際コンタクト・グループ会合などを通じた支援を進める。</p>	(2)	8 (5)	40 (32)	5 (1)	20	029

個別分野	2 中東諸国との関係の強化		
概要	<p>(1) 中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。</p> <p>(2) 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。</p> <p>(3) 湾岸協力理事会(GCC) 諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。</p>		
測定指標	2(1) 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	22年度 10月に中東和平青年招へい、7月に日アラブ女性交流(招へい)、12月に第2回日本・アラブ経済フォーラム、3月にイスラム世界との未来への対話セミナーをそれぞれ実施した。これらの取組を通じ、官民を問わず我が国と中東・イスラム諸国との交流や対話、さらには経済界間の関係を深めた。	(選定理由) 中東外交においては、不安定な情勢への対処や経済的な結びつきの更なる促進のみならず、文化交流や人的交流の拡大も重要である。平成25年9月には、国連総会マージンにおいて岸田外務大臣とエルアラビー・アラブ連盟事務総長が日アラブ協力メカニズム設立のMOCに署名し、政治対話、経済交流、文化・教育協力の3つの側面から日アラブ協力を強化していく方針を示した。このため、中東・イスラム諸国との交流・対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 各種会合の開催や人的交流の拡大により、中東地域との相互理解を深化させていくことが重要である。
	年度目標	26年度 イスラエル・パレスチナ合同青年招へい、第4回日・アラブ経済フォーラム、湾岸地域の安全保障セミナーや、中東諸国との要人往来により、中東諸国との関係を強化する。	
	目標	— 我が国と中東・イスラム諸国との交流・対話を深化させる。	
	2(2) 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化		(選定理由)
	基準	22年度 1 二国間投資協定 クウェートとの投資協定については、4月から計3回の交渉会合を開催し、11月には協定案につき実質合意に至った。 2 租税条約 (1) 平成22年2月に署名を行ったクウェートとの租税条約については、5月に我が国の国会承認を得て、発効に向けてクウェート側の国内手続の進捗を働きかけた。 (2) サウジアラビアとの租税条約については、必要な両国の確認作業を了し、11月に東京において、前原外務大臣(当時)及びアッサーフ・サウジアラビア財務大臣との間で署名を行った。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) エネルギーの確保の観点から、中東・イスラム諸国との経済関係を、各種経済案件等を通じ中長期的視点で強化することが重要である。
	年度目標	26年度 日・トルコ EPA を含め各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。	
	目標	— 各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。	
	2(3) 中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施		(選定理由)
	基準	22年度 カタールとの合同経済委員会の開催、大型インフラ輸出の支援・推進、要人往来の推進、交流事業等を通じた関係を強化した。	1 湾岸諸国(GCC 諸国) 湾岸諸国との間で経済関係を強化していく上で、日本企業が対 GCC 諸国ビジネス展開に際して障害となっている課題(査証等)の除去を含むビ

年度目標	26年度	<p>1 湾岸諸国(GCC 諸国) カタール等との合同委員会の開催, 日・GCC 戦略対話行動計画に基づく経済分野での専門家会合開催やミッションの受け入れ, 東日本大震災を受けた日本産食品の輸入に対する規制の緩和・撤廃に向けた協議実施, 大型インフラの輸出促進等を実施していく。</p> <p>2 イラク 第2回閣僚級経済合同委員会の開催の追求, 各種経済ミッションの派遣, 第41回バグダッド国際見本市への参加等を通じて, 両国経済関係の強化を図る。また, 日本企業の進出に向けた各種支援を実施していく。</p>	<p>ビジネス環境の整備や両国間投資の促進に向けた協議は不可欠であり, こうした取組の実績を測ることは, 施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>2 イラク 日イラク経済関係の強化にとって, イラクにおけるビジネス環境の改善や日本企業の進出を支援していくことが重要であり, こうした取組の実績を測ることは, 施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠) GCC 諸国やイラクとの二国間の経済関係を左記のような取組を通じ深化させていくことが重要である。</p>					
	目標	<p>1 湾岸諸国(GCC 諸国) 各種合同委員会や日 GCC 戦略対話等の枠組みを通じインフラ輸出等を進めていく。</p> <p>2 イラク イラクとの経済関係の強化を図る。</p>						
2(4)中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい, イスラム世界との未来対話会合, 日本・アラブ経済フォーラム等)		基準値	年度目標値		目標値			
		22年度	26年度		-			
		4	4		-			
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>(選定理由) 我が国と中東諸国との関係強化のための, 経済的フォーラム等を通じた経済関係の深化や, 青年招へい事業等を通じた国民レベルの交流など, 多局面におけるアプローチの実績を測ることが施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年の実績に照らし, これに準じた数の各種交流の回数を実施することを目安とする。</p>							
2(5)中東諸国との関係強化に係る要人往来数		基準値	年度目標値		目標値			
		22年度	26年度		-			
		20	20		-			
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>(選定理由) 中東諸国との関係強化に係る要人往来の実績を測ることは, 施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年の実績に照らし, これに準じた数の要人往来を実施することを目安とする。</p>							
2(6)経済条約の締結数		基準値	年度目標値		目標値			
		23年度	26年度		27年度			
		1	3		1			
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>(選定理由) 民間企業の要望に応え, これまでも積極的に投資協定及び租税条約等の経済条約の締結に向けて取り組んでおり, 経済条約の締結実績を測定することは, 施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 26年度は今次通常国会にて採決予定である3条約(日・ア首連租税条約, 日・オマーン租税協定及び日・サウジ投資協定), 27年度は実質合意済みである日オマーン投資協定の締結を目指すことが重要である。</p>							
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業
				予算額計(執行額)			当初予算額	
				23年	24年	25年	26年	

			度	度	度	度	番号
① 中東地域諸国との関係強化 (17年度)	1 中東諸国における経済外交推進 中東地域各国との間で経済外交を進めることは、我が国と同地域の経済外関係の強化につながり、ひいては同地域の安定のための支援にも資する。日・トルコEPAや日アルジェリア投資協定等種々の経済条約の締結に向けた取組を継続するとともに、開始された日・トルコ社会保障協定締結交渉及び日・モロッコ投資協定締結交渉に引き続き取り組む。	(2) (6)	23 (16)	41 (21)	47 (20)	41	030
	2 イスラム世界との新時代パートナーシップ構築セミナー(未来対話) 湾岸戦争から10年以上が経過し、イラクからの米軍の撤退、その他湾岸諸国での同軍のプレゼンスの継続、イランによる核開発疑惑と国際社会との緊張関係の発生、ペルシャ湾やホルムズ海峡の安全航行問題、「アラブの春」の余波を受けた治安問題等、湾岸地域の安全保障の現状は新たな紛争の危機を孕んだ曲がり角に差し掛かっている。我が国としても、これらの現状及び中長期的な分析、並びに湾岸諸国の政権の安定性について冷静な分析を行うためには、湾岸諸国自身の地域安全保障に関する認識を包括的に把握し、同諸国と意見交換を行うことが、戦略的な対湾岸中東政策の策定及び万が一の危機に備えておくために極めて有益であると言える。	(1) (3) (4)					
	3 中東諸国における周年記念事業 日・サウジアラビア外交関係樹立60周年記念事業を進め、二国間関係強化に寄与する。	(1) (4)					
	4 GCC諸国との経済連携関連 我が国は現在、資源国との関係を重視する政策を採用しており、これらの資源国と積極的に経済条約の交渉・締結を進めている。特に、中東第二課においては、石油及び天然ガスの産出国であるGCC6か国と経済条約の交渉・締結を推進していく。	(2) (3) (6)					
	5 中東アラブ連盟との対話強化 平成25年9月の国連総会マージンにおいて、岸田外務大臣とエルアラビー・アラブ連盟事務総長が日アラブ協力メカニズム設立のMOCに署名し、政治対話、経済交流、文化・教育協力の3つの側面から日アラブ協力をより広げていく方針を示した。これを受けて、中東和平問題やシリア問題等の中東地域情勢に積極的な役割を果たすアラブ連盟との間で、さまざまな対話を強化していく。また、この機会をとらえ、アラブ連盟に所属する各国やアラブ諸国との対話も強化する。	(1) (4) (5)					
	6 サウジアラビアとの政策対話セミナー サウジアラビアは我が国の原油総輸入量の3割を提供する最大の原油供給国であるとともに、世界経済の安定や持続的な成長にも大きな影響を持つ新興経済国としてG20のメンバーでもあり、今後とも中国を初めとした東アジア諸国の石油依存度が増加していく見込みである。更に、湾岸協力理事会(GCC)においても主導的な役割を担い、中東和平、イラン、イラクなど中東地域の主要課題におい	(1) (4)					

	<p>て大きな役割を果たし、地域の安定に貢献している。このようなサウジアラビアの役割や重要性は、昨年の「アラブの春」以降、ますます高まりつつある。こうした中、我が国としては、サウジアラビアとの重層的な関係の構築に引き続き努めていく必要があるが、関係強化に向け政府間の協議、対話に加えて、政府の役職にはついていない有力な若手王族や、財閥関係者、知識人、次世代を担う若年層を関与させ、関係強化・重層化を率直に議論するセミナーを開催することは、今後の日・サウジアラビア関係に大いに資すると思われる。</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--



## 施策 I - 6 アフリカ地域外交



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-I-6)

施策名	アフリカ地域外交	担当部局名	アフリカ部
達成すべき目標	<p>アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進するため、以下を実施する。</p> <p>1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカの成長・開発を推進する。</p> <p>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報を推進する。</p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>アフリカにおける貧困削減や経済社会開発、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、とりわけ厳しい人道状況にある南スーダン、中央アフリカ、サヘル地域の紛争等への対応が求められる中、我が国も国際社会の責任ある一員として、こうした課題の解決に向けた支援を行う必要がある。約 10 億人の人口を擁するアフリカは、豊富な天然資源を背景に、2000 年代以降、年平均 5.6% という好調な経済成長を達成するなど、潜在能力が高い地域であり、我が国がアフリカの成長を後押しし、官民連携を推進しつつ貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。これに加えて、アフリカは国連加盟国の 4 分の 1 以上を占める 54 か国を擁しており、アフリカ諸国との関係を強化し、相互理解の進展を通じ我が国への信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会の平和と安定のためより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。</p> <p>・第 68 回国連総会一般討論演説(平成 25 年 9 月 26 日)</p> <p>・第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日)</p>
施策の概要	<p>1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカの成長・開発の推進</p> <p>(1)「横浜行動計画 2013-2017」を引き続き実施し、並行して「TICAD フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリングを実施する。</p> <p>(2) G8 プロセスを始めとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に積極的に参画する。</p> <p>(3)アフリカの状況に応じた適時・適切な支援を実施する。</p> <p>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</p> <p>(1)各種招へい、交流事業等を通じた様々なレベル・分野での人物交流を促進する。</p> <p>(2)TICAD プロセスへの参画等の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問、貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。</p> <p>(3)アフリカ関連イベント、シンポジウムや要人往来の機会をとらえたメディア等を通じた広報活動を展開する。</p>	<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>地域別外交</p>
		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成 27 年 8 月</p>
測定指標	後述の個別分野の該当欄に記入した。		
達成手段	後述の個別分野の該当欄に記入した。		

個別分野	1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進							
概要	<p>(1)「横浜行動計画 2013-2017」を引き続き実施し、並行して「TICAD フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリングを実施する。</p> <p>(2)G8プロセスを始めとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に積極的に参画する。</p> <p>(3)アフリカの状況に応じた適時・適切な支援を実施する。</p>							
測定指標	1(1)「横浜行動計画」の実施状況、「TICAD フォローアップ・メカニズム」の運営状況			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準	—	「横浜行動計画」(平成20年~24年)の履行(TICAD プロセスの下でアフリカの成長と発展を支援するためのロードマップを提供する「横浜行動計画」(平成20年~24年)がTICADIVで採択された。平成25年6月のTICAD Vでは、新たなロードマップを提供する「横浜行動計画2013-2017」(平成25年~29年)が採択された。)	(選定理由) TICAD Vの成果文書は、アフリカと日本を含む国際社会が今後5年間のTICAD プロセスの具体的な取組を示すロードマップであり、同文書に盛り込まれた事項の履行状況を確認することは、我が国の対アフリカ支援の進捗やその有効性を判断する有力な材料となるため。				
	年度目標	26年度	TICAD Vの成果文書及び我が国支援策を確実に履行する。 第1回 TICAD V閣僚会合の開催により TICAD Vフォローアップを行う。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) TICAD Vの成果文書及び我が国支援策を確実に履行するとともに、その履行状況につき第1回 TICAD V閣僚会合でフォローアップを行うことは、アフリカ開発を効果的に促進するとともにアフリカ各国との協力関係をさらに強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する上で重要であるため。				
	目標	—	TICAD Vの成果文書及び我が国支援策を確実に履行することにより、アフリカ開発を効果的に促進するとともにアフリカ各国との協力関係をさらに強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。					
	1(2)対アフリカ協力における他の諸国との協調の状況			(選定理由)				
	基準	—	国際的フォーラムへの参加、第三国との対アフリカ政策協議の実施	対アフリカ協力における他の諸国との協調の実績を測定することは、施策の進捗を把握するとともに、施策の効率性を測る観点からも有益である。				
	年度目標	26年度	G8サミット等、他フォーラム、他国との政策協議に積極的に参加することにより、他国との連携を維持する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 他国との連携の維持は、アフリカ開発を効果的に促進するとともにアフリカ各国との協力関係をさらに強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する上で重要であるため。				
	目標	—	他ドナーとの政策協議を積極的に行うとともに、G8サミットの他、国際的なフォーラムに積極的な参加を通じ、アフリカ開発を効果的に促進するとともにアフリカ各国との協力関係をさらに強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。					
	1(3)アフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施			(選定理由)				
	基準	—	アフリカ諸国からの支援ニーズに対する迅速な対応	時宜に応じた対アフリカ協力の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。				
	年度目標	26年度	アフリカからの緊急の支援や平和と安定等に向けた支援のニーズに引き続き迅速に対応する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) アフリカからの緊急の支援や平和と安定等に向けた支援のニーズへ迅速に対応することは、アフリカ開発を効果的に促進するとともにアフリカ各国との協力関係をさらに強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する上で重要である。				
	目標	—	アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応することにより、アフリカ開発を効果的に促進するとともにアフリカ各国との協力関係をさらに強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。					
1(4)(参考指標)対アフリカ民間直接投資残高(5か年平均値、億ドル)								
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計(執行額)			当初予算額	
				23年度	24年度	25年度	26年度	

①TICAD プロセス (25年度)	<p>「横浜行動計画2013-2017」を引き続き実施し、並行して「TICADフォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリングを実施する。</p> <p>こうした取組は、施策目的の達成に寄与する。</p> <p>26年度においては、TICAD Vの成果文書及び我が国支援策を引き続き実施するとともに、第1回TICAD閣僚会合の開催によりTICAD Vフォローアップを行う。また、同会合の開催に向けて、TICAD共催者(国連、UNDP、世銀、AU委員会)と共催者運営委員会等を通じて各種意思決定を行う。</p>	(1)	33 (24)	52 (49)	1,008 (906)	35	031
②アフリカ諸国との関係強化 (※)	<p>(本個別分野に関連する取組)</p> <p>G8プロセスを始めとする多国間枠組みを通じ国際社会の様々な援助主体間の相互補完的な努力を生み出し、及び国際社会の協調的取組を促進する。</p> <p>こうした取組は、アフリカの課題に包括的かつ効果的に対応する上で重要であり、施策目標の達成に寄与する。</p> <p>26年度においては、G8(7)サミット等、他フォーラム、他国との政策協議に積極的に参加することにより、他国の取組との連携を目指す。</p>	(2)	42 (37)	16 (10)	34 (30)	27	032
③その時々 のアフリカ の状況の的 確な把握	<p>その時々のアフリカの状況を的確に把握する。</p> <p>なお、紛争や自然災害等の課題を抱えるアフリカの状況を的確に把握することにより、適時・適切な支援につなげ、アフリカが抱える脆弱性の克服に貢献する。</p> <p>26年度においても引き続きは、アフリカからの緊急の支援や平和と安定等に向けた支援のニーズに対し、引き続き迅速な対応を行う。</p>	(3)	—	—	—	—	—

個別分野	2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進					
概要	<p>(1)各種招へい、交流事業等を通じた様々なレベル・分野での人物交流を促進する。</p> <p>(2)TICAD プロセスへの参画等の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問、貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。()</p> <p>(3)アフリカ関連イベント、シンポジウムや要人往来の機会をとらえたメディア等を通じた広報活動を展開する。</p>					
測定指標	2(1)日・アフリカ間の人物交流の実施			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準	22年度	岡田外務大臣(当時)がタンザニア、南アフリカを訪問したほか、副大臣・政務官レベルがのべ5か国を訪問した。アフリカからは、ガーナ、ガボン、ボツワナ及びジブチの大統領ほか、3か国の外相、3か国の国民議会議長が訪日した。	(選定理由) 我が国の外交政策を推進するに際し、54か国からなるアフリカからの支持及び協力は非常に重要であり、アフリカにおいて我が国に対する理解と信頼を高める必要がある。日・アフリカ間の人物交流を通じ、その高まりを確認することができるため。		
	年度目標	26年度	以下に資する活発な要人往来を実施する。 1 サヘル地域等の、アフリカにおいて治安の脆弱な地域における平和と安定への貢献 2 開発支援と貿易投資の拡大 3 貧困削減、感染症対策等のグローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) サヘル地域等の、アフリカにおいて治安の脆弱な地域における平和と安定への貢献、開発支援と貿易投資の拡大、貧困削減、感染症対策等のアフリカが直面する困難な課題に対応するための要人往来は、これら課題の解決に向けた協力を実現する上で不可欠である。		
	目標	—	日・アフリカ間の人物交流を通じ、我が国に対する理解と信頼を高める			
	2(2)日本国内でのアフリカへの関心度合い			(選定理由)		
	基準	—	国内のアフリカへの関心を高めるためのビジネス関係者を交えたフォーラムの開催、国民のアフリカへの正確な理解を促す広報活動の実施	我が国国内におけるアフリカへの関心度合いを高めるための取組に関する実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。		
	年度目標	26年度	第1回 TICAD V 閣僚会合に代表されるアフリカ関連会合や経済等関連フォーラムの開催等を通じ、アフリカへの理解・関心の増進に向けた広報活動を実施する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 第1回 TICAD V 閣僚会合に代表されるアフリカ関連会合や経済等関連フォーラムの開催の機会を捉えて、広報活動を実施することは、これら活動を効果的かつ効率的に実施する上で重要である。		
	目標	—	活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関する国民の理解、関心を増進する。			
	2(3)内閣府世論調査(アフリカに親しみを感じる人の割合)		基準値	年度目標値	目標値	
			24年度	26年度	—	
		28.6%	40%	45%		
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 世論調査の結果は、日本国内におけるアフリカの関心度合いを測る指標そのものであるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) アフリカに親しみを感じるとする回答の割合は上昇した(23年度:23.2%、24年度:28.6%)。しかし、親しみを感じないとする回答の割合の方が高く(24年度:62.1%)、現状では必ずしも芳しくない。一方、アフリカ同様に地理的に遠い中南米諸国に対して親しみを感じる割合が43.8%であることを参考に、その付近の45%を今後の目標とした。					
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等			行政事業レビュー事業番号	
	①アフリカ諸国との関		関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額) 23年度 42(37) 24年度 16(10) 25年度 34(30) 26年度 27	032(再掲)	

<p>係強化 (26年度)</p>	<p>(本個別分野に関連する取組) 各種交流案件を実施するとともに、アフリカ関連の会合やフォーラムを開催する。 これらの取組により、日・アフリカ間の人的ネットワークを拡充し、同時に、アフリカ側の対日理解を促進するとともに、我が国民間や国民のアフリカに対する関心を増進する。 26年度においては、第1回TICAD V閣僚会合に代表されるアフリカ関連会合や経済等関連フォーラムの開催等を通じ、アフリカにおける我が国に対する理解と信頼、そして我が国におけるアフリカに対する理解・関心の増進に向けた広報活動を実施する。</p>	<p>(1) (2) (3)</p>	<p>27 (26)</p>	<p>1 (-)</p>	<p>18 (17)</p>	<p>6</p>
<p>②我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施</p>	<p>TICADプロセスフォローアップの観点からも、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。また、外務省政務を団長とした官民合同ミッションをアフリカ諸国に派遣し、我が国民間企業関係者とアフリカ各国政府関係者の交流を行う。 こうした取組を通じて、日アフリカ間の相互理解促進・関係強化を行うとともに、日本側、アフリカ側の双方において日・アフリカ関係の重要性についての理解を深める。 26年度においては、平和と安定への貢献、開発支援と貿易投資の拡大及びグローバルな課題への対応を通じた対アフリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する。</p>	<p>(1)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>



## 基本目標Ⅱ 分野別外交



## 施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-Ⅱ-1)

施策名	国際の平和と安定に対する取組	担当部局名	総合外交政策局
達成すべき目標	<p><b>国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、以下を達成する。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案する。</li> <li>2 アジア太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、海上の安全を確保する。</li> <li>3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するため、法制度も含めた国内基盤を整備・強化する。</li> <li>4 国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化する。</li> <li>5 宇宙空間の安全と宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。宇宙技術を活用し我が国及び国際社会の平和と安全及び発展に貢献する。</li> <li>6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。</li> <li>7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。また、女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を行う。</li> <li>8 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。</li> <li>9 IAEA 等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。</li> <li>10 我が国及び国際社会の科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。</li> </ol>	目標設定の考え方・根拠	我が国の安全と繁栄の確保は政府の最も重要な責務であり、この責務を果たすには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくことが不可欠である。
施策の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 (1) 委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携を強化する。 (2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。</li> <li>2 日本<sup>1</sup>の安全保障に係る基本的な外交政策 アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム (ARF) を活用する。また、二国間対話の実施や民間レベル (トラック 2) の枠組みへの参加など、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。 日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題に対する取組を行う。</li> <li>3 国際平和協力の拡充、体制の整備 国際社会の平和と安定に向け、自衛隊、警察等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図るとともに、国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。また、要員派遣の前提となる法制度の整備に取り組む。 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、平和構築人材育成事業の実施を始め、国内基盤の整備・強化を実施する。</li> <li>4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、我が国は、①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援、を基本方針に掲げ、本件に取り組んでいる。具体的には、二国間に加え、GCTF や G 8、国連等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。</li> <li>5 宇宙に関する取組の強化 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、規範づくりを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との二国間対話の開催を通じ、二国</li> </ol>	政策体系上の位置付け  政策評価実施予定時期	分野別外交  平成 28 年 8 月

間宇宙協力を推進する。さらには、我が国が有する宇宙技術・知見を外交に活用し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

**6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現**

安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進する。また、情報発信や広報活動を通じ、国連における我が国の貢献及び我が国の重要性に対する内外における理解を促進し、我が国の活動に対する支持の拡大を図る。同時に、国連等国際機関における日本人職員を増強を目指し、国内体制を強化するとともに、人材育成のために必要な措置をとる。

**7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進**

(1) 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。

(2) 主要人権条約を履行する。

(3) 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官(UHCR)、国際移住機関(IOM)、NGO等との連携を進める。

(4) 女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。

**8 軍備管理・軍縮・不拡散への取組**

我が国を取り巻く安全保障環境を鑑みると、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

(1) 国際的な核軍縮については、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組主導、核兵器不拡散条約(NPT)体制の強化(平成27年(2015)年NPT運用検討会議に係る取組)、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発行等の実現に向けた取組を積極的に行う。

(2) 大量破壊兵器(WMD)等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想(PSI)への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。

(3) 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献する。

(4) 通常兵器については、国連軍備登録制度・国連軍事支出報告制度等の信頼醸成措置の履行確保のほか、通常兵器の不正な取引等を防止するための武器貿易条約の体制の確立・普遍化、対地雷・クラスター弾に関する条約、国連小型武器決議行動計画の枠組を通じて、地雷・不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行う。

**9 原子力の平和的利用のための国際協力の推進**

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。また、国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。さらに、二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

**10 科学技術・宇宙に係る国際協力の推進**

我が国の優れた科学技術を外交に活用し、我が国と世界の科学技術の発展に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を実施する。

測定指標	後述の個別分野の該当欄に記入した。
達成手段	後述の個別分野の該当欄に記入した。

個別分野	1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信							
概要	(1)委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。 (2)中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。							
測定指標	1(1)委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
	基準	—	外部有識者及びシンクタンクとの連携					
	年度目標	26年度	研究会、会合の実施、調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し、外交政策の企画立案に役立てる。特にシンクタンクの育成・強化を加速し、日本の外交政策の在り方等について、有益な知見を得る。					
	目標	—	中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。					
	1(2)中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化		(選定理由)					
	基準	—	中長期的・戦略的外交政策の対外発信の実施					
	年度目標	26年度	外務大臣等の政策スピーチ、外交青書の発刊等により対外発信を強化する。特に外務大臣のスピーチでは中長期的な視点に立った戦略的な発信に、また、外交青書については、効果的な図表や写真の活用及び特集記事やコラムの掲載を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。					
	目標	—	中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。					
	1(3)(参考指標)調査研究委託、研究会研究の成果として作成・配布された報告書の数							
	1(4)(参考指標)調査研究委嘱件数							
1(5)(参考指標)研究会の開催回数								
1(6)(参考指標)元老会議(通称「OBサミット」):政策提言の数								
1(7)(参考指標)外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数 ①日本語版、②英語版、③アクセス数								
1(8)(参考指標)米ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」において上位にランクされる日本の研究所の数								
1(9)(参考指標)補助金競争率(応募企画数/採択企画数)								
1(10)(参考指標)外交政策に関する調査研究・提言書 ①作成件数、②配布方法								
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	単位:百万円				行政 事業 レビ ュー 事業 番号	
			関連 する 測定 指標	予算額計 (執行額)				当初 予算 額
				23年 度	24年 度	25年 度		26年 度

①中長期的及び総合的な外交政策の企画立案 (昭和 32 年度)	1 委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想協力のため、知見の蓄積・共有を目的として、委託調査や会合の実施を通じて、外部有識者・研究機関との連携を強化する。 その時々的重要な課題に関する調査研究・政策提言、研究会の実施などを通じて、外部有識者やシンクタンクとの連携強化、知見の活用を図ることが可能となる。	(1)	34 (28)	29 (26)	30 (25)	30	034
	2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信 大臣等によるスピーチ実施や外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業の実施。分かりやすい外交青書の作成・公表、大臣等による政策スピーチを活用し外交政策の戦略的発信を実施する。	(2)					
②外交・安全保障調査研究事業費補助金 (25 年度)	外交・安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し、同調査研究機関の情報収集・分析・発信・政策提言能力を高め、以て我が国国益の更なる増進を図る。	(1) (2)	—	—	480 (419)	481	035
③領土保全対策関連事業 (25 年度) (関連：Ⅱ－3)	(本個別分野に関連する取組)		—	—	354 (252)	215	033
	領土問題及び領土保全政策に係わる政策・戦略的論点を整理するため、領土・領海対策事業を実施する。また、同取組により整理した戦略的論点を含め、国際社会に対して我が国の立場を発信していくため、領土保全の問題に関する我が国の立場を発信(海外でのフォーラムへの参加)等の取組を行っていく。 こうした取組により、国際社会の法と正義に基づき問題の平和的解決を図っていくとの我が国の基本的姿勢をより実効的なものとする。	(1) (2)	—	—	268 (198)	163	

個別分野	2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策		
概要	<p>アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム(ARF)を活用する。また、二国間対話の実施や民間レベル(トラック2)の枠組みへの参加など、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。さらに、これらの機会を利用して、我が国の安全保障政策を積極的に発信し、信頼醸成を図る。</p> <p>日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・武装強盗問題に対する取組を行う。</p>		
測定指標	2(1) ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	— ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進	
	年度目標	<p>ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に参加し、各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮していく。特に、ARF 海上安全保障 ISM において平成26(2014)年8月以降3年間共同議長国を務めることから、同ISMのワークプラン改定及び実施を主導し、関連会合の開催等を通じ、海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。</p> <p>更に、災害救援分野については引き続きISMの共同議長国として、災害救援に関する地域協力の議論をリードしていく。サイバーや宇宙といった新たな分野においてもイニシアティブを発揮していく。</p> <p>また、各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換を行う。ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シヤングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議(GSCAP)等の安全保障や防衛分野の会議への参加を積極的に行う。この中で、関係国と連携しつつ、法の支配の尊重など我が国の立場を主張していくとともに、我が国の安全保障政策を透明性をもって説明し、我が国の立場の理解確保に努め、もって信頼醸成をはかる。</p>	
	目標	— アジア地域の平和と安定を確保し、国民の生命・財産を守る。	
2(2) ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行の確保			(選定理由)
基準	—	ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊対等策への的確な対処	ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行の確保に関し、実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
年度目標	26年度	<p>ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については、海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。</p> <p>我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。</p> <p>ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に参加し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに、諸外国との連携体制を強化する。ReCAAP 情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。</p>	(目標(水準・目標年度)設定の根拠)
目標	—	ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。	我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって死活的に重要である。とりわけ、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾及びマラッカ・シンガポール海峡などのアジア海域において近年発生している海賊・武装強盗事案は、我が国のみならず、国際社会にとっても脅威であり、日本政府としての対応が不可欠である。このため、今後も継続的に、我が国自衛隊による海賊対処活動への支援、諸外国との協力体制の構築、迅速で効果的な情報共有の促進、周辺国への海上保安能力向上支援等を強化していくことが重要である。
2(3) ARF 関連会合への我が国の出席率		基準値	年度目標値
		24年度	26年度
		75%	80%
			目標値
			—
			—

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初 予算 額	
				23年 度	24年 度	25年 度		
①安全保障に全般に係る外交政策立案 ( * )	ASEAN地域フォーラム(ARF)各種会合を通じた、優先的に取り組むべき5つの分野(テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、平和維持活動(PKO))等における協力を推進する。安全保障に関する民間レベルの対話の枠組みを積極的に活用する。各国との二国間対話を通じた信頼醸成及び協力を推進する。 各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障協力機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。 26年度においては、以下を実施する。 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に参加し、各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮していく。特に、ARF 海上安全保障 ISM において平成26(2014)年8月以降3年間共同議長国を務めることから、同 ISM のワークプラン改定及び実施を主導し、関連会合の開催等を通じ、海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。 更に、災害救援分野については引き続き ISM の共同議長国として、災害救援に関する地域協力の議論をリードしていく。サイバーや宇宙といった新たな分野においてもイニシアティブを発揮していく。 また、各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換を行う。ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議(GSCAP)等の安全保障や防衛分野の会議への参加を積極的に行う。この中で、関係国と連携しつつ、法の支配の尊重など我が国の立場を主張していくとともに、我が国の安全保障政策を透明性をもって説明し、我が国の立場の理解確保に努め、もって信頼醸成をはかる。	(1)	35 (30)	27 (21)	27 (19)	26	036	
②海賊対策等の検討・実施を通じた海上安全保障の促進に関する事業 (21年度)	ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適確に対処するため、海賊対処行動を継続し、ソマリア沖周辺国の海上防衛力向上の支援などの多層的な取組を継続する。 ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処するためには、喫緊の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及びP-3C哨戒機による警戒監視活動等の海賊対処行動が有効と言える。また、長期的には、ソマリア周辺国の海上保安能力向上への支援も有効な方策である。 26年度においては以下を実施する。	(2)	—	—	—	—	—	

	<p>ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については、海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。</p> <p>我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。</p> <p>ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に参加し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに、諸外国との連携体制を強化する。ReCAAP情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。</p>							
③領土保全対策関連事業 (25年度) (関連：Ⅱ－3)	<p>(本個別分野に関連する取組)</p> <p>領土保全の問題を含む安全保障や外交政策を議論するために世界各地で開催される代表的な国際会議において、我が国の立場を適切に発信するべく然るべき政府関係者及び有識者を出席させる。</p> <p>こうした取組は、これらの会議に出席する各国の有識者等の我が国の政策に対する理解の促進に寄与する。</p>	(1)	—	—	354 (252)	215	033 (再掲)	
			—	—	32 (16)	17		
④サイバー政策専門員経費 (26年度)	<p>サイバー問題に関する専門的知識を有する「サイバー政策専門員」を採用し、①各国のサイバー戦略、政策(特に、安全保障、軍事面)の翻訳及び分析資料等の作成、②国連等国際機関、地域機関の関連文書の翻訳及び分析資料等の作成、③国内技術情報の収集及び分析資料等の作成、④国際会議及び二国間・多国間協議への参加、記録作成及び専門的助言、⑤国際的なルール作り(国際法の解釈・行動規範作り)に関する会合への参加、記録作成及び専門的助言に従事せしめる。</p> <p>近年、いわゆるサイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い、サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高くなっており、こうした取組は、サイバー空間に関する国際的な規範のあり方や安全保障に関する政策の着実な推進に寄与する。</p>	(1)	—	—	—	3	新26—09	

個別分野	3 国際平和協力の拡充, 体制の整備			
概要	<p>国際社会の平和と安定に向け, 自衛隊, 警察等と連携しつつ, 国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図るとともに, 国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。また, 要員派遣の前提となる法制度の整備に取り組む。</p> <p>国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため, 平和構築人材育成事業の実施を始め, 国内基盤の整備・強化を実施する。</p>			
測定指標	3(1)国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進, 国際社会の取組・議論への積極的な貢献		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準	22年度	4つの国連 PKO への派遣に加え, 新たに1つの国連 PKO に要員を派遣し, スーダンに住民投票監視団を派遣した。	(選定理由) 冷戦終結後, 世界各地で紛争が多発し, 平和維持・構築への取組の必要性は格段に増大した。国連 PKO 等の要員数も増大し, その任務も多様化した。我が国の安全と繁栄のため, 国連 PKO 等への人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また, 国連 PKO 等のより効果的かつ効率的な活動の実現等に向けて, 国際社会の取組・議論において積極的に貢献することが重要である。さらに, 要員派遣等の協力を拡大するためには, その前提となる法制度の整備・強化が必要不可欠である。以上を踏まえれば, これらの実績を測ることは, 施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに, 国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また, それを実現するための法制度を含む国内基盤を整備・強化する。 具体的には, 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続・拡充するとともに, 国連 PKO 等に対する協力の在り方について検討する。また, チャレンジ・フォーラムによる国連事務総長への国際平和協力に係る提言提出のために, パートナー国として積極的に協力する。国内においては, 法的基盤の強化に向け法制度改正の検討等に積極的に取り組む。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 南スーダンの安定と国づくりへの貢献の継続・拡充, 国連 PKO 等に対する協力の在り方についての検討, チャレンジ・フォーラムへの協力, 国内における法制度改正の検討等は, 我が国の国際平和協力を拡充する上で重要である。 ・第 68 回国連総会一般討論演説(平成 25 年 9 月 26 日) ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日) ・第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日)
	目標	—	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに, 国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと, 及びそれを実現するための法制度を含む国内基盤を整備する。	
測定指標	3(2)平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績		(選定理由)	
	基準	21年度	19年度の本事業の日本人修了生(15名)は, 21年度に研修終了後, 国際機関(4名), PKO・国連政治ミッション(1名), 政府機関(4名)等に就職した。	国連 PKO, 国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大し, 平和維持・構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が必要であり, このための平和構築人材育成事業の実績を測ることは, 施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度	国際平和協力分野の裾野を拡大するため, 平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。 予算削減による事業の縮小も踏まえて事業の効率化を図りつつ, 海外実務研修の派遣先の多様化等の事業内容の充実を図る。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平和構築の現場で活躍できる人材の育成は重要であるも, 予算の制約がある中で, 事業の効率化と事業内容の充実が重要である。 ・麻生外相による政策スピーチ「平和構築者の『寺子屋』つくります」(平成 18 年 8 月 29 日) ・第 68 回国連総会一般討論演説(平成 25 年 9 月 26 日) ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日) ・第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日)
目標	—	国際平和協力分野の裾野を拡大するため, 平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。		
3(3)世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合		基準値	年度目標値	目標値
		22年度	26年度	—
		85.2%	80.0%	80.0%
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定	(選定理由) 施策を進めるあたり, 国民からの支持と理解を示す回答を測ることが, 施策の進捗を把握する上で有益であるため。			

定の根拠	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 最低限の望ましいラインとして80%を目標値として設定した。							
3(4)セミナー等の開催、国際平和協力調査員を含む職員のPKOに関する国際会議やセミナー等出席回数	基準値	年度目標値	目標値					
	22年度	26年度	—					
	13	14	14					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)設定の根拠	(選定理由) 国際社会の議論への積極的な貢献という取組の度合いを測る指標として、議論の場となるセミナーや国際会議の開催回数及び出席回数を用いることで、知的貢献の進捗をある程度定量的に測定することが可能であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成22年度は、我が国の国際平和協力の推進・拡大のための取組が積極的であり、更なる知的貢献を果たすべく、平成22年度を超える目標値を設定した。							
3(5)平和構築人材育成事業 ①本コース研修員の総数 ②全ての研修コース対象者数	基準値	年度目標値	目標値					
	21年度	26年度	—					
	①15 ②80	①30 ②60	①30 ②60					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)設定の根拠	(選定理由) 過年度の修了生の実績を測るための測定指標(2)と異なり、本測定指標(5)は、当該事業において研修中の人数を測定することで事業の最新の状況を把握することができるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平和構築人材育成事業については、毎年実施する研修コースの参加者の上限が計60名であり(②)、そのうち本コース研修員の上限は、日本人とアジア人を合わせて計30名であるため。							
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計(執行額)			当初予算額	
			23年度	24年度	25年度	26年度		
①国際平和協力の拡充(＊)	国際社会の平和と安定に向けて、国連PKO等への要員派遣を始めとする日本の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、その実現のための法制度を含む国内基盤を整備・強化する。 国際平和協力の拡充は、測定指標(1)にある「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献」を包含するものであり、当該達成手段の実施は、測定指標(1)の指標にプラスに働き、また、測定指標(4)にある「セミナー等の開催、国際平和協力調査員を含む職員のPKOに関する国際会議やセミナー等出席回数」も増加する。その結果として、測定指標(3)にある「世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。 26年度においては、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続・拡充するとともに、国連PKO等に対する協力の在り方について検討する。また、チャレンジ・フォーラムによる国連事務総長への国際平和協力に係る提言提出のために、パートナー国として積極的に協力する。国内においては、法的基盤の強化に向け法制度改正の検討等に積極的に取り組む。さらに、セミナー等の開催回数及び国連PKOに関するセミナー・国際会議への出席回数につき、年度を通じて14回を目標とする。	(1) (3) (4)	36 (21)	9 (9)	28 (17)	15	038	
②平和構築人材育成事業	国際平和協力分野の人材の裾野を広げるため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成するため、①平和構築分野にお		(2) (5)	126 (126)	141 (141)	112 (106)	92	037

<p>業 (19年度)</p>	<p>いてキャリアを形成する人材を育成する「本コース」(国内研修5週間+海外実務研修1年間(日本人全員及びアジア人若干名), ②平和構築に関する基礎的な理解の増進を図る「平和構築基礎セミナー」(1週間)を実施する。</p> <p>平和構築人材育成事業の効果的な実施は, 測定指標(2)にある「平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績」にプラスに働き, また, 測定指標(5)「平和構築人材育成事業①本コース研修員の総数②全ての研修コース対象者数」も増加する。</p> <p>26年度においては, 事業の効率化・研修内容の充実化を図り, 平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。また, 本コース研修員計30名を含む事業の研修員について, 年度を通じて計60名の確保を目標とする。</p>						
---------------------	---	--	--	--	--	--	--

個別分野	4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組	
概要	多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、我が国は、①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援、を基本方針に掲げ、本件に取り組んでいる。具体的には、二国間に加え、GCTF やG 8、国連等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。	
測定指標	4(1) 国際的なテロ対策協力の強化	
	基準	— 二国間・多国間のテロ対策協力の実施
	年度目標	26年度 GCTF やG 8、国連等の多国間枠組み及び地域的なテロ対策に以下のとおり貢献する。 1 GCTF 各種会合、G 8/G 7ローマ・リヨン・グループ会合等へ積極的に参加し、国際社会との連携強化に務める。 2 日・ASEAN テロ対策対話等に参加し、地域的なテロ対策協力強化に貢献する。
	目標	— 国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。
	4(2) 途上国等に対する能力向上支援の強化	
	基準	22年度 特に東南アジア地域を対象としたテロ対処能力の向上支援に取り組んだ。
	年度目標	26年度 1 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて、UNODC が実施するテロ対策、人身取引対策及び腐敗対策プロジェクトへの支援に貢献する。 2 途上国へのテロ・組織犯罪対策強化支援における我が国と UNODC との連携・協力を推進する。 3 東南アジア、中東、アフリカ地域を始めとするテロ対処能力向上支援を強化する。
	目標	— 国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力を強化する。
	4(3) 国際組織犯罪対策における国際協力の進展	
	基準	— 二国間・多国間での国際組織犯罪協力の推進
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
(選定理由) 国際テロに効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠であり、そのための実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) GCTF 各種会合、G 8/G 7ローマ・リヨン・グループ会合、日・ASEAN テロ対策対話はテロ対策について国際的な連携や強化を進める上で重要なフォーラムであるため。 ・第186回国会施政方針演説(平成26年1月24日) 「社会を脅かす暴力団やテロ、サイバー空間の脅威への対策も進め、良好な治安を確保してまいります。」 ・第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「組織犯罪対策を含む国際テロ対策を強化するとともに、宇宙やサイバー空間における法の支配の確立に向け、国際的な規範作りを推進します。」		
(選定理由) 国際テロに効果的に対処するためには、対処能力が十分でない国への支援が必要不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) UNODC を通じた支援、UNODC との連携・協力の推進は、対処能力十分でない国への支援を強化する上で重要であり、また、東南アジア、中東、アフリカを始めとした地域への支援が我が国にとり重要であるため。 ・第186回国会施政方針演説(平成26年1月24日) 「社会を脅かす暴力団やテロ、サイバー空間の脅威への対策も進め、良好な治安を確保してまいります。」 ・第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「組織犯罪対策を含む国際テロ対策を強化するとともに、宇宙やサイバー空間における法の支配の確立に向け、国際的な規範作りを推進します。」		
(選定理由) 国際組織犯罪に効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠であり、その実績		

年度目標	26年度	<p>1 国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会, G8(7)及びG20 腐敗対策関連会合, 金融活動作業部会(FATF)関連会合, サイバー犯罪条約関連会議等に参加し, 国際的な連携を強化する。</p> <p>2 国際移住機関(IOM)への拠出を通じて, 人身取引被害者への支援等に貢献する。</p> <p>3 UNODCの国連薬物統制計画基金への拠出により, 国際的な薬物対策を支援する。</p> <p>4 サイバー犯罪に関する諸外国との協議を実施し, サイバー犯罪に係る法制度整備や能力向上支援に貢献する。</p> <p>5 国際組織犯罪防止条約, 同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。</p>	<p>を測ることは, 施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>国際的な連携の強化, 人身取引被害者への支援, 国際的な薬物対策への支援等の取組は, 国際組織犯罪対策における国際協力を進展させる重要な取組であるため。</p> <p>・第186回国会施政方針演説(平成26年1月24日) 「社会を脅かす暴力団やテロ, サイバー空間の脅威への対策も進め, 良好な治安を確保してまいります。」</p> <p>・第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「組織犯罪対策を含む国際テロ対策を強化するとともに, 宇宙やサイバー空間における法の支配の確立に向け, 国際的な規範作りを推進します。」</p>					
	目標	組織犯罪に対処するため, 国際社会との連携・協力を強化する。						
4(4) 国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数(国際機関は除く。)		基準値	年度目標値	目標値				
		22年度	26年度	—				
		5	10	—				
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>(選定理由)</p> <p>国際テロ及び国際組織犯罪に効果的に対処するためには, 対応能力が十分でない国への意識啓発等を通じた支援が必要不可欠であり, 本ワークショップへの参加国数の測定は, 施策の進捗を把握する上で重要である。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>25年度の参加国数は, 国際機関(欧州評議会)の支援もあり, 参加国の増加が可能となったため, 目標値を上回ったが, 26年度はこうした支援は見込めず, ワークショップの受入枠である10カ国を引き続き目標値としていく。</p>							
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計(執行額)		当初予算額		
			23年度	24年度	25年度	26年度		
①国際的なテロ対策協力の強化(13年度)	<p>国連のテロ対策関連委員会やG8専門家会合, 各種多国間枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施する。</p> <p>これにより, 各国の保有する情報・経験の共有を図り, 国際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。</p> <p>26年度においては以下を実施する。</p> <p>1 GCTF各種会合, G8/G7ローマ・リヨン・グループ会合等へ積極的に参加し, 国際社会との連携強化に務める。</p> <p>2 日・ASEANテロ対策対話等に参加し, 地域的なテロ対策協力強化に貢献する。</p>		(1)	—	—	—	—	—
②国際組織犯罪対策における国際協力の進展(16年度)	<p>麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会をはじめとする国際会議への参加, マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画, 人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。</p> <p>これにより, 国際組織犯罪対策における国際協力の進展をはかる。</p> <p>26年度においては以下を実施する。</p> <p>1 国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会, G8(7)及びG20 腐敗対策関連会合, 金融活動作業部会(FATF)関連会合, サイバー犯罪条約関連会議等に参加し, 国際的な連</p>		(3)	—	—	—	—	—

	<p>携を強化する。</p> <p>2 国際移住機関(IOM)への拠出を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。</p> <p>3 UNODCの国連薬物統制計画基金への拠出により、国際的な薬物対策を支援する。</p> <p>4 サイバー犯罪に関する諸外国との協議を実施し、サイバー犯罪に係る法制度整備や能力向上支援に貢献する。</p> <p>5 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。</p>							
③テロ対策地域協力会合(26年度)	<p>北アフリカ・サヘル地域における国際テロ・組織犯罪対策面での法的枠組み強化や刑事司法協力を支援するため、国連機関(UNODC, UNAFEI)や本邦関係省庁(法務省、警察庁)関係者等からの講義、参加者からのプレゼンテーション、及び都内関係施設の視察等を行う。</p> <p>こうした取組は、参加国(北アフリカ・サヘル地域仏語圏10か国)の国際テロ・国際組織犯罪対処能力強化に加えて、参加国間、及び我が国と参加国間の協力の推進に寄与する。</p>	(1) (2)	—	—	—	20	新 26 —11	

個別分野	5 宇宙に関する取組の強化		
概要	安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、規範づくりを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との二国間対話の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。さらには、我が国が有する宇宙技術・知見を外交に活用し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。		
測定指標	5(1)宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	24年度 宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた多国間会合を始めとする関連会合に積極的に出席するとともに、主にアジア地域諸国に対し同規範の重要性を説き議論への参加を促した。また、国連軍縮研究所(UNIDIR)と共催で、マレーシアで同規範に関する地域セミナーを開催した。 宇宙環境の保全を確保するため、国連等における協議に積極的に参画するとともに、我が国の専門家が各専門家会合に出席し、主導的な役割を果たした。さらにマレーシアで宇宙環境保全ワークショップを主催し、宇宙環境保全の重要性を各国と共有した。	(選定理由) 各国の社会・経済・研究活動が平和目的の宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けてきている中で、近年、宇宙空間の混雑化や宇宙ゴミによる環境悪化が進行しており、安全かつ長期的に持続可能な形で宇宙活動が実施できるようにするために、国際的なルール作りとそれを通じた宇宙協力が必要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度 宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた、関連会合の議論において主導的な役割を果たす。 宇宙環境の保全を確保するため、国連等における協議に積極的に参画・貢献する。さらに東京でARF宇宙セキュリティワークショップを米国・インドネシアと共催し、宇宙セキュリティについての認識をARF参加各国と共有する。	(目標(基準・目標年度)設定の根拠) 「宇宙基本計画」(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)において、「5年間の開発利用計画」として、「安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、COPUOS(国連宇宙空間平和利用委員会)や宇宙空間の活用に関する国際的な規範づくり等に我が国としても積極的に参加し、国際的な貢献を行う。」とされているため。
	目標	— 宇宙ガバナンスの構築に貢献する。	・「宇宙基本計画」(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)
	5(2)二国間宇宙対話の推進		(選定理由)
	基準	24年度 日米首脳間で立上げに一致していた宇宙に関する包括的日米対話の第1回会合を東京で開催し、民生・安全保障両分野における宇宙協力について包括的な議論を行った。	宇宙開発利用は民生・安全保障など多様な分野に関係するとともに、宇宙開発利用に着手する国が増加していること、また、事業の実施には多額の予算が必要であり、他国との協力が不可欠であることから、二国間での宇宙政策全般に係る意見交換や協力関係を拡大・深化することが重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度 宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。具体的には、平成25年11月の日EU首脳会談で立上げが決定された日EU宇宙政策対話の第1回会合の開催を目指す他、日米、日米豪などの対話も継続していく。	(目標(基準・目標年度)設定の根拠) 「宇宙基本計画」(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)において、「5年間の開発利用計画」として、米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との二国間対話の強化により、宇宙政策全般に係る協力を強化する。」とされているため。
	目標	— 宇宙対話を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安全確保に貢献する。	・「宇宙基本計画」(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)
	5(3)ソフトパワーとしての宇宙に関する技術・知見の活用		(選定理由)
基準	24年度 ジュネーブで開催された安全保障に関するUNIDIRセミナーに我が国の優れた宇宙法専門家を派遣し、講演会等を通じて、宇宙の安全保障分野での取組における我が国のプレゼンスの向上に努めた。また、COPUOS科学技術小委員会の会期中にウィーンにおいて宇宙と持続可能な開発に関するセミナー等を開催し、我が国の取組を紹介し、途上国や国連関係者から高い関心を得た。	宇宙技術や宇宙に関する知見をソフトパワーとして外交に活用することは、新興国との将来的な宇宙協力に向けた環境の醸成、我が国のブランド・イメージの確立、我が国企業の海外におけるビジネス展開を支援するために必要な取組の一つであるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。	

年度目標	26年度	宇宙に関する技術者・専門家の派遣等を通じ、我が国の優れた技術・知見をアジア地域等の新興国に印象づけ、我が国のプレゼンスを向上させる。東京で開催予定のAPRSAF-21においてもセミナー等を開催する。	(目標(基準・目標年度)設定の根拠) 「宇宙基本計画」(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)において、「我が国の宇宙システムや知見を外交のツールとして活用していく必要がある。」とされ、「5年間の開発利用計画」として、「ASEAN 諸国を始めとする新興国に対する積極的な『宇宙外交』」を推進するとされているため。 ・「宇宙基本計画」(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定) ・「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定)							
	目標	我が国が有する宇宙技術力・知見を外交のツールとして活用することによって、我が国の繁栄と安定に貢献する。								
5(4)宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数(回)		基準値	年度目標値		目標値					
		24年度	26年度		—					
		6	6		—					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由) 測定指標(1)と同じ。 (目標(水準・目標年度)の設定の根拠) 国際行動規範の採択に向けた関連会合に25年度と同様に出席する。								
5(5)二国間宇宙対話の実施回数(回)		基準値	年度目標値		目標値					
		24年度	26年度		—					
		—	5		—					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由) 測定指標(2)と同じ。 (目標(水準・目標年度)の設定の根拠) 宇宙先進国である米国、豪州、EUとの対話を継続し、内容を深めていくため、25年度と同様の回数を目標とする。								
5(6)宇宙外交推進専門家交流事業		基準値	年度目標値		目標値					
①派遣回数(回)		24年度	26年度		—					
②参加数(人)		—	①1 ②120		—					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由) 測定指標(3)と同じ。 (目標(水準・目標年度)の設定の根拠) 我が国の優れた技術・知見をアジア地域等の新興国に引き続き印象づけることは重要であり、25年度同様に専門家を派遣したい。								
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等			単位:百万円		行政事業レビュー事業番号			
					予算額計(執行額)					
					23年度	24年度	25年度	26年度		
	①国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)(26年度)	安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)や宇宙空間の活用に関する国際的な規範づくり等に我が国としても積極的に参加し、国際的な貢献を行う。 本事業を通じて、今後国際的に重要視される規範づくり及び宇宙環境保全に関する取組に貢献し、今後の宇宙ガバナンス構築に我が国が主導すると共に、プレゼンスを確保する。 26年度においては、宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた、関連会合の議論において主導的な役割を果たすとともに、宇宙環境の保全を確保するため、国連等における協議に積極的に参画・貢献する。さらに東京でARF宇宙セキュリティワークショップを米国・インドネシアと共催し、宇			(1) (4)	—	—	—	8	新26-14

	宙セキュリティについての認識を ARF 参加各国と共有する。							
② 二国間宇宙対話の実施 ( * )	<p>米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との二国間対話を強化する。</p> <p>二国間宇宙対話を通じて、相互の宇宙政策や、民生分野及び安全保障分野での様々な案件での協力について意見交換を行うことにより、両国の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、また、二国間の個別の協力分野について、更なる協力の推進を政府間で確認することができる。</p> <p>26年度においては、宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。具体的には、平成25年11月の日EU首脳会談で立上げが決定された日EU宇宙政策対話の第1回会合の開催を目指す他、日米、日米豪などの対話も継続していく。</p>	(5)	—	—	—	—	—	
③ 宇宙外交推進専門家交流費 (25年度)	<p>我が国が強みを有する宇宙技術及び宇宙法等の分野において、我が国官民の優れた宇宙技術者又は宇宙法学者を戦略的に海外に派遣し、講演会及びレセプション等を実施する。また、企業の宇宙技術者等にネットワーキング及び宇宙技術の広報の場を提供することにより、日本企業が有する優れた宇宙技術の国際ビジネス展開を支援する。</p> <p>本事業を通じて諸外国の産官学関係者との対話が促進され、ネットワークが強化される。また、我が国の宇宙技術力の更なる向上及び経済成長につながる。</p> <p>26年度においては、宇宙に関する技術者・専門家の派遣等を通じ、我が国の優れた技術・知見をアジア地域等の新興国に印象づけ、我が国のプレゼンスを向上させる。東京で開催予定のAPRSAF-21においてもセミナー等を開催する。</p>	(6)	—	—	2 (1)	2	040	
④ 宇宙関連ワークショップ開催 (26年度)	<p>宇宙ゴミ等により宇宙環境の悪化が進んでおり、宇宙環境の保全や宇宙活動の安全性を確保するための取組が急務であるとともに、技術の進歩により、安全保障分野での宇宙利用が広まっているところ、こうした取組は、関係国間における宇宙の長期的持続可能性とスペース・セキュリティの重要性についての共通認識の深化に寄与する。</p> <p>26年度においては、アジア大洋州地域の宇宙先進国及び宇宙新興国が集うワークショップを東京において開催する。具体的には、海外の専門家を招き、各国が直面している課題等の発表、参加国の間での宇宙に関する協力についての議論等を行う。</p>	(3) (6)	—	—	—	2	新 26 —10	

個別分野	6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現	
概要	安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。また、情報発信や広報活動を通じ、国連における我が国の貢献及び我が国の重要性に対する内外における理解を促進し、我が国の活動に対する支持の拡大を図る。同時に、国連等国際機関における日本人職員の増強を目指し、国内体制を強化するとともに、人材育成のために必要な措置をとる。	
測定指標	6(1) 安保理改革及びその他の国連改革の進展	
	基準	<p>平成21年2月に開始された、国連での「安保理改革に関する政府間交渉」に参加・発言。同年1月からは安保理非常任理事国の2年の任期を務めた。平成22年9月、平成23年2月には、安保理改革の早期実現のための政治的気運を高めることをねらいとして、安保理改革に関するG4(日本、ブラジル、ドイツ、インド)外相会合を開催した。</p> <p>行財政分野においては国連総会第5委員会での審議への積極的な参加を通じ、人的資源管理及び共通制度の改革等の進展に貢献した。</p>
	年度目標	<p>政府間交渉等の国際会議や、二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ、安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。</p> <p>安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案をG4各国と作成し、各国に働きかけ、平成27年までに具体的進展を得るべく加盟国と協力を強化する。</p> <p>安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。</p> <p>安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している平成27年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。</p> <p>また、行財政改革については、ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し、主要財政貢献国と連携しつつ、国連通常予算及びPKO予算の増加抑制を図る。また、事務総長のイニシアティブの下で進められているITを駆使した行財政マネジメントの効率化の進捗や成果を確認する。</p>
	目標	安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。
	6(2) 国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた、国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進	
基準	<p>22年度</p> <p>国連の活動及び我が国の国連政策についての理解促進のため、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、メールマガジンの発信等様々な啓発、広報活動を行った。</p> <p>また国連・マルチ外交研究会、安保理学界ネットワーク会合の開催、国連機関の活動を評価する委託調査の実施、国連改革に関するパブリックフォーラムの開催等を通じて有識者やNGOとの連携を深めた。</p>	<p>(選定理由)</p> <p>国連をはじめとする国際機関における我が国の地位向上のため、国連の活動及び我が国の国連政策に関する国民の理解と支持を増進させることは、国連をはじめとする国際機関における我が国の存在感を示すに当たり、基礎となり原動力となる極めて重要な事項であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>今後も引き続き、国連の活動及び我が国の国連政策に関する我が国の貢献に対する国内の理解を増進するため、各種枠組みを通じた有識者等との連携や広報活動を一層促進することは、これまでの進捗に鑑みて、今後も引き続き重要</p>
年度目標	<p>26年度</p> <p>27年に国連創設70周年、28年に我が国の国連加盟60周年を迎えるところ、これらの機会を捉え、国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・啓発活動、並びにこれらを通じた広報活動及び情報発信を通じ、国民の理解と支持の更なる増進を目指すべく、具体的な行事等の計画を策定・実施する。</p>	

目標	国連活動及び我が国の国連政策についての啓発・広報活動等を推進する。	かつ有益である。					
6(3)国際機関における日本人職員数(1月現在)	基準値	年度目標値			目標値		
	22年度	26年度	27年度	32年度			
	765人	—	842人	918人			
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>(選定理由) 近年、国連等国際機関に勤務する職員を通じた外交の重要性が一層高まっており、本指標による職員数の測定は、施策の進捗を把握する上で重要であるため。</p> <p>(目標値(水準・目標年度)設定の根拠) 「日本再生戦略」において、平成23(2011)年比で、国連関係機関に勤務する職員を平成27(2015)年度までに10%、平成32(2020)年度までに20%以上増加することを目標としている。 ・日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)</p>						
6(4)(参考指標)国際機関での勤務に関心を有する邦人数(ロスター登録者数)							
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円			行政事業レビュー事業番号
				予算額計(執行額)		当初予算額	
				23年度	24年度	25年度	
①国連政策(2年度)	<p>安保理改革の実現及び我が国の安保理常任理事国入りを目指し、政府間交渉や様々な国際会議、二国間首脳・外相会談、国連協議の機会をとらえ、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めるとともに、安保理改革及びその他の国連改革の進展を図る。同時に平成27年度安保理非常任理事国選挙での当選を目指し、各国国連常駐代表の諸国招聘等を通じた我が国への支持働きかけを行う。</p> <p>行財政改革については、ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し、主要財政貢献国と連携しつつ、国連2か年通常予算の増加抑制を図る。また、事務総長のイニシアティブの下で進められているITを駆使した行財政マネジメントの効率化の進捗や成果を確認する。</p> <p>また、我が国の国連への貢献はじめとする我が国の施策に対する内外における理解促進及び更なる支持を目指し、有識者等との意見交換の実施や積極的な広報活動を通じ、国連の活動及び我が国の国連政策を発信する。</p> <p>26年度においては以下を実施する。</p> <p>安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。</p> <p>安保理改革に関する提案をG4各国と作成し、各国に働きかけ、平成27年までに具体的進展を得べく加盟国と協力を強化する。</p> <p>安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。</p> <p>平成27年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、我が国支持を拡大する。</p> <p>行財政改革については、ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し、主要財政貢献国と連携しつつ、国連通常予算及びPKO予算の増加抑制を図る。また、事務総長のイニシアティブの下で進められているITを駆使した行財政マネジメントの効率化の進捗や成果を確認する。</p> <p>また、27年に国連創設70周年、28年に我が国の国連加盟60周年を迎えるところ、これらの機会を捉え、国連の活動</p>	(1) (2)	44 (27)	42 (25)	37 (37)	156	041

	及び我が国の国連政策に関する研究・啓発活動、並びにこれらを通じた広報活動及び情報発信を通じ、国民の理解と支持の更なる増進を目指すべく、具体的な行事等の計画を策定・実施する。						
②国際機関 邦人職員増強 (昭和49年度)	<p>外部有識者を面接官とした JPO 選考試験を実施する等により、より効果的な試験実施を確保するとともに、JPO 選考試験や国際機関への就職希望者向けの各種広報活動を通じ、JPO 選考試験受験者数の増加や国連等国際機関の邦人職員数の増加を図る。</p> <p>また、国際機関職員となりうる人材の裾野を広げ、国際機関で勤務するにあたって必要な能力を高めることを目的とした、国際機関向け人材の発掘・育成研修事業や JPO として任地で必要となる知識の習得等を目的とした JPO 派遣内定者向けの事前研修を実施し、中長期的な観点から国際機関の邦人職員の増加を図る。</p>	(3)	13 (7)	31 (24)	31 (24)	30	042

個別分野	7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	
概要	<p>(1) 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。</p> <p>(2) 主要人権条約を履行する。</p> <p>(3) 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官(UHCHR)、国際移住機関(IOM)、NGO等との連携を進める。</p> <p>(4) 女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。</p>	
測定指標	7(1) 国際社会の人権の保護促進	
	基準	— 国際社会の人権の保護促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話への参加及び主要人権条約の実施
	年度目標	<p>26年度</p> <p>1 国際場裏 人権理事国として、国連人権理事会における議論に積極的に参加する。 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。 人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。 人権状況決議は、これを活用するとともに、二国間における対話を並行的に継続し、各国の人権状況の改善に向けて働きかけを行う。</p> <p>2 二国間関係 人権・民主主義の保護・促進に向け、二国間人権対話をはじめとした二国間の議論・対話に積極的に参加する。</p> <p>3 主要人権条約の履行 政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。 個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。</p>
	目標	— 人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を着実に履行する。
	7(2) 人道分野での取組(難民等への支援)	
	基準	— 国内の難民支援、第三国定住による難民の受入れ
年度目標	26年度 第三国定住事業によるミャンマー難民の受入れを行い、国内の難民に対する支援を行うと共に、関係省庁と共に第三国定住事業についての今後の事業のあり方についての方向性を見いだす。	
目標	— 国内の難民を支援する。また、第三国定住による難民を受入れる。	
7(3) 女性の人権の保護促進		
基準	— 女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整	
		<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>(選定理由) 多国間及び二国間の議論・対話及び主要人権条約の実施に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国際社会の正当な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は国際社会の当然の責務であるとともに、我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものである。 以上の前提のもと、我が国の人権外交は、マルチの取組(国連を含む)と二国間人権対話を両輪とし、両者を組み合わせながらの国際社会の人権の保護促進に向けた活動の実施は重要である。 また、人権の保護・促進の観点から、政府報告審査等を通じた主要人権条約の履行に努め、また選択議定書について必要な検討を進める必要がある。</p> <p>(選定理由) 難民等への支援は、人道分野でも極めて重要な国際貢献であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で必要であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。また、第三国定住に対する国際的動向も踏まえ、我が国としても第三国定住による難民受入れに適切に対応していく必要がある。</p> <p>(選定理由) 我が国の外交政策に幅広くジェンダーの視点を反映する必要がある、その実績を測ることは、</p>

年度目標	26年度	女性の活躍の促進及び国際協力の強化のため、各国・国際機関と連携し、多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参加する。	施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 昨年9月の国連総会において安倍総理が述べたとおり、「女性が輝く社会」の実現に向け、①女性の社会進出とエンパワーメント、②保健医療分野の取組、③平和と安全保障における女性の参画と保護を推進する必要があるため、多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参加することが重要である。				
目標	—	我が国の外交政策に幅広くジェンダーの視点を反映する。					
7(4)国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数		基準値	年度目標値		目標値		
		22年度	26年度		24年度		
		106	コンセンサス		コンセンサス		
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 我が国は、EUと共同で例年国連総会第3委員会に北朝鮮の人権状況に関する決議を提出している。右決議は、安倍政権の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を実現していく上で重要な手段の一つであり、国際場裏における我が国の人権分野の活動の中でも重要な位置を占めているところ、その採択の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国が提出している決議がより多くの国の合意を得て採択されることは、我が国の人権分野での貢献姿勢が広く国際社会に受け入れられることと同義であるため。						
7(5)UN Women に対するコア拠出額の順位		基準値	年度目標値		目標値		
		平成24年	平成26年		平成27年		
		24位	15位		10位		
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)は女性・ジェンダーに関する唯一の国連機関である。安倍総理が掲げる「女性が輝く社会」を実現していく上で同機関への拠出額を目に見える形で増額させることは、我が国政府としての方針に一貫性をもたせ、国際社会において我が国の女性・ジェンダー問題における積極的な姿勢を示す上で不可欠であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 今後さらに事業内容・規模の拡充を図っていくためのUN Womenの資金需要は高く、同機関から我が国に対して増額要請があるところ、拠出上位10カ国以内(暦年)に入ることを目指したい。						
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等			単位:百万円		行政事業レビュー事業番号
			関連する測定指標		予算額計(執行額)		
			23年度	24年度	25年度	26年度	
①人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進(11年度)	1 国連の各種人権フォーラム(国連総会第三委員会、人権理事会、各人権条約体等)における議論や取組への積極的参画や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護 国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援する。 人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠であるが、働きかけの際には各国の文化・歴史・発展段階等の事情を考慮する。 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の	(1)	14 (5)	10 (7)	11 (9)	13	046

	<p>人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進める。</p> <p>2 主要人権条約の履行</p> <p>政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、条約毎の政府報告の作成、政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。また、個人通報制度の受入れの是非について必要な検討を行う。</p> <p>こうした取組は、人権の保護・促進に寄与する。</p>						
②難民等救済業務委託事業 (昭和54年度)	<p>難民認定申請者や条約難民等への支援を継続する。</p> <p>難民認定申請者や条約難民に対して、それぞれ保護費の支給や各種支援事業(日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋)を行うことは、我が国の社会的安定、我が国における定住支援に寄与する。</p> <p>国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは、国際的な難民問題の解決に寄与する。</p>	(2)	679 (617)	639 (639)	611 (580)	574	043
③第三国定住による難民の受入れ (22年度)	<p>アジア地域で初となる平成22(2010)年度からの第三国定住による難民の受入れ事業(パイロットケース)をきめ細やかに実施する。</p> <p>国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは、国際的な難民問題の解決に寄与する。</p>	(2)	93 (92)	46 (46)	87 (83)	90	045

個別分野	8 軍備管理・軍縮・不拡散への取組			
概要	<p>我が国を取り巻く安全保障環境を鑑みると、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 国際的な核軍縮については、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組主導、核兵器不拡散条約(NPT)体制の強化(平成27年(2015)年NPT運用検討会議に係る取組)、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効等の実現に向けた取組を積極的に行う。</p> <p>(2) 大量破壊兵器(WMD)等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想(PSI)への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。</p> <p>(3) 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献する。</p> <p>(4) 通常兵器については、国連軍備登録制度・国連軍事支出報告制度等の信頼醸成措置の履行確保のほか、通常兵器の不正な取引等を防止するための武器貿易条約の体制の確立・普遍化、対人地雷・クラスター弾に関する条約、国連小型武器決議行動計画の枠組を通じて、地雷・不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行う。</p>			
測定指標	8(1) 国際的な核軍縮を追求するための取組			<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>(選定理由)</p> <p>国際的な核軍縮を追求するための取組についての実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>唯一の戦争被爆国として、核軍縮の取組を国際的にリードしていくことは、我が国の道義的義務である。また、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保する上で、必要不可欠な施策である。</p> <p>5年に1度開かれる平成27年(2015)年NPT運用検討会議では、引き続きこの分野における我が国の存在感を国際社会に示す必要がある。その準備を進めていく中で、まずはNPDI広島外相会合での成功が、大きなステップとなり得る。</p>
	基準	22年度	核兵器不拡散条約(NPT)体制の強化(平成27年(2015)年NPT運用検討会議に係る取組)、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた働きかけを実施した。	
	年度目標	26年度	我が国は唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し、現実的かつ実践的な取組を積極的に行っていくこととしており、特に、平成26年に開催予定のNPDI広島外相会合において、被爆地ならではの強いメッセージを出せるよう、NPDIメンバー国を主導する。 また、NPDI広島外相会合の成果を踏まえ、5年に1度開催される平成27年(2015)年NPT運用検討会議に向け、我が国として具体的な貢献ができるよう、NPDIメンバー国と連携しつつ、作業文書を提出する等具体的な貢献を行うための準備を進めていく。	
	目標	—	国際的な核軍縮を追求するための取組を強化する。	
	8(2) 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組			
	基準	22年度	国際原子力機関(IAEA)の保障措置の強化のための取組。大量破壊兵器(WMD)等の不拡散に関連する国連安保理決議を着実に履行。国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想(PSI)への貢献、セミナー等の開催によりアジア地域を中心として不拡散体制の強化に向けた働きかけ等を実施した。	
	年度目標	26年度	北朝鮮・イランの核問題等の地域の不拡散の課題、輸出管理、IAEA保障措置等、不拡散に関連する取組の強化に向け、アジアをはじめとする国際社会との協力を推進する。	
	目標	—	大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。	
	8(3) 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組			
	基準	22年	生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のため	

	度	めの取組を促進した。						
年度目標	26年度	生物・化学兵器については、機会を捉え、非締約国に対してBWC及びCWCへの加入を呼びかけるとともに、条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、専門家のセミナー派遣等を実施する。また、化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を受入れ、我が国のCWC履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。	<p>上で、必要不可欠な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、BWC及びCWCの普遍化が不可欠な要素であるとともに、各締約国が条約国内実施を強化することも、不拡散のために必要不可欠である。また、我が国がCWC履行に対する一層の透明性確保と信頼醸成を図ることも重要である。</p>					
目標	—	生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組を強化する。						
8(4) 通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組			(選定理由)					
基準	22年度	武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施。対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援等を国際的な枠組みの下で協力した。	<p>通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>武器貿易条約(ATT)に関しては、我が国は一貫してこの条約の採択を推進してきた。同条約が早期に発効し、主要な武器取引国を含む、可能な限り多くの国が締結するように働きかけることが、この条約の実効性を確保する上で重要である。</p> <p>対人地雷・小型武器の分野においても、これまで我が国はこれらの分野において主導的な役割を果たしてきており、今後も推進していく立場である。</p> <p>対人地雷禁止条約については、我が国は24年度において世界第2位の規模の国際協力を実施しており、現場のみならず、国際場裏においても各国の取組に関与していくことが重要である。</p> <p>小型武器に関しては、我が国は小型武器決議を提出、国連小型武器会議の議長職等を通じて、国際社会の取組を主導してきており、今後も積極的・建設的に関与し、会議の成功に向けて貢献していくことが重要である。</p>					
年度目標	26年度	<p>平成25年4月に採択された武器貿易条約(ATT)を早期に締結する。同条約は、50か国の締結をもって発効するため、同条約の早期発効を目指し、引き続き、各国に対して同条約の署名・締結を働きかける。</p> <p>平成26年6月には、対人地雷禁止条約の5年に1度の会議となる第3回検討会議がモザンビークにおいて開催されるため、同条約の普遍化促進を継続するとともに、除去の常設委員会の共同議長として、地雷除去にあたっている国々の除去活動を促すよう議論を主導していく。</p> <p>また、同年6月には、国連小型武器行動計画(PoA)の第5回隔年会合が開催され、国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきてきた我が国としては、本件会合においても積極的・建設的に関与し、会議の成功に向けて貢献していく。</p>						
目標	—	通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組を強化する。						
8(5) 国連総会に我が国が提出する核軍縮決議への支持取り付け			基準値	年度目標値	目標値			
			22年度	26年度	—			
①共同提案国数			① 35	①100	—			
②賛成国数			②173	②170	—			
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>(選定理由)</p> <p>国連総会における軍縮決議は、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的機運を高めることに貢献する取組であり、同決議への支持状況を測定することは、施策の進捗を把握する上で必要である。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>目標値は過去3年間の平均値とした。</p>							
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計(執行額)				
				23年度	24年度	25年度	26年度	

<p>①包括的 核実験禁止 条約 (CTBT) 国内運用体 制整備事業 等 (16年度)</p>	<p>連続波形データや放射性核種関連情報等を解析・評価する 監視システムの暫定運用試験を通じ、監視観測結果の解析・ 分析を行い、運用時を想定して運用試験結果の評価を行うと 共に、技術的解析手法の開発・向上を行う。また、CTBTO準 備委員会暫定技術事務局や関係国の関係機関と意見・情報交 換を行い、協力関係を構築・維持する。 こうした取組は、条約の検証制度の効果的な運用に資す る。</p>	(1)	195 (188)	186 (178)	176 (172)	177	047
<p>② 軍 備 管 理・軍縮・不 拡散への取 組 (昭和 57 年 度)</p>	<p>1 国際連合等への協力費 国連軍縮会議への参加により我が国の軍縮への取組の アピールや人脈構築を行うとともに、一般市民に対して開 かれた形で軍縮・不拡散に関する国際水準の議論を行う。 こうした取組は我が国の軍縮・不拡散外交に対する市民 社会の理解の深化に貢献する。</p>	(1)	69 (37)	62 (42)	54 (28)	46	048
	<p>2 軍縮教育普及 職員が毎年 8 月に開催される広島及び長崎の平和記 (祈)念式典及び関連行事に出席し、外務大臣等を補佐する と共に、被爆者への説明等の活動を通じ、政府・国民が一 体となって「核兵器のない世界」に向けて取り組んでいく。 また、国際会議等が開催される際、非核特使やユース非核 特使等を派遣し、唯一の戦争被爆国として、核使用の惨禍 の実相を世代と国境を越えて世界に伝えていく。 こうした取組は、軍縮・不拡散に関する教育の普及に貢 献する。</p>	(1)					
	<p>3 軍縮・不拡散調査研究等経費 研究委員を選定し、研究会を実施することで、軍備管 理・軍縮・不拡散問題関連の実施措置内容に係る調査・検 討を行うほか、国連軍縮フェロシッププログラムの一環 として、東京、広島、長崎に一行を招待し、参加者に被爆 の実相を伝えるとともに我が国の軍縮政策についてブリ ーフ等を実施する。 こうした取組は、軍縮政策実施体制確立に資する。</p>	(1)					
	<p>4 国連総会 国連総会第 1 委員会に積極的に参加し、数多くの軍縮 関連の決議を採択に貢献する。 こうした取組は、国際的な軍縮への機運を高める。</p>	(1)					
	<p>5 アセアン地域フォーラム不拡散・軍縮会期会合 核軍縮・核不拡散・原子力の平和的利用のいずれにつ いても、我が国は国際社会の取組をリードしてきているが、 アジア・太平洋地域の政治と安全保障を対象とする対話の 枠組みである。ASEAN 地域フォーラム (ARF) において、こ うした取組を地域レベルでアピールする。 こうした取組は、地域レベルでの軍縮の機運を高めるこ とに寄与する。 26年度においては、核軍縮をメインテーマとする本会合 を東京で開催し、ARFの枠組みにおいて、我が国の取組を 強調しつつ、有意義な議論を行う。</p>	(1)					
	<p>6 地域不拡散強化協力 ASEAN諸国、中国、韓国等の局長級の不拡散政策担当 者が一堂に会し、北朝鮮・イランの核問題やIAEA保障措置等 の不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う アジア不拡散協議 (ASTOP) を2003年より開催している。ま た、アジア諸国等の輸出管理政策の専門家を招致し、アジ ア諸国・地域の輸出管理の重要性に対する共通認識を高</p>	(2)					

	<p>め、その輸出管理制度を強化することを目的に、1993年より毎年アジア輸出管理セミナーを開催している。その他、アジア太平洋地域における不拡散に関する会議への出席やアジア諸国への専門家派遣を必要に応じ実施している。</p> <p>こうした取組は、アジア太平洋地域における不拡散の推進に寄与する。</p>						
	<p>7 原子力・不拡散関連技術分析</p> <p>北朝鮮やイランの核問題等の不拡散の問題に適切に対応するにあたっては、原子力分野の技術的・専門的知見に基づく情報分析が不可欠であり、また、これらの問題が我が国に与える重大性に鑑み、右分析は質が高く適時性のあるものであることが極めて重要である。こうした分析を行うためには、原子力分野における高度の技術的・専門的知見が必要であるため、国内外の研究機関等と緊密な関係を有する大学院レベル以上の外部有識者を不拡散情報分析員として採用し、こうした業務を担当させる。</p> <p>こうした取組は、核不拡散への適切な対応に貢献する。</p>	(2)					
	<p>8 拡散に対する安全保障構想 (PSI)</p> <p>PSI訓練やオペレーション専門家会合 (OEG) への出席及び主催 (PSI訓練：平成24年度、OEG：平成22年度) を通じ、アジア地域における数少ないOEG参加国として、引き続きPSIに積極的に関与し中心的な役割を果たすとともにアジア諸国へのアウトリーチを行い、積極的な貢献を果たす。</p> <p>これにより、特にアジアにおける核不拡散の推進に寄与する。</p>	(2)					
	<p>9 原子力供給グループ (NSG)</p> <p>NSGは、核兵器開発に使用されうる原子力関連資機材等の輸出管理を通じ核兵器の拡散を防止していくことを目的とする国際輸出管理レジームである。我が国は、NSG情報共有システム (NSG Information Sharing System (NISS)) の利用を通じ、NSGにおける情報収集及び情報提供を行いつつ、その活動に積極的に参加している。</p> <p>こうした取組は、国際的な核不拡散体制の強化に資する。</p>	(2)					
	<p>10 ワッセナー・アレンジメント (WA)</p> <p>WAは、通常兵器及び関連汎用品、技術の輸出管理を通じ、地域及び国際社会の安全に寄与していくことを目的とする国際輸出管理レジームである。我が国は、WA情報システム (WA Information System (WAIS)) の利用を通じ、WAにおける情報収集及び情報提供を行いつつ、その活動に積極的に参加している。</p> <p>こうした取組は、通常兵器及び関連汎用品・技術の拡散防止に寄与する</p>	(2)					
	<p>11 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の実施強化のための取組</p> <p>BWC：会期間活動等、条約の実施強化のための議論に積極的に貢献し、作業文書の提出等を行う。</p> <p>CWC：化学兵器禁止機関 (OPCW) 締約国会議、執行理事会 (年3回開催) 及び執行理事会間に開催される条約実施のための各種協議への積極的な参画するとともに、中国遺棄化学兵器 (ACW) 処理事業等への査察受入においてOPCWに協力する。</p> <p>こうした取組は、BWC及びCWCの実施強化に資する。</p>	(3)					
③通常兵器	通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等に	(4)	—	—	—	—	—

<p>の軍備管理 (22年度)</p>	<p>おける国際的議論に積極的に参加し、我が国のプレゼンスを高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を展開する。</p> <p>武器貿易条約(ATT)交渉への積極的な参加、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進のための働きかけ等を積極的に行う。</p> <p>こうした取組は、通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に寄与する。</p>						
<p>④軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)外相広島会合(26年度)</p>	<p>2010年NPT運用検討会議での行動計画の採択を受け、我が国と豪州が主導して立ち上げた軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)(日豪を含め、核兵器を持たない地域横断的な12か国のグループ)の第8回外相会合を我が国(広島)において開催する。</p> <p>こうした取組は、「核兵器のない世界」を目指す我が国の軍縮・不拡散外交において、2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画の着実な実施を目的として主導的に立ち上げた軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)を通じ、平成27(2015)年NPT運用検討会議における有益な提案の実現に寄与するとともに、その他我が国の軍縮・不拡散外交の適切かつ効果的な発信を行う上で重要である。</p>	(1)	—	—	—	11	新26 —12

個別分野	9 原子力の平和的利用のための国際協力の推進		
概要	東京電力福島第一原子力発電所事故に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。また、国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。さらに、二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。		
測定指標	9(1) 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	—	(選定理由) 原子力の平和的利用に際し、原子力安全(safety)、核セキュリティ(Security)を確保していくことは極めて重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記の目標の達成は、原子力の平和利用を着実に推進する上で重要である。 ・第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「国際的な原子力安全の強化にも引き続き取り組みます。」
	目標	—	
	9(2) 福島第一原発事故後の対応		(選定理由)
	基準	—	福島第一原発の状況及び我が国の取組について、積極的な情報発信を行っていくことは重要である。また、廃炉・汚染水対策は前例のない取組であり、国内外の叡智を集めて対応することが必要である。こうした取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記の目標達成に向けた取組は、国際的な原子力安全を強化する上で重要である。
	目標	—	・第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「国際的な原子力安全の強化にも引き続き取り組みます。」 ・「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」(平成25年9月3日原子力災害対策本部決定。)
	9(3) 原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施		(選定理由)
	基準	—	開発途上国や原発新規導入国における原子力の平和利用及び原子力安全の向上のための国際協力の推進に積極的に貢献することは重要であり、このための取組実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
年度目標	26年度	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) TCF、PUI及びRCAを通じた支援は、開発途上国や原発新規導入国への支援を効率的に実施し、原子力の平和的利用や原子力安全を向上させる上で重要である。	
目標	—		
9(4) 核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施		(選定理由)	
基準	—	今後も核物質・原子力関連品目の移転が見込まれており、これら品目の適切な移転に関する実績	

年度目標	26年度	二国間原子力協定等に基づく外交手続の実施により、適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する。	を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 核物質・原子力関連品目の適切な移転の継続は、移転品目の平和的利用を確保する上で重要である。					
目標	—	核物質・原子力関連の移転品目の平和的利用を確保する。						
9(5)放射性物質の安全で円滑な輸送の実施			(選定理由)					
基準	—	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施	我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として、また高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、今後も順次我が国に返還されることとなっており、海上輸送の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 沿岸国及び輸送国との協力を一層緊密化することにより、放射性物質輸送を安全かつ円滑に実施することは、我が国の原子力政策の円滑な展開を確保する上で重要である。					
年度目標	26年度	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため、沿岸国及び輸送関係国との協力を一層緊密化する。						
目標	—	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。						
9(6)二国間協定の交渉・協議の進展			(選定理由)					
基準	—	二国間原子力協定の交渉・協議の実施	二国間協定の交渉・協議の進展に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) メキシコとの二国間原子力協定等交渉中の協定やその他適切な協定の交渉妥結は、原子力の平和的利用を進める上で重要である。					
年度目標	26年度	メキシコとの二国間原子力協定等交渉中の協定の交渉を推進する。 新たな協定の整備については、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していく。						
目標	—	二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平和的利用を推進する。						
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円 予算額計 (執行額)	当初 予算 額	行政 事業 レビ ュー 事業 番号		
				23年度	24年度	25年度	26年度	
	①原子力の平和的利用のための国際協力の推進 (17年度)	主に以下の国際協力を推進する。 1 原子力協定の交渉開始を決定した国と間での締結交渉会合 2 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた協力を推進するための専門家の参加を得た関連会合 3 原子力関連施設の視察 4 原子力専門資料から情報の入手 5 我が国との原子力協力に関する調査 こうした取組は、原子力の平和的利用の促進に寄与する。	(3) (4) (6)	22 (8)	14 (7)	11 (9)	9	049
	②IAEA、G8等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化 (22年度)	IAEAやG8各国との関連会合への積極的な参加及び国際協力を推進するとともに、福島第一原子力発電所事故から得られた経験と教訓を国際社会と共有する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。	(1) (2)	—	—	—	—	—
③福島第一	福島第一原発の状況及び我が国の取組について、国際社会	(2)	—	—	—	—	—	

<p>原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整 (22年度)</p>	<p>に積極的な情報発信を行うとともに、廃炉・汚染対策に向けた国際社会との協力を推進する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。</p>						
<p>④核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献 (22年度)</p>	<p>次回核セキュリティ・サミット(平成28年)に向けた国際的な議論への参加, 同サミットに向けた日米核セキュリティ作業グループの活動, 輸送セキュリティに関する国際会議の開催等, 国際的な核セキュリティの強化に向けた取組を積極的に行う。 こうした取組により, 原子力安全及び核セキュリティの向上に貢献する。</p>	(1)	-	-	-	-	-
<p>⑤放射性物質会場輸送を含む我が国の原子力政策の円滑な展開を確保するための外交的対応 (22年度)</p>	<p>放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため, 関係国間で協力を行うとともに, 沿岸国に対し, 理解増進活動を実施する。 こうした取組は, 我が国の原子力政策の円滑な展開を確保する上で重要である。</p>	(5)	-	-	-	-	-
<p>⑥福島県における協力プロジェクト実施関係経費 (26年度)</p>	<p>平成24年12月に福島県で開催された「原子力安全に関する福島閣僚会議」に際し, 福島県とIAEAの間で署名されたに基づき, 各種の協力プロジェクトが実施されることとなっている。また, 緊急事態の準備及び対応の分野の協力については, 外務省とIAEAとの間で署名された実施取決めにに基づき, 福島県において研修センターが指定され, 研修が実施されることとなっている。これらのプロジェクトの実施に際し, 関係者との協議・調整等の支援を行う。 こうした取組は, 福島第一原発事故の経験おと教訓を国際社会と共有し, 国際的な原子力安全の強化に寄与する。</p>	(2)	-	-	-	0.5	新26 -13

個別分野	10 科学技術に係る国際協力の推進	
概要	我が国の優れた科学技術を外交に活用し、我が国と世界の科学技術の発展に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を実施する。	
測定指標	10(1) 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大	
	基準	— 科学技術先進国との二国間科学技術協力の、政府間会合等の開催及び新規科技協定の締結を通じた推進
	年度目標	26年度 科学技術外交を推進するため、二国間科学技術合同委員会の活性化が重要であり、5か国・機関以上との政府間会合等を開催する。 また、限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努める。
	目標	— 科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安全確保に貢献する。
	10(2) イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進	
	基準	22年度 イーター(国際熱核融合実験炉)計画を通じ核融合エネルギーの研究開発を促進した。
	年度目標	26年度 イーター計画への参加等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。イーターについては、今後本格的な建設期に移行することを踏まえ、引き続き円滑な進展を目指し、関係者との調整を行う。また、事務局運営の効率化・合理化に取り組む。
	目標	— 多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献する。
	10(3) ISTC への支援を通じた協力の推進	
	基準	22年度 国際科学技術センター(ISTC)を通じ、大量破壊兵器の不拡散への取組を促進した。
	年度目標	26年度 ISTCを通じ、中央アジア等より広範な地域での科学技術協力関係の強化を行う。また、ISTCの事務局運営の効率化・合理化に取り組むとともに、ISTCを通じて大量破壊兵器の不拡散防止に向けたより効果的な取組に向けた議論に積極的に貢献する。
	目標	— 多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献する。
10(4) ソフトパワーとしての科学技術の活用		
基準	22年度 我が国の優れた科学者・専門家を科学技術先進国にとどまらず、新興国、アジア諸国等各国に派遣し、講演会等を行う科学技術外交・宇宙外交専門家交流事業を実施した。	
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
(選定理由) 科学技術の発展は、天然資源に乏しい我が国が繁栄と安定を実現する上で必要不可欠であり、その目的の達成のために、諸外国、とりわけ科学技術先進国との協力が重要となってくる中、二国間政府間会合は、専門性の高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会における科学技術の発展に欠かせない手段となっており、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		
(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決定)で、我が国科学技術の国際展開を推進する基盤強化の推進方策として「政府対話や協定に基づく協力を一層効果的に推進する」と規定していること、また、限られた予算・人員の中でこれまでの実績等を踏まえて設定した。		
(選定理由) 一国では実施できない大規模な研究開発については、多国間の国際科学技術協力が有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		
(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記の目標の達成は、多国間の平和目的の科学技術協力を着実に進展させる上で重要であり、また、こうした協力自体が参加各国・極間の信頼醸成に繋がり、国際社会の平和と安定にも寄与する。 ・第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決定) ・エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)		
(選定理由) 大量破壊兵器関連技術の不拡散防止に資する人的不拡散については、多国間の国際科学技術協力が有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		
(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記の目標の達成は、大量破壊兵器の不拡散防止する上で重要である。 ・第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決定) ・第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日) ・民主党マニフェスト2010		
(選定理由) 科学技術をソフトパワーの源として外交に活用する取組は、諸外国との将来的な科学技術協力に向けた環境の醸成、我が国のブランド・イメー		

年度目標	26年度	我が国の優れた科学者・専門家の派遣し、5回を目標に講演会等を開催し、我が国の優れた科学技術力を印象づけ、経済外交にも貢献する。						
目標	—	我が国の科学技術力をアピールする科学技術広報によって、我が国の繁栄と安定に貢献する。	ジの確立、我が国企業の海外におけるビジネス展開を支援するために必要な施策の一つであり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 「科学技術外交の強化」(平成20年5月、総合科学技術会議)において、「国際的なプレゼンス強化」「我が国の優れた科学技術に対する国際的なブランド・イメージの確立」に関する提言を踏まえ、また限られた予算の中でこれまでの実績等を加味し設定した。					
10(5)(参考指標)ISTCにおける新規プロジェクト数								
10(6)(参考指標)ISTC事務局の職員数								
10(7)(参考指標)専門家交流事業の実施回数								
10(8)(参考指標)専門家交流事業の参加人数								
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額)				行政事業レビュー 事業番号
				23年度	24年度	25年度	26年度	
	①科学技術に関する二国間政府間対話の推進	<p>我が国との科学技術協力協定締結の希望が相手国から寄せられた場合に、我が国にとっての外交面・科学技術面でのメリット等を勘案し、協力協定締結に向けた作業を相手国と行う。</p> <p>二国間合同委員会を通じて、相互の科学技術政策や、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行うことにより、両国の科学技術政策等に関する共通認識を醸成し、また、二国間の個別の協力分野について、更なる協力の推進を政府間で確認することができる。</p> <p>26年度においては、科学技術協力合同委員会を中国、インド、米国、オランダ、スイスと実施する。</p>	(1)	—	—	—	—	—
	②イーター計画等の推進	<p>イーター計画を通じ、一つの国だけでは実施できないような大規模な研究開発について、多国間の国際科学技術協力を進める。</p> <p>関連の理事会等において、議論に積極的に参加することにより、多国間の平和目的の科学技術協力を進めると共に、参加各国・極間の信頼醸成に繋げ、国際社会の平和と安定に寄与する。</p>	(2)	—	—	—	—	—
	③科学技術外交推進専門家交流関係経費(21年度)	<p>欧米科学技術先進国、新興国、アジア、中東アフリカ諸国に日本の優れた科学者・専門家を派遣し、我が国の科学技術力をアピールする海外へ向けた科学技術広報を行うことで、我が国の科学・技術力の情報発信を通じた我が国ソフトパワーの向上及びネットワーキングを通じた我が国企業の海外でのビジネス展開支援を図る。</p> <p>本事業を通じて我が国の優れた科学技術力を事業対象国の政策決定者、専門家、一般市民等に応用することにより、我が国の最先端の科学技術への認識を深め、我が国との二国間科学技術協力関係の発展に寄与する。併せて、我が国</p>	(4)	11 (7)	8 (6)	4 (3)	3	050

	企業の海外でのビジネス展開の支援をはかり、我が国の経済的安定にも貢献する。						
--	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--



## 施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-Ⅱ-2)

施策名	国際経済に関する取組	担当部局名	経済局	
達成すべき目標	<p>日本経済の再生に資する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。</p> <p>1 多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。</p> <p>2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。</p> <p>3 資源・エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に取り組む。</p> <p>4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。</p>	目標設定の考え方・根拠	平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進、海外市場獲得のための戦略的取組、我が国の成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備を柱とする国際展開戦略が目標に掲げられたことを踏まえ、これを経済外交の側面から実施していくことが重要である。	
施策の概要	<p><u>1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進</u></p> <p>(1)多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。</p> <p>(2)経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。</p> <p><u>2 海外の日本企業支援</u></p> <p>日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活動を最大限に引き出すために以下の取組を実施する。</p> <p>(1)日本企業支援</p> <p>「日本企業支援推進本部」の指示の下、関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。</p> <p>(2)対外投資の戦略的な支援</p> <p>投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、相手国・地域を戦略的に検討する。</p> <p>(3)海外における知的財産権保護強化に向けた取組</p> <p>国際的な取り組みを通じた知的財産権保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。</p> <p><u>3 経済安全保障の強化</u></p> <p>経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。</p> <p><u>4 国際経済秩序形成への積極的参画</u></p> <p>(1)G7/G8サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていく場として、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として、重要な役割を果たしている。我が国は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作る。</p> <p>(2)日EU・EPA 交渉会合及び日EU 経済関係強化に関する各種協議等を実施し、日EU・EPA の早期締結を含む包括的な経済関係の強化・拡大に努める。</p> <p>(3)OECD の諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとする非加盟国との関係強化等の分野において我が国の考えを反映させていく。</p>		政策体系上の位置付け	分野別外交
			政策評価実施予定時期	平成 28 年 8 月

	(4)APEC 首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。		
測定指標	後述の個別分野の該当欄に記入した。		
達成手段	後述の個別分野の該当欄に記入した。		

個別分野	1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進			
概要	(1)多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。 (2)経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。			
測定指標	1 (1) 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  (選定理由) 国際貿易ルール強化のための貢献やWTO 紛争解決制度等の活用についての実績は、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた我が国の取組の進捗を測る上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 1 我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化すべく、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要である。 2 WTO 紛争解決制度などの既存ルールの実効的運用を図ることは、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、保護主義的貿易政策に対する抑止につながる。	
	基準	— 1 ドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉への貢献 2 紛争解決手続き等の各種枠組みの活用による、保護主義的な貿易政策の抑止		
	年度目標	26年度 1 WTO を通じた貿易自由化の推進や国際貿易ルールの強化のために、引き続き我が国として貢献する。 2 保護主義的な貿易政策の抑止・是正のために、WTO 各種委員会等の枠組み及び紛争解決手続きを積極的に活用する。		
目標	—	多角的自由貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化する。		
1 (2) 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展				
基準	—	経済連携強化に向けた、EPA 交渉・研究・検討・実施・運用を推進	(選定理由) 新興国を中心に世界の市場は急速に拡大している中、経済連携を推進することにより、世界の経済成長を取り込んでいくことが重要であり、現在交渉中の経済連携交渉の進展は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) TPP, RCEP, 日中韓 FTA, 日 EU・EPA 等の経済連携協定交渉に同時並行で取り組むことは、各経済連携が相互に刺激し合い、活性化することにより、世界全体の貿易・投資ルール作りの前進に貢献していくために重要である。また、発効済 EPA の実効的運用・強化を図ることも重要である。	
年度目標	26年度	引き続き TPP 交渉の早期妥結に向け取り組むとともに、RCEP, 日中韓 FTA, 日 EU・EPA を含む8つの EPA 交渉を同時並行的に戦略的かつスピード感を持って推進する。 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。		
目標	—	アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。		
1 (3) 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階		基準値	年度目標値	目標値
		22年度	26年度	—
①共同研究が終了した数		①: 1	①: 0	—
②交渉会合開催数		②: 15	②: 20	
③交渉が妥結した数		③: 1	③: 1	
④署名した数		④: 1	④: 1	
⑤発効した数		⑤: 0	⑤: 1	
⑥委員会等開催回数		⑥: 36	⑥: 35	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 一般的に、EPA/FTA に関する施策の進捗を数値で表すことは困難であるが、通常 EPA が検討から発効に至るまでの過程並びに発効後の実施及び運用に関する過程に見られる各種件数を確認することは、我が国の EPA/FTA に関する取組の進捗を把握する上で一つの目安になると考えられるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国は、平成13年のシンガポールとの EPA 交渉の開始以来、1年1本程度のペースで、現在までに13本の EPA を締結している。政府として経済連携に関する取組を強化しているところであるが、現在交渉中の EPA は、以前よりも困難な交渉が想定される相手国・地域が多く、従前同様のペースでの締結を目指すことが適切かつ現実的と考えられる。			

また、交渉会合数に関しては、新たに TPP 交渉に参加し、RCEP、日 EU・EPA 等の交渉を開始した前年度の交渉会合数(前年度：22)を参考に設定するのが適当と考えられる。

1(4)(参考指標)  
 輸出入額(単位：千億円)  
 ①輸出額  
 ②輸入額  
 \*財務省貿易統計 HP より引用

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位：百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初 予算 額	
				23年 度	24年 度	25年 度	26年 度	
①多角的自由貿易体制の維持・強化 (*)	各種交渉・会合に向けた準備・検討作業、国内でのWTO意見交換会の実施、及び、紛争処理体制の強化(本省及び在外)、法律専門家への助言要請、翻訳等を実施する。 各種交渉・会合に向けて綿密な準備・検討作業を行うことで、国際貿易ルールの強化にむけた議論に積極的に貢献することができる。また、紛争処理体制を強化することによって、WTOルールの実効的な運用を図る。	(1)	39 (34)	37 (28)	35 (30)	38	052	
②経済連携協定 (15年度)	(本個別分野に関連する取組) EPA締結に向けた交渉会合の開催、発効済EPAの実施・運用等を目的とした合同委員会、各種小委員会等の開催等を行う。 交渉会合の開催を通じて、包括的かつ高いレベルの経済連携協定を締結し、合同委員会及び各種小委員会等の開催を通じ、発効済EPAの実施及び運用を改善し、二国間・地域間の経済連携を積極的に推進する。		121 (66)	130 (96)	128 (159)	132	051	
		(2)	121 (66)	114 (89)	106 (117)	111		
		(3)						

個別分野	2 海外の日本企業支援		
概要	<p>日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 日本企業支援 「日本企業支援推進本部」の指示の下、関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。</p> <p>(2) 対外投資の戦略的な支援 投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、相手国・地域を戦略的に検討する。</p> <p>(3) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組 国際的な取り組みを通じた知的財産権保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。</p>		
測定指標	2(1) 日本企業支援強化に向けた取組		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	— 海外における日本企業のビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供	
	年度目標	26年度 1 「日本企業支援推進本部」の指示の下、引き続き、日本企業支援の推進のため、日本企業支援担当官会議の開催など、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。グッドプラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。 2 また、インフラ輸出促進のため、インフラアドバイザーの配置を進め、在外公館の支援体制を強化する。 3 各国の輸入規制や風評被害への対策を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。	
	目標	— 日本企業の利益の増進に対する側面支援を強化する。	
	2(2) 対外投資の戦略的な支援		
	基準	— 投資協定について、実際のニーズに応えるべく交渉を推進	
	年度目標	26年度 戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、現在交渉中の協定については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。	
	目標	— 対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させる。	
	2(3) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組		
	基準	— 1 二国間・多国間協定を含む、国際的な取組を通じた知的財産権保護の促進 2 知的財産に関する二国間対話等の実施 3 在外公館における知財担当官の対応力強化	
年度目標	26年度 1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じた知的財産権保護を促進する。 2 二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。 3 在外公館知的財産担当官の対応力を強化する。		

目 標	1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ、知的財産権保護の促進を図る。	会における国際的な取組を通じて効果的に知的財産権保護を図っていくことが重要である。 また、知的財産に関する二国間対話等の促進、及び在外公館における知財担当官の対応力強化についても、継続して取り組んでいくことが重要である。 ・「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)4(4) ・「知的財産政策ビジョン」(平成25年6月7日知財戦略本部決定)第4 4.(2), 6.(3)							
	2 二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。								
	3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進する。								
	2(4)(参考指標)在外公館における日本企業支援実績件数								
	2(5)(参考指標)知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数								
	2(6)(参考指標)対外直接投資総額 *JETRO ホームページより引用								
達 成 手 段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円 予算額計 (執行額)				当初 予算 額	行政 事業 レビ ュー 事業 番号
				23年 度	24年 度	25年 度	26年 度		
	① 海外の日本企業支援 (18年度)	「日本企業支援推進本部」の指示の下、日本企業支援の推進のため、日本企業支援担当官会議を開催するなど、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。 インフラアドバイザーの設置を更に進め、日本企業のインフラプロジェクト受注支援に向けた在外公館の支援体制を強化する。	(1)	10 (5.3)	23 (15)	22 (12)	19	060	
	② 対外投資の戦略的な支援 (20年度)	投資協定等の各種経済条約の締結の推進。 投資協定等で定めている合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善、在外公館施設を活用した現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援を実施する。 グローバル化が進展し、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になり、企業も様々な形で国境を超えた活動を一層活発化させている中、日本企業の経済的利益を増進していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援する。 26年度においては、戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、現在交渉中の協定については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら早期妥結を目指していく。	(2)	—	—	—	—	—	
③ 知的財産権侵害対策 海外における知的財産	模倣品・海賊版対策に関する国際会議への出席、模倣品・海賊版対策等に関する調査・分析の実施、及び知財担当官会議の開催を行うことによって、海外に拠点を持つ日本企業を支援し、また本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携	(3)	8 (4)	10 (7)	11 (7)	9	061		

	権保護強化 に向けた取 組 (17年度)	を促進する。						
--	-------------------------------	--------	--	--	--	--	--	--

個別分野	3 経済安全保障の強化			
概要	経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。			
測定指標	3(1) 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  (選定理由) 我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保のため、国際機関や多国間の枠組み等への参加・議論の主導・貢献のほか、二国間関係での取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を測る上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 資源・エネルギーの安定供給の確保に向け、継続して多国間の協力枠組みを維持・強化していくことが重要である。
	基準	—	資源・エネルギーの安定供給の確保に向けた国際機関や多国間の良好かつ安定的な協力枠組みや外交上の戦略的基盤の維持・強化、及び低炭素社会の実現に向けた我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及	
	年度目標	26年度	国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的にかつ主導的に参加・貢献する。また、専門官制度や在外公館戦略会議等を通じて、二国間の取組をより総合的にとらえた政策立案につなげることにより、我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保を図る。	
	目標	—	関係する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。	
	3(2) 我が国及び世界の食料安全保障の強化			(選定理由) 国連専門機関である国連食糧農業機関(FAO)や、世界の食料需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っている国際穀物理事会(IGC)、及び我が国が推進する「責任ある農業投資」に係る国際会議や協議への参加・貢献に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国及び世界の食料安全保障を強化するためには、関連する多国間の協議に積極的かつ主導的に関与し、貢献することが重要である。特に、責任ある農業投資促進の観点からは、「責任ある農業投資原則」の26年度中の採択が重要である。
	基準	—	多国間協調や国際機関による取組等を通じた我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化	
	年度目標	26年度	食料の安定供給に向け、関連するマルチの枠組み等において議論し、積極的かつ主導的に参加貢献する。特に、世界食料安全保障委員会(CFS)における「責任ある農業投資原則」の26年度中の採択を目指し策定に資する取組を積極的に行い、責任ある農業投資の促進を図る。	
	目標	—	関係する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。	
	3(3) 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保			(選定理由) 海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関の年次会合を始め、様々な国際協議の場において、国際的協力への貢献の実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、海洋生物資源の持続可能な利用のための保存・管理に向けた国際的協力を推進していくことが重要である。
	基準	—	地域漁業管理機関等における漁業資源の保存・管理のための取組の実施・促進	
年度目標	26年度	漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に、地域漁業管理機関の年次総会等での協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導する。		
目標	—	水産資源の持続可能な利用の確保は、消費者に安全な水産物を安定的に供給するという視点や責任ある漁業国として積極的な役割を果たすという国際協力の視点からも重要であるとの認識のもと、引き続き各地域漁業管理機関における漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に「北太平洋漁業資源保存条約」関連では、条約の早期発効及び効果的な実施のため、引き続き主導的な役割を果たしていく。		
3(4) 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数		基準値	年度目標値	目標値
		23年度	26年度	—
		43件	40件	—

	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>(選定理由)</p> <p>国際機関や多国間の枠組み等を通じた産出国との対話の促進及び消費国間の連携の強化、並びに我が国の省エネルギー・再生可能エネルギーの技術の普及のためには、関係国との人脈構築、我が国立場の反映、国際的議論の情報収集等とともに、所管するこれらの枠組みの国際会議や協議への参加実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>これまでの実績及び今後見込まれる外交上の日程等に照らし、施策の目標達成に資する上で妥当と考えられる件数を割り出した結果、40件を目標とすることとした。</p>						
	3(5)地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数	基準値	年度目標値			目標値		
		23年度	26年度			—		
		14件	14件			—		
	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>(選定理由)</p> <p>海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関等の年次会合を始め、様々な国際協議の場への参加実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>施策の進展に資する上で重要となる会合等が、概ね基準値程度の件数見込まれるため。</p>						
	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円			当初予算額	行政事業レビュー事業番号
				予算額計(執行額)				
			23年度	24年度	25年度	26年度		
①資源問題への対応(* )	供給国における資源ナショナリズムの台頭や不安定な状況に、東日本大震災の影響も加わり、資源・エネルギーの安定供給がより重要な課題となる中、在外公館を通じた外交の戦略的基盤を維持・強化しつつ、国際的な枠組み等を利用して、産出国と消費国が連携して行動することにより、エネルギー市場の安定化に貢献することができる。また、採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて、腐敗や紛争を予防し、もって成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進し、これにより資源の安定供給にも資する。更に国際社会における省エネルギー・再生可能エネルギーの更なる促進に貢献する。	(1) (4)	5	6	3	4	057	
			(3)	(4)	(2)			
②国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化(* )	<p>国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)等を通じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用、食料生産国との関係の維持・強化による我が国への食料安定供給の強化、国際的枠組みの構築等を促進することで、世界の食料安全保障を確保・強化する。</p> <p>FAO及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論や同機関が実施するプロジェクト等により世界の食料安全保障の確保に向けた取組を進めていくとともに、IGCにおいて収集した情報等を、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等に活かしていく。</p>	(2)	—	—	—	—	—	

③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進(＊)	地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源の保存・管理の推進への協力。 地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席(計14件)し、海洋生物資源の保存・管理及び持続可能な利用における我が国の立場に対する理解と支持獲得に努めることにより、世界有数の漁業国であり水産物輸入国である我が国の国益の確保に資する。	(3) (5)	—	—	—	—	—
④鯨類の持続可能な利用に関するセミナー開催(16年度)	我が国と同様に鯨類資源の持続可能な利用を支持するIWC加盟国を日本に招へいし、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用について議論するとともに、IWC総会等に向けて、持続可能な利用支持国間の結束強化を図る。	(3)	5 (1)	5 (4)	3 (0)	3	058
⑤アジア・エネルギー安全保障セミナー(13年度)	「安定的かつ低廉なエネルギー資源供給確保に向けて」をテーマとし、各国政府、国際機関、関連企業等の専門家を招へいし、エネルギーをめぐる国際情勢及びその中で我が国の外交的取組みについて討議及び情報共有し、政府の取組及び国際的連携の必要性に対する国民の理解の進展を図るセミナーを開催する。	(1)	5 (3)	5 (2)	3 (3)	4	059
⑥国際司法裁判所(ICJ)にかかる関連諸経費(23年度)	我が国が南極海で実施している調査捕鯨が国際捕鯨取締条約など関連する国際法に違反しているとして2010年5月豪州政府が国際司法裁判所(ICJ)に対して行った提訴及び判決に関し、必要な措置を講じるもの。	(3) (5)	39 (15)	35 (27)	35 (24)	0	056
⑥シー・シェパード対策に係る委託調査(25年度)	反捕鯨団体シー・シェパードによる我が国調査捕鯨への妨害行為は年々エスカレートしている。これに対し、我が国としては、シー・シェパード船舶の船籍国であるオランダや豪州、同船舶の寄港国であるNZ、シー・シェパードの本部所在地である米国等の関係各国に対し、妨害行為を阻止すべく対応を求める必要がある。関係国に対し適切な対応を求めるにあたって、関係国の国内法制度などに精通した専門家の意見を聴取する。	(3)	—	—	—	8	新26 —15

個別分野	4 国際経済秩序形成への積極的参画		
概要	<p>(1) G7/G8サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていく場として、G20 サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として、重要な役割を果たしている。我が国は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作る。</p> <p>(2) 日 EU・EPA 交渉会合及び日 EU 経済関係強化に関する各種協議等を実施し、日 EU・EPA の早期締結を含む包括的な経済関係の強化・拡大に努める。</p> <p>(3) OECD の諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとする非加盟国との関係強化等の分野において我が国の考えを反映させていく。</p> <p>(4) APEC 首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。</p>		
測定指標	4 (1) G7/G8・G20 サミットにおける我が国の貢献		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	—	(選定理由) 測定指標の目標を追求することによって、サミットの準備段階及びサミット本番において我が国の施策や考え方に対する理解が深まり、我が国のプレゼンスを確たるものとして示すことができたかを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 26年度のサミットの成功裏の実施、及びサミットの成果文書における我が国の考え方の反映に向け、積極的な提案や行動・発言を行っていくことが重要である。
	目標	—	
	4 (2) EU との対話を通じた関係強化		(選定理由)
	基準	—	経済連携の推進は、日本再興戦略の重要な柱であり、雇用創出、企業の競争力強化等を含む経済成長及び日本企業の欧州市場進出を促進させることに寄与する日 EU・EPA 交渉の進展を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成 26(2014)年 4 月末～5 月初めの欧州訪問中、安倍総理から様々な機会において、平成 27 年(2015)年中の大筋合意を目指したいとの考え方を伝え、欧州各国及び EU の首脳との間で早期締結の重要性について一致したことに照らし、平成 27 年(2015)年中の大筋合意を目指し、交渉の進展を図ることとした。
	目標	—	
	4 (3) OECD における我が国の貢献		(選定理由)
	基準	—	国際的規範形成機能を持つ OECD の閣僚理事会議長国の機会は、我が国が規範形成においてイニ

年度目標	26年度	<p>平成26(2014)年の我が国のOECD加盟50周年及び閣僚理事会議長国の立場を活用し、しなやかで強じん(レジリエント)な経済社会と東南アジアとの関係強化を積極的に推進する。</p> <p>特に、我が国が推進するアジェンダについて議論し、閣僚理事会成果物を通じて強いメッセージを発出するとともに、政府ハイレベルの出席など議長国としてのプレゼンスを然るべく示す。加えて、閣僚理事会の成果をG7及びG20につなげ、フォーラム横断的に経済外交を推進する。</p> <p>また、東南アジア諸国のOECDへの関心を高め、5月の閣僚理事会に東南アジア諸国からハイレベルの出席を得るとともに、今般立ち上がる東南アジア地域プログラムのSteering Group(運営委員会)や地域政策ネットワークの活動に積極的に関与する。</p>	<p>シアティブを発揮し、また東南アジアとの関係強化を進める好機であり、そうした中での我が国の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>我が国が議長国を務める際の主要議題としての強じんな経済社会というテーマを軸に、閣僚理事会の後もG7サミット、G20サミットなどが予定されていることなどに照らし、フォーラム横断的な経済外交を目標の中に組み入れた。</p>							
	目標	—	OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。							
4(4)APECにおける諸活動への貢献			(選定理由)							
基準	—	「横浜ビジョン」で掲げた内容の更なる具体化	ここに列挙したような優先課題に照らして、APECにおける我が国の貢献の実績を測定することが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。							
年度目標	26年度	「横浜ビジョン」に基づき、地域経済統合、成長戦略、人間の安全保障等の取組を推進する。平成26年のAPEC議長国である中国に協力し、優先課題である「地域経済統合の進展」、「創造的な発展、経済改革及び成長の促進」及び「包括的な連結性及びインフラ開発の強化」の下での議論や取組に積極的に貢献する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠)							
目標	—	域内での経済協力関係を維持・発展させる。	平成22年の我が国議長国の下で将来にわたりAPECとして取り組むべき内容について取りまとめた「横浜ビジョン」の具体化を進める観点から、こうした課題においての我が国貢献実績を測ることが重要と考えられる。							
4(5)様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のため、月1回ペースで開催されるOECD理事会(最高意思決定機関)へ参加回数(年1回開催される閣僚理事会を含む)			基準値	年度目標値	目標値					
			—	26年度	27年度					
			13回	13回	13回					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由)									
<p>経済・社会の幅広い分野で規範形成機能を持つOECDの最高意思決定機関であり、我が国の意見を国際的な議論に反映させる有効な場であるOECD理事会への参加実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>例年、理事会は概ね月に1度の頻度で開催されることに照らし、上記回数を目標とした。</p>										
4(6)(参考指標)APECにおける域内貿易依存度										
4(7)(参考指標)日EU間の貿易投資額										
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等			単位:百万円		行政事業レビュー事業番号			
				予算額計(執行額)	当初予算額					
				23年度	24年度	25年度	26年度			
	①G7/G8・G20における我が国の積極的	G7/G8サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていく場として、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として、重要な役割を果たしている。我が国は両サミットの議			(1)	—	—	—	—	—

な貢献 (G7/G8: 昭和50年度 (当時G6). G20;20年 度)	論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作る。 特に、26年度においては、我が国が議長国となる平成28年度に向けて、参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し、我が国の目指す具体的成果の実現に取り組むこと等に重点を置く。							
②経済連携 協定 (15年度)	(本個別分野に関連する取組) 日EU・EPA交渉会合及び日EU経済関係強化に関する各種協議等を実施し、日EU・EPAの早期締結を含む包括的な経済関係の強化・拡大に努める。	(2)	121 (66) —	130 (96) 16 (7)	128 (159) 22 (42)	132  21	051 (再掲)	
③OECDにお ける、日本企 業が公平な 競争条件で 世界で事業 展開できる ようなルー ル整備及び 経済・社会情 勢に関する 分析・提言へ の積極的参 画(含むOECD による一層 積極的な非 加盟国協力 活動の支援・ 推進) (昭和39年 度)	加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の発展といった活動目的の達成に寄与するために議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。 我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成していく上で、国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決が重要であるが、このためには国際社会の一致した協力が求められる。こうした中で、G7/G8・G20やOECDにおける議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国によって望ましい国際経済秩序を形成する。 特に、26年度においては、我が国のOECD加盟50周年を迎えるほか、閣僚理事会議長国を務めるといった機会を活用し、しなやかで強じん(レジリエント)な経済社会及び、OECDと東南アジアとの関係強化を積極的に推進していく。	(3) (5)	—	—	—	—		
④APEC(アジ ア太平洋経 済協力)を通 じた経済関 係の発展 (15年度)	APECにおいては、その究極目標である貿易・投資の自由化・円滑化を通じた域内経済統合の達成のほか、成長戦略、人間の安全保障等の目標に向けて、種々のプロジェクトを実施しているところ、我が国としてもAPECとしての活動が成功裏に行われるよう貢献する。 APEC首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的な協力の推進に我が国も積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。	(4)	26 (24)	28 (25)	28 (28)	26	055	
⑤国際経済 情勢調査・分 析 (3年度)	1 諸外国統計の最新データや金融面でのデータについて専門データベースを活用することにより、主要な経済指標の迅速な入手及び加工を行う。 2 マクロ経済等を専門とする研究者を「経済調査員」として委嘱し、上記(1)のデータベース等を活用した経済指標に係る資料の作成等にあたらせる。	—	30 (25)	9 (6)	6 (5)	6	053	
⑥政府調達 手続きに関 する説明会 (*)	平成26年3月に策定された「政府調達手続きに関する運用方針」に基づき、会計年度の可能な限り早い時期において、外務省主催にて、今年度我が国政府が予定すると見込まれる一定額以上の調達予定案件につき、内外の共有者を対象としたセミナーを開催する。	—	0.7 (0.6)	0.7 (0.6)	0.7 (0.6)	0.7	054	



## 施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-Ⅱ-3)

施策名	国際法の形成・発展に向けた取組	担当部局名	国際法局
達成すべき目標	<p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。</p> <p>1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献する。研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。また、国際約束に関する情報を集約し活用する。</p> <p>2 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化する。また、刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大する。</p> <p>3 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。</p>	目標設定の考え方・根拠	<p>国家間の関係を安定・深化させるとともに、紛争の平和的解決を図るためには、国際社会における「法の支配」の確立に貢献することが重要である。</p> <p>・第 186 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成 26 年 1 月 24 日) 「自由や民主主義、人権、法の支配の原則こそが、世界に繁栄をもたらす基盤である、と信じます。日本が、そして世界が、これからも成長していくために、こうした基本的な価値を共有する国々と、連携を深めてまいります。」</p> <p>・第 186 回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成 26 年 1 月 24 日) 「我が国が戦後守り続けてきた自由、民主主義、人権、法の支配は、国民に深く浸透し、国家の根本を支える柱となっています。」</p> <p>・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 国家安全保障会議及び閣議決定) 「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護することも、同様に我が国にとっての国益である。」</p> <p>「第 3 の目標は、不断の外交努力やさらなる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築することである。」</p>
施策の概要	<p>1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用</p> <p>(1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。</p> <p>(2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用する。</p> <p>(3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表を行う。</p> <p>2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。)</p> <p>(2) 刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。)</p> <p>3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 多角的自由貿易体制の強化に積極的に関与・貢献するとともに、経済連携の推進(FTA/EPA の検討・交渉・締結・実施、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の進展等)を図る。</p> <p>(2) 日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、各種経済・社会条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)の交渉・締結・実施を推進する。</p>	政策体系上の位置付け  政策評価実施予定時期	分野別外交  平成 28 年 8 月

	(3) 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。		
測定指標	後述の個別分野の該当欄に記入した。		
達成手段	後述の個別分野の該当欄に記入した。		

個別分野	1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用		
概要	<p>(1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。</p> <p>(2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用する。</p> <p>(3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表を行う。</p>		
測定指標	1 (1) 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	— 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献	(選定理由) 国際法規の形成及び発展に対する我が国の貢献についてその進捗を測ることは、「法の支配」の促進に向けた進展を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度 領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの財政的・人的貢献を通して、「法の支配」を一層推進する。その一環として、国際海洋法裁判所(ITLOS) 裁判官選挙での我が国指名候補の当選を実現する。	(目標(水準・目標年度)の設定根拠) ITLOS 裁判官に我が国の候補を当選させることは、我が国が、海における「法の支配」の推進に積極的に貢献していく上で重要である。
	目標	— 国内外における法の支配を推進する。	・第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) ・第186回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成26年1月24日) ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日)
	1 (2) 国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況		(選定理由)
	基準	— 国際法研究会等の開催	国際法研究会等各種研究会の開催は、学術と実務のインタラクションを通じ、国際法に関する最新の知見の蓄積に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26年度 国際法研究会等国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図るとともに学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。	(目標(水準・目標年度)の設定根拠) 領土や海洋を始めとする重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図るとともに学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進は、新たな国際ルール作りに積極的に貢献する上で必要となる。
	目標	— 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進められるよう国際法研究会等を活用する。	・第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) ・第186回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成26年1月24日)
	1 (3) 国際法の普及活動の推進		(選定理由)
基準	— 大学講義等への参加	大学や日弁連と協力し講義等を行うことは、国際法に携わる人材の育成に資するとともに、国際法の知見を広める上で重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。	
年度目標	26年度 大学における講義等を平均して週に1回程度の頻度で実施しインターネット上における国際法関連の情報提供の充実に取り組むことで国際法に関する知識の普及に努める。また、日弁連等とも協力し、国際法に関する各種講義を通じて、国際法に携わる人材を育成する。	(目標(水準・目標年度)の設定根拠) 国際法関連の情報提供の充実に取り組むとともに、国際法に携わる人材を育成することは、国際法に関する知識を普及する上で重要である。	
目標	— 国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。	・第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) ・第186回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成26年1月24日)	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号	
				予算額計 (執行額)			当初 予算 額		
				23年 度	24年 度	25年 度	26年 度		
①国際法に係る調査 (13年度)	1 国連国際法委員会(ILC)等, 国際法に関連する各種会合に出席し, 我が国の見解や立場をインプットするとともに, ITLOS 裁判官選挙において, 我が国指名候補の当選を実現する等国際法各種フォーラムに対し人的・財政的貢献を果たす。 これらの活動を通じて新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献することで, 国内外における法の支配の促進に貢献する。 26年度においては, 国際法に関連する各種会合に出席し, 我が国の立場を主張すること等を通じて, 新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献するとともに, 国際海洋法裁判所(ITLOS)裁判官選挙での我が国指名候補の当選等各種国際司法機関やフォーラム等に対し, 人材面・財政面でコミットし, 紛争の平和的解決に貢献する。また, 現在の国際情勢や, 国際法に基づく紛争の平和的解決の重要性が一層増している状況を踏まえ, 国内外において「法の支配」の促進に携わる人材を育成するとともに, 国際法に通じた専門家の育成等国際法に基づく紛争解決のための体制の強化をより一層図っていく。	(1)	5 (4)	5 (4)	17 (13)	6	063		
		2 各国で国際法を所掌している局長レベルのカウンターパートと近年の国際法をめぐる主要動向について率直な意見交換・協議を行い, 我が国が直面する様々な問題や懸案事項の解決に法的観点から貢献する。 主要国の国際法局長と交流を深め, 連携を強化することは我が国の利益や主張を各国の国際法の解釈・実施に最大限反映させる上で有益であるのみならず国際社会における「法の支配」の強化, 国際紛争の平和的解決促進のためにも重要である。	(2)						
		3 公開講座や大学における講義の実施, 研究者や学生との意見交換及び交流を通じて, 我が国の国際法に係る国民の理解を促進するとともに, 国際法関係判例・文献及び条約データ提供システムを整備し, 国際法に係る外交政策実施のバックアップ体制を整えるほか, 国民や外国に対し広く情報を共有し, 外交への信頼を獲得する。 公開講座や大学における講義の実施, 研究者や学生との意見交換及び交流を通じて, 我が国の国際法に係る国民の理解を促進することは, スムーズな外交政策を可能にし, 国益に資する。とりわけ領土や海洋に関連する問題など国民全体に係る問題について理解を促進することは, 問題解決の観点からも有益である。また, 今後より一層国際法に基づく紛争の平和的解決の重要性が高まることが予想されるところ, これらの手段を通じて, 国際法の専門家を人材育成し体制を強化することが可能となる。 26年度においては, 大学や日弁連等各種団体と協力し,	(3)						

	<p>国内外における国際法の知見の普及に努める。</p> <p>4 投資協定に関する、先例の検証、最近の仲裁判断例、国際社会における議論の動向及び第三国間の投資協定の態様につき、投資協定研究者に委嘱し、体系的、詳細な検討を行う。右結果を締結交渉に携わる関係者に対し定期的に報告せしめ、最終成果物として執筆せしめることで、今後の交渉における基礎となる参考資料とする。</p> <p>資源エネルギーをめぐる国際競争の激化から、中東欧、南米、中東及びアフリカ等資源国に対する投資先も多様化してきており、今後、ますます投資協定締結の要請が強まることが予想されることから、現在進行中の投資協定締結交渉及び今後の交渉に資するため係る検討を行うことが必要である。</p>	(2)					
②条約締結等事務事業 (16年度)	<p>国際法関係判例・文献及び条約データ提供システムを整備し、国際法に係る外交政策実施のバックアップ体制を整えるほか、国民や外国に対し広く情報を共有し、外交への信頼を獲得する。</p> <p>システムと情報を常に最新のものにアップデートしておくことで、政策立案の際の参照先として有用なものとし、また内外への情報発信を通じて、国民や外国人が最新の情報に接することができるようにすることで、日本外交への信頼獲得につなげ、外交政策を行う上での障害をなくす。</p>	(3)	13 (13)	6 (6)	7 (7)	6	062
③領土保全対策関連事業 (25年度) (関連：Ⅱ－1)	<p>(本個別分野に関連する取組)</p> <p>領土・海洋を始めとする問題に関して、想定される国際法上の論点についての調査・研究等を研究者に委嘱するとともに、各種研究会への参加等を通じて、体系的な知見を得る。</p> <p>こうした取組を通じて国際社会の最新の動向を把握することで、我が国の法的立場を維持・強化し、我が国の根幹をなす領土保全に万全を期することが不可欠である。</p>	(2)	—	—	354 (252)	215	033 (再掲)
④海洋法に関する国際シンポジウム開催 (26年度)	<p>沿岸国が大陸棚限界委員会の勧告に基づき設定する延長大陸棚は、当該沿岸国の主権的権利の及ぶ、領土に準ずる領域である。このことから、我が国の領土保全の観点からも国連海洋法条約に基づく大陸棚延長問題に関し、我が国にとって望ましい国際環境を醸成することは極めて重要である。海洋法に精通する学者及び国際海洋法裁判所裁判官等を訪日招へいし、「法の支配に基づく国際海洋秩序の確立」等をテーマとする国際シンポジウムを開催することを通じて、我が国にとって望ましい国際環境の醸成を目指す。</p>	(2)	—	—	—	7	新 26 —16

個別分野	2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施										
概要	(1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。 (2) 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。										
測定指標	2(1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
	基準	—	国際約束締結交渉等への積極的な関与及び既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言	(選定理由) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化について、その進捗を測ることは、新たな国際ルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。							
	年度目標	26年度	グアム協定改正議定書の締結、ガイドライン見直し、日米地位協定の環境補足協定の交渉促進等日米安保体制の信頼性向上や、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策を作成する交渉の加速化等我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。	(目標(水準・目標年度)の設定根拠) グアム協定改正議定書の締結、ガイドライン見直し、日米地位協定の環境補足協定の交渉促進及び北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策を作成する交渉の加速化等は、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する上で、重要である。 ・第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) ・第186回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成26年1月24日) ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日) ・日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明(平成25年4月29日) ・日米安全保障協議委員会共同発表(平成25年10月3日)							
	目標	—	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。								
達成手段	2(2) 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化			(選定理由)							
	基準	—	国際約束締結交渉等への積極的な関与及び既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言	我が国の政治分野に関する枠組み作りの推進・強化について、その進捗を測ることは、新たな国際ルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。							
	年度目標	26年度	日 EU 戦略的パートナーシップ協定、原子力協定等の交渉を進展させるとともに、武器貿易条約、核物質防護条約改正の締結手続を進め、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。	(目標(水準・目標年度)の設定根拠) 日 EU 戦略的パートナーシップ協定、原子力協定等の交渉を進展させるとともに、武器貿易条約、核物質防護条約改正等の締結手続を進めることは、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する上で、重要である。 ・第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) ・第186回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成26年1月24日)							
	目標	—	諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。								
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等			関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号	
							予算額計(執行額)	当初予算額			
	①外交・安全	日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米			(1)	23年度	24年度	25年度	26年度	—	—

<p>保障分野に関する枠組み作り ( * )</p>	<p>安保条約に基づく協力関係を確固たるものにする。さらに、防衛装備移転三原則を踏まえ、防衛装備の共同開発等に係る枠組みや情報保護に係る枠組み作りを推進・強化する。また、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処する。これらを通じて、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。)を行う。</p> <p>このようなものを含め、①日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組むこと、②防衛装備品等の協力を推進・強化すること、③日朝間、日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処することは、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化に寄与するものである。</p> <p>26年度においては、ガイドライン見直し、日米地位協定の環境補足協定の交渉促進等日米安保体制の信頼性向上や、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の模索等我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。</p>						
<p>②政治分野に関する枠組み作り ( * )</p>	<p>刑事分野における協力の推進に向けた各種関連国際約束の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化などを通じて、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。)を行う。</p> <p>犯罪人引渡し条約や受刑者移送条約の締結は、犯罪の抑止のための協力を実効的なものにするなど、刑事法の分野における国際協力の発展に貢献することができる。さらに、原子力分野においては原子力安全条約等の安全関連条約の強化を通じて国際的な原子力安全の向上に貢献することができる。このように、刑事分野における協力の推進に向けた各種関連国際約束の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化等は、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化に寄与するものである。</p> <p>26年度においては日EU戦略的パートナーシップ協定、原子力協定等の交渉を進展させるとともに、武器貿易条約、核物質防護条約改正の締結手続を進め、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。</p>	(2)	—	—	—	—	—

個別分野	3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施					
概要	(1)多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 (2)日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画					
測定指標	3 (1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (選定理由) 自由貿易・経済連携と多角的自由貿易体制の強化の推進について、その進捗を測ることは、新たな国際ルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 自由貿易・経済連携の推進と多角的自由貿易体制の強化は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその製品・サービスの参入機会を増大させる上で、重要である。 ・第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) ・第186回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成26年1月24日) ・日本再興戦略(平成25年6月14日)		
	基準	—	経済分野及び社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与並びに既存の国際約束の適切な実施のための法的助言を実施			
	年度目標	26年度	FTA/EPAにつき、現在行われている各国との交渉を引き続き進展させるとともに、今後開始される各国・地域との交渉においても、経済上の国益の確保・増進に努める。また、交渉の妥結したFTA/EPAの締結手続きを進める。 WTOにおける国際貿易の進展に向けた様々な取組が行われる中、引き続き交渉において主導的な役割を果たす。			
	目標	—	経済連携の推進(FTA/EPAの検討・交渉・締結・実施、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の進展)を図るとともに、多角的自由貿易体制の強化に積極的に関与・貢献する			
達成手段	3 (2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画			(選定理由) 経済・社会分野において、二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の条約の締結を通して日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進し、かつ、環境や人権の分野のように国民生活に影響を与える分野において、地球規模の課題の解決に向けた国際ルールの作成を積極的に推進することを通して、我が国の利益や関心を国際ルールに十分反映させることは非常に重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記の目標の達成は、我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成を着実に推進する上で重要である。 ・第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) ・第186回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成26年1月24日) ・日本再興戦略(平成25年6月14日)		
	基準	—	経済分野及び社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与並びに既存の国際約束の適切な実施のための法的助言を実施			
	年度目標	26年度	日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)について交渉を推進するとともに、交渉が妥結した条約の締結手続きを進める。 環境関連条約や人権関連条約等国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。また、水銀に関する水俣条約や生物の多様性に関するカルタヘナ議定書について締結手続きを進める。			
	目標	—	我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成を推進し、我が国として締結の意義のある条約につき、法的に十分整合性等が確保されたものとする。			
	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等		関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額) 23年度 24年度 25年度 26年度	行政事業レビュー 事業番号

<p>① 自由貿易・経済連携の推進と多角的自由貿易体制の強化( * )</p>	<p>経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。また、WTOにおける取組を通じた国際貿易の進展に向け最大限の努力を行うとともに、WTOの紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際して法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。包括的なFTA/EPAの締結のための作業は、交渉分野が多岐にわたることから、協定の案文は必然的に膨大な分量となる。今後、既存の交渉の加速や交渉妥結及びその後の締結が想定されることを踏まえ、これに対応する体制強化のための人的資源の拡充を行う。</p> <p>WTOを中心とする多角的貿易体制及びそれを補完するものとして各国との経済上の連携を強化するEPAを推進することは、他国市場における我が国産品・サービスの参入機会を増大させ、我が国の産業の活性化に寄与する。また、WTOにおける紛争解決手続は、近年加盟国によって積極的に利用されており、我が国が当事者として主張・立証を行う際に、法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。このような取組を通じて、自由貿易体制を推進するとともに、国民の利益を増進させる。</p> <p>26年度においては、FTA/EPAにつき、現在行われている各国との交渉を引き続き進展させるとともに、今後開始される各国・地域との交渉においても、経済上の国益の確保・増進に努める。また、交渉の妥結したFTA/EPAの締結手続きを進める。また、WTOにおける国際貿易の進展に向けた様々な取組が行われる中、引き続き交渉において主導的な役割を果たす。</p>	(1)	—	—	—	—	—
<p>② 日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進( * )</p>	<p>国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性が増大する中、海外におけるこのような経済活動を保護・促進するための法的基盤を提供する。</p> <p>こうした取組は、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進に寄与する。</p> <p>26年度においては、日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)について交渉を推進するとともに、交渉が妥結した条約の締結手続きを進める。</p>	(2)	—	—	—	—	—
<p>③ 国民生活に直結する環境、人権その他の分野での国民生活に直結する国際的ルール作り( * )</p>	<p>グローバル化の進展とともに、環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保等社会分野において、国民生活に直結するような国際的ルール作りを推進するとともに、その適切な実施を確保する。</p> <p>これら国際約束に係る交渉・締結・実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討及び精査並びに知見の提供することは、国民の利益の増進に寄与する。</p> <p>26年度においては、環境関連条約や人権関連条約等国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。また、水銀に関する水俣条約や生物多様性に関するカルタヘナ議定書等について締結手続きを進める。</p>	(2)	—	—	—	—	—



施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析, 並びに情報及び  
分析の政策決定ラインへの提供



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-Ⅱ-4)

施策名	的確な情報収集及び分析, 並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供		担当部局名	国際情報統括官	
達成すべき目標	情報収集能力の強化, 情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化, 政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定ラインへの適時の提供を行うことにより, 外交施策の立案・実施に寄与する。		目標設定の考え方・根拠	主体的な外交戦略の構築のためには, 情報収集・分析能力を強化すること及び情報・情報分析の政策決定者への適時・適切な提供が必要不可欠である。 ・第 183 回国会外交演説(平成 25 年 2 月 28 日), ・在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会検証報告書(平成 25 年 2 月 28 日)	
施策の概要	<p>(1) 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため, 公開情報の中の基礎的な情報を入手する。</p> <p>(2) 先端技術による情報収集 先端技術を活用して, 情報の収集・分析を行う。</p> <p>(3) 情報分析機能の推進(有識者知見の活用, 関係者とのネットワーク拡大) 国際情勢を的確に見極めていくためには, 様々な要因・観点から考慮することが必要であり, 省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして, 多角的な観点から分析を推し進め, また, 外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。</p> <p>(4) 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため, 分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。</p> <p>(5) 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が, 新たな情報源の開拓を含め, 情報収集を強化するため, 任国の内外に定期的に出張する。</p> <p>(6) 政策決定ラインへの適時の情報および情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。</p>			政策体系上の位置付け	分野別外交
				政策評価実施予定時期	平成 28 年 8 月
測定指標	(1) 情報収集能力の強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  (選定理由) 適切な外交政策の立案・実施のために行った情報収集の実績を測ることは, 施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記のような様々な手段を通じ, 情報収集能力の強化を進めることが重要である。		
	基準	22 年度 情報収集の実施 — 購入した刊行物・データベース等の数 : 224 — 先端技術関連データ購入枚数 : 984 — 本省出張延べ人数 : 57 — 在外職員による出張回数 : 50			
	年度目標	26 年度 以下の達成手段等により, 的確な情報収集を行う。 — 情報収集指示の明確化, 会議の開催等, 本省・在外公館間のコミュニケーションの強化 — 必要な公開情報の収集 — 先端技術の活用 — 研修の実施 — 情報源の拡充			
	目標	— 的確な情報収集の実施			
(2) 情報分析の質の向上		(選定理由)			
基準	22 年度 情報分析の実施 — 先端技術関連データ購入枚数 : 984 — 専門分析員数 : 18 — 委託調査報告書数 : 15	適切な外交政策の立案・実施を行うために, 収集した情報について質の高い情報分析を行うことが有効であり, 情報分析の実績を測ることは, 施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠)			

		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 招へい延べ人数：13</li> <li>一 研修/会議参加のための出張者数：28</li> </ul>	<p>情報分析の質を、ここに列挙されるような手段を通じ、継続して向上させることが重要である。</p>					
年度目標	26年度	<p>以下の達成手段等により、質の高い情報分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 先端技術の活用</li> <li>一 内外の専門家の知見の活用</li> <li>一 外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大</li> <li>一 研修の実施</li> </ul>						
目標	—	質の高い情報分析の実施						
(3) 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供			(選定理由)					
基準	22年度	政策決定ラインへの情報・情報分析の提供	<p>適切な外交政策の立案・実施を行うために、情報及び情報分析を、政策決定ラインに適時・適切に提供することが有効であり、その提供の実績を質的に測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>情報分析の提供を継続して実施・強化していくことが重要である。</p>					
年度目標	26年度	<p>以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握</li> <li>一 政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充</li> </ul>						
目標	—	適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供						
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額)				行政事業レビュー 事業番号
				23年度	24年度	25年度	26年度	
	① 情報収集・分析 (16年度)	<p>1 在外公館における情報収集・分析機能強化</p> <p>① 在外公館の担当官が、任国の内外に定期的に出張する。</p> <p>② ①を通じ、新たな情報源の開拓等を行い、情報収集・分析能力の強化に寄与する。</p>	(1) (2)	540 (509)	505 (451)	484 (450)	490	
		<p>2 先端技術による情報収集</p> <p>① 先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。</p> <p>② ①を通じ、情報収集・分析の質を高める。</p>	(1) (2)					
		<p>3 公開情報収集</p> <p>① 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。</p> <p>② ①を通じ、情報収集能力の強化に寄与する。</p>	(1)					
		<p>4 情報分析機能の推進(有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大)</p> <p>① 省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報分析機能の強化を図っていく。</p> <p>② ①を通じ、国際情勢を的確に見極めていくため、様々な要因・観点から考慮することにより、情報分析能力のさらなる強化に寄与する。</p>	(2)					
	<p>5 職員のための研修及び情報収集・分析会議</p> <p>① 我が国の関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のため会議等を実施する。</p> <p>② 参加者が情報収集のためのノウハウを入手するとともに、知見を高めることによって、情報収集・分析能力の強化に寄与する。</p>	(1) (2)						

	<p>6 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供</p> <p>①省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報を把握するとともに、政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充する。</p> <p>②①を通じ、政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析を提供することにより、外交施策の立案・実施に寄与する。</p>	(3)					
--	---	-----	--	--	--	--	--



## 基本目標Ⅲ 広報, 文化交流及び報道対策



施策Ⅲ-1 国内広報・海外広報・IT 広報・  
文化交流・報道対策



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-III-1)

施策名	国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策	担当部局名	大臣官房(外務報道官・広報文化組織)	
達成すべき目標	<p>諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。</li> <li>2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。</li> <li>3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。</li> <li>4 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。</li> <li>5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。</li> <li>6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。</li> <li>7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。</li> </ol>		目標設定の考え方・根拠	<p>外交政策の効果的な展開のためには、各国の政策決定の支持基盤となる一般国民層への情報発信や交流の促進を通じて、日本への関心を高め、対日信頼感を醸成し、対日理解を増進するとともに、適切な報道対策や広報を通じて、日本国民の外交政策に対する理解を増進し、その支持を獲得することが必要である。</p> <p>・第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日)</p> <p>「国際社会での我が国の存在感を一層高め、信頼される日本の姿が更に理解されるよう、我が国の立場や考え方を戦略的に対外発信するとともに、和食を含む文化の発信や若者を始めとする人的交流、日本語の普及の促進などを通じて、ソフトパワーの更なる充実を図ります。」</p>
施策の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国内広報の実施 外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。 また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。</li> <li>2 海外広報の実施 海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」並びに我が国の一般事情についての理解促進及び親日感の醸成を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館を通じた広報事業(講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアを通じた発信等)、映像や印刷物等の広報用資料の編集・制作、日本事情発信ウェブサイト「Web Japan」等のインターネットを通じた発信を実施している。</li> <li>3 IT 広報の実施 IT 広報手段の強化・多様化、IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜をとらえた迅速な情報発信の取り組みを通じ、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいた外交の推進に寄与する。</li> <li>4 国際文化交流の促進 各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、(1)文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、(2)人物交流事業の実施、(3)日本語の普及、海外日本研究の促進、(4)大型文化事業(周年事業)を行う。</li> <li>5 文化の分野における国際協力の実施 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、(1)ユネスコや国連大学を通じた協力、(2)文化無償資金協力を実施する。</li> <li>6 国内報道機関対策の実施 外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道機関対策の実施により、地方</li> </ol>		政策体系上の位置付け	分野別外交
			政策評価実施予定時期	平成 28 年 8 月

	<p>を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。</p> <p><u>7 外国報道機関対策の実施</u></p> <p>以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。</p> <p>(1) 日本関連報道に関する情報収集・分析</p> <p>(2) 外国報道機関に対する情報発信・取材協力</p> <p>(3) 報道関係者招へい</p>	
測定指標	後述の個別分野の該当欄に記入した。	
達成手段	後述の個別分野の該当欄に記入した。	

個別分野	1 国内広報の実施	
概要	<p>外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。</p>	
測定指標	1(1)国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信	
	基準	<p>22年度</p> <p>外交や国際課題について、国民に対して分かりやすく説明するため、「外務大臣と語る」を神戸市で実施した他、計226回に及び各種講演会事業等を通じ、約6.8万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、89%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し、今後も継続実施すべきとの回答は91%に上った。外務省員が講師を務める高校講座については、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。</p> <p>パンフレットは、図書館や講演会などで配布している他、外務省ホームページにもPDFデータを掲載しており、毎月3～4万件のアクセスがあった。</p> <p>また、外交専門誌「外交」を創刊した。</p> <p>日本APEC(アジア太平洋経済協力)では、動画サイトにAPEC用の公式チャンネルを設置した他、ホームページ上に「外務大臣コーナー」を新たに設置し、大臣の主要外国出張の紹介動画や地図を用いて、外務大臣の活動を分かりやすく紹介し、また、新しいツールとして、フリッカー(写真共有サイト)の使用を開始した。</p> <p>外務省ホームページには多くのアクセスがあり、例えば、「キッズ外務省」は、月平均約35万件のアクセスがあった。また、「わかる!国際情勢」も月平均約6万件のアクセスがあった。</p>
	年度目標	<p>我が国の外交政策を円滑に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう下記の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の外交政策を直接国民に紹介し、意見交換を行う「外務大臣と語る」の実施</li> <li>・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介・討論する各種講演会・討論会事業等の実施</li> <li>・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信</li> <li>・外交専門誌『外交』の発行(年6回)</li> </ul>
	目標	我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。
	1(2)広聴活動	
基準	<p>22年度</p> <p>外務省ホームページに寄せられたメールの意見、及び電話、FAX、書簡で寄せられた意見は約20,300件に上った。</p>	
年度目標	<p>26年度</p> <p>メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。</p> <p>メール及び電話での意見については、毎日日報を作成し、関係課室にフィードバックする。</p>	
		<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>(選定理由)</p> <p>国民の理解と信頼を得るため、各種発信手段を用いて外務省の諸活動や外交政策の具体的内容等についての的確な情報発信を行った実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>我が国の外交政策につき、国民の理解を増進するため、引き続き外務大臣自ら我が国の外交政策を直接国民に説明する「外務大臣と語る」を始め、各種講演会・討論会を実施するとともに、パンフレットやインターネットを通じた外交政策や外務省に関する情報発信、及び外交専門誌「外交」の発行を継続して行うことが重要である。</p> <p>(選定理由)</p> <p>外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進していく上で有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>国民の関心のある外交事案が発生した場合、意見が急増するため事前に具体的な目標水準を設定</p>



個別分野	2 海外広報の実施								
概要	海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」並びに我が国の一般事情についての理解促進及び親日感の醸成を目的とする「一般広報」等を実施する。具体的には、在外公館を通じた広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアを通じた発信等）、映像や印刷物等の広報用資料の編集・制作、日本事情発信ウェブサイト「Web Japan」等のインターネットを通じた発信を実施する。								
測定指標	2(1) 広報事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数, 事業参加人数, HP 訪問者数, 対象者の反応)			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
	基準	—	良好な対日イメージの定着	(選定理由) 海外広報事業への投入予算が減少していること、対日イメージが外部要因にも左右されることにもかんがみ、単に実施件数のみでなく、対象者の評価等の定性的評価を加味して事業の効率性を総合的に測ることが施策の進捗を把握する上で適当と考えられるため。					
	年度目標	26年度	下記の事業等を通じた我が国の外交政策や国内事情に関する諸外国国民の理解の増進及び多方面にわたる日本の魅力、強み、日本人の価値観の積極的発信を実施する。 ・講師派遣事業の実施(効果的な実施を念頭に、派遣国のメディアでの報道が前年度程度維持されるように努める。) ・印刷物資料、視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japan による対日理解の促進(年間 1200 万ページビューを超えるアクセス数の維持) ・日本ブランドの発信強化のための事業の実施 ・領土保全に関する効果的な対外広報の実施	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記のような事業を通じ、我が国の政策についての理解促進を図ることは、重要である。 ・第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日) 「国際社会での我が国の存在感を一層高め、信頼される日本の姿が更に理解されるよう、我が国の立場や考え方を戦略的に対外発信する」					
	目標	—	海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。						
	2(2) (参考指標) BBC の国際世論調査における肯定的評価が占める日本の順位								
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等			関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額)		当初予算額	行政事業レビュー事業番号
					23年度	24年度	25年度	26年度	
	①海外広報(昭和 49 年度)	1 世論形成や政策決定に影響力のある有識者層に対する政策情報の効果的発信 我が国の外交政策について、我が国の立場や主張に関する海外における理解を深める目的で、我が国の有識者を派遣しての講演、政策広報資料の作成、インターネットを利用した外交政策や国内事情に関する情報発信等を実施する。 また、在外公館が開催する各種事業と連携し、有識者・専門家等の協力を得て、外交政策や国内事情に関する情報発信や、講演会、展示会等を実施する。	(1)	975 (914)	754 (685)	681 (621)	683	066	
		2 多方面にわたる日本の魅力、強み、日本人の価値観の積極的発信 諸外国国民に対し日本の魅力、強み、日本人の価値観を積極的に発信することを目的として、各種関連広報資料の作成、インターネットを利用した日本事情に関する情報発信等を実施する。	(1)						
		3 対日世論調査 各国の対日意識を定期的に調査・分析し、有利な外交を展開するための情報発信戦略に役立てる。	(1)						
	4 教育広報 小中学校を訪問して、日本事情紹介、教員に対する日本の政治、経済、社会事情を正しく理解してもらうためのワ	(1)							

	<p>ークショップ開催等を実施する。 教育広報を通じて、若年層の対日理解や対日親近感の醸成を図る。</p>							
	<p>5 経済協力プレスツアー 現地のプレスに我が国の経済協力サイトを視察する機会を提供し、我が国のODAの成果等につき理解を深めさせつつ、現地メディアにキャリアさせる。報道を通じて、現地の政府関係者及び一般国民から我が国の経済協力に対する一層の認識と評価を得ることを目的とする。</p>	(1)						
	<p>6 日本ブランド発信事業(25年度) 日本ブランドを復活・強化し、諸外国国民に対し日本の魅力、強み、日本人の価値観を積極的に発信する。さらには、多様な日本の魅力の発信に取り組む。市民社会の中から発信力のある民間企業、NGO、地方自治体関係者等を海外に派遣し、それぞれの特性を活かした講演・セミナー・プロモーション活動等を実施する。</p>	(1)						
	<p>7 広報文化活動の実施評価調査(25年度) 諸外国における我が国の広報文化活動の立案・実施に役立つ評価モデルの策定と、PDCAサイクルの普及・定着を通じ、戦略的な広報文化活動を実現する。 我が国にとり重要な関係を持つ国(都市)において、我が国が実施している広報文化事業・活動の成果を検証するための評価モデルを試行・策定するとともに、PDAサイクルの普及・定着を図るための方策を検討する。</p>	(1)						
②内外発信のための多層的ネットワーク構築(26年度)	<p>領土保全をめぐる厳しい状況に対応するために我が国の発信力を強化すべく、国際世論形成に影響のある人物のネットワークを構築するもの。我が国において、有識者、報道関係者等に対し、関連する研究者等との意見交換、関連施設訪問等を通じて、我が国を取り巻く領土保全に関する理解を深め、帰国後は、在外公館の支援を得てメディアを通じた対外発信や各国政策担当者への働きかけを行ってもらうとともに、日本側関係者等の間でプラットフォームを形成する。</p>	(1)	—	—	—	341	新26 —17	

個別分野	3 IT 広報の実施	
概要	IT 広報手段の強化・多様化, IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化, 時宜をとらえた迅速な情報発信の取組を通じ, 我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。	
測定指標	3(1) IT 広報手段の強化, 多様化	
	基準	<p>22年度</p> <p>外務省ホームページ・トップページに新たに大臣コーナーを開設, ユーチューブ(動画共有サイト)を通じた大臣会見, 大臣の外交行事の動画配信, フリッカー(写真共有サイト)を利用した大臣フォトギャラリーにより, わかりやすく迅速な情報発信に努めた。併せて, ホームページのバリアフリー化を進め, 幅広い利用層に情報発信が可能となるよう改善に努めた。</p> <p>全ての大使館・総領事館がホームページを開設した。これにより, ホームページ開設公館は前年度末の177公館から216公館に増加した。</p>
	年度目標	<p>26年度</p> <p>ソーシャル・メディアユーザの拡大を踏まえ, より積極的かつ包括的な情報発信を行うため, ソーシャル・メディアによる情報発信のあり方を検討し, 在外公館を含めた情報発信力の拡充に努める。</p>
目標	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため, IT 広報手段を強化, 多様化する。	
測定指標	3(2) IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化	
	基準	<p>22年度</p> <p>CMS(コンテンツ管理システム)の本格的な導入により, 外部委託に頼らず, 職員が自前で掲載業務を行うことが可能となり, 掲載業務の効率化を図ることができた。22年度の外務省ホームページの新規掲載及び更新件数は, 約1万4000件であり, 前年比約59%増加したが, 掲載に要した経費は前年比約70%減を実現した。</p> <p>また, 外務省「統合 Web 環境」に「海外安全ホームページ」を統合したことで外務省全体のホームページの管理・運用が効率化した他, 日本 APEC の際には, APEC 公式サーバを「統合 Web 環境」に置いたことで経費の削減が可能となった。</p>
	年度目標	<p>26年度</p> <p>幅広い利用層への情報発信を可能とするため, 外務省ホームページのトップページのリニューアルを行う。</p> <p>また, 日本の立場及び主張の正当性についての理解と支持を拡大するため, 対外発信の強化が必要な案件に関するページの多言語化, リニューアル等を行う。</p> <p>さらに, システムの安定稼働を維持するため, 情報セキュリティに対する脅威への対応を行う。これらにより, IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。</p>
目標	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため, IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。	
測定指標	3(3) 時宜をとらえた迅速な情報発信への取り組み	
	基準	<p>22年度</p> <p>日本 APEC においては, ユーチューブ, フリッカー, ユーストリームといったソーシャル・メディアを通じて試験的に情報発信を行った。新設した外務大臣コーナーにおいては, 外務大臣の外国訪問等を広報機会ととらえ, 各訪問毎に訪問先, 概要, 外国要人等との会談結果等を視覚的にわかりやすく説明を行った。また, 22年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設したことにより, 在外公館を通じた時宜を得た積極的な情報発信力の一層の強化が図られた。</p>
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
(選定理由)		
<p>近年, ソーシャル・メディアが市民社会に及ぼす影響力が増大していることから, より積極的かつ包括的な発信が必要となっており, 各種メディアを活用した効果的な情報発信を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p>		
(目標(水準・目標年度)設定の根拠)		
<p>昨今の情勢により, 在外公館を含めた情報発信を強化するため, 情報発信のあり方を検討することが必要となっている。</p>		
(選定理由)		
<p>効果的な対外発信を行うことは重要であるが, 外務省が発信する情報を, 幅広い利用層が入手できることが必要であり, 外務省ホームページへの容易なアクセスを可能とすることが不可欠である。</p> <p>また, 対外発信の強化が必要な案件では, 日本の立場及び主張の正当性についての理解と支持の拡大に向けて積極的に取り組む必要がある。</p> <p>さらに, コンテンツの改ざん, 利用停止等の事態を未然に防止するため, 巧妙化するサイバー攻撃への対応等に適切に実施する必要がある。上記を測ることは施策の進捗状況を把握する上で有益である。</p>		
(目標(水準・目標年度)設定の根拠)		
<p>画像や動画といった発信手段を活用し, 発信言語も工夫しながら広報を展開しているところであるが, 各種情勢の変化に応じた適切な情報発信を維持するためには, コンテンツの充実及びセキュリティ対策等は引き続き重要である。</p>		
(選定理由)		
<p>外交政策を円滑に遂行するに当たっては, 国民の理解と支持が必要不可欠であり, 迅速で分かりやすい説明を行うことが重要である。また, 各国国民への直接的な情報発信等を通じて, 良好な対日イメージの形成に努めることが不可欠であることから, ソーシャル・メディアなど IT 時代に即した広報を行う必要があるため, これらを測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p>		

年度 目標	26 年度	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、ソーシャル・メディア、スマートフォン等の普及を考慮し、また、英語による発信力の強化を含め、時宜をとらえた迅速な情報発信に引き続き取り組む。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 情報伝達ツールや情報ニーズの世界的な多様化を踏まえ、より迅速かつ幅広い層に情報を発信する手法の検討・確立が不可欠である。				
	—	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。					
3(4)外務省ホームページ等へのアクセス件数の合計		基準値	年度目標値		目標値		
		25年度	26年度		—		
		1.6億件	1.6億件以上		—		
測定指標の選 定理由及び目 標値(水準・目 標年度)の設 定の根拠	<p>(選定理由) インターネットを通じた広報による「我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること」(達成すべき目標)の測定のため、ホームページの利用状況を知るための分析指標の一つであるアクセス件数(ページビュー数)を一つの定量的な測定指標として選定した。なお、ソーシャル・メディアについて、定量的な測定指標を設定することが可能かは、今後検討する。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 外務省ホームページ(日本語、英語)、在外公館ホームページ、Web Japanのアクセス件数(ページビュー数)の合計値を基準値とした。平成25年度に新しいアクセス解析システムの利用を開始したことに伴い、基準値を平成25年度のアクセス件数とした。情報発信手段が多様化する中、上記アクセス数を基準値以上とする。</p>						
達成 手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等			単位:百万円		行政 事業 レビ ュー 事業 番号
			関連 する 測定 指標	予算額計 (執行額)		当初 予算 額	
				23年 度	24年 度	25年 度	
①ITを利用 した広報基 盤整備 (19年度)	<p>1 幅広い利用層への情報発信を可能とするため、26年度は外務省ホームページのトップページのリニューアルを行う。また、日本の立場及び主張の正当性についての理解と支持を拡大するため、対外発信の強化が必要な案件に関するページの多言語化、リニューアル等を行う。さらに、システムの安定稼働を維持するため、情報セキュリティに対する脅威への対応を行う。これらにより、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。</p> <p>2 我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、ソーシャル・メディア、スマートフォン等の普及を考慮し、また、英語による発信力の強化を含め、時宜をとらえた迅速な情報発信に引き続き取り組む</p>	(2)	311 (307)	312 (311)	333 (325)	350	067
②ソーシャ ル・メディア による情報 発信能力の 拡充 (26年度)	日本国民及び外国人を対象に我が国の外交政策や日本事情等について理解促進を図り、我が国の外交政策を遂行するためにはインターネットによる迅速かつ適切な広報が不可欠となっている。近年普及及び多様化が著しいソーシャル・メディアによる情報発信を効果的に活用するため、ソーシャル・メディア運用における現状の把握、今後の戦略策定、コンテンツプランニング等のために必要な支援を得ることを目的としたコンサルタント経費及びソーシャル・メディアユーザの拡大に伴うツイッター、フェイスブック等による有効的な情報発信業務に向けての実施体制を補強する。	(1) (3)	—	—	—	11	新26 —18

個別分野	4 国際文化交流の促進		
概要	各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、(1)文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、(2)人物交流事業の実施、(3)日本語の普及、海外日本研究の促進、(4)大型文化事業(周年事業)を行う。		
測定指標	4(1)文化事業等の実施による日本の魅力発信		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	<p>「地方の魅力発信プロジェクト」(二次補正事業)として、東日本大震災で傷ついた日本ブランドの回復を目的として、日本の郷土芸能の魅力、食文化の魅力及び日本の各地の自治体・地域文化団体との連携事業を柱として、世界各国で100事業を実施した。参加者はのべ14万人であり、要人の出席他、多くの報道がなされた。</p> <p>7月にパリで開催された世界最大級の日本ポップカルチャーイベント(約19万人が参加)である「JAPAN EXPO」の機会に外務省、経産省、農林水産省、観光庁の四省庁及び国際交流基金他関係機関と連携し、オールジャパンで日本文化の総合的・集中的発信に努めた。その他11月のイタリアにおけるアニメイベント(ROMICS)、本年2月のインドネシアポップカルチャーイベント等の機会にも大規模ブースを設け、日本事情、日本文化の紹介を行った。海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第五回国際漫画賞を実施した。訪日した受賞者による東北訪問を実施した。また、平成20年3月に「ドラえもん」を「アニメ文化大使」に選任したアニメ文化大使事業を継続した。</p>	(選定理由) 文化事業を実施するにあたり、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用していく必要があるため、優先すべき事業を明確にした上で、これらの事業の実施状況について測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	<p>在外公館や国際交流基金を通じて、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する文化事業等を実施する。在外公館文化事業については、特に以下の事業を優先して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語普及関連事業</li> <li>・日本食・日本食文化紹介関連事業</li> <li>・スポーツ関連事業</li> <li>・日本のものづくり文化発信につながる事業</li> <li>・大規模イベント等を活用して日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業</li> </ul>	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 文化事業等を通じた日本の魅力を発信することは、各国国民の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図るため重要である。 ・第186回国会所信表明演説(平成26年1月24日) 「日本のコンテンツやファッション、文化芸術・伝統の強みに世界が注目しています。ここにも「可能性」があります。」 ・第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「国際社会での我が国の存在感を一層高め、信頼される日本の姿が更に理解されるよう、我が国の立場や考え方を戦略的に対外発信するとともに、和食を含む文化の発信や若者を始めとする人的交流、日本語の普及などを通じて、ソフトパワーの更なる充実を図ります。」
	目標	—	文化交流事業の展開・促進・支援により、日本文化及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。
	4(2)大型文化事業(周年事業関連)の実施		
基準	23年度	ドイツ、クウェート、バルト三国における周年事業に合わせ重点的な交流及び大型文化事業をはじめとする日本文化紹介事業を実施した。ドイツ(4件)、クウェート(3件)、バルト三国(1件)。	真に節目となる機会をとらえて周年事業を実施する対象国を選定した上で、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
年度目標	26年度	スイス、ボリビアやカリブ諸国における大型文化事業の実施を通じ、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 大型文化事業(周年事業)を開催することは、各国国民の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図るため重要である。

目標	—	<p>大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第186回国会所信表明演説(平成26年1月24日) 「日本のコンテンツやファッション、文化芸術・伝統の強みに世界が注目しています。ここにも「可能性」があります。」</li> <li>・第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「国際社会での我が国の存在感を一層高め、信頼される日本の姿が更に理解されるよう、我が国の立場や考え方を戦略的に対外発信するとともに、和食を含む文化の発信や若者を始めとする人的交流、日本語の普及などを通じて、ソフトパワーの更なる充実を図ります。」</li> </ul>	
4(3)人物交流事業の実施			(選定理由)	
基準	23年度	<p>東日本大震災の発生を受け、震災に対する我が国の対応に関し、米国等の有力オピニオン・リーダーが好意的世論形成に貢献した。</p> <p>「戦略的実務者招へい」については、その前身たる「21世紀パートナーシップ促進招へい」の開始された平成17年度からの被招へい者に対して、定期的にフォローアップを実施することとしており、その結果、我が国重要外交政策実施に向けての各種協力において、招へい効果(各種選挙への支持等我が国の重要外交政策実現のための協力等)が見られた。</p> <p>9月に関係団体との共催でJETプログラム25周年記念シンポジウムを開催し(約300名が参加)、JETプログラムの重要性が再確認された。平成23年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は約4300名にのぼり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は5万5000人に達した。</p> <p>平成24年2月、震災後の我が国の復興と日本留学についての正しい理解の促進を目的とした文科省事業「ジャパン・スタディ・プログラム」を共催した。(42か国・地域からの大学・大学院生等216名を対象)。</p> <p>各国の元日本留學生の組織化の促進(帰国する国費留學生の帰国後の連絡先を聴取、各在外公館に通報)や帰国留學生会の活動支援(新規に帰国した国費留學生を含めた懇親会開催)等を積極的に推進した。この結果、JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留學生会数は、世界114か国、341組織(前年比増)に上った。</p>	<p>(選定理由)</p> <p>各種人的交流事業の実施及びスポーツ外交施策の強化に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>人物交流を着実に実施することは、各国国民の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図るために有益である。また、スポーツ外交施策の強化は、我が国と諸外国との関係を深めていく上で重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第186回国会外交演説(平成26年1月24日) 「国際社会での我が国の存在感を一層高め、信頼される日本の姿が更に理解されるよう、我が国の立場や考え方を戦略的に対外発信するとともに、和食を含む文化の発信や若者を始めとする人的交流、日本語の普及などを通じて、ソフトパワーの更なる充実を図ります。」</li> </ul>	
年度目標	26年度	<p>留學生交流の推進、招へい事業、JETプログラムの実施等を通じ、各国における我が国の正しい理解を深めることに努める。</p> <p>また、スポーツ外交施策の強化を通じて、中・長期的に我が国と諸外国の外交関係の維持・向上をはかる。</p>		
目標	—	<p>人物交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成する。</p>		
4(4)在外公館文化事業についての事業評価		基準値	年度目標値	目標値
在外公館文化事業評価におけるA及びB評価の事業の割合(注)		24年度	26年度	—
		95%以上	A評価・B評価併せて95%以上	—
(注) A:効果が特に大, B:相当の効果あり, C:効果が少ない, D:効果がなく今回限りとする				
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根	<p>(選定理由)</p> <p>在外公館文化事業は、各国国民の対日理解促進及び親日感の醸成を目的としており、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p>			

拠		(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去の実績に照らし、A評価・B評価併せて95%以上を達成することを目安とした。						
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初 予算 額	
				23年 度	24年 度	25年 度	26年 度	
①海外における文化事業等 (*)		(本個別分野に関連する取組)		462 (382)	421 (362)	402 (352)	396	070
		1 文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信 日本文化、思想、価値観等の魅力を諸外国国民に伝え、対日理解や信頼を深め、我が国への共感を醸成し、ひいては知日家・親日家を養成していくことを目的として、在外公館や(独)国際交流基金を通じて、公演、展示、ワークショップ、映画祭等といった日本文化の海外での紹介事業を実施する。 また、人的ネットワークの構築を図り、国際的な知的対話の展開において我が国のプレゼンスを示すことを目的として、シンポジウムの開催やフェローシップの供与といった知的交流事業を実施する。 文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことにより、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。	(1) (4)	385 (343)	350 (320)	357 (316)	352	
		2 日本語の普及、海外日本研究の促進 諸外国における日本語学習を支援することによって、日本の政治、経済、社会、文化に対する諸外国の関心を高める。同時に、日本に造詣の深い海外の専門家の育成を通じて対日関心層を増大させることにより、日本の対外発信力を高める。外務省は、各国における日本語教育及び日本研究の一層の振興を目的として、主に(独)国際交流基金を通じて、日本語専門家の派遣、現地日本語教師の育成、教材寄贈、日本語能力試験の実施、日本研究拠点への支援等を行っている。 日本語や日本研究の普及を通じて我が国を深く理解する機会を提供する。	(1) (4)					
	3 大型文化事業(周年事業関連)の実施 「大型文化事業」とは、外交関係上の節目等の特別な機会に実施する周年事業に際して、政府として内容、規模の充実した根幹となりうる文化事業を在外公館主催により実施するものである。周年事業においては、特にオープニングやクロージング等に政府主導で大規模な事業を実施することによって、民間団体を巻き込み、オールジャパンとして特定国・地域との交流事業を集中的・戦略的に展開する。これにより、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築といった効果について、単独の事業の積み重ねでは達成し得ないレベルで、実現しようというものである。	(1) (2)						

<p>②独立行政法人国際交流基金運営費交付金(15年度)</p>	<p>・国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい          ・海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及          ・国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加          ・日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、公館及び頒布          ・国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与          ・国際文化交流を行うために必要な調査及び研究          上記のような各種事業により、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与する。</p>	<p>(1) (2) (4)</p>	<p>11,471 (11,471)</p>	<p>12,535 (12,535)</p>	<p>12,495 (12,495)</p>	<p>12,441</p>	<p>068</p>
<p>③アジア文化交流強化事業(25年度)</p>	<p>新しいアジア文化交流政策「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」を担う中核事業として、東京オリンピック・パラリンピックの開催される2020年に向けて、日本語普及を促進するとともに、日本とアジア諸国との双方向の文化交流を強化・推進する          1 アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を目的とする、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を日本から各国の日本語教育機関に派遣する事業          2 アジアにおける一般市民の間の幅広い交流促進と相互理解の基盤拡充を目的とする、現地機関との連携による各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業の実施・援助          3 アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組に向けた、専門家間の交流促進・深化とネットワーク構築・強化を目的とする、グループの交流事業及び個人の招へい・派遣事業          4 アジアにおける文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関が取り組む共同制作や共同研究等協働事業及びその成果発信事業の実施・援助</p>	<p>(1)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>20,035 (20,035)</p>	<p>—</p>	<p>069</p>
<p>④戦略的実務者(STEP)招へい(17年度)</p>	<p>外国の政・経・官・学等の各界において一定の指導的立場についている者または将来活躍が期待される実務レベルのための招へい制度。我が国の文化・社会等様々な分野についての理解を深め、また人脈を築くことにより、我が国外交政策推進の円滑化に資するとともに、中長期的な親日家・知日家層の育成・底上げに寄与する。</p>	<p>(3)</p>	<p>305 (248)</p>	<p>288 (254)</p>	<p>284 (299)</p>	<p>283</p>	<p>071</p>
<p>⑤語学指導等外国青年招致事業(JETプログラム)(昭和62年度)</p>	<p>在外公館を通じて外国語指導助手、国際交流員及びスポーツ国際交流員の募集・選考及び事前研修を実施するとともに、元JET参加者の会の活動支援を通じたフォローアップを行うことにより対日理解促進や草の根交流の推進を目指す。</p>	<p>(3)</p>	<p>125 (101)</p>	<p>105 (91)</p>	<p>100 (94)</p>	<p>113</p>	<p>072</p>
<p>⑥留学生交流事業(13年度)</p>	<p>優秀な国費留学生の発掘のために、在外公館にて広報・選考・留学相談対応等を実施しているほか、帰国留学生への支援活動として、元留学生の会への支援等を実施することにより我が国との架け橋となる知日家・親日家の育成を目指す。</p>	<p>(3)</p>	<p>84 (83)</p>	<p>75 (68)</p>	<p>71 (69)</p>	<p>79</p>	<p>073</p>

⑦閣僚級招 へい ( * )	政治決定や世論形成に大きな影響力のある諸外国の閣僚級のオピニオンリーダーを招待し、我が国要人・有識者との懇談、主要都市・施設の視察・取材等を通じて対日理解を促進する。	(3)	91 (61)	75 (57)	65 (59)	63	074
⑧草の根平 和交流招へ い (23年度)	第二次世界大戦中に旧日本軍の戦争捕虜となった元軍人(元POW)や民間人抑留者等、豪州、米国及びオランダの関係者を招へいし、我が国の真摯な姿勢を示し、対日理解の促進及び両国の相互理解を深め、草の根レベルでの和解・信頼醸成を実現する。	(3)	60 (55)	56 (54)	54 (52)	52	075
⑨日系人ネ ットワーク 強化招へい (23年度)	米国・カナダの各分野で活躍する在米日系人・在加日系人リーダー等をグループ招へいする。これにより日系人としてのアイデンティティ増進、両国関係への関心の向上、日系人同士のネットワーク構築等を促進する。	(3)	26 (20)	26 (21)	21 (18)	20	076
⑩啓発宣伝 活動意見交 換会議 ( * )	青少年交流事業及びオリンピック(夏季・冬季)が開催される機会に、開催地の在外公館において関係者を招いて意見交換会やレセプションを開催し、対日理解の促進及び友好親善関係の強化に寄与する。	(3)	0.2 (0)	2 (2)	2 (2)	0.6	077

個別分野	5 文化の分野における国際協力の実施									
概要	文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、(1)ユネスコや国連大学を通じた協力、(2)文化無償資金協力を実施する。									
測定指標	5(1)文化、教育、知的交流の分野における国際貢献の度合い(ユネスコ、国連大学における交渉・事業等への貢献の度合い、裨益者の反応、報道振り、事業に対する評価(自己評価を含む))			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
	基準	22年度	ユネスコの各種会議への関与・貢献、信託基金を通じた途上国の文化財の保存・修復や人材育成事業への貢献、国連大学との協力の実施	(選定理由) 文化、教育、知的貢献の分野において、我が国が国際的に果たすべき役割として、左記の課題での協力を進めることが適当であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ユネスコの各種会議に積極的に関与し我が国のプレゼンスを維持すること、人類共通の遺産の保護や途上国の人材育成に貢献すること、国連大学との協力を通じ地球規模課題に関する政策発信を行うことを通じて、日本としての国際的な責務を果たすことは、世界各国の親日感の醸成及び裨益国との関係強化のために重要である。						
	年度目標	26年度	ユネスコについては、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ポスト2015年開発アジェンダ及びポスト2015年教育アジェンダの議論に関連し、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう、適宜協力を行う。また、3つの日本信託基金を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献する。 国連大学については、我が国政府との協議や、地球規模課題にかかわるイベントの開催等により緊密な意思疎通を図るとともに、日本の産学界等との連携を促す。							
	目標	—	ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに、国連大学との連携強化による、地球規模課題についての我が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。							
	5(2)文化無償資金協力における、事業実施件数、裨益者の反応、報道振り、事業に関する評価									
基準	22年度	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施した。 一般文化無償資金協力 12件 草の根文化無償資金協力 22件								
年度目標	26年度	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、スポーツ案件を積極的に実施する。								
目標	—	被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感情醸成に寄与する。								
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等			関連する測定指標	単位:百万円		行政事業レビュー番号		
						予算額計(執行額)	当初予算額			
						23年度	24年度	25年度	26年度	
	①ユネスコや国連大学を通じた協力(＊)	ユネスコについては、人類共通の貴重な遺産の保護、各国の持続的開発に寄与するため、ユネスコの各種会議への参加や信託基金事業を通じ、文化、教育、知的交流の振興のための国際協力や国際貢献を行う。 国連大学については、我が国政府との協議や、地球規模課題にかかわるイベントの開催等により緊密な意思疎通を図るとともに、日本の産学界等との連携を促す。			(1)	63 (37)	38 (31)	—	—	—

②海外における文化事業等 ( * )			462 (382)	421 (362)	402 (352)	396	070 (再掲)
	(本個別分野に関連する取組) 文化無償資金協力は、開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協カスキームである。開発途上国の政府機関に対して文化・高等教育、遺産保全などを目的として実施する開発プロジェクト(機材調達、施設整備など)のために必要な資金を供給する「一般文化無償資金協力」と、現地で活動中のNGOや地方自治体等草の根レベルの小規模なプロジェクトを対象とする「草の根文化無償資金協力」からなる。 文化無償資金協力被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感情醸成に寄与する。 26年度は、特に2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、スポーツ案件を積極的に実施する。	(2)	77 (39)	71 (42)	45 (36)	44	

個別分野	6 国内報道機関対策の実施				
概要	外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道機関対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。				
測定指標	6(1)国内報道機関等を通じた情報発信		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準	22年度	(選定理由) 我が国の外交政策につき国民の理解と信頼を得るために、各種の発信手段を用いて、政策の具体的内容や外務省の役割等についての確かな情報発信を行うとともに、国民の関心を把握することも重要であるところ、これら取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 継続して情報発信を行うことにより、我が国の外交政策等につき国民の理解を増進することが重要である。		
	年度目標	26年度			
目標	—				
6(2)外務大臣、副大臣、外務報道官、副報道官による記者会見実施回数		基準値	年度目標値	目標値	
		21年度	26年度	27年度	
		233回	160回	160回	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 政務クラスや外務報道官による記者会見の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 記者会見実施回数は、政務日程や緊急事態発生によって左右されるため、単純に実施回数の多寡を比較することは適当ではないが、24年12月の記者会見方針変更後、会見実施機会自体が減ったことから、本年度より目標値を改めることとする。過去4年の会見実施回数平均と中止回数の割合を抽出し、実施率は9割であることが判明したため、25年度以降の会見方針変更後の実施予定回数を勘案し、年度内160回が適当な水準であると考えられる。				
6(3)外務省報道発表の発出件数		基準値	年度目標値	目標値	
		21年度	26年度	27年度	
		1,306回	1,328回	1,300回	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 文書による情報発信(ホームページに掲載)を実施し、国民に対して外交政策についてタイムリーな説明を行う取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 文書による情報発信(外務省報道発表)発出件数は、外交行事や緊急事態発生によって左右されるため、単純に発出件数の多寡を比較することは適当ではないが、基準年度(21年度)の発出件数は、26年度に見込まれる外交日程や近年の実績等に照らし、概ね適当な水準であると考えられる。				
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要名	関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額)	当初予算額 行政事業レビュー

			23年 度	24年 度	25年 度	26年 度	事業 番号
①国内報道 機関対策 (昭和31年 度)	報道機関対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行うため、外務大臣、副大臣、外務報道官による記者会見の実施、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」、「外務省報道発表」の発出、テレビ、新聞によるインタビューを実施する。 また、適切かつ効果的な情報発信のため、国際情勢、外務省関連事項についての国内報道機関による報道ぶり・論調のモニター・分析、官房長官会見のモニター、分析に努める。	(1) (2) (3)	485 (468)	436 (424)	384 (372)	380	078

個別分野	7 外国報道機関対策の実施	
概要	<p>以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。</p> <p>(1) 日本関連報道に関する情報収集・分析  (2) 外国報道機関に対する情報発信・取材協力  (3) 報道関係者招へい</p>	
測定指標	7(1) 日本関連報道に関する情報収集・分析	
	基準	22年度 9月の尖閣諸島沖での中国漁船による衝突事件、3月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の大幅な増加に対応して、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。
	年度目標	26年度 外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について迅速、正確かつ効果的に対外発信することを目的に、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握し、日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理官邸、関係省庁に提供することにより、我が国外交政策の形成に資する。
	目標	— 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。
	7(2) 外国メディアに対する情報発信・取材協力	
	基準	22年度 外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等を通じて、我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を発信し、日本関連報道に反映された。 また、外務大臣記者会見記録の英訳を大幅に迅速化する等、迅速かつ正確に情報を発信した。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ・反論投稿掲載の働きかけを行い、諸外国における正しい対日理解を促進した。
	年度目標	26年度 以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。 ・総理の外国訪問時における内外記者会見 ・外務大臣記者会見等 ・総理・外務大臣・副大臣・政務官に対するインタビュー等 ・外務副報道官等による外国メディア向け定例記者会見 ・外国プレス向け英文資料 ・反論投稿・申し入れ ・テレビチームに対する番組制作支援等
目標	— 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。	
7(3) 外国記者招へいの戦略的实施		
基準	22年度 外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。また、記者招へいを戦略的に実施するために計画を立案し実施した。 ・招へい人数：57人 ・掲載記事：167件	
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
(選定理由) 外国メディアに対し、我が国の外交政策等に関する情報を迅速かつ正確に発信することが必要であり、そうした発信を効果的に行うためには、外国メディアや海外での日本関連報道ぶりについて情報収集・分析をする必要があるところ、上記の取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		
(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 外国メディアの日本関連報道を適切に把握し、分析した結果を迅速かつ頻繁に省内、総理官邸等に提供することが重要である。		
(選定理由) 左記に列挙した手段を通じて我が国の政策・立場について行った対外発信の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		
(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 継続して効果的な対外発信を行うことにより海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国政策への理解を増進することが重要である。		
(選定理由) 外交上の諸政策に取り組んでいく上で、我が国に関する正しい理解に基づくバランスのとれた日本関連報道を促し、我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠であり、そのために、取材協力や記者招へい等を通じ、外国メディアに対し迅速かつ正確に、我が国の外交政		

年度目標	26年度	平成26年度も戦略的な計画に基づき、外国メディアを日本に招へいし、対日理解促進と適切な取材機会を提供し、もって正しい日本関連報道に資する。	策等に関する情報を発信することが重要であるところ、その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠)					
目標	—	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・親日感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。	外国メディアを日本に招へいすることによって適切な取材機会を提供し、日本に対する理解を促進し、的確な日本関連報道が行われることが重要である。					
7(4)日本関連報道件数		基準値	年度目標値		目標値			
		—	26年度		年度			
		124万件	124万件		124万件			
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 「達成すべき目標」である世界における対日理解、親日感の醸成及び日本の政策への理解の増進の程度を定量的に把握する一つの指標として、外国報道機関の対日関心度を示す日本関連報道件数を設定した。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 報道件数は、年ごとに外交情勢や緊急事態の発生等によって左右されることを考慮し、目標値は、過去3年間の日本関連報道件数の平均値としている。							
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計(執行額)			当初予算額	
			23年度	24年度	25年度	26年度		
①外国報道機関対策(昭和46年度)	1 日本関連外国報道の収集 海外主要紙の日本関連報道の分析を迅速にとりまとめ、政府内で共有する。外国報道機関の日本関連報道分析を踏まえた、戦略的・効果的な対外発信の企画・立案に資する。	(1)	162	183	174	360	080	
			(136)	(151)	(146)			
			2 外国報道機関に対する情報発信 外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申入れ・反論投稿掲載の働きかけを行う。 我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を外国報道機関に的確かつ迅速に発信することで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。					
②啓発宣伝事業等委託費(各国報道関係者啓発宣伝事業等委託)	3 報道関係者招へい 外国記者を日本に招聘し取材をする機会を提供する。被招聘者の執筆による対日関連報道がなされることで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。 これにより、外国メディア関係者の対日理解を高め、一層正確な日本関連報道を促していくことに寄与する。	(3)	257	246	240	233	079	
			(257)	(246)	(240)			
			2 我が国を訪れる外国報道関係者や、我が国に駐在する外国報道機関特派員に対し、取材活動支援や資料提供等の便宜を供与する業務を(公財)フォーリン・プレスセンターに委託して実施する。具体的には、外国報道関係者を対象とした会見・ブリーフィングの実施、国内取材のためのプレストアの実施、いわゆるプレスコードのため政府が直接実施できな					

	(昭和 51 年 度)	い一部先進国メディアの有力記者の招へい、ウェブサイト等 を通じた情報提供や取材支援等を実施している。						
--	----------------	---	--	--	--	--	--	--

## 基本目標Ⅳ 領事政策



## 施策Ⅳ-1 領事業務の充実



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-IV-1)

施策名	領事業務の充実	担当部局名	領事局
達成すべき目標	<p>海外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため、以下を推進する。</p> <p>1 領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保する。</p> <p>2 広報及び啓発により、海外邦人の安全対策を強化する。また、海外邦人の援護体制を強化する。</p> <p>3 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ緩和を実施する。また、在日外国人支援に係る取組を積極的に進める。</p>	目標設定の考え方・根拠	<p>領事局は、「日本国民の海外における利益の保護・増進」を通じて外務省業務の中でも、最も国民の生活に身近な業務を行っており、国民の視点に立った対応が特に求められるところ、領事サービスの向上と危機管理を中心に、各種の目標を設定する。</p> <p>(根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日)(日本経済の再生に資する経済外交の強化)</li> <li>「海外における日本人と日本企業の安全対策の強化にも引き続き取り組みます。」</li> <li>・日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日)</li> <li>ASEAN 諸国に対するビザ発給要件の緩和</li> </ul>
施策の概要	<p>1 領事サービスの充実</p> <p>(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組</p> <p>海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT 化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。</p> <p>(2) 領事担当官の能力向上</p> <p>国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。</p> <p>(3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理</p> <p>日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関(ICAO)の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努める。</p> <p>2 海外邦人の安全確保に向けた取組</p> <p>(1) 海外邦人の安全対策の強化</p> <p>海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。</p> <p>(2) 海外邦人の援護体制の強化</p> <p>邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務の円滑かつ確実な実施のため、緊急対応や精神医療、遺体鑑定等に関する専門性の導入及び内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化を進め、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。</p> <p>3 外国人問題への取組</p> <p>(1) 出入国管理等の厳格化に係る要請への対応</p> <p>入国管理上問題のないと見られる外国人に対してビザ面での便宜を図る一方、我が国社会の安全のため、ビザ審査を適切に行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶビザ広域ネットワーク(査証(ビザ)事務支援システム)を拡充する。</p> <p>(2) 人的交流促進のためのビザ緩和への取組</p> <p>人的交流促進のために、アジア諸国を始め、ビザ緩和措置に取り組む。</p>	政策体系上の位置付け	領事政策
測定指標	後述の個別分野の該当欄に記入した。		
達成手段	後述の個別分野の該当欄に記入した。		

個別分野	1 領事サービスの充実	
概要	<p>(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。</p> <p>(2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。</p> <p>(3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関(ICA0)の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努める。</p>	
測定指標	1 (1) 利用者の評価等サービスの向上	
	基準	— 在外公館の領事窓口利用者の評価
	年度目標	26年度 在外公館の領事サービスの維持・向上 (領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を80%を目標として、「丁寧な対応」には属さない「普通」及び「丁寧ではない」との評価について分析し、可能な限り「丁寧な対応」と評価されるよう努める。)
	目標	— 在外公館の領事サービスの維持・向上 (領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を80%を目標として、「丁寧な対応」には属さない「普通」及び「丁寧ではない」との評価について分析し、可能な限り「丁寧な対応」と評価されるよう努める。)
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
(選定理由) 領事サービスの維持・向上のためには、第三者評価である利用者/国民からの意見・評価が極めて重要であり、また、「領事窓口」は利用者/国民と直に接する重要なポイントであることから、毎年定点点観測的に在留邦人等を対象とした「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査を実施してきており、この結果を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		
(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 本件指標の基準年(22年度)には「丁寧な対応」が80%を越え、「普通」の評価を加えれば既に90%以上の水準にあったことから、その時点において既に高評価を得ていたとも考えられるが、一過性のもではなく、高い評価指数継続して維持されなければ、利用者/国民が安定的に質の高いサービスを楽しんでいるとは言いがたいことから、高い評価が永続的に維持・向上されることを目標とすることが重要である。		
1 (2) 領事研修の実施		
基準	—	研修内容の充実及び着実な実施
年度目標	26年度	昨年度の結果としては、初任者、中堅研修併せ75名が参加し、終了後のアンケートにおいて、満足60名、普通13名、不満1名、無回答1名との結果が出ており、回答を寄せた約8割の参加者から満足との回答を得た。 本年度においても、参加者より、昨年度と同水準の高い評価を受けよう、研修内容について不断の検討を行っていく。
目標	—	領事研修の内容を充実させつつ、着実に実施する。
(選定理由) 海外における邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進等の領事業務の充実を図るため、各職員の育成を推進していくことが重要である。その一環として領事業務にかかる研修を実施しており、同研修事業内容の評価基準のひとつとして、研修参加者からのアンケート結果を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		
(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 研修等による職員の育成は、行政サービスの質の維持・向上に直結するものであり、重要課題の一つとしてこれに継続して取り組んでいく上で、研修内容の充実及び着実な実施が重要である。		
1 (3) 日本人学校・補習授業校への援助		
基準	—	日本人学校・補習授業校への援助の実施
(選定理由) 海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにす		

年度目標	26年度	援助対象となる日本人学校は88校、補習授業校は203校。海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約55%を政府援助の対象とする。 特に、現地採用教員・講師への謝金に力を入れる。	<p>ることを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>海外在留邦人学齢児童・生徒に対する教育の充実強化を図り、できるだけ国内の義務教育に近い教育環境を確保することが重要である。</p>		
目標	—	海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。			
1(4) IC 旅券の発給状況			(選定理由)		
基準	22年度	4,090,044冊のIC旅券(一般旅券)を発行した。	IC旅券の発給状況及び旅券行政の質の向上のための研修等の取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		
年度目標	26年度	IC旅券の円滑な発給を行う。また、法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通し、より質の高い旅券行政を目指す。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠)		
目標	—	IC旅券の円滑な発給を行う。また、法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通し、より質の高い旅券行政を目指す。	旅券の円滑な発給は、領事サービスの向上のための重要な要素である。また、各都道府県も法定受託先として旅券事務を実施していることから、旅券行政の質を確保する上で、各都道府県への指導が、不可欠なものとなる。		
1(5) 在外選挙人登録手続き及び制度の周知及び登録申請の適正な処理			(選定理由)		
基準		在外選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理	国民にとって重要である投票権を確保するためにも海外在留邦人に対して在外選挙人制度の周知を図り、登録申請の適正な処理についてその実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		
年度目標	26年度	25年度に引き続き、在外選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理を行う。 具体的には、現地新聞・情報誌等及び日系企業等個別説明会を通じ、在外選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている在外選挙人制度の周知を図る。 また、国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸さないように公職選挙法第30条にもとづき適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠)		
目標		国外に居住する日本国民に憲法第15条により認められている選挙権の行使の機会を確保する。	国外に居住する日本国民に憲法第15条により認められている選挙権の行使の機会を確保するためには、在外選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うことが必要である。		
1(6) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施			(選定理由)		
基準	—	条約上の中央当局の任務の適切な実施	ハーグ条約の実施による国際的な子の連れ去り事案等に対する支援実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。		
年度目標	26年度	条約上の中央当局の任務を適切に実施する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠)		
目標	—	条約上の中央当局の任務を適切に実施する。	ハーグ条約及び実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施することが重要である。		
1(7) 在留届の電子届出率(利用率)		基準値	年度目標値	目標値	
		22年度	26年度	—	
		35.4%	60%	—	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由)				
	在留届の電子届出率を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。				
	(目標(水準・目標年度)設定の根拠)				
	「IT新改革戦略」(IT戦略本部決定(平成18年))において「申請・届出等手続におけるオンライン利用率を50%以上」との目標が定められ、当該目標はすでに平成22年度に達成されているため、これを上回る60%を目標とした。				
1(8) メールマガジン配信システム利用可能公館数		基準値	年度目標値	目標値	
		22年度	26年度	—	

		約 100 公館	200 公館	—				
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 在留邦人に対する領事広報手段拡大のためメールマガジン利用可能公館数を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ネットワーク接続されているすべての在外公館でのサービスを可能とすることを旨とするが重要である。							
1(9)領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展		基準値	年度目標値	目標値				
①年間運用経費削減(17年度比)		17年度	26年度	—				
②年間業務処理時間削減(17年度比)		—	6.97億円	—				
②年間業務処理時間削減(17年度比)			10,740時間					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 領事業務最適化計画における効果算定項目であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 旅券発給管理システムの刷新(H25年度の展開まで)が終了した、26年度において期待される最適化効果として算定されているため。							
1(10)(参考指標)旅券の不正使用把握件数								
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計(執行額)			当初予算額	
			23年度	24年度	25年度	26年度		
①旅券関連業務(20年度)	旅券の申請・受付・審査・作成・交付・記録・管理等の多岐にわたる業務の実施のために必要な経費	(4)	10,058 (9,932)	9,126 (9,091)	8,211 (8,090)	7,765	081	
②海外子女教育体制の強化(昭和34年度)	日本人学校・補習授業校の運営主体たる学校運営理事会に対し、在外教育施設の運営・維持に必要な財政上の援助を実施する。 援助により海外子女が国内の義務教育と同等の教育をできるだけ安く受けることができるようにする。	(3)	2,244 (2,088)	2,024 (1,840)	2,066 (1,930)	2,527	082	
③領事システム(15年度)	1 在留届電子届出システム及び在留邦人向けメールマガジン配信システム(含む緊急一斉通報)の運用 電子届出率向上のためには、在留届電子届出システムを安定して利用することが必要であり、在留邦人へ緊急情報を含めた領事関連情報を発信するためには、在留邦人向けメールマガジン配信システム及び緊急一斉通報の利用公館数を維持することが必要となる。 2 領事事業の業務システム最適化計画に則る領事関連情報システムの統合 システムの統合により、旅券システム、査証システム等に係る運用経費の削減環境を整備する。	(7) (8) (9)	921 (899)	1,566 (1,532)	2,138 (2,047)	2,838	083	
④領事サービスの充実(15年度)	領事サービスの向上・改善については担当官及び担当職員の質的向上が不可欠であり、そのため毎年各種研修を実施して能力向上を図っている。また、領事シニアボランティア(以下SV)による提言等を取り入れることにより窓口を訪れる「顧客」の満足度を高める。 利用者のアンケート調査結果やSVの活動報告等を現場にフィードバックすることにより、在留邦人をはじめとした利用者が、領事窓口のあり方についてどのような意見を持っているかを理解するとともに自己改善に努める。	(1) (2)	260 (237)	273 (224)	354 (317)	309	084	
⑤在外選挙	在外選挙人の選挙権行使の機会が確保されるよう制度の	(5)	—	243	287	—	085	

に必要な経費(在外選挙実施経費) ( * )	周知・広報に努める。在外選挙が円滑に行われるよう体制整備を行う。			(235)	(250)		
⑥領事窓口案内員委嘱費 (26年度)	領事窓口に専用の案内係を配置し、来訪者を的確に案内する。	(1)	—	—	—	29	新26 —19
⑦ハーグ条約の実施 {24年度}	ハーグ条約及びハーグ条約実施法に基づいて国際的な子の連れ去り問題の解決及び国境を越えた親子間の面会交流の促進の支援を行う。	(6)	—	90 (16)	100 (16)	130	044

個別分野	2 海外邦人の安全確保に向けた取組		
概要	<p>(1)海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。</p> <p>(2)海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務の円滑かつ確実な実施のため、緊急対応や精神医療、遺体鑑定等に関する専門性の導入及び内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化を進め、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。</p>		
測定指標	2(1)海外邦人の安全・危機管理に関する体制整備		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準	22年度 安全対策の広報・啓発及び在外公館の援護体制作り	<p>(選定理由) 海外渡航邦人数及び在留邦人数が増加し、危険が多様化・複雑化する中で、海外における邦人の安全確保のために、緊急電話対応業務導入公館の拡大状況とともに、情報発信基盤の強化に向けた取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 海外邦人の安全対策及び海外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、今後も継続して、緊急電話対応能力の向上及び最新の各種安全情報の効果的な発信を図っていくことが必要である。</p>
	年度目標	26年度 閉館時の緊急電話対応業務については、更に新規導入公館を拡大し、不要不急の案件等について委嘱業者に対応を依頼し、より多くの在外公館において邦人保護等へ専念できる体制作りを整える。 海外安全ホームページについては、海外などの出先で簡単に同ホームページの情報が取得できるよう、スマートフォン版ページの作成を検討するなど、更なるアクセスの向上に努める。	
	目標	— 海外安全対策情報を適切且つ的確に提供・普及する。また、在外公館援護体制を強化する。	
	2(2)海外邦人保護のための緊急事態対応		(選定理由)
	基準	— 大規模緊急事態に対する迅速な対応のための体制等の整備・強化	<p>大規模緊急事態発生に備え、邦人に対して様々な発信手段を活用した情報提供と安否確認を含めた迅速な対応を可能とする体制の構築実績について測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 海外邦人の安全対策及び海外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、邦人援護活動に必要な無線機の適正配備、邦人短期渡航者用緊急備蓄品の効率的な配備及びIT等を活用したより効果的な情報提供及び安否確認のためのシステムの導入が必要である。</p>
年度目標	26年度 25年度に引き続き、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。 無線機については、現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、邦人援護活動に必要な台数、機種種の適正配備を実施する。 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、引き続き、緊急事態発生の蓋然性が高い開発途上国・地域、及びテロ攻撃の対象となり得る場所、地震・ハリケーン等の大規模自然災害発生の蓋然性が高い国・地域に対し、邦人の年間渡航者数等を考慮した上で、効率的な配備に努めてく。 また、大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など在外邦人・邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認が必要と見込まれる国において、SMS(ショートメッセージサービス)システムを導入する。		
目標	— 大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。		
2(3)海外邦人の安全に関する情報収集と官民連携		(選定理由)	
基準	22年度 現地安全情報の収集及び官民一体となったセーフティネットの連携・強化、並びに講演・セミナー等を通じた危機管理意識の向上(本省が行う官民での情報の共有・協議は2か月に1回を目途に実施する。)	<p>現地安全情報の収集とともに、本邦及び在外において、官民の双方向による海外安全にかかる情報共有や安全対策に関する議論を行うことが、安全対策の強化のため</p>	

年度目標	26年度	<p>1 海外安全情報収集のための委嘱契約については、引き続き中東・アフリカ地域における情報提供者の積極的な発掘を進め、邦人の安全確保に資する情報の収集に努める。</p> <p>2 引き続き海外安全官民協力会議を定期的に開催し、民側メンバーの関心の高い国や地域に関する治安情勢などを中心にタイムリーな情報発信に努めるとともに、今後の政策に反映できるよう、参加企業から意見や要望を聴取するなど、一層有意義な会議となるよう努める。</p> <p>3 国際ニュースモニタリングサービスについては、引き続き主要海外通信社の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングし、邦人援護関連事案における初動体制の構築と邦人保護の的確な実施の迅速な確保に努める。</p> <p>4 国内外におけるセミナーについては、引き続き海外進出企業、特に遠隔地で活動する企業や邦人のニーズに配慮しつつ、講演・セミナー等を通じて、海外における邦人・企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発や情報提供を行い、企業者邦人の意識を向上させ、安全対策の強化につなげていく。</p>	<p>に、ますます必要となっており、これらの実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>海外邦人の安全対策及び海外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、今後も継続して、現地安全情報の収集に加え、民側の危機管理意識を高めるとともに、官側においてもその成果を更なる情報収集や安全対策の立案に活用することが重要である。</p>					
	目標	—	海外安全情報の収集・発信の強化、国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。危機管理意識を向上させる。	<p>(選定理由)</p> <p>DV、子の連れ去りなどの新たな分野に対応するための専門性の導入、精神障害者への対応及び遠隔地での邦人援護の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>海外邦人の安全対策及び海外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、今後も継続して、専門的知見を持った外部人材の導入を図っていくことが必要である。</p>				
	2(4) 困窮邦人等の援護							
	基準	—	DV や子の連れ去り、精神医療等に関する専門性の導入、遠隔地での邦人援護					
年度目標	26年度	<p>昨年度に引き続き、専門性のある外部人材等の導入に努める。特に、平成26年4月1日に我が国においてハーグ条約が発効したこともあり、増加傾向にあるDV や子の連れ去りに関する相談への対応については、高度な専門性が求められていることから、外部人材等の導入により的確な対応につなげる。また、邦人精神障害者への援護についても同様に、外部人材の活用により円滑な対応を図っていく。さらに、兼轄国及び遠隔地において援護を必要とする邦人への迅速な支援を行っていく。</p>						
目標	—	年々多様化する邦人援護に対応するための体制を構築する。						
達成手段	達成手段名(開始年度)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー番号
			予算額計(執行額)		当初予算額			
			23年度	24年度	25年度	26年度		
	①海外邦人安全・危機管理に関する体制整備等(8年度)	<p>各種事案の発生に備え、在外公館における24時間の緊急電話対応体制を整え、適切な邦人援護体制の整備を行う。また、各種渡航情報の発信、海外邦人の安全対策意識の醸成・増進のための啓発手段として、海外安全ホームページを整備する。</p> <p>現場での確に対処できる職員を養成するための研修を開催するほか、衛星電話等の必要な通信手段を配備することにより、緊急事態対応における効率的かつ効果的な援護体制・基盤の整備を図る。</p>	(1)	225 (169)	183 (150)	158 (132)	143	086
	②海外邦人保護のための緊急事態対応(5年度)	<p>海外における緊急事態発生に際し、現地に連絡室を設置し、各種連絡手段を通じて在留邦人や邦人旅行者の安否確認作業を行うとともに、支援を必要とする邦人のケアや退避オペレーションのためのインフラを整備することにより、効率的かつ効果的な援護体制・基盤の強化を図る。</p>	(2)	162 (118)	159 (108)	147 (106)	134	087

<p>③海外邦人の安全に関する情報収集と官民連携 (4年度)</p>	<p>邦人の安全にかかる情報収集については、本省や在外公館職員が直接収集する情報を補完するものとして、主要海外通信社の外電を24時間365日体制でモニタリングするほか、治安関係の専門家等に対して、在外公館から離れた遠隔地等の安全情報収集について委嘱している。</p> <p>更に、これらの邦人の安全にかかる情報を、国内外で開催する各種セミナーや協議会など官民協力の枠組みを通じて提供することにより、海外邦人や日系企業の安全対策意識の醸成・増進に寄与する。</p>	(3)	150 (141)	143 (136)	160 (150)	265	088
<p>④困窮邦人等の援護 (昭和28年度)</p>	<p>海外において、盗難・傷病等により一時的困窮に陥った邦人に対し、滞在費や帰国費用の貸付けを行うことや精神科医や遠隔地における協力者等の支援を得ることにより、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。また、歴史的経緯により朝鮮半島にて残留を余儀なくなされ、困窮した在韓日本人妻等に対して、その支援団体を通じた最低限の医療・生活扶助の実施もこれに含まれる。</p>	(4)	68 (40)	66 (36)	65 (51)	64	089
<p>⑤SMS一斉通報・安否確認関連経費 (26年度)</p>	<p>緊急事態発生時における在留邦人や邦人渡航者の安否確認は喫緊の課題であり、本件事業により、在外邦人に対して一斉情報発信及び迅速な安否確認が可能となる。</p>	(2)	—	—	—	14	新26 —20

個別分野	3 外国人問題への取組				
概要	<p>(1)ビザの審査・発給          入国管理上問題のないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方、我が国の治安のため、厳格にビザ審査を行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶビザ広域ネットワーク(査証(ビザ)事務支援システム)を拡充する。</p> <p>(2)観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組          観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、ビザ緩和に取り組んでいる。</p> <p>(3)在日外国人に係る問題への取組          外国人の受入れと社会統合について、有識者の意見や、地方自治体、国際交流協会、NPO等の活動状況を踏まえ、外国人の受入れと社会統合に関する課題や実践例について幅広く共有することを目的とした国際ワークショップを開催し、在日外国人に関する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。</p>				
測定指標	3(1)入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準	—	ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化		
	年度目標	26年度	(観光立国推進及び人的交流促進の観点から、ASEAN諸国、)インド及びブラジルに対するビザ緩和の運用を開始するとともに、ビザ審査体制の強化を促進する。		
	目標	—	人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化にかかる要請に対応する。		
	3(2)在日外国人問題への取組		(選定理由)		
	基準	—	我が国社会の安全・安心を確保しつつ、諸外国との幅広い分野での人的交流を促進することが必要。また、少子高齢化、人口減少が進む国内社会にあって、我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外国人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の一員として生活できるよう社会統合を図っていくことが必要であることから、在日外国人が抱える問題の緩和・解決の一助に向けた取組を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		
	年度目標	26年度	(目標(水準・目標年度)設定の根拠)		
	目標	—	日本再興戦略及び観光立国実現に向けたアクションプログラムに基づき、ビザ発給要件の緩和及びビザ審査の厳格化に努めることが重要である。		
	3(3)訪日外国人数(単位:万人)		基準値	年度目標値	目標値
			22年度	26年度	32年度
		861	1,000超	2,000	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 訪日外国人数を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日本再興戦略及び観光立国アクションプログラムに基づき訪日外国人数の増加を図ることは重要である。				
3(4)(参考指標)外国人の不法残留者数(1月1日時点の数)					
3(5)(参考指標)来日外国人の犯罪の総検挙件数(暦年)					
達成手段名	達成手段の概要等		関連	単位:百万円	
				行政	

成 手 段	(開始年度) (関連施策)	する 測定 指標	予算額計 (執行額)			当初 予算 額	事業 レビ ュー 事業 番号
			23年 度	24年 度	25年 度	26年 度	
① 査証関連 業務 (13年度)	<p>1 適正なビザ調査の実施 ビザ申請に係る各種相談・照会への及びビザ担当官への指導等を通じ適正なビザ申請の実施を図る。 ビザに対する各種照会への対応は行政サービスの向上につながるるとともにビザ申請の円滑化に不可欠。また、ビザ担当官への指導等を通じて能力の向上をはかるとともに、審査の質を維持していく。</p> <p>2 査証WANシステムの拡充 新設公館等ビザ作成機未設置公館への機器の配備、本省とのオンライン化を実施する。 ビザの偽変造対策が強化されると共に、ビザ審査の厳格化、効率化を図る。</p> <p>3 外国人観光客勧誘のためのビザ緩和処置 各国の事情等を踏まえて、数次ビザ等のビザ緩和処置をとる。</p>	(1)	933 (881)	881 (824)	809 (784)	639	090
		(1)					
		(1)					
② 在日外国人社会統合 外交政策費 (21年度)	<p>諸外国の経験等を照会しつつ、外国人の受入れと社会統合や外国人支援のあり方に係る諸問題(課題)を緩和・解決するための意識啓発並びに提言、及び施策策定に資する成果物を作成する。 少子高齢化、人口減少が進む国内社会にあって、我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外国人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の一員として生活できるような社会統合政策の策定に資する。</p>	(2)	5 (3)	5 (3)	4 (4)	4	091

## 基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化



## 施策V-1 外交実施体制の整備・強化



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-V-1)

施策名		外交実施体制の整備・強化		担当部局名	大臣官房
達成すべき目標		激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。		目標設定の考え方・根拠	多岐にわたる外交課題に適切に対処するため、外交実施体制を含む我が国の総合的な外交力を引き続き強化していくことが不可欠である。 ・第 186 回国会外交演説(平成 26 年 1 月 24 日)
施策の概要		<p>(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。</p> <p>(2) 我が国の外交活動の基盤であり、邦人避難の最後の砦である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。</p> <p>(3) 外交活動を支える上で死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。</p>		政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化
				政策評価実施予定時期	平成 27 年 8 月
測定指標	(1) 外務省の人員、機構の更なる整備			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準	22 年度	(22 年度末) 在外公館数 203 定員数 5, 740 人	<p>(選定理由)</p> <p>外務省の業務がますます増大・細密化している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等には定員・機構の増強による外交実施体制の強化が不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>機構・定員要求は、予算の概算要求の一部として行われ、具体的な増減に関しては、査定当局との協議を経て決定するため、目標数値を出すことは困難であるが、そのような制約の中でもできる限り増強を図ることが重要である。</p> <p>・「経済財政運営と改革の基本方針」(平成 26 年 6 月 24 日)第 2 章 4. (1)</p> <p>「地球儀を俯瞰する外交」を展開し、力強い経済外交と積極的平和主義を推進する。その中で、戦略的対外発信、経済外交の推進、ODA の適正・効率的かつ戦略的活用、ODA 卒業国への支援スキームの検討や人的貢献の充実も含めた国際貢献の推進、資源・エネルギーの確保、在留邦人・在外企業の安全確保等に取り組む。そのために、人的体制・在外公館等の物的基盤の整備の推進も含め、総合的外交力を高めていく。」</p>	
	年度目標	26 年度	定員・機構の増強		
	目標	—	外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進する。		
(2) 在外公館の警備体制の強化			(選定理由)		
基準	22 年度	在外公館の警備に係わる企画・立案 人的及び物的な警備の強化 研修・訓練等の充実	我が国の外交活動の基盤であり、邦人避難の最後の砦である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全確保のため		

年度 目標	26 年度	<p>現地治安情勢に応じた優先度に基づく在外公館警備体制の企画・立案、及び、迅速な人的・物的な警備対策の強化を実施する。</p> <p>在外公館及び警備対策室内における警備関連情報収集・分析体制の強化を実施する。</p> <p>各国警備関係者等と警備関連の人的ネットワークを構築する。</p> <p>各種研修における内容を実践化、インタラクティブ化させ、充実させる。</p> <p>情勢や脅威を踏まえた実践的な警備訓練を実施する。</p>	<p>の実施体制の整備・強化に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>在外公館警備については、在外公館及び館員等に対する事件を起こさないことが最重要目標であるため、目標年度等を限定することはできず、情勢等に応じて継続して制度面、意識面、人的・物的面における警備対策を講じていくことが重要である。</p>							
		目標	—	在外公館及び館員等の安全を確保する。						
(3)外交を支える情報防護体制の強化			(選定理由)							
年度 目標	26 年度	<p>情報防護対策の総合的な企画・立案 関連内規の整備 研修の拡充</p>	<p>外交活動を支える上で死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化が必要であり、この実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>情報防護については、情報漏えいを起こさないことが重要であるため、特に目標となる年度や水準を限定することはできないが、継続して制度面、意識面、物理面における情報防護対策を講じていくことが重要である。</p> <p>・第186回国会外交演説 ・平成22年12月7日内閣総理大臣決裁「政府における情報保全に関する検討委員会の開催について」</p>							
		<p>政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。</p> <p>関係課との連携強化を図りつつ、情報防護対策の総合的な企画・立案を行う体制を一層強化するとともに、本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施する。</p> <p>重点分野の特定を図ることで、優先度に基づく対策を実施する。</p> <p>研修対象者の拡大やコマ数の増加等に加え、研修内容のアップデートにより情報防護に関する新入省員、赴任前職員等への研修を充実させる。</p> <p>情報漏えい防止のため秘密保全検査を強化する。</p>								
目標	—	情報漏えいを防止する。								
達成 手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等			関連 する 測定 指標	単位:百万円		行政 事業 レビ ュー 事業 番号		
			予算額計 (執行額)		当初 予算 額					
			23年 度	24年 度	25年 度	26年 度				
	①外務省の 人員、機構の 更なる整備 ( * )	<p>1 外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備することにより、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。</p> <p>2 外務省は、定員・機構の増強に努めているが、例えば大使館数において米国が168、中国が164であるのに対し、我が国は136(平成26年1月時点)と世界の他の主要国に比しても依然として少ない。今後も引き続き国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等のために不可欠な定員の確保を図ると共に、在外公館の体制の最適化を推進していく。</p>			(1)	※	※	※	※	※
	②在外公館 の警備体制 の強化 ( * )	<p>現地治安情勢に応じた人的・物的警備の強化措置、治安関連情報の収集、警備に関する各種研修・講義、警備訓練、人員の拡充などの実施により、在外公館の警備体制の整備・強化を図る。</p>			(2)	※	※	※	※	※

<p>③外交を支える情報防護体制の強化 ( * )</p>	<p>1 平成16年の在上海総領事館における事案や平成22年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事件を契機に、情報防護の重要性が改めて認識された。政府機関からの度重なる情報流出に加え、特定秘密保護法案の成立や元CIA職員が告発した日本をターゲットとする米の諜報活動についての報道等を踏まえ、情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。</p> <p>2 外交活動を実施する上で、情報の保全是基本であり、情報が漏えいすることにより我が国が被る不利益を防ぐためにも情報防護体制を強化していくことが必要である。</p>	(3)	※	※	※	※	※
-----------------------------------	--	-----	---	---	---	---	---

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。



施策V-2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを  
活用した業務改革



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-V-2)

施策名	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革		担当部局名	大臣官房
達成すべき目標	業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進し、外交通信の安定運用のため、セキュリティ強化を図る。		目標設定の考え方・根拠	外務省電子政府構築計画に基づき策定された最適化計画等に基づき、目標を設定している。
施策の概要	各内部管理業務システムの最適化を実施することにより、維持・運営経費の削減を図るとともに、体制整備・システム強化を行いサイバーセキュリティ強化を図る。		政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化
			政策評価実施予定時期	平成 27 年 8 月
測定指標	(1) 外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況			(選定理由)
	基準	—	1 基幹通信網、国際 IP 電話の整備 2 情報ネットワークの再整備 3 情報ネットワークの効率化	外務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画(平成 18 年 3 月 30 日)に基づく効果算定項目であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26 年度	外務省情報ネットワークの安定稼働(業務短縮時間等の数値目標については、右記の設定の根拠についての説明を参照)	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 25 年度にネットワークの安定稼働を達成し、年間 1 億 7000 万円の経費削減及び 1 万 7000 時間の業務時間短縮が発現し、目標を達成済みではあるが、その後も安定稼働を続けることが重要な課題である。
	目標	—	外務省情報ネットワークの安定稼働	
	(2) ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組			(選定理由)
	基準	—	1 ホストコンピュータからの脱却 2 「府省共通の人事・給与関係業務情報システム(人給共通システム)」の導入	ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画(平成 18 年 3 月 30 日)に基づく効果算定項目であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26 年度	人給共通システム導入の検討(人給共通システム導入作業の手順及びスケジュールについて、検討を行う。)	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 25 年度においては、人給共通システム導入スケジュール案について、人事院事務局で検討作業を進めており、26 年度において引き続き検討を行うことが課題とされている。なお、業務処理時間の削減を達成すべき目標年度は、29 年度以降となる予定である。
	目標	29 年度以降	業務処理時間 1500 時間削減(人給共通システム導入が完了した時点で、この効果が発現する予定。)	
	(3) 在外経理システムに関する業務・システム最適化計画の目標推進状況			(選定理由)
	基準	17 年度	次期システムの設計・開発作業の推進 月間勤務時間 250 時間以上ある在外公館会計担当者業務量の削減	在外経理システムの業務・システム最適化計画(平成 18 年 3 月 30 日)及び在外経理システムの業務・システム最適化計画(改訂版)(平成 21 年 3 月 31 日改定)に基づく効果算定項目であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	年度目標	26 年度	システムの小規模改修並びに機能追加・改善の実施	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 24 年度において、全在外公館への導入・運用を開始したが、上記業務・最適化計画に基づき算定した業務処理時間及び経費の削減(業務量年間 91,000 時間の削減、年間延べ約 5300 万円の経費低減)はシステムの改修及び機能追加・改善を図ることにより見込まれる。
	目標	—	業務量年間 91,000 時間の削減、年間延べ約 5300 万円の経費低減	
	(4) 業務系共通プラットフォームの構築状況			(選定理由)
基準	22 年度	本省内サーバの集約化	22 年度から 25 年度までに借上期間が終了する本省内のサーバについて、業務系共通プラットフォームに順次サーバの統合・集約化を進めること	

年度 目標	26 年度	業務系共通プラットフォームの安定稼働						により、サーバインフラの維持経費削減及び情報セキュリティの向上を図ることが重要であり、この進捗状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
目標	27 年度	・22年度から27年度までの間で約7700万円の経費を削減させる。 ・業務系共通プラットフォームへ集約した業務システムの情報セキュリティを向上させる。						(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 省内におけるサーバインフラの統合・集約化のためのインフラである業務系共通プラットフォームを安定させ、高い稼働率を維持することが重要である。
(5)サイバーセキュリティ強化			(選定理由)					
基準	- 年度	1 インシデント対応体制の整備 2 外務省システム及びネットワークの監視強化 3 外務省職員のサイバーセキュリティ意識向上	近年多発している政府機関、国内大手企業等のサイバーセキュリティ事案等を踏まえ、これら脅威への対応体制の確立、監視強化並びに、外務省職員のサイバーセキュリティ意識向上に向けた取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。					
年度 目標	26 年度	インシデント対応のための基本的な体制の確立 監視装置の基本部分の運用開始 計画的な情報セキュリティ啓発活動の実施	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) サイバーセキュリティに対する体制面、システム面、人材面での強化は、高度化かつ多様化するサイバー攻撃へ対応能力向上につながるため重要である。					
目標	27 年度	インシデント対応体制の充実 監視装置の効率的な運用 効果的な情報セキュリティ啓発活動の実施						
達成 手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連 する 測定 指標	単位:百万円 予算額計 (執行額)				行政 事業 レビ ュー 事業 番号
				23年 度	24年 度	25年 度	26年 度	
	①外務省情報ネットワークの整備(最適化計画を含む)(20年度)	・広域ネットワーク及び構内ネットワークの再整備 ・システム維持経費の削減、業務処理時間の削減	(1)	※	※	※	※	※
	②内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築【成果重視事業】(17年度)	・人事共通システムの導入 ・システム維持経費の削減、業務処理時間の削減	(2)	※	※	※	※	※
	③在外経理システムの整備(最適化計画を含む)【成果重視事業】(17年度)(関連: )	・24年度以降の同システム運用開始 ・在外会計担当業務の簡素化・効率化による業務時間軽減、サーバ集約化等に伴う経費削減	(3)	※	※	※	※	※
④業務系共通プラットフォームの構築(22年度)	本省内のサーバの集約化	(4)	※	※	※	※	※	

⑤サイバー セキュリティ強化 (25年度)	・インシデント対応体制の確立・強化 ・セキュリティ強化	(5)	※	※	※	※	※
-----------------------------	--------------------------------	-----	---	---	---	---	---

※本件施策は、外務省全体の予算に係っており、特定の項の下で個々の達成手段についての予算は計上されていない。



## 基本目標Ⅵ 経済協力



## 施策VI- 1 経済協力



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-VI-1)

施策名	経済協力		担当部局名	国際協力局	
達成すべき目標	二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保する。		目標設定の考え方・根拠	「政府開発援助大綱」(平成 4 年閣議決定、平成 15 年改訂)において、ODA の目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」とされている。	
施策の概要	戦略的な ODA の実施のための援助政策を企画・立案する。			政策体系上の位置付け	経済協力
				政策評価実施予定時期	平成 28 年 8 月
測定指標	(1) 国際環境、国内環境の変化を踏まえた毎年度の国際協力重点方針に基づく、戦略的・効果的な ODA の実現			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準	24 年度	「平成 24 年度国際協力重点方針」にある重点事項に従い ODA を実施した。	(選定理由) 戦略的・効果的な ODA を実現するためには、国際環境、国内環境の変化を踏まえた年度ごとの国際協力重点方針を定めているところ、同方針の実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国際協力重点方針は、年度毎に、我が国の外交政策の進展や、新たに発生した政策課題に機動的に対応するために重点事項を明確にし、各年度の事業に反映させることを目的に作成しており、同重点事項の実施が重要である。 ・政府開発援助大綱((平成 4 年閣議決定、平成 15 年改訂) ・第 183 回国会外交演説(平成 25 年 2 月 28 日) ・経協インフラ戦略会議の開催について(平成 25 年 3 月 12 日)	
年度目標	26 年度	「平成 26 年度国際協力重点方針」にある重点事項にある以下の重点項目を実施する。 1 自由、民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有する国の安定成長と我が国の関係強化を図るとともに、これらの価値に基づく秩序形成に向けた法制度支援や安定化支援等を行う。 また、平和構築、テロ対策、海上保安能力強化、シーレーンの安全確保に向けた支援等を通じ、国際社会の平和と安定に積極的に貢献する。 具体的には、以下の各分野の支援を実施する。 (1) 普遍的価値や戦略的利益を共有するアジア諸国との関係強化 (2) 法制度整備支援・民主化支援 (3) 国際公共財にかかる法の支配の強化(海上保安能力強化・シーレーン安全確保支援等) (4) ミャンマーの民主化・国民和解への支援 2 『日本再興戦略』等を踏まえ、新興国・途上国の開発に貢献し、これらの国の活力を日本に取り込むことを目的に ODA を戦略的に展開する。 中小企業を含む我が国企業・地方自治体等が有する優れた技術・知見を活用しつつ、我が国の制度・システムの普及を図るとともに、ビジネス環境整備に資する支援等を行う。 具体的には、以下の各分野の支援を実施する。 (1) インフラシステム輸出支援 (2) 中小企業の国際展開支援 (3) 地方自治体の国際展開支援 (4) 医療技術・サービスの国際展開支援 (5) ビジネス法制度整備支援・人材育成支援 (6) 「日本方式」の普及に向けた我が国技術・制度の普及支援 (7) ミャンマーへのインフラ、ビジネス分野の支援 (8) 第 5 回アフリカ開発会議(TICAD V)を踏まえたアフリカの成長加速化支援 (9) 資源・エネルギーの安定的確保への貢献			

		<p>3 人間の安全保障の基本理念に基づき、貧困削減と包摂的成長の実現、ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた支援等を行う。</p> <p>特に、防災対策・災害復旧支援、国際保健外交戦略に基づくユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進、女性のエンパワーメント等の分野において、日本らしい支援を行い、日本への信頼を強化するとともに日本のプレゼンスの拡大につなげる。</p> <p>具体的には、以下の各分野の支援を実施する。</p> <p>(1)ミレニアム開発目標(MDGs)の達成支援  (2)防災対策・災害復旧支援/環境・気候変動対策  (3)国際保健外交戦略及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進  (4)女性のエンパワメント支援とジェンダー主流化の推進  (5)日本ブランドの発信強化  (6)国民参加の拡大とNGOとの連携強化</p>	
目標	—	各年度の国際協力重点方針で定める重点事項を実施する。	
(2)世論調査の変化			(選定理由)
基準	19年度	毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を上回った。	<p>我が国の厳しい経済・財政状況を背景に、開発協力の意義について国民のODAに対する期待・関心を知り、ODAへの支持を得る必要があり、その支持状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>内閣府実施「外交に関する世論調査」では、25年度からODAをどのような観点から実施すべきかを尋ねる形で実施している。</p> <p>ODA実施への国民の支持が維持されることが、ODAを実施する上で不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府開発援助大綱(平成4年閣議決定、平成15年改訂)</li> <li>・第183回国会外交演説(平成25年2月28日)</li> <li>・経協インフラ戦略会議の開催について(平成25年3月12日)</li> </ul>
年度目標	26年度	ODAをどのような観点から実施すべきかを尋ねる問いにおいて、ODAにはさまざまな役割があるが、ODAに対する国民からの高い支持を維持することを目標とする。	
目標	—	経済協力への国民の理解を向上させる。	
(3)ODAに関する情報発信			(選定理由)
基準	22年度	ODAホームページへのアクセス数：約8,600万件 広報番組の平均視聴率：4.7%	<p>我が国の厳しい経済・財政状況を背景に、開発協力の意義について国民の間に十分な共感が得られておらず、ODAを増加していくべきとの積極的な支持が十分に得られていない。こうした現状を改善するためには、国民に対してより広くODAの意義と実態について情報発信し、理解と支持を得ることが不可欠であり、そのための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>ホームページへのアクセス数及び広報番組の視聴率は、過去の実績にかんがみ、適正な水準に設定した。また、無償・有償案件に加え、技術協力案件も掲載することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府開発援助大綱(平成4年閣議決定、平成15年改訂)</li> <li>・第183回国会外交演説(平成25年2月28日)</li> <li>・経協インフラ戦略会議の開催について(平成25年3月12日)</li> </ul>
年度目標	26年度	<p>1 ODA広報(ホームページの充実、テレビ広報番組等の活用)</p> <p>(1)ODAホームページへのアクセス数：約8,500万件  (2)広報番組の視聴率：4~5%</p> <p>2 「見える化」の徹底</p> <p>技協案件については、これまで掲載していた2008年10月以降の案件に加え、2001年度以降の案件(実施済み案件)まで遡って掲載する。</p>	
目標	—	経済協力への国民の理解を向上させる。	

(4)地域別供与目標額 (二国間 ODA, 当初予算分) (単位: 億円, 括弧内対世界比)		地域別供与目標額			目標値			
		□内年度目標値						
		26 年度			—			
世界		17,511.00 [15,059.00]			—			
東アジア, 南西アジア		11,034.00 (63.0%)						
大洋州		120.00 (0.7%)						
中央アジア・コーカサス		598.00 (3.4%)						
中東, 北アフリカ		1,997.00 (11.4%)						
サブサハラアフリカ		1,963.00 (11.2%)						
中南米		1,071.00 (6.1%)						
欧州		728.00 (4.2%)						
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>(選定理由)            戦略的・効果的な ODA を実施するため, 国際環境, 国内環境の変化を踏まえて作成している「国際協力重点方針」において, 地域別供与目標額を設定しており, 同目標額に対する供与実績額の測定は, 施策の進捗を把握する上で一助となるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)            地域別供与目標額とは, 昨今の ODA 予算の趨勢や, 案件の形成・進捗度を踏まえつつ, 年度当初の時点で, 外交政策的な観点から望ましいと考えられる目標額であり, 全地域(世界)に対する供与目標額は, 予算制約等を踏まえた供与可能な値を示している。</p> <p>同目標額の達成に向け案件の形成・採択を行うが, ODA は相手国の要請に基づき, 我が国と相手国との間で国際約束を締結して供与するため, 我が国の都合だけで供与することはできず, その結果, 年度を通して, 相手国の事情や案件をめぐる状況の変化等やむを得ない外部要因により実施が困難となる場合が生じる。</p> <p>本測定指標における目標の達成状況の判定に当たっては, こうしたやむを得ない外部要因を勘案し, 全地域(世界)に対する供与目標額の 86% を本測定指標における年度目標値とする。同年度目標値は, 21 年度から 25 年度までの全地域に対する供与実績額を供与目標額で割った各年度の値の平均とした。</p>							
(5) (参考指標) 主要分野・課題別実績								
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初 予算額	
				23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
①無償資金協力 (昭和 43 年度)	国際社会の平和と安定に貢献するため, 戦略的・効果的な二国間協力の政府開発援助を実施する。 こうした援助は, 我が国の安全と繁栄を確保に寄与する。		(1)	157,603 (155,155)	162,379 (162,162)	177,246 (176,499)	250,690	092
②(独)国際協力機構運営費 交付金(技術協力) (15 年度)	26 年度においては, 以下のとおり本達成手段を実施するとともに, 地域別供与目標額の達成を目指す。 我が国は, 国際社会の主要なプレーヤーとして, 国際社会の平和と安定及び繁栄の実現に向け, より積極的な役割を果たしていく。 国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の推進という観点からも, 最も重要な外交手段としての ODA の意義は一層高まっており, こうした認識に基づき, 国際社会の平和と安定の阻害要因となりにかねない開発問題や地球規模課題の解決に貢献し, 日本の国益に資する ODA を展開することが重要であり, そのような目的を実現するために ODA を積極的・戦略的に活用する。 途上国への資金の流れにおいて ODA 以外の民間資		(1)	143,301 (143,301)	149,663 (149,663)	152,973 (152,973)	150,274	093
③有償資金協力 (*)			(1)	—	—	—	—	—

	<p>金の占める割合が約7割とされる中、中小企業を含む我が国企業、地方自治体、NGOといった政府・JICA以外の開発の担い手と連携することが重要であり、その優れた技術・知見を活用することを通じてODAの質の向上を図る。</p> <p>ODAの展開においては、専門性や幅広いネットワークを持つ国際機関も活用する。また、国際的な枠組み作りにおいて我が国の政策を反映させ、積極的な役割を果たしていく上でも、国際機関との連携を強化する。</p>							
④ODAの理解促進 (*)	<p>以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外務省 ODA ホームページの運営</li> <li>・ODA 出前講座</li> <li>・国際協カイベント(「グローバルフェスタ JAPAN」等)の開催</li> <li>・「日本の顔が見える ODA 広報」のための日章旗マークの現地配布</li> </ul> <p>各種広報・啓発活動により効率的な情報発信と国民参加の促進を図り、国民の ODA への関心を喚起することにより、相乗効果的にホームページや広報番組等をはじめとした関連情報へのアクセスを増加させ、ひいては開発協力の推進に不可欠な ODA に対する国民の一層の理解・支持を得られることが期待される。</p> <p>平成 26 年は、我が国の ODA 開始から 60 周年の節目の年であるところ、ODA の 60 年間の成果の積極的な発信等を通じ、国内外の理解を促進するための ODA 広報を強化する。</p>	(2) (3)	308 (307)	285 (273)	282 (274)	294	097	
⑤ NGO 活動環境整備 (11 年度)	<p>NGO 活動環境整備支援事業(NGO 相談員、NGO 海外スタディ・プログラム、NGO 研究会、NGO インターン・プログラム)を実施する。</p> <p>これにより、欧米 NGO に比し脆弱とされる日本の NGO の組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上(キャパシティ・ビルディング)を図り、もって日本の NGO の国際競争力を高め、国際協力における政府の重要なパートナーである日本の NGO との連携を一層強化する。</p>	(1)	163 (149)	156 (140)	147 (129)	145	100	
⑥ 本邦技術活用等途上国支援推進事業 (24 年度)	<p>ODA による途上国支援と中小企業の海外事業展開とのマッチング(ニーズ調査、案件化調査、途上国への普及事業)を行う。</p> <p>これにより、途上国の開発課題の解決と、優れた製品・技術等を有する一方、知見やノウハウが不十分な我が国中小企業等に対する海外展開支援との両立を図る。</p>	(1)	—	1,532 (1,394)	2,418 (2,280)	200	094	
⑦(独)国際協力機構施設整備費補助金 (24 年度)	<p>公共施設の防災・減災の観点から、(独)国際協力機構の国内施設について、老朽化の著しい施設の改修を行うほか、地域の防災拠点としての機能を向上させる。</p>	—	—	—	—	— (前年度から繰り越し) 2,172	095	
⑧無償資金協力事務費	<p>経済開発援助等の案件形成、実施ための交渉、協議、調査等の実施、在外公館における無償資金協力案件交換公文署名、草の根・人間の安全保障無償資</p>	(1)	807 (764)	764 (749)	744 (736)	854	096	

( * )	金協力案件の実施体制強化, ノン・プロジェクト無償資金協力案件等の実施促進を行う。 これにより, ODA の円滑な実施に資する。							
⑨開発援助人材育成・振興 (2年度)	1 高度開発人材育成事業 本事業では, 博士課程に在籍中または修了者, および開発分野で職務経験を有する社会人を主な対象とし, 将来, 現場において指導的な立場に立てる人材の育成を目指して, より高度で実践的な教育を行う。 2 開発援助研修事業 経済協力の実務担当者への研修を通じた, 援助人材の養成及びスキルアップを目的とする。 3 開発援助調査研究事業 我が国の援助政策の企画・立案に資する調査・研究を行うことを目的とする。 こうした取組により, ODA の効果的かつ効率的な実施に資する。	(1)	303 (215)	158 (112)	159 (118)	127	099	
⑩経済協力評価調査 ( * )	日本の ODA 政策等を対象に第三者評価を実施し, 評価結果を通じて得られた提言・教訓をフィードバックするとともに, ODA 評価に関するワークショップの開催や被援助国側によるプログラムレベルの日本の ODA 評価を実施する。 こうした取組により, ODA の管理・改善の支援, ODA 政策立案への反映, 国民に対する説明責任を果たすとともに, ODA の透明性確保, 被援助国側の評価能力の向上等を図る。	(1)	184 (131)	166 (137)	158 (118)	159	098	
⑪現地 ODA タスクフォース業務 (18年度)	現地 ODA タスクフォースは在外公館, JICA の現地事務所等を主要なメンバーとして構成され, 開発ニーズ等の調査・分析, 国別援助方針策定への参画, 被援助国政府と現地ベースでの政策協議の実施, 候補案件の形成と選定のための精査, 現地援助コミュニティ(他ドナー, 国際機関, NGO 等)との連携, 我が国の ODA のレビュー等を実施する。 こうした取組により, 質の高い ODA の実施を目指す。	(1)	124 (96)	121 (108)	116 (103)	127	101	
⑫政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費 ( * )	政府開発援助に必要な要員を確保するほか, 経済協力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニーズを見極め, 我が国 ODA 政策に反映させる。多様な開発協力関係者が対等な立場で議論を行う場を設ける。 また, 中小企業は全国に所在していることから, 全国各地で開催される説明会において, 中小企業向けに作成する ODA を活用した海外展開支援事業の概要説明資料を配布・説明し, 本件事業の理解促進を図る。 こうした取組により, 政府開発援助の効率的・効果的な実施を企画立案に資するとともに, 国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進し, より良い開発協力の実施を図る。	(1)	131 (112)	87 (70)	129 (116)	136	102	
⑬民間援助連携事務費 (14年度)	1 民間団体等の指導・監督に必要な経費 全国に配置している NGO 相談員に対して外務省職員が指導を行うとともに, NGO 相談員同士の意見交換・情報交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより, 一般国民や小規模 NGO 等からの照	(1)	92 (86)	60 (57)	57 (54)	58	103	

	<p>会への適切な対応及び国際協力の重要性や NGO 活動に対する理解の促進に寄与する。</p> <p>2 NGO 調査・連携費 日本 NGO 連携無償資金協力(N 連)等, 事業の申請案件の事前調査・審査等の委託を実施する。また, 実施案件の事前・事後調査を目的とし, 外務省員が出張する。さらに NGO との定期的な意見交換会(NGO・外務省定期協議会), NGO 職員受入研修等を行う。 こうした取組により, N 連の適正な執行及び NGO との連携強化に資する。</p> <p>3 民間援助連携に必要な経費 N 連の妥当性, 進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し, 調査する。また, 在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し, 引渡式への出席や, プロジェクトの妥当性, 進捗状況等の調査を行う。 これにより, N 連のより効果的・効率的な遂行及び透明性の向上により施策目標の達成に寄与する。</p>							
⑬ 経済協力情報管理システム ( * )	<p>DAC への我が国の ODA 関連統計の報告を含む, 経済協力関係の情報管理に伴う OA 機器によるシステム運用を行う。 これにより, 情報収集・管理, 関連情報の有効活用, 関連機関との情報の相互利用, 情報伝達の効率化を図り, 施策目標の達成に寄与する。</p>	(1)	51 (49)	52 (48)	49 (40)	47	104	
⑭ 海外技術協力推進団体補助金 (元年度)	<p>NGO が海外において経済社会開発プロジェクトを実施することに関連し, 日本 NGO 連携無償のスキームでは支援対象となっていない「プロジェクトの形成」, 「プロジェクト後の評価」, 及び「研修会や講習会等の実施」を資金面から支援し, 日本 NGO 連携無償を補完する。 これにより, NGO に対する事業支援の一層の強化を図る。</p>	(1)	30 (27)	20 (18)	22 (19)	22	105	
⑮ ODA 白書編集等 ( * )	<p>政府開発援助(ODA)白書(日本語版及び英語版)及び参考資料集を作成する。 これにより, 国民に対する説明責任を果たすとともに, 国内外における日本の ODA に対する理解の促進に寄与する。</p>	(1) (2)	22 (41)	20 (19)	20 (19)	21	106	
⑯ 国際機関との連携等 ( * )	<p>伝統的なドナーの他に新興国や民間セクター等, 開発の主体が多様化する中で, 新しい開発枠組みを構築する議論や, ドナー間の開発アプローチや援助理念に係る議論に係る会合等への出席や会合開催を実施する。 これにより, 我が国の立場と援助理念を適切に反映させることにより, 施策目標の達成に寄与する。</p>	(1)	10 (15)	15 (7)	12 (4)	13	107	
⑰ 有償資金協力に関する調査研究 ( * )	<p>途上国のニーズ, 我が国国内の情勢, 国際社会全体の課題及び動向が短期間で変化する中で, 有償資金協力に関する外国政府及び国際機関の援助手法に係る最新の考え方や実績, 被援助国及び民間部門のニーズ等を調査し, これらの手法及び我が国有償資金協力制度の枠組みで実施することの実現性及び妥当性等について分析する。 これにより, 我が国の有償資金協力に係る制度の</p>	(1)	10 (6)	9 (7)	9 (5)	9	108	

	調整及び改善を図り、施策目標の達成に貢献する。							
⑱ 国別援助方針策定調査費 (12年度)	国別援助方針は、ODA 大綱、ODA 中期政策の下に位置づけられ、具体的な援助案件選定の指針とすべく、各国の情勢認識を踏まえ、開発計画や開発上の課題を勘案して作成する国別の我が国の援助方針であり、原則として全てのODA 対象国について策定する。 これにより、ODA の効果的かつ効率的な実施に貢献する。	(1)	12 (12)	9 (7)	9 (16)	9	109	
⑲ 経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等経費 ( * )	経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等を行うとともに、ODA による途上国支援と中小企業の海外事業展開とのマッチングを実施する。 これら取組により、ODA の適切な実施を確保するとともに、ODA を活用した中小企業等の海外展開支援を円滑かつ適切に行うことにより、施策目標の達成に貢献する。	(1)	5 (2)	8 (4)	14 (10)	13	110	
⑳ 国別援助政策の策定等 (15年度)	被援助国ごとの開発ニーズに対応した援助の実施のため、各国の開発課題の把握、援助政策の重点化、各援助スキームの密接な連携を図るとともに、被援助国へのODA の実績・成果をとりまとめ、今後の指針を明らかにし、国民に対して情報公開を行う。 これにより、ODA の効果的かつ効率的な実施を図るとともに、国民への説明責任を果たす。	(1)	10 (8)	8 (5)	7 (6)	8	111	
㉑ 国際緊急援助事務費 (昭和 62年度)	国際緊急援助の情報収集と調査・訓練、体制強化等を行う。 これにより、国際緊急援助のより迅速かつ効率的・効果的实施を図り、施策目標の達成に寄与する。	(1)	7 (4)	7 (5)	7 (4)	7	112	
㉒ 世界人道サミット地域準備会合開催経費 (26年度)	世界人道サミットに向けた協議プロセスに参加する。 これにより、緊急・人道支援に係る過去の経験や教訓等の共有を図り、これら支援の効果的・効率的な実施に寄与する。	(1)	—	—	—	1	新 26 —21	



## 施策VI-2 地球規模の諸問題への取組



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-VI-2)

施策名	地球規模の諸問題への取組	担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	
達成すべき目標	<p>グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮するため、以下を推進する。</p> <p>1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献する。</p> <p>2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献する。また、防災政策の普及を通じ、持続可能な開発を支援する。</p>	目標設定の考え方・根拠	<p>人間一人一人に着目した人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処するための効果的・効率的なアプローチである。</p> <p>地球環境問題は、国際機関や国際約束を通じた地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能である。</p> <p>・第67 回国連一般討論演説(平成24年9月26日)</p>	
施策の概要	<p>1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献</p> <p>(1) 国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。</p> <p>(2) 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。また、感染症対策については、世界基金を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。</p> <p>2 環境問題を含む地球規模問題への取組</p> <p>地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。</p> <p>気候変動問題においては、平成32(2020)年以降の新たな法的枠組みに関する平成27(2015)年までの合意に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。</p> <p>持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、第3回国連防災世界会議や国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより、持続可能な開発の実現に努める。</p>	政策体系上の位置付け	経済協力	
			政策評価実施予定時期	平成 28 年 8 月
測定指標	後述の個別分野の該当欄に記入した。			
達成手段	後述の個別分野の該当欄に記入した。			

個別分野	1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献				
概要	<p>(1) 国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。</p> <p>(2) 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。また、感染症対策については、世界基金を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。</p>				
測定指標	1 (1) 主要な国際的フォーラムの関連文書における人間の安全保障への言及の確保		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準	—	各種外交文書における人間の安全保障への言及の確保	(選定理由) 平成6(1994)年 UNDP 開発報告書において「人間の安全保障」という言葉が初めて使用されて以来、我が国は人間の安全保障とは何か、同概念をいかに推進していくかを巡る国際的議論をリードしてきている。平成24(2012)年9月に人間の安全保障に関する国連総会決議が採択され、人間の安全保障に関する共通理解を確認した。同決議で、「人間の安全保障は持続可能な開発とミレニアム開発目標を含む国際的な開発目標の実現に貢献すべき」とされており、開発に関する各種外交文書における人間の安全保障への言及の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。	
	年度目標	26年度	二国間共同宣言等の主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保する等文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 二国間共同宣言等の主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保することは、同概念を着実に普及する上で重要である。	
	目標	—	文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。		
	1 (2) 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進		(選定理由)		
	基準	—	人間の安全保障実現に資する案件の実施	人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進状況を測ることは、人間の安全保障の概念普及の進捗を把握する上で有益であるため。	
	年度目標	26年度	人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの6件以上の実施を確保する。うち半数以上は、3つ以上の国連機関による共同実施を確保する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 人間の安全保障の概念普及には6件以上の実施が同概念を着実に普及する上で必要である。また、同基金が複数の国際機関と共同してプロジェクトを行う点に優位性があることから、そのうち半数以上は、3つ以上の国連機関による共同実施を確保することを目指す。	
	目標	—	採択されたプロジェクトにおいて、合計50万人以上の裨益者の人間の安全保障を推進する。		
	1 (3) 世界基金による三大感染症対策支援の強化		(選定理由)		
	基準	—	世界基金を通じた三大感染症対策の実施	世界基金を通じた三大感染症対策支援に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。	
年度目標	26年度	効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等に理事会及び委員会を通じて取り組む。以て、三大感染症対策の推進に貢献する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 世界基金は、新たな資金供与メカニズムを立ち上げた。こうしたメカニズムの着実な運用に関与することが、世界基金による投資効果を上げ(救済される人命の増加)、我が国の支援がより効果的・効率的に活用されることにつながる。また、2012-16年の5年間に、1000万人の命を救うとの目標は、世界基金の5カ年戦略(2012-16年)目標に準じたもの。		
目標	—	世界基金の活動を通じた三大感染症対策の推進(具体的には、2012-16年の5年間に、1000万人の命を救うとする、同基金の五カ年戦略目標の達成)			
1 (4) (参考指標) 人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数					
達成手段	達成手段名(開始年度)(関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円 予算額計(執行額) 23年度 24年度 25年度 26年度	行政事業レビュー 事業番号

①人間の安全保障の概念の普及 ( * )	<p>主要な国際フォーラムの関連文書における人間の安全保障への言及を確保する。</p> <p>これにより人間の安全保障の概念の普及及び各国の協力の拡大を図る。</p> <p>26年度においては、主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保する等文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。</p>	(1)	—	—	—	—	—
②人間の安全保障の推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務費 ( * )	<p>日本国内に拠点または事務所を置く国際機関及び関係機関等との調整、地球規模課題政策を進めるのに必要な会議の開催、国内において人間の安全保障を含む地球規模課題政策に関するシンポジウム等の開催、国際会議への出席・意見交換等の実施、人間の安全保障に係る様々な調査を通じた今後の活動方針の作成等を行う。</p> <p>これらの活動により、経済・経済協力・社会分野における国際機関に関する政策立案、教育・防災分野等の援助政策の推進、ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた取組の推進、効果的なポスト2015年開発アジェンダ策定に向けた議論及び人間の安全保障の理念の普及を進め、施策目標の達成に寄与する。</p>	(1) (2)	32 (22)	30 (21)	28 (14)	24	113

個別分野	2 環境問題を含む地球規模問題への取組				
概要	<p>地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。</p> <p>気候変動問題においては、平成32(2020)年以降の新たな法的枠組みに関する平成27(2015)年までの合意に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。</p> <p>持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、第3回国連防災世界会議や国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより、持続可能な開発の実現に努める。</p>				
測定指標	2(1)地球環境問題の解決に向けた取組の推進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準	—		(選定理由)	
	年度目標	<p>地球環境問題の解決に向けた国際的な取組への積極的な参画</p> <p>1 第1回国連環境総会(UNEA)等の機会を活用し国連環境計画(UNEP)の活動に貢献する。</p> <p>2 生物多様性については、COP12における議論への貢献、名古屋議定書の締結に向けた調整等に取り組む。</p> <p>3 水銀に関する水俣条約の締結に向けた調整等に取り組む。</p> <p>4 オゾン層保護については、HFCの扱い等を含む主要議題に引き続き積極的に貢献する。</p> <p>5 持続可能な開発という概念が国連等各種フォーラムにおいて引き続き重視されるよう、第3回SIDS国際会議を含む各種会議・交渉に積極的に参加する。</p>		<p>地球環境問題の解決に向けた取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>地球環境問題対策や持続可能な開発に向けた取組は、地球規模で実施していくことが不可欠である。引き続き国際機関及び多数国間環境条約を通じた取組に積極的に参加していく必要がある。</p> <p>26年度は、COP12、第3回SIDS国際会議等、地球環境問題に関する各種会議が開催されること、こうした機会を最大限活用することを目指し、目標を設定した。</p>	
	目標	—		我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。	
	2(2)気候変動問題の解決に向けた取組の推進			(選定理由)	
	基準	—		<p>1 気候変動の次期枠組み作りへの参画</p> <p>2 気候変動対策促進のための取組</p>	<p>気候変動問題の解決に向けた取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>気候変動交渉における新たな法的枠組みの作成に向けた我が国の貢献は、先進国、開発途上国を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題である気候変動問題の解決に向けた国際社会の一致団結した取組を強化する上で重要である。</p> <p>「二国間クレジット制度」は、途上国における気候変動対策を強化すべく、我が国の優れた技術を活用するものであり、同制度への国際的な理解を高める必要がある。</p>
	年度目標	26年度		<p>1 気候変動交渉における、平成32(2020)年以降の新たな法的枠組みに関する平成27(2015)年までの合意に向けて、実質的な貢献を行う。</p> <p>2 「二国間クレジット制度」を推進し、平成25(2013)年11月に表明した、平成28(2016)年までに署名国を16カ国に増やすという目標の達成を目指して関係国との協議を加速していく。</p>	
	目標	—		我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。	
	2(3)国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進			(選定理由)	
	基準	—		防災に向けた国際協力の実施	<p>防災に向けた国際協力の推進に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>我が国は幾多の災害で培った知見・経験を有しており、国際的にも防災の推進を主導し、積極的に国際貢献を行うことが重要である。</p> <p>国際的防災指針である兵庫行動枠組みの後継枠組みが第3回国連防災世界会議で策定されることから、後継枠組みに即した防災協力を進めていくことが必要である。</p>
年度目標	26年度	<p>1 各種会合への参加を通じて、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、国際的に行われる国連国際防災戦略(ISDR)の政策に反映する。</p> <p>2 第3回国連防災世界会議で策定される兵庫行動枠組みの後継枠組みを推進する。(また、ISDRの活動を拠出金を通じて支援し、各国における防災関連施策の充実に貢献する。)</p>			
目標	—	我が国主導による防災の推進に向けた取組を促進する。			
2(4)生物多様性条約名古屋議定書の年度ごとの締約国の増加数		基準値	年度目標値	目標値	
		22年度	26年度	26年度	
		0	21	50(全締約国)	
測定指標の選	(選定理由)				

<p>定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	<p>生物多様性条約の平成 23 年から平成 32 年(2011-2020)の戦略計画の目標(愛知目標 16)において、平成 27 年(2015)までの生物多様性条約名古屋議定書の発効が掲げられているところ、同議定書の締約国数の増加を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>生物多様性条約名古屋議定書は、条約締約国の 50 か国が締結した後 90 日で発効する。「愛知目標 16」により、平成 26 年度末に計 50 か国が締結する必要があるが、平成 25 年度までに 29 カ国が締結していることから、26 年度の目標として、21 カ国による締結を目標値として設定した。</p>							
<p>2(5)地球温暖化に対処するための国際的な取組の進展(COP 合意の賛同国数/UNFCCC 加盟国)</p>	<p>基準値</p> <p>21 年度</p> <p>59.58% (115/193)</p>	<p>年度目標値</p> <p>26 年度</p> <p>100%</p>	<p>目標値</p> <p>28 年度</p> <p>100%</p>					
<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	<p>(選定理由)</p> <p>気候変動交渉は、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の下で行われており、毎年末に開催される最大の国連交渉の場である COP での合意案への賛同国数を測ることは、国際的な取組の進展を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>平成 27 年 12 月 COP21 において決定されることとなっている気候変動に関する新たな国際枠組みが「すべての締約国に適用される」枠組となることを特に重視しており、COP 決定に全ての締約国が賛同することが重要である。</p>							
<p>(6)(参考指標)兵庫行動枠組の推進(国家レベルで防災調整メカニズムを設置した国数)</p>								
<p>達成手段</p>	<p>達成手段名(開始年度)(関連施策)</p>	<p>達成手段の概要等</p>	<p>関連する測定指標</p>	<p>単位:百万円</p>				<p>行政事業レビュー事業番号</p>
	<p>予算額計(執行額)</p>			<p>23 年度</p>	<p>24 年度</p>	<p>25 年度</p>	<p>当初予算額 26 年度</p>	
<p>①地球環境問題への取組(13 年度)</p>	<p>1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進</p> <p>国際機関や多数国間環境条約の協力・取組に積極的に貢献するとともに、国際的議論に積極的に参画する。</p> <p>これにより、地球環境問題の解決に向けた各国の協力の拡大を図る。</p> <p>26 年度においては、以下を実施する。</p> <p>(1)第 1 回国連環境総会(UNEA)等の機会を活用し国連環境計画(UNEP)の活動に貢献する。</p> <p>(2)生物多様性については、COP12 における議論への貢献、名古屋議定書の締結に向けた調整等に取り組む。</p> <p>(3)水銀に関する水俣条約の締結に向けた調整等に取り組む。</p> <p>(4)オゾン層保護については、HFC の扱い等を含む主要議題に引き続き積極的に貢献する。</p> <p>(5)持続可能な開発という概念が国連等各種フォーラムにおいて引き続き重視されるよう、第 3 回 SIDS 国際会議を含む各種会議・交渉に積極的に参加する。</p>		<p>(1)</p> <p>(4)</p>	<p>24</p> <p>(20)</p>	<p>17</p> <p>(11)</p>	<p>17</p> <p>(15)</p>	<p>—</p>	<p>116</p>

	<p>2 国際防災協力の推進</p> <p>東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、各種会合に反映させる。また、兵庫行動枠組を推進する。</p> <p>これにより、災害に強靱な世界の実現に寄与する。</p> <p>26年度においては以下を実施する。</p> <p>(1)各種会合への参加を通じて、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、国際的に行われる国連国際防災戦略(ISDR)の政策に反映する。</p> <p>(2)第3回国連防災世界会議で策定される兵庫行動枠組の後継枠組を推進する。(また、ISDRの活動支援について、拠出金を通じて支援し、各国における防災関連施策の充実に貢献する。)</p>	(3) (6)						
②気候変動問題への取組 (14年度)	<p>気候変動に関する新たな枠組みの合意に向けて、COPや補助機関会合(SB)、国連気候サミット等の様々な交渉・会合に取り組む。また、二国間クレジット制度の署名国増加を目指し、相手国との二国間協議や国連交渉等を進めると共に、署名済国との間で同制度の着実な実施を図る。</p> <p>これにより、国際社会における気候変動交渉を主導し、次期枠組みづくりに寄与する。</p> <p>26年度においては、以下を実施する。</p> <p>1 気候変動交渉における、平成32(2020)年以降の新たな法的枠組みに関する平成27(2015)年までの合意に向けて、実質的な貢献を行う。</p> <p>2 「二国間クレジット制度」を推進し、平成25(2013)年11月に表明した、平成28(2016)年までに署名国を16カ国に増やすという目標の達成を目指して関係国との協議を加速していく。</p>	(2) (5)	31 (15)	27 (13)	22 (15)	22	115	
③国連持続可能な開発会議(リオ+20)フォローアップセミナー開催経費 (26年度)	<p>平成24(2012)年6月に開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)のフォローアップとして、持続可能な開発に関する主要国・地域のキーパーソンと我が国の有識者との意見交換を行う。</p> <p>こうした取組により、持続可能な開発に関する国内外の理解の向上に寄与する。</p>	(1)	—	—	—	9	新26 —22	

## 基本目標Ⅶ 分担金・拠出金



施策Ⅶ- 1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る  
国際貢献



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-Ⅶ-1)

<p>施策名</p>	<p><b>国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献</b>                  本施策評価は、政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、同分野の主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今回は、<b>国際原子力機関 (IAEA) 分担金及び技術協力基金拠出金</b>の評価を実施する。                  (個々の国際機関への分担金・拠出金は、基本目標 I～VIの関連する施策(達成手段名欄に記入)の実施に資する達成手段ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。)</p>			<p>担当部局名</p>	<p>総合外交政策局軍縮不拡散・科学部</p>												
<p>達成すべき目標</p>	<p><b>国際的な核の不拡散体制の維持・強化を進めるとともに、開発途上国における原子力の平和的利用を促進する。</b></p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>開発途上国における原子力の平和的利用を促進するとともに、保障措置を通じ、原子力の軍事的利用への転用を防止し、国際的な核の不拡散体制の維持・強化を進めることは、国際社会の安定ひいては我が国の安全保障に貢献するものである。                  こうした施策目標を実現する上で IAEA が果たす役割は大きく、また、同機関発足以来の理事会指定理事国である我が国の貢献は重要である。</p>														
<p>施策の概要</p>	<p>IAEA への分担金・技術協力基金(Technical Cooperation Fund(TCF))の拠出、IAEA 総会・理事会への積極的な参画等により、同機関を通じ、核不拡散及び原子力の平和的利用を推進する。                  なお、分担金の支払いは、IAEA 憲章に規定された加盟国の義務であり、また、技術協力基金への拠出金の支払いも、平和的利用の促進の一環として開発途上国に対する技術協力を実施するための義務的なものである。</p>		<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>分担金・拠出金</p>													
			<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成 27 年 8 月</p>													
<p>測定指標</p>	<p>(1) 国際的な核不拡散体制の維持・強化</p> <table border="1" data-bbox="121 1249 911 1854"> <tr> <td data-bbox="121 1249 177 1464"> <p>基準</p> </td> <td data-bbox="185 1249 225 1464"> <p>25 年度</p> </td> <td data-bbox="233 1249 911 1464"> <p>保障措置協定を締約している国から申告のあった平和利用のための核物質の他、広く原子力関連施設を対象とした IAEA による保障措置を支援することを通じ、国際的な核不拡散体制を維持・強化するための取組の実施に貢献した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1471 177 1639"> <p>年度目標</p> </td> <td data-bbox="185 1471 225 1639"> <p>26 年度</p> </td> <td data-bbox="233 1471 911 1639"> <p>保障措置等国際的な核不拡散体制を維持・強化するための IAEA による取組の効果的かつ効率的な実施を確保する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1646 177 1854"> <p>目標</p> </td> <td data-bbox="185 1646 225 1854"> <p>—</p> </td> <td data-bbox="233 1646 911 1854"> <p>IAEA を通じ、国際的な核不拡散体制の維持及び更なる強化に貢献する。</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 開発途上国における原子力の平和的利用の促進</p> <table border="1" data-bbox="121 1861 911 2022"> <tr> <td data-bbox="121 1861 177 2022"> <p>基準</p> </td> <td data-bbox="185 1861 225 2022"> <p>25 年度</p> </td> <td data-bbox="233 1861 911 2022"> <p>我が国は、IAEA によるアジア及びアフリカを中心とした開発途上国における原子力の平和利用促進のための技術協力活動の実施を支援した。</p> </td> </tr> </table>			<p>基準</p>	<p>25 年度</p>	<p>保障措置協定を締約している国から申告のあった平和利用のための核物質の他、広く原子力関連施設を対象とした IAEA による保障措置を支援することを通じ、国際的な核不拡散体制を維持・強化するための取組の実施に貢献した。</p>	<p>年度目標</p>	<p>26 年度</p>	<p>保障措置等国際的な核不拡散体制を維持・強化するための IAEA による取組の効果的かつ効率的な実施を確保する。</p>	<p>目標</p>	<p>—</p>	<p>IAEA を通じ、国際的な核不拡散体制の維持及び更なる強化に貢献する。</p>	<p>基準</p>	<p>25 年度</p>	<p>我が国は、IAEA によるアジア及びアフリカを中心とした開発途上国における原子力の平和利用促進のための技術協力活動の実施を支援した。</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>(選定理由)                  我が国が重視する国際的な核不拡散体制の維持・強化のための保障措置等に関する IAEA の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。                  (目標(水準・目標年度)設定の根拠)                  IAEA による保障措置は、「核兵器の不拡散に関する条約(NPT)」の体制を核物質の管理の側面から支えるものであり、今日の国際的な核不拡散体制に不可欠な措置となっており、同保障措置等の IAEA による取組の効果的かつ効率的な実施を確保することは、国際的な核の不拡散体制の維持・強化を進める上で重要である。</p> <p>(選定理由)                  我が国が重視する原子力の平和的利用の促進のための IAEA の技術協力基金(Technical Cooperation Fund(TCF))を通じた開発途上国に対</p>	
<p>基準</p>	<p>25 年度</p>	<p>保障措置協定を締約している国から申告のあった平和利用のための核物質の他、広く原子力関連施設を対象とした IAEA による保障措置を支援することを通じ、国際的な核不拡散体制を維持・強化するための取組の実施に貢献した。</p>															
<p>年度目標</p>	<p>26 年度</p>	<p>保障措置等国際的な核不拡散体制を維持・強化するための IAEA による取組の効果的かつ効率的な実施を確保する。</p>															
<p>目標</p>	<p>—</p>	<p>IAEA を通じ、国際的な核不拡散体制の維持及び更なる強化に貢献する。</p>															
<p>基準</p>	<p>25 年度</p>	<p>我が国は、IAEA によるアジア及びアフリカを中心とした開発途上国における原子力の平和利用促進のための技術協力活動の実施を支援した。</p>															

年度 目標	26 年度	開発途上国における原子力の平和的利用の促進のための IAEA による効果的かつ効率的な技術協力活動の実施を確保する。	<p>する技術協力の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>原子力先進国であり、IAEA 理事会指定理事国である我が国が、原子力の平和的利用のための技術協力において果たすべき役割は大きく、IAEA の場において我が国の立場に対し理解と支持を得ていく上でも重要である。</p>						
	目標	IAEA 技術協力活動を通じ開発途上国における原子力の平和的利用の促進に貢献する。							
(3) IAEA 追加議定書締結国数の増加		基準値	年度目標値	目標値					
		25 年度	26 年度	27 年度					
		122 ヶ国	125 ヶ国	127 ヶ国					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		<p>(選定理由)</p> <p>IAEA 追加議定書は、保障措置を強化するものである。我が国としても保障措置の強化を重視しており、追加議定書の普遍化を日本の核不拡散外交の重要な要素として位置づけている。同議定書の締結国数を測定することは、核不拡散体制を強化するとの施策の進捗の把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>我が国として締約国の着実な増加を確保することを重視しており、過去の締約国の増加を勘案し目標値を設定した。</p>							
(4) IAEA の技術協力活動における地域内及び地域横断的なトレーニングコース数		基準値	年度目標値	目標値					
		25 年度	26 年度	27 年度					
		209	209	209					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		<p>(選定理由)</p> <p>IAEA が実施する技術協力活動の一つである地域内及び地域横断的なトレーニングコース数の測定は、原子力の平和的利用を促進するとの施策の進捗を把握する上で有益である。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>地域内及び地域横断的なトレーニングコースの着実な実施は、技術協力基金が広く途上国に裨益するものであることを把握する上で重要である。実施目標数については、過去の平均的な実績を目安に設定した。</p>							
達成 手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等		関連 する 測定 指標	単位:百万円			行政 事業 レビ ュー 事業 番号	
				予算額計 (執行額)		当初 予算額			
				23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		
	①国際原子力機関 (IAEA) (分担金) (昭和 32 年度) (関連: II-1)	<p>本分担金は、通常予算(①原子力発電、燃料サイクル及び原子力科学、②開発及び環境保全のための原子力技術、③原子力安全及びセキュリティ、④原子力検認(保障措置)、⑤政策、マネージメント及び官房、並びに⑥開発のための技術協力マネージメント)及び資本投資(①保障措置インフラ及び②事務局インフラ)に使用されている。</p> <p>我が国は、本分担金の拠出、IAEA 総会・理事会への積極的な参画等により、核不拡散及び原子力の平和的利用との施策の目標の達成に貢献する。</p>		(1)	4,619 (4,544)	4,432 (4,432)	4,289 (4,289)	4,638	119
	②国際原子力機関 (IAEA) (分担金) (昭和 32 年度) (関連: II-1)	技術協力基金(Technical Cooperation Fund(TCF))		(2)	973	856	901	924	123

<p>力 機 関 (IAEA) 技 術 協 力 基 金 拠 出 金(義 務 的 拠 出 金) ( 昭 和 34 年 度) ( 関 連 : II - 1)</p>	<p>は、開発途上国に対する技術協力を実施する際の主要な財源となるものであり、開発途上国の要請に基づき、医療・健康、食料・農業、放射線同位元素供給及び放射線技術、環境、水資源、原子力科学等の分野において、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等を通じた技術協力を行っている。さらに、各種報告書の出版、各種会合の開催、関連データベースの整備等、原子力の平和的利用に関する情報共有の促進も行っている。</p> <p>原子力先進国であり、IAEA 理事会指定国理事国である我が国は、IAEAを通じた技術協力により、原子力の平和的利用の促進との目標の達成に寄与する。</p>		(973)	(856)	(901)		
<p>③国際連合 平和維持活 動 (PKO) 分 担 金 ( 6 年 度 ) ( 関 連 : II - 1)</p>	<p>国連の諸活動に対する我が国の財政的貢献により、国連の平和維持活動 (PKO) を通じて、国際社会の平和と安定に積極的に貢献するとともに、国連における我が国の地位・影響力の維持・向上につなげる。</p> <p>国連の平和維持活動 (PKO) 分担金の支払いは、国連憲章第 17 条第 2 項に基づく加盟国の義務である。我が国の国連 PKO 分担率は 10.833%であり、加盟国中第二位となっており、この支払いを誠実に履行することにより、国連の平和維持活動 (PKO) を支援し、我が国の外交目標である国際社会の平和と安全の達成に貢献する。また、こうした国連の平和維持活動 (PKO) に対する我が国財政的貢献を積極的に PR することで、国連における我が国の地位・影響力の維持・向上につなげる。</p>	—	88,172 (88,172)	58,101 (58,101)	70,782 (70,782)	58,089	117
<p>④ 国 際 連 合 (UN) 分 担 金 ( 昭 和 32 年 度) ( 関 連 : II - 1)</p>	<p>1 国連分担金の支払い 国連憲章第 17 条第 2 項に基づく加盟国の義務である国連分担金の支払を実施する。我が国の分担率は 10.833%で加盟国中第二位となっており、我が国がこの支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要である。</p> <p>こうした我が国の貢献は、我が国の外交目標である国際社会の平和と安定に向けた国連の活動の円滑な実施に寄与する。また、多大な財政的貢献は、国連における各種選挙を戦う上で有力なアピール材料となり、国連における我が国の地位・影響力維持につながる。</p> <p>2 国連通常予算の精査 国連通常予算の審議の場で、国連側に予算の精査を要求し、予算額の維持・削減を図る。</p> <p>主要財政貢献国である我が国のこのような取組は、国連の財政規律の維持が重要な課題となっている国連の諸活動の効率性を高め、より少ない投入資源で成果を得ることが可能となる。</p>	—	23,781 (23,781)	29,426 (29,426)	26,974 (26,974)	26,220	118
<p>⑤ 国 際 刑 事 裁 判 所 (ICJ)</p>	<p>国際刑事裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追</p>	—	1,288 (1,288)	2,582 (2,629)	2,138 (2,138)	2,778	120

<p>分担金 (19年度) (関連：Ⅱ－ 3)</p>	<p>を行っており、我が国の分担金は、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使われている。</p> <p>国際刑事裁判所及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第115条(a))。なお、我が国の分担金額は、122か国の締約国中トップ(25年度は17.22%)であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。</p> <p>国際刑事裁判所を通じた国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰のためのこうした我が国の貢献は、国際の平和と安全の維持及び国際社会における「法の支配」の確立に寄与する。</p>						
<p>⑥包括的核実験禁止条約機関準備委員会(CTBTO)分担金 (9年度) (関連：Ⅱ－ 1)</p>	<p>包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度(IMS)及び②現地査察(OSI)を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。IMSは世界337か所に核実験探知のための監視観測施設を設置・運営するものであり、現時点で約89%完成しているところ、残りの監視観測施設の建設、及び既存の監視観測所の維持運営が重要である。また、OSIについては、査察技術を確立するためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。</p> <p>CTBTOを通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効の促進に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。</p>	—	1,178 (957)	1,208 (1,208)	1,326 (1,315)	1,360	121
<p>⑦化学兵器禁止機関(OPCW)分担金 (5年度) (関連：Ⅱ－ 1)</p>	<p>化学兵器禁止条約(CWC)は、化学兵器の生産・保有・禁止等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度が設けられている。</p> <p>同条約の実施機関であるOPCWは、以下を実施している。</p> <p>1 各国の申告に基づき、化学兵器及び化学産業(条約で定められた化学物質を取り扱う締約国内の企業等)に対する査察等を実施している。</p> <p>2 CWCの普遍化(加盟国数の拡大)促進及び各締約国によるCWCの国内実施の強化は、CWCの完全な履行のために、また、非国家主体によるテロ対策に対しても極めて重要であることから、発展途上国を対象にした様々なセミナーやワークショップを多数実施している。</p> <p>3 化学兵器による攻撃が行われた場合に、緊急かつ適切な援助が実施できるよう、援助・防護計画の整備も行う等、CWCの完全な履行のために様々な事業</p>	—	307 (593)	1,014 (1,072)	855 (885)	932	122

	<p>を実施している。</p> <p>こうした OPCW を通じた我が国の貢献は、大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与する。</p>							
⑧国際海洋法裁判所 (ITLOS) 分担金 (8年度) (関連：Ⅱ-3)	<p>ITLOS の平和的紛争解決活動を支え、我が国の海洋問題に対する発言力を確保する。</p> <p>こうした我が国の取組は、ITLOS の組織整備及び公正な裁判制度の維持に寄与し、ひいては海洋に関連する締結国間の紛争等の平和的解決に資する。なお、我が国は ITLOS 分担金の最大の負担国である。</p>	—	127 (127)	181 (181)	143 (143)	196	124	
⑨ベルリン日独センター一分担金 (昭和 60 年度) (関連：Ⅰ-4)	<p>1984 年の日独首脳会談において、ベルリンの旧日本大使館建物を修復・再利用し「学術の出会いの場」を設けることにつき合意した。これを受け、85 年にベルリン日独センターがドイツ法上の財団法人として設立された(独の首都移転に伴い、ベルリン日独センターの建物が大使館として使用されることとなったため、センターは 98 年、新事務所に移転)。センターの運営経費及び事業経費については、両国政府間の交換公文により、日独折半にて負担することが取り決められており(義務的経費)、毎年秋に開催される政府間協議で合意を得たセンター予算に基づき、分担金を予算計上している。</p> <p>こうした本センターを通じた我が国の貢献は、日独及び日欧の「学術の出会いの場」を提供するとともに、日独・日欧間の交流・協力の促進に寄与する。</p>	—	108 (108)	101 (101)	96 (96)	115	125	
⑩ボスニア和平履行評議会 (PIC) 拠出金(義務的拠出金) (9年度) (関連：Ⅰ-4)	<p>3つの民族がモザイクのように居住し、ボスニア紛争において約 20 万人の犠牲者を出すに至ったボスニア・ヘルツェゴビナ (BH) においては、1995 年 12 月に国際社会の関与の下、 Dayton 合意が結ばれ、1992 年以來の武力紛争が終結した。本拠出金は、Dayton 合意の履行を監視する国際的枠組みである和平履行評議会 (PIC) によって任命され、閣僚罷免権、法律の改廃を含む強力な権限(「ボン・パワー」)を有し、また、同国の国造りを支援する上級代表事務所の運営経費である。我が国は 1996 年に上級代表事務所の運営の 10%を負担することを表明し、1997 年以降、義務的分担金として継続して拠出を行っている。</p> <p>こうした我が国の貢献は、BH 及び西バルカン全体の平和と安定に寄与するとともに、G8 の一員、グローバル・パワーとして、世界の平和と安定に積極的に貢献する我が国の積極的姿勢を示す上で重要である。</p>	—	120 (120)	98 (98)	74 (74)	89	126	
⑪国際海底機構 (ISA) 分担金 (10年度) (関連：Ⅱ-1)	<p>1994 年 11 月の国連海洋法条約発効に伴い設立された国際海底機構は、理事国、事務局長の選出、補助機関の設置等組織整備を行い、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っている。我が国は、深海底鉱物資源の探査活動に従事し得る企業</p>	—	95 (94)	86 (86)	96 (96)	113	127	

3)	<p>を有する先進鉱業国として深海底鉱業開発には高い関心を有している。</p> <p>ISA を通じた我が国の貢献は、深海底鉱業活動の促進に寄与するとともに、本機構の政策・行動に対する我が国の発言力を確保する上で重要である。</p>						
<p>⑫国際刑事裁判所(ICC)新庁舎建築費分担金(23年度) (関連：Ⅱ-3)</p>	<p>国際刑事裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、我が国の分担金は、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使われている。</p> <p>国際刑事裁判所及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第115条(a))。なお、我が国の分担金額は、122か国の締約国中トップ(25年度は17.22%)であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。</p> <p>こうした国際刑事裁判所を通じた我が国の貢献は、国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際社会における「法の支配」の確立に資する。</p>	-	11 (11)	47 (47)	31 (31)	8	128
<p>⑬南太平洋経済交流支援センター拠出金(義務的拠出金)(8年度) (関連：Ⅰ-1)</p>	<p>本センターは、ことを目的としている。本件拠出金は、諸活動を実施するための土台となる事務局の運営費として利用される。</p> <p>本センターは、1996年10月1日、東京において太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、日本政府と南太平洋フォーラム(SPF、2000年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本件センターは主な業務として、貿易、投資、観光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本件拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。</p> <p>こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国・地域の対日輸出促進、日本から島嶼国・地域への投資促進、我が国から島嶼国・地域への観光促進に寄与し、島嶼国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平洋島嶼国・地域における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。</p>	-	38 (38)	38 (38)	38 (38)	38	129
<p>⑭化学兵器禁止機関(OPCW)拠出金(義務的拠出金)(10年度)</p>	<p>我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW)を廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)は、CWCに基づき、我が国が実施するACWの処理に対し各種査察を実施している。</p>	-	51 (31)	34 (21)	43 (21)	39	130

<p>(関連：Ⅱ－1)</p>	<p>本件拠出金は、ACWの査察受入れに関する経費である。ACWの査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCWによる査察期間中、CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項（ACWの保管、廃棄等の状況等）の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書（査察の内容等を記載したもの）につき精査、協議及び署名等を行う。なお、ACWに関する査察は処理実施地である中国国内で行われ、中国側国内当局者も査察団に同行する。</p> <p>こうしたOPCWを通じた我が国の貢献は、軍縮・不拡散に寄与するとともに、我が国がこれら査察を受け入れ、CWC上の義務を誠実に実施していることを証明する上で重要である。</p>						
<p>⑮ワッセナー・アレンジメント(WA)分担金(5年度)(関連：Ⅱ－1)</p>	<p>WAは、通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の移動と蓄積を防止するための国際輸出管理レジームであり、欧米諸国を中心に約40か国が参加している。</p> <p>近年WAの重要性はますます高まっており、即時かつ的確な情報交換を行うためのオンラインシステムの維持・管理・改善等の事務局の業務量が增大するとともに、効果的な輸出管理の為には、WA参加国のみでは十分に対応できないとの認識の下、WA事務局を中心とする非参加国へのアウトリーチ活動が積極的に行われている。</p> <p>こうしたWAを通じた我が国の貢献は、通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の移動と蓄積の防止に寄与する。</p>	<p>—</p>	<p>28 (28)</p>	<p>30 (28)</p>	<p>30 (29)</p>	<p>36</p>	<p>131</p>
<p>⑯特定通常兵器使用禁止・制限条約締約国会議(CCW)等分担金(7年度)(関連：Ⅱ－1)</p>	<p>本条約は、国防及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際的規制を設けるものである。</p> <p>本分担金は、議定書の運用及び状況の検討、新たな議定書の作成、枠組条約及び議定書の改正、締約国の報告から生ずる問題の検討、地雷等の無差別な効果から文民を保護するための技術・規制方法の検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁に活用されている。</p> <p>こうした我が国の貢献は、非人道的効果をもたらす特定の通常兵器の国際的な規制に寄与する。</p>	<p>—</p>	<p>28 (22)</p>	<p>26 (4)</p>	<p>11 (5)</p>	<p>9</p>	<p>132</p>
<p>⑰生物兵器禁止条約(BWC)会合分担金(＊)(関連：Ⅱ－1)</p>	<p>BWCの枠内で開催される諸会合に要する経費は、同条約の締約国が、国連分担率を基準として算定される分担率に基づき負担しているところ、締約国である我が国は、同分担率に基づき分担金を拠出している。運用検討会議での決定に基づいて、履行支援ユニット(ISU)が調整して、専門家会合、締約国会合がそれぞれ年1回ずつ、5年に一度運用検討会議が開催され、</p>	<p>—</p>	<p>23 (24)</p>	<p>21 (10)</p>	<p>14 (9)</p>	<p>15</p>	<p>133</p>

	<p>条約の遵守強化の取組が進められる。</p> <p>こうした分担金の拠出は、条約遵守を検証する手段に関する規定が不十分な条約の強化に寄与するとともに、BWC 専門家会合及び締約国会合への出席を通じ、議論に積極的に参加し、我が国の立場を反映させる上で重要である。</p>						
⑱対人地雷禁止条約締約国会議等分担金(10年度)(関連：Ⅱ－1)	<p>対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、97年12月に成立し、我が国は同年12月に署名、98年9月に締結した。同条約第14条(費用)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。本条約運用のための重要事項について議論を行うため、条約締約国及びオブザーバー国等を対象として、締約国会議等が開催される。</p> <p>こうした分担金の拠出は、対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した条約の適用・実施に寄与する。</p>	—	38 (3)	18 (4)	5 (4)	11	134
⑲核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議分担金(昭和45年度)(関連：Ⅱ－1)	<p>NPTの規定に基づき5年毎に開催される運用検討会議及びその準備会合を開催するための経費である。運用検討会議では、NPTの3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)それぞれについて、条約の運用レビューを行う。開催経費は、会議費、各国が考えや具体的提案として提出する作業文書等を国連の公式文書として編集・作成する費用・国連公用語への翻訳費等の必要経費を各国の分担により賄う。</p> <p>こうした分担金の拠出は、条約の運用レビューの実施に寄与する。</p>	—	— (—)	15 (15)	14 (9)	18	135
⑳クラスター弾に関する条約締約国会議等分担金(22年度)(関連：Ⅱ－1)	<p>クラスター弾の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止を規定したクラスター弾に関する条約(CCM)は、平成20(2008)年5月に採択され、我が国は同年12月に署名、平成21(2009)年7月に締結。同条約第14条(費用及び管理業務)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、CCM締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。</p> <p>我が国の分担金は、クラスター弾に関する条約の運用に関する問題等を議論する締約国会議開催のための経費の支弁に活用されている。</p> <p>こうした分担金の拠出は、条約の適用及び実施の促進に寄与する。</p>	—	26 (0.3)	11 (3)	14 (12)	8	136
㉑経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金(4年度)(関連：Ⅱ－1)	<p>金融活動作業部会(Financial Action Task Force: FATF)は、1989年のG7アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みである。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネロン・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では腐敗防止や大量破壊兵器の拡散防止にかかる金融上の対策についても一定の役</p>	—	8 (7)	7 (7)	8 (7)	10	137

1)	<p>割を果たしている。</p> <p>全体会合に加え、複数のワーキンググループを設置し、①マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策・拡散金融対策・腐敗防止などの分野で国際的な基準となる FATF 勧告の策定と実施状況の監視、②新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、③問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、④FATF 勧告の実施に資するガイダンスノートの策定、⑤各地域グループとの連携、などの取組を行っている。</p> <p>現在のメンバーは OECD 加盟国を中心とした 34 か国・地域、2 機関となっている。</p> <p>こうした FATF を通じた我が国の貢献は、マネーロンダリング対策の推進に寄与する。</p>							
②常設仲裁裁判所 (PCA) 分担金 (昭和 26 年度) (関連：Ⅱ-3)	<p>本裁判所分担金の拠出は、100 年以上にわたり国際紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきた本裁判所の活動の基本的財源を確保するものである。</p> <p>本裁判所に対する我が国の貢献は、国際紛争平和的処理条約に基づき、外交上の手段によっては処理することのできない国際紛争を仲裁裁判に付することを容易し、ひいては国際社会における「法の支配」の推進に資するものである。</p>	—	6 (5)	6 (6)	6 (6)	7	138	
③アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 分担金 (昭和 30 年度) (関連：Ⅱ-3)	<p>AALCO は、主に加盟国から委員会に付託される法律問題を審議し、かつ適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うこと等を通じて、ともすれば欧米諸国の意見が主導的となりがちな、国際法の漸進的発達や関係国際機関における議論にアジア・アフリカ諸国の意見を反映させることに貢献している。我が国は、設立以来の AALCO 加盟国として、加盟国としての義務である分担金を拠出し、AALCO 加盟国間における議論に積極的に参画し我が国の意見を反映させるとともに、AALCO 総会及び関連会合のアジェンダ設定やテーマ設定に関与することによって国際法分野において我が国として関心の高いアジェンダの促進を AALCO を通じて追求している。</p> <p>こうした AALCO 設立以来の加盟国である我が国の貢献は、国際法の分野におけるアジア・アフリカ諸国の意見の収斂及び同意見の国際社会への反映に寄与している。また、我が国に期待される役割を積極的に果たすことは、アジア・アフリカ地域における国際法の漸進的発達に我が国としてのプレゼンス、リーダーシップを発揮する上で重要である。</p>	—	6 (5)	5 (5)	5 (5)	7	139	
④国際事実調査委員会 (IHFFC) 拠出金 (義務的拠出金)	<p>国際人道法は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、国際法の他の分野以上にその履行確保が重要であり、第 1 追加議定書は、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関による国際人道法の適用確保手段として国際事実調査委員会を設</p>	—	4 (3)	4 (3)	4 (4)	4	140	

(18年度) (関連：Ⅱ-1)	置する規定を置いた(第90条)。我が国は、第三者機関の監視による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、事態対処に関する諸法制の整備に当たり、国際人道法の的確な実施を確保し、有事においても国際法に則って行動するという意思を国際社会に明らかにする意味でも極めて重要であるとの観点から、第1追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し、それに伴い、同議定書第90条7に基づき、委員会の運営費について支払の義務を負っている。							
㊸アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)分担金 (13年度) (関連：Ⅱ-1)	FATFによって設定された基準等をもとに、アジア太平洋地域の各国を対象に相互審査(メンバー同士でマネーロンダリング・テロ資金対策に関する措置・環境についての審査を実施)、情報交換(マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換を行う)、技術協力・研修(マネーロンダリング対策後進国の担当者等を集めるセミナー等)を実施する。41か国・地域が参加している。 こうした本グループを通じた我が国の貢献は、アジア太平洋地域のマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進、対策が不十分な国・地域に対する技術支援・研修等の実施に寄与する。	—	3 (3)	3 (3)	4 (4)	5	141	
㊹国際連合開発計画(UNDP)拠出金(パートナーシップ基金) (15年度) (関連：Ⅵ-2)	177の国・地域で活動するUNDPのグローバルなネットワーク及び専門的知見を活用することによって、我が国とUNDPとの共通の重点分野であるミレニアム開発目標(MDGs)、ポスト2015年開発アジェンダ、防災、ガバナンス、ジェンダー平等、危機予防・復興、環境・気候変動等の案件を効果的に実施する。 本拠出金の拠出は、UNDPとの間で円滑なパートナーシップ・協力関係を維持・強化する上で重要であるとともに、我が国の意向を反映させつつ、UNDPが有する開発分野における高い専門的知見と経験やグローバルなネットワークを活用して、MDGs達成、ポスト2015年開発アジェンダ策定、人間の安全保障の推進、防災等、我が国とUNDP共通の開発重点分野における事業の実施を可能にする。	—	27,440 (27,440)	16,568 (16,568)	19,666 (19,666)	109	142	
㊺国際機関職員派遣信託基金(JPO)拠出金(任意拠出金) (昭和49年度) (関連：Ⅱ-1)	JPO派遣制度は、国連の経済社会理事会決議により設けられた若手人材が国際機関で働くための制度であり、現在25カ国が実施している。我が国はこの制度を1974年に導入し、給与、渡航費用、諸手当、派遣先国際機関での研修経費等を外務省が負担して、将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手邦人を、原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積むことにより、将来の正規採用への途を開き、国際機関に勤務する邦人職員の増強を図るものである。 こうした我が国によるJPO派遣制度の実施は、国際機関への若手職員送り込みの観点からも極めて効果	—	1,030 (1,030)	1,012 (1,012)	1,102 (1,102)	1,102	143	

	的である。						
⑳ 国際連合 薬物犯罪事 務所 (UNODC) 拠出金 (任意 拠出金) (昭和 48 年 度) (関連 : II - 1)	<p>国際テロ対策や、テロリストの資金となっている不法薬物取引などの組織犯罪への対策を行う唯一の機関である国連薬物犯罪事務所 (UNODC) が管理する 2 つの基金 (「国連薬物統制計画基金」及び「犯罪防止刑事司法基金」) への拠出により、以下の事業を行う。</p> <p>1 東南アジア : ケシが不法栽培されているミャンマー等での薬物対策事業、タイ、フィリピンなどの人身取引被害者支援、各国の腐敗対策のための法整備支援、テロ対策法整備支援</p> <p>2 アフガニスタン及び中央アジア、イラン等周辺国 : アフガン産アヘン・ヘロインが密輸される国々の、警察官に対する薬物取締能力強化、国境管理能力強化、薬物患者対策、農民によるケシ以外の代替作物栽培の促進事業</p> <p>3 近年新たな世界的問題となっている新興薬物 (NPS) 等の合成薬物対策、大麻対策支援</p> <p>こうした UNODC を通じた我が国の貢献は、東南アジア諸国やアフガニスタンとその周辺国等の国際テロ対策・組織犯罪対策能力の強化に寄与する。なお、その中には、近年全世界的に問題となっている新興薬物等の対策能力強化も含む。</p>	—	1,512 (1,512)	582 (582)	757 (757)	94	144
㉑ 平和利用 イニシアテ ィブ基金拠 出金 (任意拠 出金) (23 年度) (関連 : II - 1)	<p>平和利用イニシアティブは、平成 22 (2010) 年 NPT 運用検討会議において、クリントン米国务長官 (当時) が原子力の平和利用分野における IAEA 活動を支えるための財源として設立をよびかけたもの。本イニシアティブの下、IAEA は発電分野 (原子力発電導入基盤整備等) 及び非発電分野 (環境、水資源、食品、農業、健康等) における技術協力プロジェクト等を実施している。</p> <p>本イニシアティブを通じた我が国の貢献は、開発途上加盟国に対する技術協力の実施に寄与し、ひいては原子力の平和的利用の促進に資する。</p>	—	312 (312)	284 (284)	287 (287)	202	145
㉒ 日韓学術 文化青少年 交流共同事 業体拠出金 (任意拠出 金) (元年度) (関連 : I - 1)	<p>昭和 63 年 2 月の日韓首脳会談において、両国の人的交流、特に青少年交流事業を拡大することに合意したのに基づき、その後 2 度にわたる日韓外相定期協議を通じて平成元年 5 月に「日韓学術文化青少年交流共同事業体」が設立され、その日本側事務局を (公財) 日韓文化交流基金が、韓国側事務局を (財) 韓国学術振興財団 (現在は国立国際教育院が務める) が務め、日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業 (次世代を担う日韓の若手研究者が相手国での滞在研究を行うための支援を行う学術研究者交流事業) 等を実施している。</p> <p>同共同事業体を通じた我が国の貢献は、両国間の学術・文化交流及び青少年交流を促進することにより、両国国民間の相互理解と信頼関係の醸成に寄与する</p>	—	295 (295)	251 (251)	224 (224)	144	146

	とともに、両国間の過去の歴史を踏まえつつ、韓国の歴史及び両国関係の歴史について一層掘り下げた研究をおこなうための支援を通じ、歴史認識を中心とした相互理解の増進に資する。						
⑩ クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金 (UNAKRAT) 拠出金(任意拠出金) (16年度) (関連：I-1)	<p>我が国のカンボジア和平への積極的協力は、我が国が初めて平和構築に本格的に取り組んだケースである。我が国は、本件裁判が和平プロセスの総仕上げであることに鑑み、本件裁判の立ち上げ及び実施のために国際社会において主導的な役割を果たしてきている。</p> <p>現在、裁判のプロセスが本格化する一方で、資金不足に直面しており、我が国は裁判目的完遂のため法廷の国際職員の人件費等の裁判運営経費に係る追加的な支援を行う必要がある。我が国の国連負担分予算への貢献は、裁判手続きを本格化させ、元国家元首を含む被告人の初級審の判決言い渡しなど内外よりの関心を高めた。また、最大の拠出国たる我が国は、主要ドナーで構成され法廷運営上の重要問題につき意思決定がなされる運営委員会(日、米、仏、豪、英、独)のメンバーとして主導的な役割を果たしている。</p> <p>こうした我が国の貢献は、カンボジアにおける正義の達成と同国の今後の発展にとり不可欠な「法の支配」の強化に資するとともに、我が国の平和構築分野での貢献を国際社会にアピールする上で重要である。</p>	—	487 (487)	201 (201)	182 (182)	134	147
⑪ 国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金(アフリカPKOセンター支援)(任意拠出金) (21年度) (関連：I-6)	<p>現在アフリカには、国連PKOの8ミッション、アフリカ連合(AU)主導の2ミッションが展開している。文民・軍人共に十分且つ専門的な訓練を受けた平和維持要員が圧倒的に不足している中、アフリカ各国は平和維持訓練センターを設立し、国レベル、地域レベルで平和維持部隊要員の育成に取り組んでいるが、膨大な訓練ニーズに対し、既存の施設・設備、訓練コースの内容では十分な訓練、要員養成が実施できていない状況にある。</p> <p>本事業は、アフリカに所在するPKO訓練センターの訓練能力を強化するため、訓練施設(講義教室等)の建設・修復や資材(机、椅子、車両、視聴覚機材等)の供与、訓練コース開催経費(教材費、講義通訳費、受講生の旅費・日当等、邦人を含む国際専門家(講師)の招請費用(旅費・日当)等)等に当てられる。平成25年度はガーナ、エジプト、ケニア、エチオピア、ベナン、ナイジェリア、タンザニア及びトーゴのセンターを支援した。</p> <p>訓練の対象は、現場のPKOに派遣される要員の場合もあるが、多くは部隊の指揮官や自国で訓練講師を務める者等も含んでおり、訓練の波及効果も期待できる。</p> <p>こうした UNDP を通じた我が国の貢献は、アフリカ</p>	—	240 (240)	469 (469)	540 (540)	184	148

	諸国出身の平和維持要員の訓練にあたるPKO訓練センター等の訓練能力の強化に寄与し、ひいてはアフリカ自身の平和維持能力の向上に資する。							
㊸ ジェンダー平等と女性のためのエンパワメントのための国連機関 (UN Women) 拠出金(任意拠出金) (23年度) (関連：Ⅱ-1)	ジェンダー平等と女性のためのエンパワメントのための国連機関 (UN Women) が行っている以下の活動等を支援する。 1 ジェンダー分野における技術及び資金面での加盟国支援 2 国連システムのジェンダーに関する取組の主導, 調整, 促進 【重点分野】 女性の参画の拡大, 女性の経済的エンパワメント, 女性に対する暴力撤廃, 平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップ, 政策・予算におけるジェンダーへの配慮, グローバルな規範・政策・基準の構築 こうした UN Women を通じた我が国の貢献は、以下に寄与する。 1 女性及び女兒に対する差別撤廃 2 女性のエンパワメント 3 ジェンダー平等の達成	—	40 (40)	158 (158)	529 (529)	455	149	
㊹ 在サハリン韓国人支援特別基金拠出金(任意拠出金) (元年度) (関連：Ⅰ-1)	平成元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対し、永住帰国等の支援経費及び在サハリン「韓国人」の一時帰国のための経費を拠出し、また、今後の永住帰国支援策の検討・実施のための協議費用、サハリン残留者支援策の検討のための協議費用及び医療相談窓口開設事業費用を拠出するもの。 こうした在サハリン韓国人支援共同事業体を通じた我が国の取組は、過去に起因する二国間問題の解決に寄与する。	—	120 (120)	118 (118)	112 (112)	102	150	
㊺ 国際科学技術センター (ISTC) 拠出金(任意拠出金) (5年度) (関連：Ⅱ-1)	大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施する上で不可欠なISTC事務局運営経費を支援する。 ISTC への拠出により、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的な取組、及び旧ソ連諸国における多国間の科学技術協力の推進に貢献する。	—	61 (61)	47 (47)	43 (43)	44	153	
㊻ 国際連合人権高等弁務官事務所 (UNOHCHR) 拠出金(任意拠出金) (17年度) (関連：Ⅱ-1)	国連人権高等弁務官事務所 (UNOHCHR) が事務局を務める人権理事会の決議に基づいて任命される、テーマ別・国別の人権状況に関する特別報告者の活動支援や、主にアジアを中心とした海外事務所を含む、途上国における活動への支援を行う。 平成 25 年度は以下の各分野等にイヤマークし拠出した。 1 特別手続(特別報告者関連費用等) 支援	—	67 (67)	47 (47)	39 (39)	16	154	

1)	<p>2 アフガニスタン支援強化</p> <p>3 アジア地域(カンボジア, スリランカ, ミャンマー及びそれ以外のアジアにおけるフィールドプレゼンス)支援強化</p> <p>4 対パレスチナ支援</p> <p>こうしたUNOHCHRを通じた我が国の貢献は, 我が国の人権・民主主義等の普遍的価値を重視する外交を具現化する上で重要である。</p>						
<p>㉗ アジア海賊対策地域協力協定拠出金(任意拠出金)</p> <p>(18年度)</p> <p>(関連: II-1)</p>	<p>マラッカ・シンガポール海峡を含むアジアにおける海賊対策は, 我が国の海上安全保障にとり極めて重要な問題であるため, 我が国はアジア海賊対策地域協力協定を一貫して主導している。本協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センターは, 本協定加盟国から得た海賊等事件情報を, アジアだけでなく欧米及びソマリア海賊の被害に直面している一部のアフリカ諸国、さらには海運業界とも共有することで、各国の海賊事件への対処を効率的なものとする他, 海賊等対策での国際的協力の促進に大きく寄与している。また, 情報共有センターは, 各国海上取締機関の能力向上のための各種支援も行っており, 最近では, アジアの海賊対策の経験をふまえ, ソマリア海賊の被害に直面している一部のアフリカ諸国の海上保安機関の能力開発も積極的に行っている。我が国は, 本協定に対しては, 財政的な貢献だけでなく, 事務局長を含む2名の職員を派遣することにより人的な貢献も行っている。</p>	-	91 (91)	37 (37)	71 (71)	33	155
<p>㉘ 法の支配・海洋法秩序確立促進・国際刑事裁判所被害者信託基金(任意拠出金)</p> <p>(23年度)</p> <p>(関連: II-3)</p>	<p>ICCの被害者信託基金(TFV)は, ICCローマ規程に基づき, ICC第1回締約国会議において設立された。TFVは, ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために, ①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと, 及び②ICCが管轄権を行使している事態において, 被害者及びその家族に物理的リハビリテーション, 物資供与及び精神的リハビリテーション等を供与することを任務とし, その資金は, 国家, 団体, 個人等からの任意拠出金等によって賄われる。これまでコンゴやウガンダにおいて, 性的暴力の被害者や元児童兵, 誘拐された児童に対する支援など, 約84,000人の被害者等を対象とする支援プロジェクトを行っている。</p> <p>国連海洋法条約の遵守及び実施を促進するために, 特に開発途上国の代表の関連国際機関の会合への出席を財政的に支援するほか, 関連国際機関や国連法務部海事・海洋法課が実施する国際法秩序の形成, ルールメイキング等個別プロジェクトの実施について財政的に支援する。23年度は, ①大陸棚限界委員会(CLCS)途上国委員会議参加支援信託基金及び②国際海底機構(ISA)深海底海洋科学的調査協力基金への拠</p>	-	28 (28)	29 (29)	92 (92)	14	156

	<p>出。24年度は、①大陸棚限界委員会 (GLCS) 途上国委員会議参加支援信託基金への拠出。25年度は、①大陸棚限界委員会 (GLCS) 途上国委員会議参加支援信託基金及び②国際改定機構 (ISA) 信託基金への拠出。</p> <p>こうした我が国の取組は、我が国の外交政策の柱の1つである国際社会における法の支配・海洋法秩序の確立促進に寄与する。</p>						
<p>㊸ 東京国際連合広報センター拠出金 (任意拠出金) (16年度) (関連：Ⅱ-1)</p>	<p>東京国連広報センター (UNIC 東京) は、国連活動全般について、国連公用語ではない日本語を用いて広報するために、1958年4月に日本に設置された国連広報局直属の機関である。</p> <p>本件拠出金は、UNIC 東京の活動経費及び施設費を対象としている。活動経費は、国連に関するセミナー、国連の日本語資料の作成、日本語 facebook 等 SNS の運営、シンポジウム等の開催、国連幹部の訪日受け入れ等に充当されている。また、施設費は、国連大学本部ビルに所在する全ての国連機関が専有面積等に応じ支払う施設維持費である。</p> <p>こうした取組を通じた国連の活動及び我が国と国連の重要性に対する国民の理解促進及び支持の獲得は我が国国民にとっても有益であることから、我が国としても UNIC 東京の活動全般を支援するために拠出を行っている。</p>	—	26 (26)	22 (22)	30 (30)	40	157
<p>㊹ アフリカ連合 (AU) 平和基金拠出金 (任意拠出金) (8年度) (関連：Ⅰ-6)</p>	<p>近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛争解決分野においては、アフリカ自身の取組 (調停、ミッションの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等) の重要性が増している。本拠出金はこれらの分野における AU の活動を支援するものである。なお、AU 平和基金を財源とする紛争予防・管理・解決メカニズムは、紛争の予防を第一義とし、紛争勃発後は早急な和平工作により解決を目指し、そのため時宜に応じ規模及び期間を限定して文民又は軍人の監視ミッションを配置し、情勢の展開によっては国連等の介入を依頼するものである。</p> <p>これまで、AU ソマリア・ミッション (AMISOM) のモガディシュやナイロビの事務所、ソマリア、リベリア、コートジボワール、中央アフリカ、大湖地域、マリ/サヘル地域の AU 連絡事務所等の開設・運営の支援、AU テロ研究センターの調査ミッション派遣、また、AU 平和・安全保障理事会や整備されつつある賢人パネル等の支援を通じた関連組織の能力向上等にも活用している。</p> <p>平成 25 年度は、「AU テロ調査・研究センターによるチャド・チュニジアでのテロ対策評価ミッション」支援、及び「マリ及びサヘル地域のための AU ミッション」支援に拠出した。</p> <p>こうした AU 平和基金を通じた我が国の貢献は、AU</p>	—	25 (25)	20 (20)	21 (21)	24	158

	の紛争予防, 紛争解決及び紛争後の復興・開発に係る取組に寄与するとともに, アフリカ諸国及び AU との関係強化に資する。							
④南太平洋 経済交流支 援センター 拠出金(任意 拠出金) (8年度) (関連: I- 1)	本センターは, 太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として, 1996年10月1日, 東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF. 2000年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本件拠出金は, 貿易, 投資, 観光にかかる各種照会への対応, 見本市やミッション等の企画・便宜供与, 企業に対する助言, 対日輸産品開発事業, 市場調査・統計整備, 広報活動等のために利用される。 本センターを通じた我が国の貢献は, 島嶼国・地域の対日輸出促進, 日本から島嶼国・地域への投資促進, また, 我が国から島嶼国・地域への観光促進を通じた島嶼国・地域の経済的自立の促に寄与するとともに, 太平洋島嶼国・地域における日本の外交的プレゼンスの向上に資する。	—	9 (9)	18 (18)	16 (16)	10	159	
④国際移住 機関(IOM)拠 出金(第三国 定住難民支 援関係)(任 意拠出金) (22年度) (関連: II- 1)	本拠出金は, 我が国が第三国定住により受け入れる難民に対する出国前の現地での生活オリエンテーション, 健康診断, 日本語教育, 渡航関連等我が国到着までの支援を, 国際移住機関(IOM)が実施するための経費を拠出する。 こうした IOM を通じた我が国の貢献は, 長期化する難民問題の恒久的な解決に寄与するほか, 国連機関や国際社会から高い評価を得ることによって, アジアの主要国として人権外交を推進してきている我が国のアジアにおける主導的地位の保持につながる。	—	19 (19)	17 (17)	18 (18)	21	160	
④太平洋諸 島フォーラ ム(PIF)拠出 金(任意拠出 金) (昭和63年 度) (関連: I- 1)	太平洋島嶼国・地域を代表する地域国際機関である PIF は, 豪州, ニュージーランドの他, 太平洋の島嶼国 13 国・1 地域によって構成される国際機関である。これら 13 の島嶼国は, 国連改革をはじめ国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持母体である。更に, 太平洋島嶼国地域は, 我が国にとって水産資源の供給源, また, 我が国エネルギー政策に欠かせないシーレーンとして極めて重要であるところ, これら諸国の経済的自立及び持続可能な開発を支援しつつ, 安定的な友好関係を維持・発展させていくことは極めて重要である。本件拠出金は, 我が国と PIF の政策協調, 国際場裏における共同行動を確保すべく, PIF の活動に対して具体的な貢献を行うものである。 こうした PIF の活動に対する我が国の支援は, 太平洋島嶼国・地域における日本の外交的プレゼンスの向上に資する。	—	16 (16)	16 (16)	16 (16)	13	161	
④シナイ半 島駐留多国 籍軍監視団	1979年3月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び同議定書に示されたシナイ半島等における兵力展開の制限に関し, 右を脅かす活動の監視・報告,	—	17 (17)	15 (15)	15 (15)	6	162	

(MF0) 拠出金 (昭和 63 年 度) (関連：I - 5)	違反事案の認定を行うため、監視活動を行っている。 2005 年からは、ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。 こうした我が国の MF0 に対する支援は、1979 年に締結されたエジプト・イスラエル平和条約に基づく両国国境地帯の和平の維持に寄与する。						
④ 国際連合 軍縮会議拠 出金(任意拠 出金) (7 年度) (関連：II - 1)	1988 年の第 3 回国連軍縮会議特別総会において、竹下総理(当時)が国連主催の軍縮会議を我が国において開催する用意がある旨表明したことを受け、翌 1989 年(平成元年)により毎年我が国において開催されてきている。なお、開催地については、国連事務局が決定してきており、我が国政府は、本件会議に協力名義を付与するとともに、会議の冒頭に政府代表演説を行ってきている。 本会議は、国連総会やジュネーブ軍縮会議(CD)など政府代表で構成される通常の軍縮会議と異なり、決議やアピールを行うものではなく、世界各国から政府高官や軍縮問題専門家が個人の立場で参加し、テーマに沿った討議を行うものである。 こうした我が国の貢献は、我が国の軍縮に対する積極的姿勢を国内外に示し、軍縮に関する国際的取組における我が国の主導的立場の確立に寄与するとともに、国際的に著名な軍縮専門家による会議を国内地方都市で開催することにより、軍縮に対する関心を国民(特に青少年)に広く浸透させ、意識の高揚に資する。	-	6 (4)	5 (5)	5 (-)	2	163
⑥ 特定通常 兵器使用禁 止・制限条約 締約国会議 拠出金(任意 拠出金) (24 年度) (関連：II - 1)	我が国は、特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争残存物に関する議定書(第 5 議定書)について、締約国としてではなく、オブザーバーとして締約国会議に参加しているため、同議定書第 10 条 3 項規定に基づき、その際の会議費を負担する必要がある。 本議定書は、爆発性残存物(ERW)の危険及び影響からの文民及び民用物の保護のための予防措置、現存する ERW についての援助、一般的予防措置等について規定されており、締約国会合では議定書の履行及び運用等について議論される。 我が国の締約国会議へのオブザーバー出席は、議定書の義務・運用に関する解釈及び議論の聴取及び情報収集に資する。	-	-	5 (4)	5 (2)	2	164
⑦ 日・カリコ ム友好協力 拠出金(任意 拠出金) (13 年度) (関連：I - 3)	我が国とカリコム諸国は、2000 年 11 月、東京において第 1 回日・カリコム外相会議を開催し、「21 世紀のための日・カリコム協力のための新たな枠組み」を採択した。本拠出金は、同枠組み実施のための協力の一環であり、日・カリコム友好協力及びカリコム諸国の発展に資するプロジェクトに対し支援するものである。 こうした我が国の貢献は、日・カリコムの友好・協力関係の強化及びカリコム諸国の発展に寄与する。	-	4 (4)	5 (5)	5 (5)	7	165

<p>④⑧ 西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) 拠出金 (任意拠出金) (12 年度) (関連: I-6)</p>	<p>西アフリカ諸国は、内戦やクーデター等による不安定な治安、麻薬や小型武器の違法取引等、国境を越えて取り組む必要のある課題を多く抱えている。本件拠出金は、西アフリカ地域の平和と安定に重要な役割を果たす ECOWAS の活動を支援するものであり、ECOWAS 事務局との協議に基づき、同事務局の実施する西アフリカ地域の紛争予防、調停活動経費や平和支援活動部門への機材供与 (車両、医療機材等)、地域の安定と平和の定着に資する案件に活用してきている。</p> <p>こうした ECOWAS を通じた我が国の貢献は、同地域の持続的な発展及び平和の定着の促進に寄与する。</p>	-	5 (5)	4 (4)	4 (-)	3	166
<p>④⑨ 国際連合障害者基金拠出金 (任意拠出金) (昭和 55 年度) (関連: II-1)</p>	<p>世界には現在約 10 億人の障害者がいるといわれており、その大部分は途上国に在住している。</p> <p>我が国は障害者分野での国連の活動に対し、積極的に貢献してきているほか、平成 26 年 1 月には「障害者権利条約」を批准し、条約の実施を進めている。同条約には国際協力についても規定されており、本件基金を通じて引き続き協力・貢献を行っていく必要がある。</p> <p>本基金は、障害の予防、リハビリテーション及び機会均等の促進などについての、先進国・途上国間及び途上国間の技術及び専門知識の移転の促進の他、条約の啓発・推進等を主な事業内容とする。</p> <p>本基金を通じて我が国の貢献は、障害者の権利の保護及び促進に寄与する。</p>	-	3 (3)	2 (2)	2 (2)	1	167
<p>⑤⑩ アセアン留学生交流等拠出金 (任意拠出金) (26 年度) (関連: III-1)</p>	<p>アスジャ・インターナショナルは、ASCOJA (ASEAN 元日本留学生評議会 (元日本留学生が組織する ASEAN 各国の帰国留学生会の連合組織)) 加盟の 10 か国の各帰国留学生会から推薦された留学生を毎年 3 名 (大学院レベル 2 名、学部レベル 1 名) 計 30 名を受入れ、本拠出金を以て、留学生の対日理解と我が国との友好関係増進を図るため、様々な日本文化体験行事、我が国市民との交流事業等を実施する。また、ASCOJA 加盟の各国帰国留学生会幹部で構成されるアスジャ・インターナショナル理事会を毎年 2 回開催し、本事業の運営方針等を協議する。</p> <p>こうした取組は、将来我が国と ASEAN 諸国間の友好協力関係の中核的担い手となる親日家、知日家の養成に寄与するとともに、ASEAN 各国の帰国留学生会が、自ら本交流事業に参加する次世代の留学生を選出することで、日本との繋がりが維持され、帰国留学生会を活性化する上で重要である。</p>	-	-	-	-	70	新 26 -23

施策Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る  
国際貢献



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-VII-2)

<p>施策名</p>	<p><b>国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献</b>                  本施策評価は、経済及び社会分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、同分野の主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今次は、<b>経済協力開発機構(OECD)分担金</b>の評価を実施する。                  (個々の国際機関への分担金・拠出金は、基本目標 I～VIの関連する施策(達成手段名欄に記入)の実施に資する達成手段ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。)</p>		<p>担 当 部 局 名</p>	<p>経済局 経済協力開発機構室</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p><b>OECD を通じた経済外交及び OECD と東南アジアとの関係強化を通じた東南アジア外交を推進させる。</b></p>	<p>目 標 設 定 の 考 え 方 ・ 根 拠</p>	<p>1 客観的なデータ収集と分析を行い、「世界最大のシンクタンク」と称される OECD では、加盟先進国の議論の場として、国際ルールを策定する機能を有している。平成 26(2014)年は、我が国が OECD に加盟して 50 年となる節目の年であり、閣僚理事会の議長国を務める機会を最大限活用して、OECD を通じて我が国アジェンダを推進する。                  2 OECD 加盟国は欧州が中心であり、アジアからの加盟国は我が国と韓国のみである。世界の成長センターとして東南アジアは高い経済成長が見込まれているが、その成長軌道は必ずしも盤石ではなく、「中所得国の罠」に陥る可能性も指摘されている中、先進国を中心に構成される OECD には、かかる課題への処方箋が蓄積されているところ、アジアからの数少ない加盟国である我が国が OECD と東南アジアの橋渡し役を担うことにより、東南アジアの成長を後押しすることが、我が国の対東南アジア外交を推進する上でも有益。</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>1964 年の OECD 加盟以降、我が国は OECD 条約第 20 条に基づき、加盟国の義務である分担金を拠出。平成 25 年の OECD I 部予算(一般活動経費)の内、我が国は全体の 12.88% を占める 2,395 万ユーロ(約 24.9 億円)を負担した、これは、OECD 加盟 34 カ国中、米国に次ぐ 2 番目の規模である。                  OECD は、加盟国からの分担金等により、経済政策・分析、規制政策・構造改革、貿易・投資、環境・持続可能な開発、公共ガバナンス等の幅広い経済・社会分野において、調査、分析、政策提言等の様々な活動を行っている。                  平成 26(2014)年、我が国は OECD 加盟 50 周年の節目の年を迎え、閣僚理事会では 36 年ぶり 2 度目の議長国を務める。</p>		<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>分担金・拠出金</p>	
<p>測定指標</p>	<p>基準</p>	<p>25 年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠                  (選定理由)                  国際的規範形成機能を持つ OECD の閣僚理事会議長国の機会は、我が国が規範形成においてイニシアティブを発揮するなどの観点から、好機であ</p>		

年度 目標	26 年度	<p>閣僚理事会議長国として、我が国が推進するしなやかで強じんな経済社会、及び OECD と東南アジアとの関係強化を二本柱とするアジェンダについて議論し、閣僚理事会成果物を通じて力強いメッセージを発出するとともに、政府ハイレベルの出席等議長国としてのプレゼンスを然るべく示す。</p> <p>また、OECD 主要加盟国と協力して、閣僚理事会の準備に取り組む。</p> <p>さらに、閣僚理事会の成果をG7及びG20につなげ、フォーラム横断的に経済外交を推進する。</p>	<p>り、閣僚理事会を中心とした我が国の取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>我が国が議長国を務める際の主要議題を軸に、OECD 閣僚理事会でのプレゼンスを示すことに加え、閣僚理事会の後も、G7ブリュッセル・サミット、G20 ブリスベン・サミットが予定されていることなどに照らし、フォーラム横断的な経済外交を推進することは重要である。</p>					
	中期	OECD の各委員会におけるレジリエンスの主流化や、各委員会での議論に積極的に参画する。						
	(2)OECD と東南アジアとの関係強化を通じた東南アジア外交の推進		(選定理由)					
	基準	25 年度	<p>平成 25 (2013) 年 OECD 閣僚理事会において、我が国が主導する形で東南アジア地域プログラムの立ち上げにつき合意され、平成 26 (2014) 年の閣僚理事会で正式に立ち上げられることが決定した。</p> <p>12 月の日・ASEAN 特別首脳会議の際に発出された日・ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画では、「ASEAN の経済統合及び繁栄を促進するため、日本が橋渡し役を務めながら、OECD を含む関連国際機関を通じた ASEAN への支援を強化する」との文言が盛り込まれた。</p> <p>3 月には東南アジア地域フォーラムがバリエで開催され、三ツ矢外務副大臣が基調講演を行い、議長国として東南アジアとの関係強化を推進していく旨表明した。</p>	<p>アジアからの数少ない加盟国である我が国が閣僚理事会議長国を務める機会は、OECD と東南アジアとの関係強化を進める上での好機であり、東南アジア諸国からの期待の声も大きいところ、このような関係強化に向けた実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>平成 25 年の日・ASEAN 特別首脳会議においても、OECD を通じた日・ASEAN 間の協力関係が推進されたモメンタムを活用し、閣僚理事会議長国を務める平成 26 (2014) 年の機会を活かすことが期待されている中で、東南アジア諸国の OECD への関心を高め、5 月の閣僚理事会に東南アジア諸国からハイレベルの出席を得るとともに、東南アジア地域プログラムを着実に推進することが重要である。</p>				
年度 目標	26 年度	<p>東南アジア諸国の OECD への関心を高め、5 月の閣僚理事会に東南アジア諸国からハイレベルの出席を得る。</p> <p>東南アジア地域プログラムの着実な実施に向けて、同プログラムの Steering Group や地域政策ネットワーク (RPN) の活動に積極的に関与する。</p>						
目標	中期	東南アジア諸国の堅実な経済成長と「中所得国の罫」の回避・克服を後押しし、最終的には東南アジア諸国に OECD 加盟への関心を表明させる。						
(3) (参考指標) OECD 閣僚理事会へのアジアからの参加国数								
達成 手段	達成手段名 (開始年度)	達成手段の概要等	関連 する 測定 指標	単位: 百万円				行政 事業 レビ ュー 事業 番号
				予算額計 (執行額)		当初 予算額		
			23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		
① 経済協力 開発機構 (OECD) 分担 金 (昭和 39 年 度)	1964年のOECD加盟以降、我が国はOECD条約第20条に基づき、加盟国の義務である分担金を拠出している。 (加盟国中第2位の規模)	我が国は、分担金の拠出を通じて、OECDを財政的に支援すると共に、各委員会において積極的にイニシアティブをとり、国際経済・社会におけるルールの方策	(1) 3,021 (2) (3,021)	3,373 (3,373)	4,027 (4,027)	4,979	177	

(関連：Ⅱ－2)	に貢献していく。 また、26年度においては、我が国が議長国を務める閣僚理事会で、しなやかで強じんな経済社会、及びOECDと東南アジアとの関係強化につき、議論を主導することにも努める。							
②国際連合食糧農業機関(FAO)分担金 (昭和27年度) (関連：Ⅱ－2)	国際連合食糧農業機関憲章第18条2項、及び同財政規則第6条2項の規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。 FAOを通じた我が国の貢献は、FAOの主要施策である①世界各国国民の栄養水準及び生活水準の向上、②食糧及び農産物の生産及び流通の改善、③農村住民の生活条件の改善に寄与し、ひいては、我が国の食料安全保障の向上に資する。	－	7,373 (7,373)	5,218 (5,218)	5,129 (5,129)	5,371	176	
③世界貿易機関(WTO)分担金 (7年度) (関連：Ⅱ－2)	WTOは、以下の業務を遂行している。 1 閣僚会議は原則2年に1回開催し、WTOの重要事項(WTO協定の義務免除、改正、解釈決定、不適用等)についての決定又は検討を行う。 2 一般理事会において、予算見積りの採択、他の国際機関等との取決め、WTO全般の任務に関する決定等を行う。 3 貿易交渉委員会会合は、一般理事会の下、2001年に開始されたドーハ・ラウンド交渉全体を総覧し、各分野の交渉が行われている8つの交渉グループから交渉の進捗状況や結果の報告を受ける。 4 分野別理事会は、物品の貿易に関する多角的協定、サービス貿易一般協定、貿易関連知的財産協定の運用及び実施の監視を行う。 5 その他の各種活動を実施する。 WTOを通じた我が国の貢献は、ドーハ・ラウンド交渉の妥結、加盟国・地域によるWTO協定に定められているルールの遵守及び既存のルールの実効性の向上に寄与し、ひいては我が国の経済的繁栄に資する多角的自由貿易体制の維持・強化につながる。	－	773 (773)	903 (903)	819 (819)	920	178	
④経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金 (昭和50年度) (関連：Ⅱ－2)	IEAを通じ、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応、市場の分析、中長期の需給見通し、エネルギー源多様化に向けた分析・研究、電力セキュリティの強化に向けた活動計画の策定、エネルギー技術・開発協力、省エネルギーの研究・普及、加盟国のエネルギー政策の相互審査、非加盟国との協力等を行っている。 IEAを通じた我が国の貢献は、以下の達成に寄与し、もって我が国のエネルギー安全保障の強化に資する。 1 石油の緊急備蓄水準の確定、需要抑制、緊急時対応システムの設立及び発動 2 国際石油市場に関する情報制度、国際石油会社との協議システムの開発 3 石油輸入依存度の低減のための省エネルギー、	－	383 (383)	347 (347)	358 (358)	437	179	

	代替エネルギーの開発, エネルギー研究開発の促進 4 産油国及び開発途上国を含む他の石油消費国との協力関係の強化						
⑤ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(義務的拠出金)(昭和 56 年度)(関連: I-1)	本センターを通じ, 以下を実施する。 1 貿易関係: ASEAN 製品の貿易展示商談会の開催, ASEAN 各国への商品開発専門家の派遣, ASEAN 製品の対日輸出市場調査等 2 投資関連: ASEAN 各国向け投資セミナーの開催, 投資ミッション派遣, ASEAN 各国投資情報の作成等 3 観光・人物交流関連: 観光フェアの開催, 在京 ASEAN 各国大使館, ASEAN 各国政府観光機関, 地方自治体, 大学, ASEAN 諸国からの留学生等と連携した各種セミナーの実施等 4 その他: ホームページ及び刊行物による情報発信, ASEAN 関連資料の作成等 本センターを通じた我が国の貢献は, ASEAN 各国から日本への貿易促進, 日本と ASEAN 各国間の双方向の投資の流れの促進, 観光客の増加, 人物交流の拡大に寄与する。もって, ASEAN 各国の経済成長及び ASEAN 各国間の格差是正の努力を支援し, ひいては, 日 ASEAN 関係の発展につながる。	—	181 (181)	181 (181)	180 (180)	180	180
⑥エネルギー憲章条約(ECT)分担金(8年度)(関連: II-2)	本条約は, 蘭のエネルギー共同体構想に淵源を有するが, 我が国は本構想が東欧及び旧ソ連諸国も対象とするものであることが明らかになって以降, 本件が全世界的な文脈で検討されるべきものであることを強く主張し, 交渉への参加を EC 側に認めさせた経緯があり, 交渉において欧州諸国と共に中心的な役割を果たし, 積極的に条約を実施する活動に参加してきた。我が国は, 交渉にかかる経費について応分の負担を行い, 平成 7 年以降は署名国として条約の機構部分を暫定的に適用し, 法令の範囲内で当該経費を分担金として負担する義務を負ってきた。 本条約を通じた我が国の貢献は, 旧ソ連及び東欧諸国における市場原理に基づく法整備等を推進することにより, エネルギー原料・製品の貿易の自由化及びエネルギー分野における投資の自由化・保護を通じた当該諸国から先進諸国へのエネルギーの安定供給の確保並びに当該諸国のエネルギー分野の再建及び経済改革に寄与するものであり, ひいてはエネルギー資源の大宗を海外からの輸入に依存する我が国のエネルギー安全保障につながる。	—	123 (107)	109 (109)	104 (104)	118	181
⑦日中韓協力事務局拠出金(義務的拠出金)(23 年度)(関連: I-1)	日中韓の 3 か国間に関する潜在的な協力案件の探求, 協力案件の評価, ウェブサイトの運営等を行う。具体的には日中韓 3 か国による防災, 環境, 農林業, 文化, ビジネス, 経済連携(含む FTA), 青少年交流, 観光等を含む協力に関するプロジェクトの推進, 支援及び実施を行う。	—	60 (60)	54 (54)	78 (78)	96	182

1)	日中韓の3か国間の協力案件の探求及び実施を促進のための本協力を通じた我が国の貢献は、3か国間協力の更なる促進に寄与する。							
⑧アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金(義務的拠出金)(5年度)(関連:II-2)	APEC 主要メンバー国として、あらかじめ合意した分担率に基づき、APEC 事務局への拠出を行う。 こうした我が国の貢献は、APEC における貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力等に資するプロジェクトの推進に寄与する。	—	38 (38)	38 (38)	39 (39)	45	183	
⑨国際再生可能エネルギー機関(IRENA)分担金(22年度)(関連:II-2)	国際再生可能エネルギー機関(IRENA)は、再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力、波力等)の普及及び持続可能な利用の促進を目的として設立された国際機関であり、同機関を通じ、再生可能エネルギー利用の分析・把握・体系化、政策上の助言の提供、加盟国の能力開発支援等を実施する。 IRENA を通じた我が国の貢献は、再生可能エネルギーの促進に寄与するとともに、我が国のエネルギー安全保障の向上につながる。	—	49 (24)	31 (22)	23 (23)	36	184	
⑩国際穀物理事会(IGC)分担金(7年度)(関連:II-2)	国際穀物協定は、穀物貿易にかかる国際協力を促進するための「穀物貿易規約」と途上国への食糧援助のための「食糧援助規約」の2つの法的文書から構成されており、穀物貿易規約の運用機関である国際穀物理事会(International Grains Council)は、穀物の貿易に関する国際協力の促進、穀物生産・消費・在庫・貿易等に関する情報交換の場の提供を行う。 本理事会を通じた我が国の取組は、国際穀物市場の安定に寄与し、穀物の最大の輸入国である我が国の食料安全保障の向上に資する。	—	20 (18)	17 (18)	20 (18)	20	185	
⑪北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金(任意拠出金)(19年度)(関連:I-4)	NATO は、信託基金の枠組みを利用して、中央アジア・コーカサス地域等において、小型武器廃棄、武器弾薬管理、対人地雷廃棄等の事業を実施し、紛争予防、テロリストへの武器等の流出防止、地域の安定化及び平和の構築のための事業を実施しているほか、アフガニスタンにおいて、同国の治安維持を担うアフガニスタン治安部隊を強化するための事業を実施し、国際社会全体の課題であるアフガニスタンの治安の改善に貢献している。我が国は、NATO が中央アジア・コーカサス地域等において実施している小型武器廃棄、武器弾薬管理、対人地雷廃棄等の事業やアフガニスタンにおいて実施しているアフガニスタン治安部隊支援に関する事業への拠出を行うことにより、中央アジア・コーカサス地域及びアフガニスタンにおける平和構築事業に高い実績及び経験を有する NATO 及び関係諸国と緊密に連携するとともに、我が国単独では支援困難な分野において貢献を行うことが可能となって	—	1,790 (1,790)	8 (8)	6 (6)	6	186	

	<p>いる。</p> <p>こうした我が国の取組は、中央アジア・コーカサス地域やアフガニスタンの平和及び安定に寄与するとともに NATO 及び関係諸国との関係強化につながる。</p>						
<p>⑫国際エネルギー・フォーラム事務局 (IEF) 拠出金 (15 年度) (関連：Ⅱ-2)</p>	<p>IEF は、約 80 カ国の産油国と消費国の閣僚が一堂に会し、エネルギー市場の安定をはじめ、エネルギー分野が直面する課題について率直な議論を行う場である。我が国は IEF の主要メンバー (理事国) として、以下の事業遂行のため拠出金を負担する。</p> <p>1 石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提供及び利益の相互関係についての理解を促進</p> <p>2 エネルギー、技術、環境、経済成長の間の相互関係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供</p> <p>3 健全な世界経済、供給と需要の安定確保、エネルギー資源の世界的な取引の拡大のための安定したかつ透明性のあるエネルギー市場の促進 (共同機関データイニシアティブ (JODI) など)</p> <p>こうした我が国の取組は、石油市場の透明性を向上に寄与し、ひいては国際石油市場の安定に貢献するとともに我が国のエネルギー安全保障の強化につながる。</p>	—	8 (6)	7 (7)	8 (8)	9	187
<p>⑬太平洋経済協力会議 (PECC) 拠出金 (義務的拠出金) (昭和 63 年度) (関連：Ⅱ-2)</p>	<p>メンバーとして予め合意された分担率に従い、PECC 国際事務局への拠出による太平洋経済協力会議 (PECC) の活動への支援を行う。</p> <p>こうした PECC を通じた我が国の貢献は、環太平洋諸国・地域の相互的経済協力及び安定、繁栄及び進歩、ならびに同諸国・地域の経済社会的福祉の促進に貢献する。</p>	—	8 (8)	7 (7)	7 (7)	8	188
<p>⑭アジア欧州財団 (ASEF: ASIA-EUROPE FOUNDATION) 拠出金 (義務的拠出金) (9 年度) (関連：Ⅰ-4)</p>	<p>ASEM の唯一の常設機関である ASEF は、アジア・欧州間の相互理解促進のため、知的交流、文化交流、人的交流等の分野で活動している。</p> <p>平成 18 (2006) 年の ASEM 首脳会合において、ASEM 参加国・機関は、政治的・道義的義務として ASEF 事務局運営経費を負担するための資金拠出を行うことが合意された。</p> <p>ASEF での事業実施のための足腰となる事務局運営経費への我が国の貢献を通じ、アジア・欧州間の相互理解の促進に貢献する。また、ASEM プロセスにおける我が国の影響力及び発言力を維持する。</p>	—	8 (6)	6 (6)	6 (6)	7	189
<p>⑮国際民間航空機関 (ICAO) 拠出金 (義務的拠出金) (18 年度)</p>	<p>IC 旅券は、IC に格納されたデータの真正性を暗号技術によって検証できることでセキュリティが向上した旅券である。右検証には IC 旅券発給国が提供する公開鍵が必要であり、我が国は、同鍵を集中管理する ICAO PKD (Public Key Directory : 公開鍵管理ディレクトリ) に参加し、インターネットを介して各国出</p>	—	5 (5)	4 (4)	4 (4)	5	190

<p>(関連：IV-1)</p>	<p>入国管理当局及び航空会社等に我が国 IC 旅券の公開鍵を確実に提供している。 我が国の取組は、旅券のセキュリティ向上及び円滑な運用に寄与する。</p>						
<p>⑯ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(任意拠出金) (昭和 56 年度) (関連：I-1)</p>	<p>本センターは、以下の活動を実施している。 1 貿易関係：ASEAN 製品の貿易展示商談会の開催、ASEAN 各国への商品開発専門家の派遣、ASEAN 製品の対日輸出市場調査等 2 投資関連：ASEAN 各国向け投資セミナーの開催、投資ミッション派遣、ASEAN 各国投資情報の作成等 3 観光・人物交流関連：観光フェアの開催、在京 ASEAN 各国大使館、ASEAN 各国政府観光機関、地方自治体、大学、ASEAN 諸国からの留学生等と連携した各種セミナーの実施等 特に、任意拠出金については、特に ASEAN への後発加盟国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムへの支援に重点を置きつつ、ASEAN 各国の格差是正に貢献することを主たる目的とする事業や、日 ASEAN 関係の強化に資する新たな分野での事業等の実施に活用されている。 こうした本センターを通じた我が国の取組は、ASEAN 各国から日本への貿易促進、日本と ASEAN 各国間の双方向の投資の流れの促進、観光客の増加、人物交流の拡大に寄与し、もって、ASEAN 各国の経済成長及び ASEAN 各国間の格差是正の努力を支援するとともに、日 ASEAN 関係の発展に貢献する。</p>	<p>—</p>	<p>126 (126)</p>	<p>107 (107)</p>	<p>96 (96)</p>	<p>96</p>	<p>191</p>
<p>⑰日・経済協力開発機構協力拠出金(任意拠出金) (昭和 60 年度) (関連：II-2)</p>	<p>日・OECD 協力拠出金は、我が国が関心を有する OECD の主要プロジェクトの支援、我が国と OECD の間の人物交流や各種セミナーの開催、OECD インstrument の我が国での活用などの事業を行うことを目的として日・OECD 間で設けられた枠組みである。また、G8 サミット、G20 サミットなどにおいても、OECD に対して幾つかのプロジェクトや業務が委託されており、これらの OECD へのタスクアウトについても、メンバー国として日・OECD 協力拠出金を活用して実施している。 こうした OECD を通じた我が国の貢献は、以下を目的の達成に寄与する。 1 G8、G20 を含め、国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与する。 2 「規制制度改革(構造改革)」、「持続可能な開発」、「腐敗(贈賄等)防止対策」、「環境と他分野の政策との統合」などのグローバル・スタンダードが急速に変化している分野における OECD の最新の分析結果を適時に我が国に紹介する。 3 OECD の経済・開発分野の知見や経験を活かして、</p>	<p>—</p>	<p>67 (67)</p>	<p>53 (53)</p>	<p>53 (53)</p>	<p>53</p>	<p>192</p>

	OECD 加盟国との協力を行い、それら地域の投資、開発、経済発展に資するためのプロジェクト(アジアへのアウトリーチ活動、中東、アフリカの投資円滑化のための取組、OECD の活動のアジアへの広報)を支援する。							
⑱アジア太平洋経済協力拠出金(TILF 基金)(任意拠出金)(9年度)(関連：Ⅱ-2)	アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化促進のために、我が国が1995年の大阪APECにて数年間で総額100億円を上限に拠出することを表明し、右公約を踏まえ、我が国が創設した本基金への拠出を行うもの。 同基金を通じた我が国の貢献は、貿易・投資の自由化・円滑化関連に資する協力事業を促進し、APEC を通じたアジア太平洋地域全体の成長に寄与する。	—	45 (42)	37 (37)	33 (33)	11	193	
⑲世界貿易機関(WTO)事務局拠出金(任意拠出金)(7年度)(関連：Ⅱ-2)	ドーハ開発アジェンダ(ドーハ・ラウンド：DDA)において、WTO加盟国の5分の4を占める途上国の交渉能力の不足や投資や貿易円滑化などの新分野に関する理解不足が交渉促進の阻害要因の一つとなっているとの途上国の主張を踏まえ、途上国の交渉参加を促すことを目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドを創設し、途上国に対してWTOの各協定や新分野に関する技術協力プログラム(ジュネーブでのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など)を実施している。 こうしたWTOのプログラムを通じた我が国の貢献は、途上国の交渉参加による多角的貿易体制への統合を通じたメリットの享受に寄与し、ひいては各国の経済成長、物品及びサービスの貿易の拡大及び世界の資源の最適な利用につながる。	—	34 (34)	36 (36)	32 (32)	32	194	
⑳日韓産業技術協力共同事業体拠出金(任意拠出金)(5年度)(関連：Ⅰ-1)	日韓の貿易構造に起因する貿易不均衡問題を背景にとした平成4年1月の日韓首脳会談時の合意に基づき、同年6月に「日韓貿易不均衡是正等のための具体的実践計画」がとりまとめられた。同「実践計画」では、貿易不均衡是正等のための協力措置の一つとして、日韓双方が両国間の産業技術協力の促進のための財団を設立するとともに、両国政府が各々の財団を適切に支援することが了解されている。右了解に基づき日韓両国に産業技術協力財団が設立され、さらに、日韓間の産業技術協力を推進するため、日韓の両財団により日韓産業技術協力共同事業体が設立された。本事業体は、韓国における産業技術分野での人材の育成、韓国の産業性向上のための協力、ビジネス交流促進、産業・技術交流、調査・広報事業を実施している。 こうした本事業体を通じた我が国の取組は、日韓間の産業技術協力の促進及び日韓間の貿易不均衡(韓国側入超)の是正に寄与する。	—	33 (33)	28 (28)	25 (25)	21	195	
㉑採取産業	採取産業透明性イニシアティブ(EITI)では、資源消	—	13.35	12.1	16	6	196	

<p>透明性イニシアティブマルチドナー信託基金拠出金(任意拠出金) (23年度) (関連：Ⅱ-2)</p>	<p>費国が中心の支援国をはじめ資源開発企業や資源関係機関からの拠出金による基金を有しており、世界銀行が委託機関として、EITI 実施国がEITI 活動を実施するための資金的な支援を行っている。EITI 実施国は EITI 認証ガイドにある加盟に関する5つの基準(注1)を満たした「候補国(Candidate Country)」となり、候補国となってから2年半以内にEITI 認証基準(EITI Validation) (注2)をすべて満たした場合に「遵守国(Compliant Country)」と認定される。</p> <p>このようなEITI を通じた石油・ガス・鉱物資源等の開発にかかわるいわゆる採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性向上のための我が国の貢献は、腐敗や紛争の予防、成長と貧困削減に繋がる責任ある資源開発の促進に寄与するとともに、資源国における安定的な資源開発・供給につながり、ひいては我が国の資源の安定供給確保に資する。</p> <p>(注1)加盟に関する5つの基準：①EITI 実施のコミット、②市民社会及び民間部門と作業することへのコミット、③実施をリードする個人の指名、④マルチステークホルダーグループの設立、⑤利害関係者と同意した作業計画の作成</p> <p>(注2) EITI 認証基準(EITI Validation)：署名(Sign Up) 5項目、準備(Preparation) 8項目、公開(Disclosure) 4項目、配布(Dissemination) 1項目、審査と検証(Review and Validation) 2項目</p>		(13.35)	(12.1)	(16)		
<p>②国際貿易センター(ITC)拠出金(任意拠出金) (19年度) (関連：Ⅱ-2)</p>	<p>ITCは、開発途上国の輸出振興のための技術的援助を行う目的で、WTO及びUNCTADの下に設立された国際機関であり、途上国の輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。特に、輸出振興に不可欠な民間セクター育成のための案件実施に精通しており、アフリカ地域での経験も豊富であり、途上国やその他の国際機関からも高い評価を受けている。</p> <p>こうしたITCを通じた我が国の貢献は、開発途上国が適切な貿易促進策を作成・実施する際の技術支援に寄与し、ひいては各国の経済成長、貿易の拡大及び世界の資源の最適な利用に資する。</p>	—	10 (10)	6 (6)	7 (7)	5	197
<p>③APEC ビジネス諮問委員会拠出金(任意拠出金) (14年度) (関連：Ⅱ-2)</p>	<p>ABACは、APEC首脳に対して重要且つ有益な提言を行うAPECの公式諮問機関である。</p> <p>同機関を通じた我が国の貢献は、APEC首脳に対する提言作成に寄与し、ひいてはアジア太平洋地域の経済発展の促進に資する。</p>	—	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4	198
<p>④アジア欧州財団(ASEF:ASIA-</p>	<p>ASEMの唯一の常設機関であり、プロジェクト執行機関であるアジア欧州財団(ASEF)は、アジア・欧州間の相互理解促進のため、知的交流、文化交流、人的交</p>	—	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	199

<p>EUROPE FOUNDATION) 拠出金(任意 拠出金) (9年度) (関連：I－ 4)</p>	<p>流等の分野で事業を実施している。 プロジェクト実施経費への我が国の貢献を通じ、アジア・欧州間の相互理解の促進に貢献するとともに、我が国の重要施策に関連するプロジェクトを実現することにより、ASEM プロセスへの我が国の具体的な貢献を示す。</p>						
---	--	--	--	--	--	--	--

施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る  
国際貢献



平成 26 年度事前分析表

(外務省 26-Ⅶ-3)

<p>施策名</p>	<p><b>国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献</b>                  本施策評価は、地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、同分野の主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今後は、<b>オゾン層保護基金拠出金</b>の評価を実施する。                  (個々の国際機関への分担金・拠出金は、基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策(達成手段名欄に記入)の実施に資する達成手段ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。)</p>		<p>担当部局名</p>	<p>国際協力局地球規模課題審議官組織</p>																			
<p>達成すべき目標</p>	<p><b>オゾン層保護基金(以下、基金)を通じた開発途上国におけるオゾン層保護対策への支援により、オゾン層の保護を効果的かつ効率的に推進する。</b></p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>地球規模での課題であるオゾン層保護対策はモントリオール議定書(以下、議定書)に基づき全ての締約国に共通する責任であり、また、オゾン層保護対策を効果的かつ効率的に推進する上で開発途上国支援は不可欠である。</p>																				
<p>施策の概要</p>	<p>基金は、1990年6月にロンドンで開催された議定書第2回締約国会合において、開発途上国(議定書第5条1適用国)におけるオゾン層保護対策の実施を支援するため、設立が合意されたものであり、開発途上国におけるオゾン層破壊物質(ODS)生産・消費削減プロジェクトを策定・実施している。我が国は同基金に対する拠出金の拠出、締約国会合・執行委員会(我が国は基金発足当初より執行委員会のメンバーとなっている。)への積極的な参画等により、基金によるオゾン層の保護の効果的かつ効率的な推進を確保する。</p>		<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>分担金・拠出金</p>																			
<p>測定指標</p>	<p>(1) 我が国の重点課題に係る基金の活動状況</p> <table border="1" data-bbox="247 1010 951 1525"> <tr> <td data-bbox="247 1010 272 1196"> <p>基準</p> </td> <td data-bbox="272 1010 304 1196"> <p>25年度</p> </td> <td data-bbox="304 1010 951 1196"> <p>我が国が重視する効率的かつ効果的なODS削減に向け、基金の下で、途上国でのODSの生産・消費段階的削減プロジェクトを実施。またプロジェクト費用ガイドラインを策定した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 1196 272 1435"> <p>年度目標</p> </td> <td data-bbox="272 1196 304 1435"> <p>26年度</p> </td> <td data-bbox="304 1196 951 1435"> <p>我が国が重視する効率的かつ効果的なODS削減活動について、基金による活動の一層の充実を図る。                      具体的には、基金によるODS生産・消費段階的削減について新規プロジェクトの承認及び承認済みプロジェクトの効果的な実施を確保する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 1435 272 1525"> <p>目標</p> </td> <td data-bbox="272 1435 304 1525"> <p>—</p> </td> <td data-bbox="304 1435 951 1525"> <p>効率的かつ効果的なODS削減に向け基金による支援活動の充実を確保する。</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 活動の透明性及び効率的運営</p> <table border="1" data-bbox="247 1525 951 2063"> <tr> <td data-bbox="247 1525 272 1816"> <p>基準</p> </td> <td data-bbox="272 1525 304 1816"> <p>25年度</p> </td> <td data-bbox="304 1525 951 1816"> <p>基金に対する基金評価パネル及び独立コンサルタントによる独立評価(H24年実施)の結果、プロジェクトの準備・審査及び承認プロセス、及び承認済みプロジェクトのモニタリング・評価・検証は効率的であり、特に財務管理手続きの実効性は高いと評価された。他方、モニタリング・評価手続きについては更なる効率化の余地があるとされた。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 1816 272 1962"> <p>年度目標</p> </td> <td data-bbox="272 1816 304 1962"> <p>26年度</p> </td> <td data-bbox="304 1816 951 1962"> <p>プロジェクト審査における優先順位付け、モニタリング・評価手続きの更なる効率化、及び会議開催費等の基金運営費用等の経費節減を推進する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 1962 272 2063"> <p>目標</p> </td> <td data-bbox="272 1962 304 2063"> <p>—</p> </td> <td data-bbox="304 1962 951 2063"> <p>基金の透明性確保と効率的運営に向け活動の優先順位付け及び費用節減を推進する。</p> </td> </tr> </table> <p>(3) (参考指標) 基金プロジェクトを通じたODS削減</p>		<p>基準</p>	<p>25年度</p>	<p>我が国が重視する効率的かつ効果的なODS削減に向け、基金の下で、途上国でのODSの生産・消費段階的削減プロジェクトを実施。またプロジェクト費用ガイドラインを策定した。</p>	<p>年度目標</p>	<p>26年度</p>	<p>我が国が重視する効率的かつ効果的なODS削減活動について、基金による活動の一層の充実を図る。                      具体的には、基金によるODS生産・消費段階的削減について新規プロジェクトの承認及び承認済みプロジェクトの効果的な実施を確保する。</p>	<p>目標</p>	<p>—</p>	<p>効率的かつ効果的なODS削減に向け基金による支援活動の充実を確保する。</p>	<p>基準</p>	<p>25年度</p>	<p>基金に対する基金評価パネル及び独立コンサルタントによる独立評価(H24年実施)の結果、プロジェクトの準備・審査及び承認プロセス、及び承認済みプロジェクトのモニタリング・評価・検証は効率的であり、特に財務管理手続きの実効性は高いと評価された。他方、モニタリング・評価手続きについては更なる効率化の余地があるとされた。</p>	<p>年度目標</p>	<p>26年度</p>	<p>プロジェクト審査における優先順位付け、モニタリング・評価手続きの更なる効率化、及び会議開催費等の基金運営費用等の経費節減を推進する。</p>	<p>目標</p>	<p>—</p>	<p>基金の透明性確保と効率的運営に向け活動の優先順位付け及び費用節減を推進する。</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>(選定理由)                  我が国が重視する課題に沿った基金による活動実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)                  オゾン層保護対策を推進するためにも、途上国による議定書遵守のための効率的かつ効果的なODS削減を継続的に支援することが必要である。このため、26年度も基金によるODS生産・消費段階的削減プロジェクトの効果的な実施を確保することが重要である。</p> <p>(選定理由)                  我が国拠出金を含む基金の限られた資金を有効活用する上で、基金が透明で効率的な方法で運用されることが不可欠であり、基金の効率化のための取組を測ることは、施策の効率性向上に向けた進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)                  効率的な運営に向け、独立評価の結果も踏まえて26年度中にもプロジェクト審査における優先順位付けを行うとともに、モニタリング・評価手続きの更なる効率化、基金運営経費の節減のための取組を行うことは、基金の活動の透明性及び組織運営の効率性を向上させる上で重要である。</p>		
<p>基準</p>	<p>25年度</p>	<p>我が国が重視する効率的かつ効果的なODS削減に向け、基金の下で、途上国でのODSの生産・消費段階的削減プロジェクトを実施。またプロジェクト費用ガイドラインを策定した。</p>																					
<p>年度目標</p>	<p>26年度</p>	<p>我が国が重視する効率的かつ効果的なODS削減活動について、基金による活動の一層の充実を図る。                      具体的には、基金によるODS生産・消費段階的削減について新規プロジェクトの承認及び承認済みプロジェクトの効果的な実施を確保する。</p>																					
<p>目標</p>	<p>—</p>	<p>効率的かつ効果的なODS削減に向け基金による支援活動の充実を確保する。</p>																					
<p>基準</p>	<p>25年度</p>	<p>基金に対する基金評価パネル及び独立コンサルタントによる独立評価(H24年実施)の結果、プロジェクトの準備・審査及び承認プロセス、及び承認済みプロジェクトのモニタリング・評価・検証は効率的であり、特に財務管理手続きの実効性は高いと評価された。他方、モニタリング・評価手続きについては更なる効率化の余地があるとされた。</p>																					
<p>年度目標</p>	<p>26年度</p>	<p>プロジェクト審査における優先順位付け、モニタリング・評価手続きの更なる効率化、及び会議開催費等の基金運営費用等の経費節減を推進する。</p>																					
<p>目標</p>	<p>—</p>	<p>基金の透明性確保と効率的運営に向け活動の優先順位付け及び費用節減を推進する。</p>																					

減の進展								
①累計プロジェクト承認件数(1992年以降)								
②累計ODS削減量(ODPトン換算, 1992年以降)								
(4)(参考指標)基金の透明性及び効率的運営の確保								
ODS一単位当たりの削減コスト								
達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初 予算 額	
				23年度	24年度	25年度		
	①オゾン層保護基金拠出金(義務的拠出金) (3年度) (関連:VI-2)	<p>基金は、地球規模の課題であるオゾン層保護対策推進に向け、開発途上国におけるオゾン層破壊物質(ODS)生産・消費削減プロジェクトを策定・実施し、我が国は同基金に対する拠出金の拠出、締約国会合・執行委員会への積極的な参画等により、基金によるオゾン層の保護の効果的かつ効率的な推進を確保する。</p> <p>オゾン層保護対策の余地が多く残されている開発途上国への支援により、オゾン層の保護を効果的かつ効率的に推進することができる。また、多国間の枠組みである基金を通じた支援によって、先進締約国が持つODS削減技術のうち適用可能なより高度な技術を、多くの開発途上国に普及させることが可能となり、より効果的かつ効率的なODS対策の実現につながる。</p> <p>26年度の目標は以下のとおり。</p> <p>我が国が重視する効率的かつ効果的なODS削減について、基金による活動の充実を確保する。具体的には、基金によるODS生産・消費段階的削減プロジェクトについて新規案件の承認及び承認済み案件の効果的な実施を確保する。</p> <p>また、基金の透明性確保と効率的運営に向け、プロジェクト審査における優先順位付け、モニタリング・評価手続きの更なる効率化、及び会議開催費等の基金運営費用等の経費節減のための取組の実施を確保する。</p>	(1) (2)	2,395 (2,395)	2,882 (2,882)	1,748 (1,748)	2,067	202
	②国際連合教育科学文化機関(UNESCO)分担金 (昭和27年度) (関連:III-1)	<p>ユネスコ分担金は加盟国の義務的な分担金であり、ユネスコの通常予算を支弁するもの。我が国を含む加盟国からの拠出により、ユネスコの組織運営(地域事務所を含む事務局運営、執行委員会及び総会の開催)、及び、ユネスコが取り組む教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーションの5分野における国際的な知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等に関する各種事業、法規設定等を実施している。</p> <p>ユネスコを通じた我が国の貢献は、教育、科学、文化、コミュニケーションを通じて国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与する。</p>	—	2,528 (2,528)	4,001 (4,001)	3,611 (3,611)	3,718	201
	③国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金 (昭和62年)	<p>開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国連機関であるUNIDOに対する本分担金は、UNIDOの管理費、調査</p>	—	1,676 (1,676)	1,482 (1,482)	1,563 (1,563)	701	203

度) (関連：VI-2)	費その他の恒常的に要する費用等のための支出(通常予算)に充てられている。 こうした UNIDO を通じた我が国の貢献は、開発途上国の工業開発の促進及び加速化に寄与するとともに、MDGs の達成に資する。						
④アジア生産性機構(APO)分担金(昭和36年度) (関連：IV-1)	APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として1961年に設立された地域国際機関である。APO 分担金は、APO の事業費及び事務局運営費に充てられている。APO は分担金及び拠出金により年間100件程度のプロジェクトを実施しており、主要なものとして、①加盟国・地域の民間企業関係者及び生産性本部(国内産業の生産性向上を目的として設置されている国内機関)関係者を対象とした、研修、セミナー、調査、会議、②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性データブックの作成、③生産性向上と環境保全の両立を目指す事業として、環境配慮製品の国際見本市である「エコプロダクツ国際展」の実施等が挙げられる。 我が国で開発された生産性向上手法のAPO を通じた積極的な普及により、加盟国・地域の発展に寄与するとともに、APO を通じた我が国の貢献は、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進につながる事業の推進に資する。	—	629 (629)	544 (544)	558 (558)	619	204
⑤国際移住機関(IOM)分担金(6年度) (関連：VI-1)	IOM は、難民・国内避難民支援、人身取引対策、緊急人道支援等の「人の移動」において、輸送支援を中心に豊富な知識と経験をもち、世界各国から高い評価を得ている。特に、近年、国際的な人の移動が活発化するにつれ、人身取引等、人の移動に関する「負の側面」が深刻な問題となっており、移住の管理行政部門で突出したノウハウを有する IOM の役割に注目が高まっている。本分担金は、IOM の運営費である管理予算に充てられる。 こうした IOM を通じた我が国の貢献は、紛争地域周辺の安定と平和の維持、自然災害被災地の迅速な復興等「人の移動」に関する深刻な問題への対応に寄与するとともに、難民・避難民問題、人身取引、自然災害等の問題に対する我が国の積極的な姿勢を国内外に示す上で重要である。	—	455 (455)	481 (481)	471 (471)	524	205
⑥気候変動枠組条約(UNFCCC)拠出金(義務的拠出金)(5年度) (関連：VI-2)	地球温暖化問題に対処するための国際的な枠組みである気候変動枠組条約の加盟国として義務づけられている拠出金である。 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局の運営経費を拠出することで、本条約締約国間の気候変動枠組条約交渉を円滑に進め、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築・実施することを目指す。	—	126 (126)	211 (211)	198 (198)	317	206
⑦生物多様性条約拠出金(義務的拠出金)(5年度) (関連：VI-2)	本拠出金は、生物多様性条約の事務局の活動を支援するものであり、各国の年間拠出額は、隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づいて決定される。各国からの拠出金は、条約事務局により、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国の支援、普及啓発、情報提供などの業務を行うために用いられる。	—	151 (151)	153 (153)	151 (151)	187	207

	本条約事務局を通じた我が国の貢献は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に寄与する。						
⑧ 気候変動枠組条約 (UNFCCC) (京都議定書拠出金) (義務的拠出金) (17年度) (関連: VI-2)	地球温暖化問題に対処するための国際的な枠組みである気候変動枠組条約京都議定書の加盟国として義務づけられている拠出金である。 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局の運営経費を拠出することで、京都議定書の円滑な履行に資する。	—	93 (93)	128 (128)	125 (125)	145	208
⑨ 国際熱帯木材機関 (ITTO) 分担金 (昭和 59 年度) (関連: VI-2)	国際熱帯木材協定 (ITTA) の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に設置された国際熱帯木材機関 (ITTO) 事務局運営費に用いられる。 熱帯林経営に関するガイドラインや基準の作成・普及、熱帯木材貿易に関する統計資料の整備・公表を行うとともに、持続可能な熱帯林経営を促進するための生産国支援などの活動を行う。具体的には、「熱帯林の生態系維持と持続的開発」及び熱帯木材の「研究・開発」、「市場情報の改善」、「生産国における加工度向上」「造林、森林経営」の分野において、途上国たる熱帯木材生産国でのプロジェクトの選別、準備及び実施の監視等を行う。 ITTO を通じた我が国の貢献は、熱帯木材の貿易の振興、促進を通じての熱帯木材生産国の経済発展に寄与するとともに、熱帯林の持続可能な経営促進に資する。	—	123 (123)	112 (112)	83 (83)	111	209
⑩ 砂漠化対処条約拠出金 (義務的拠出金) (18年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、以下の活動を行うボン (ドイツ) に所在する砂漠化対処条約の常設事務局経費に用いられる。 1 締約国会議の準備 2 補助機関会合の準備 3 条約に基づく報告書のとりまとめ 4 他の国際機関との協力 5 締約国会議が決定する他の任務の遂行 本条約に対する我が国の拠出金は、地球的規模での影響を与えることが懸念されている砂漠化の進行について国際的協調のもとに対処するための法的枠組みの構築と具体的措置の実施に寄与する。	—	148 (148)	101 (101)	101 (101)	100	210
⑪ バーゼル条約拠出金 (義務的拠出金) (5年度) (関連: VI-2)	有害廃棄物及び他の廃棄物の越境移動並びにその処分の規制について、国際的な枠組を作ること及び環境を保護することを目的とするバーゼル条約は、1992年5月に発効、我が国は1993年に締約国となった。条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められている。条約事務局は、同基金を活用し、締約国会議の準備、条約に基づく報告書作成、他の関係国際機関との協力、廃棄物処分等に関する情報収集及び締約国への送付、廃棄物処理等に関する技術の伝達、締約国会議が決	—	87 (87)	60 (60)	57 (57)	64	211

	<p>定する他の任務の遂行等の活動を実施している。</p> <p>同条約を通じた我が国の貢献は、条約の主目的である有害廃棄物の越境移動の規制を推進する上で、途上国の廃棄物処理能力の向上のための戦略計画の実施に寄与するとともに、我が国の本条約の下での国際協力に対する積極的姿勢を内外に明らかにする上で重要である。</p>						
⑫野生動植物取引規制条約信託基金拠出金(義務的拠出金)(昭和55年度)(関連:VI-2)	<p>本拠出金は、条約に規定された条約事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うため、条約信託基金に対し活動を支援するための基金への拠出に用いられる。</p> <p>条約事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国会議の準備・フォローアップ、②各国の法令・条約実施体制に関する情報収集、③問題のある取引等についての情報収集・通報・注意喚起、④取引統計の作成、⑤マニュアル(図鑑等)の作成、⑥生息状況等の調査、⑦効果的な条約の実施方法についての研究、⑧各担当者等向けの研修、⑨広報、⑩条約附随書の編集等を実施している。</p> <p>条約事務局を通じた我が国の貢献は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進に寄与する。</p>	—	77 (77)	56 (56)	56 (56)	65	212
⑬水鳥湿地保全条約拠出金(義務的拠出金)(2年度)(関連:VI-2)	<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(通称「ラムサール条約」)事務局の以下の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。</p> <p>1 締約国会議の準備、フォロー (参考)締約国会議の主要議事 ①財政及び予算、②湿地の賢明な利用、③条約実施に関する検討、④渡り鳥の経路及び保護区のネットワーク、⑤国際的に重要な湿地を指定するための基準</p> <p>2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥、湿地保全区に関する助言 4 広報</p> <p>本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。</p>	—	33 (33)	55 (55)	54 (54)	55	213
⑭オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金(義務的拠出金)(2年度)(関連:VI-2)	<p>本議定書は1987年9月16日にモントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択され、2010年2月現在195か国及びECが加盟している。我が国については、1988年9月30日に受諾書を寄託し、1989年1月1日より発効した。</p> <p>条約事務局は、各国からの拠出金を通じ、主に次の業務を実施している。</p> <p>1 締約国会合の開催(MOP:年一回) 2 公開作業部会の開催(OEWG:年一回) 3 各国のオゾン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計、公表 4 その他締約国会議が決定する他の任務の遂行。</p> <p>条約事務局を通じた我が国の貢献は、規制対象</p>	—	48 (48)	43 (43)	44 (44)	45	214

	物質の特定、右物質の削減、非締約国からの規制物質の輸入禁止、開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための具体的手段を内容とする規制の実施に寄与する。						
⑮国際自然保護連合(IUCN) 拠出金(義務的拠出金)(7年度)(関連: VI-2)	<p>IUCN は、1948 年、世界の自然環境、自然資源の持続的利用、人間社会と他の生物相との調和ある発展等を図ることを活動目的として設立された。特にワシントン条約の下で動植物の国際的な取引の規制対象リストを議論し決定する際、IUCN の知見が影響を及ぼすことが知られている。</p> <p>IUCN の会員は、各国政府、政府機関、国別 NGO、国際 NGO 等から構成されており、この点で IUCN は非政府間組織兼政府間組織というユニークな性格を有する。我が国は、IUCN における専門的議論が自然保護・生物多様性保全等に係る政府間交渉等に与える実質的影響力の大きさに鑑み、1995 年国家メンバーとして IUCN に加入した。</p> <p>IUCN は、①国際連合諸機関と密接な関係を有すること、②政府間機関としての側面を有すること、③国際的に大きな影響力を有し、同時に貴重な情報源でもあるため、IUCN の国家会員として貢献することは、①地球規模問題へ我が国の意見の反映に資するとともに、②世界各国の NGO を通じ、我が国の地球環境問題への積極的な姿勢を示すことができる。</p>	—	41 (41)	43 (43)	43 (43)	51	215
⑯ストックホルム条約(POPs 条約) 拠出金(義務的拠出金)(17年度)(関連: VI-2)	<p>POPs 条約は、質毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants: POPs)に対応するための国際的な枠組として採択された。</p> <p>2004 年 5 月 17 日に発効し(我が国は 2002 年 8 月 30 日に締結)、平成 25 年 5 月現在、我が国を含む 179 ヶ国(G8 では、加、独、仏、英、露)が、締結している。</p> <p>本拠出金は、事務局の以下の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 締約国会議及び補助機関会合の準備並びに役務の提供</li> <li>2 締約国の本条約遂行に必要な支援の提供</li> <li>3 他の関係国際機関・団体の事務局との調整</li> <li>4 各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供</li> <li>5 本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行</li> </ol> <p>本条約の事務局を通じた我が国の貢献は、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に寄与するとともに、こした基準設定に我が国の実情を反映せる上で重要である。</p>	—	47 (47)	35 (35)	38 (38)	40	216
⑰世界遺産基金(WHF) 分担金	世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金である。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により、世界遺産一覧	—	25 (25)	33 (33)	34 (34)	34	217

(5年度) (関連：Ⅲ-1)	表の作成、顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、世界遺産委員会(締約国の中から選挙で選出された21カ国で構成)が決定する。 世界遺産基金を通じた我が国の貢献は、人類共通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然遺産を損傷、破損等の脅威からの保護に寄与する。						
⑱無形文化遺産基金分担金 (5年度) (関連：Ⅲ-1)	本分担金は、無形文化遺産保護条約の締約国に課される義務的分担金である。(注：同条約は、2003年ユネスコ総会において採択、2006年4月に条約発効した。我が国は、他国に先駆け国内の無形文化財保護に取り組んできており、条約交渉段階から議論を主導し、2004年にいち早く締結した。) 本分担金及び寄付金等から成る無形文化遺産基金により、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成、専門家の提供、必要な職員の養成、設備及びノウハウの供与等の国際的な援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、締約国会議が定める指針に基づいて、政府間委員会(締約国の中から選挙で選出された24カ国で構成)が決定する(条約第25条4)。 同基金を通じた我が国の貢献は、無形文化遺産の国際的な枠組みの下での保護に寄与する。	—	25 (25)	33 (33)	34 (34)	34	218
⑲生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金(義務的拠出金) (17年度) (関連：Ⅵ-2)	カルタヘナ議定書は、2000年1月、生物多様性条約特別締約国会議再開会合(モントリオール)で採択、103か国が署名している。2003年に発効し、平成26(2014)年8月末現在の締約国数は166か国及び欧州連合である。議定書事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められている。 各国からの拠出金は、議定書の目的を達成するため、締約国会合の準備、議定書・締約国会合により課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を行うために用いられる。 本条約を通じた我が国の貢献は、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(Living Modified Organism(LMO))の安全な移送、取扱及び利用の分野において十分な水準の保護の確保に寄与する。	—	27 (27)	31 (31)	37 (37)	38	219
⑳北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)拠出金(義務的拠出金)	NOWPAP 信託基金(活動経費)に、日本、中国、韓国、ロシアの4か国が分担して拠出することより、NOWPAPの活動の主体として指定された地域活動センターが、海洋環境データの共有や、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ゴミ対策などの活動を行う。また、我が国が	—	24 (24)	22 (22)	23 (23)	27	220

(8年度) (関連：VI-2)	誘致した地域調整部富山事務所の運営費(職員の給与等)について、我が国が負担することにより、富山事務所が、釜山事務所とともに、NOWPAPの活動を調整・監督することを可能とする。 NOWPAPを通じた我が国の貢献は、日本海及び黄海における海洋環境の保護に寄与する。						
②1 ロッテルダム条約(PIC条約) 拠出金(義務的拠出金)(17年度) (関連：VI-2)	1996年9月にロッテルダムで開催された外交会議においてロッテルダム条約が採択された。本条約は、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、右情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重して対応する、という手続を策定したものである。2004年2月24日に発効し(我が国は同年6月に締結)、平成25年5月現在、152か国が締結している。条約事務局の機能は、ジュネーブのUNEPケミカル及びローマのFAO事務局によって提供されている。条約事務局の以下の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 1 締約国会議、補助機関会合の準備及び役務の提供 2 締約国の本条約遂行に必要な支援の提供 3 他の関係国際機関・団体の事務局との調整 4 本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行 など 本条約を通じた我が国の貢献は、有害な化学物質の適正な管理に寄与するとともに、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮する上で重要である。	—	34 (34)	22 (22)	23 (23)	26	221
②2 オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金(義務的拠出金)(2年度) (関連：VI-2)	「オゾン層保護のためのウィーン条約」は、1985年3月22日にウィーンで採択され、2013年2月現在、196か国及びECが加盟。我が国については1988年9月30日に国連事務総長に加入書を寄託し、同年12月29日より効力が生じている。 本拠出金は、条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。条約事務局は、各国からの拠出金を通じ、主に以下の業務を実施している。 1 締約国会議の開催(COP：3年に一回)、及びそれに伴うビューロー会合等関連会合の開催 2 オゾン研究管理者会議の開催(3年に一回) 3 オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動 4 ウェブサイトの運営、締約国会議が決定する他の任務の遂行、等 本条約を通じた我が国の貢献は、地球を取り巻き、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいるオゾン層を、フロン等のオゾン層破壊物質から保護する上で重要である。	—	9 (9)	8 (8)	6 (6)	7	222
②3 南極条約拠出金(義務的拠出金)(18年度) (関連：VI-2)	南極条約事務局は、2001年の第24回協議国会議でアルゼンチンのブエノスアイレスに設置することが決定された。2004年の第27回協議国会議で初代事務局長を選出し、同年9月より業務を開始している。	—	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	223

2)	<p>職員9名で、南極条約協議国会議および環境保護委員会の開催(年一回)、ウェブサイトの運営、ディスカッションフォーラムの運営、協議国の南極における活動への支援、活動報告のとりまとめを行っている。南極条約関連活動に対する拠出金は外務省・文科省・環境省で3分の1ずつ負担し拠出している。</p> <p>こうした南極条約事務局を通じた我が国の貢献は、南極環境の保護および南極に於ける科学研究の自由と国際協力の確保に寄与する。</p>						
②④コロンボ計画分担金(昭和31年度)(関連:VI-1)	<p>コロンボ計画は、1951年に設立されたASEAN(除カンボジア)及びSAARC(南アジア地域協力連合)諸国等の27ヶ国が参加する国際開発機関である。本分担金は、南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営に用いられる。なお、分担金は全加盟国による一律同額負担である。</p> <p>コロンボ計画を通じた我が国の貢献は、我が国ODA大綱に掲げる南南協力の積極的な推進に寄与する。</p>	—	2 (2)	1 (1)	1 (1)	2	224
②⑤国際連合難民高等弁務官事務所(UHCR)拠出金(任意拠出金)(昭和42年度)(関連:VI-1)	<p>民族・宗教・政治的対立等に起因する紛争の多発により急増した難民や国内避難民に関する問題は、人道上の問題であると同時に、当該地域ひいては世界の平和と安定に影響を及ぼしかねない問題である。我が国は、アフリカ地域、アフガニスタン及び周辺国地域を中心としたアジア地域を重点地域とし、UHCRが行う、帰還が進む地域における帰還支援、現地コミュニティにも裨益する形での帰還先における再統合支援に加え、帰還の見通しが立たない難民・国内避難民の保護・支援活動等を支援する。また、人道支援関係者の人材育成及び安全確保に関する事業を実施している「国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター(e-Centre)」(UHCR駐日事務所内に所在)の事業を支援する。</p> <p>全世界の難民(パレスチナ難民を除く)の保護・支援、及び難民問題の恒久的解決を目的として中立的立場から包括的な取組を行っている唯一の国際機関である国際連合難民高等弁務官事務所(UHCR)を通じた我が国の貢献は、国際貢献の重要な柱の一つとして位置付けている難民等に対する人道支援に寄与するとともに、この分野における我が国の姿勢を国内外に示し、外交上の発言権を維持する上で重要である。</p>	—	15,334 (15,334)	19,521 (19,521)	15,232 (15,232)	4,098	225
②⑥国際連合児童基金(UNICEF)拠出金(任意拠出金)(昭和27年度)(関連:VI-2)	<p>本拠出金は、子どものために活動することを専門とする唯一の国連の支援機関であるUNICEFに拠出するものであり、UNICEFが行っている「子どもの生存と成長」(栄養、保健、水・衛生分野の支援)、「基礎教育とジェンダー平等」、「HIV/エイズ」(感染症予防、治療)、「子どもの保護」及び「政策提言とパートナーシップ」(政策立案・実施の支援)の各分野における支援を実施する。</p> <p>UNICEFを通じた我が国の貢献は、人道・開発支援の両分野にまたがる広範な支援活動を通じ、すべての子どもの権利の実現に寄与し、人間の安全保障の実現及びミレニアム開発目標(MDGs)の達成</p>	—	12,612 (12,612)	17,287 (17,287)	10,357 (10,357)	2,111	226

	に資する。						
②⑦国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金(任意拠出金)(昭和38年度)(関連:VI-1)	<p>WFPは、①食料を通じた経済社会開発支援、②難民その他の緊急食料不足及び中長期的食料不足の解消及び③国連及びFAOと連携した世界の食料安全保障の促進を目的に設置された。平成24年には約350万トンの食料を約9千700万人に対して配布した。25年度の我が国の拠出による事業では、シリア及び周辺国の避難民支援やフィリピン台風被害への対応をはじめとし、サブサハラ・アフリカ、中東、アジアなどの国々で、自然災害や紛争により深刻な食料・栄養不足にある人々への緊急食料支援、学校給食、子どもや妊産婦の栄養改善、労働や職業訓練の対価としての食料配布、小規模農家の生産性向上、国連人道航空サービスの運営等の事業を実施した。</p> <p>WFPを通じた我が国の貢献は、飢餓・貧困対策、母子の栄養強化、学校給食を通じた教育支援等の実施に寄与するとともに、我が国が重点外交政策として推進している人間の安全保障の実現とミレニアム開発目標の達成に資する。</p>	—	10,766 (10,766)	11,982 (11,982)	7,833 (7,833)	592	227
②⑧国際連合開発計画(UNDP)拠出金(コア・ファンド)(昭和41年度)(関連:VI-2)	<p>UNDPは、国連内で開発にたずさわる計32機関からなる国連開発グループの議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有しており、「貧困の撲滅、不平等と排除の大幅是正」を目標として、持続可能な開発プロセス、包括的で効果的な民主的ガバナンス、強靱な社会の構築を重点分野とし、途上国のニーズに即した支援を177の国・地域で実施している。UNDPコア・ファンドは、UNDPの通常財源であり、UNDPの177の国・地域における貧困撲滅やミレニアム開発目標達成等のための開発活動経費、及び本部・地域事務所・約130の国事務所の運営費や人件費等に充当される。</p> <p>UNDPを通じた我が国の貢献は、MDGs達成、ポスト2015年開発アジェンダ策定、人間の安全保障の推進、防災等の地球規模課題解決に寄与するとともに、開発課題に対するコミットメントを国内外に示し、UNDPに対する発言力・影響力を確保する上で重要である。</p>	—	7,308 (7,308)	6,518 (6,518)	6,599 (6,599)	6,599	229
②⑨赤十字国際委員会(ICRC)拠出金(任意拠出金)(昭和35年度)(関連:VI-1)	<p>赤十字国際委員会(ICRC)は、ジュネーヴ諸条約にその役割が明記され、人道支援分野等において、他の国際機関にはない独自の活動を行っており、国際的にも高い評価を得ている。また、ノーベル賞を3度以上受賞した世界唯一の機関である。</p> <p>ICRCは、紛争犠牲者の保護を中心として、医療支援、食糧・生活物資等の支給、飲料水供給、衛生活動等の「緊急人道支援」を実施しており、我が国や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、時に「唯一の援助機関」として活動している。また、捕虜や被拘禁者の人道状況の監視、離散家族の安否調査等の「保護」活動や、国際人道法の普及も行っている。ICRCのこのような活動を通じて、紛争で苦しむ人々を支援する。</p>	—	3,810 (3,810)	4,214 (4,214)	2,711 (2,711)	202	230

	ICRC に対する我が国の支援は、紛争地域の平和と安定に資するのみならず、我が国が人道危機の解決に対して積極的であるとの姿勢を国内外に示す上で重要である。						
⑩国際連合人口基金 (UNFPA) 拠出金 (昭和 46 年度) (関連：VI-2)	本拠出金は、UNFPA の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム実施経費に充てられる UNFPA コア・ファンド並びに多数国間または地域的規模で活動する人口開発分野の NGO 等の活動を支援する「インターカントリーな NGO 支援信託基金」に用いられる。 人口、リプロダクティブ・ヘルス分野はミレニアム開発目標 (MDGs) の達成にとって重要であり、この分野の主導的国連機関である UNFPA を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症や HIV/エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、MDGs 達成に資する。	—	2,398 (2,398)	2,156 (2,156)	2,773 (2,773)	2,407	231
⑪地雷対策支援信託基金 (UNMAS) 拠出金 (任意拠出金) (8 年度) (関連：VI-1)	UNMAS への本拠出金は以下の支援に用いられる。 1 地雷回避教育支援 2 地雷除去支援 3 地雷被害者の社会復帰支援 4 NGO によるコンサルティング支援 UNMAS を通じた我が国の貢献は、地雷の除去、地雷の被害の予防及び被害者の支援に寄与する。	—	752 (752)	1,463 (1,463)	1,100 (1,100)	9	232
⑫国際連合パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 28 年度) (関連：VI-1)	本拠出金により、ガザ地区、ヨルダン川西岸、ヨルダン、レバノン及びシリアに居住するパレスチナ難民約 527 万人に対し、教育 (小中学校の運営、奨学金の提供、職業訓練など)、医療・保健 (初期医療、第二次医療、母子保健など)、救済 (食料支援、困窮家族救済、住宅改善支援など)、福祉 (女性・身体障害者対象プログラムの実施、公民館の運営など)、小規模企業活動支援などの生活に最低限必要な公的サービスを提供する他、昨今のシリア情勢の影響で厳しい状況におかれるパレスチナ難民に対する緊急人道支援を実施している。 こうした我が国の取組は、パレスチナ問題の当事者であるパレスチナ難民の救済を実施する UNRWA を支援することで、人道的観点のみならず、主要な国際問題の一つである中東和平問題について、和平に向けて前進できるような環境作りのために国際社会の一員として貢献する。	—	1,144 (1,144)	1,423 (1,423)	1,514 (1,514)	200	233
⑬国際農業研究協議グループ (CGIAR) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 46 年度) (関連：VI-2)	開発途上国における農林水産業を通じて食料増産、生産性改善を図ることにより住民の福祉向上を図ることを目的として CGIAR は設立されている。CGIAR 傘下の 15 の各研究センターは、各国の農業研究機関、民間セクター、NGO 等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農業 (林業、水産業を含む) 研究を実施している。具体的には、それぞれの研究センターが研究対象とする農作物の品種の遺伝資源を保存・評価し、各国の気候や貧困層の栄養、貿易等の観点から適正な品種を開発し、各国に提供しているほか、病虫害対策、農地の保全など天然資源の管理や保全、政策形成の	—	356 (356)	1,020 (1,020)	295 (295)	207	234

	<p>ためのデータ分析提供、開発途上国の専門家養成のための研修を実施しており、これらの事業や経費等に CGIAR 基金を通じて拠出を実施する。</p> <p>CGIAR の傘下の各研究センターにおいて実施されている研究活動の支援を通じて、途上国の貧困削減、持続可能な開発に寄与する。</p>						
<p>③④国際家族計画連盟 (IPPF) (昭和 44 年度) (関連：VI-2)</p>	<p>本拠出金は、世界 152 カ国に現地の加盟家族計画協会を有し、人口、リプロダクティブ・ヘルス分野でコミュニティに根ざす活動を行う IPPF の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム事業費に充てられる IPPF コア・ファンド及びコミュニティ・レベルで、特に脆弱層に対して支援を行っている加盟協会等の活動を支援する「HIV/リプロダクティブ・ヘルス日本信託基金」に用いられている。</p> <p>人口、リプロダクティブ・ヘルス分野はミレニアム開発目標 (MDGs) の達成にとって重要であり、IPPF を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症や HIV/エイズの予防及び治療等に寄与し、ひいては MDGs 達成に資する。</p>	—	910 (910)	812 (812)	822 (822)	931	235
<p>③⑤人間の安全保障基金拠出金 (任意拠出金) (12 年度) (関連：VI-2)</p>	<p>本拠出金は、国連関係機関が人間の安全保障の実現に向け実施するプロジェクトを支援するものである。人間の安全保障がとるアプローチの特徴である、包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、2 以上の国際機関が共同で実施するプロジェクトが承認されることが多い。</p> <p>こうした取組は、国連関係国際機関が NGO 等と連携して実施するプロジェクトを支援することで、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に対処するための概念である人間の安全保障の実現及び人間の生存・生活・尊厳の確保に寄与する。また、プロジェクト実施を通じて、裨益コミュニティのみならず実施機関に対しても、人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。</p>	—	919 (919)	811 (811)	831 (831)	831	236
<p>③⑥GAVI アライアンス拠出金 (任意拠出金) (23 年度) (関連：VI-2)</p>	<p>GAVI アライアンスは、2000 年に設立され、73 カ国の開発途上国を対象とし、以下を目標とし、活動を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 価ワクチン (ジフテリア、破傷風、百日咳、B 型肝炎、インフルエンザ菌 b 型 (Hib))、黄熱病、麻疹等のワクチン及び新型ワクチン (肺炎球菌、ロタウイルス) の普及支援</li> <li>予防接種普及を効果的に行うための保健システム強化</li> <li>国際的な資金調達の予測可能性及び国家の予防接種予算の可能性改善のための取組 (長期的かつ計画的に官民の資金を確保するため、革新的な資金調達メカニズムを含む取組の実施 (IFFIm や AMC 等))</li> <li>ワクチン市場の形成 (供給の確保・価格の低下等)</li> </ol> <p>GAVI アライアンスを通じた我が国の貢献は、予防接種率の向上を通じ、子どもたちの命と人々の</p>	—	832 (832)	734 (734)	744 (744)	842	237

	健康を守ること、またミレニアム開発目標達成に寄与する。							
⑳国際連合人間居住財団(HABITAT)拠出金(任意拠出金)(昭和59年度)(関連:VI-2)	<p>本拠出金は、次のとおり、UN-HABITAT、特にそのアジア太平洋地域本部(福岡本部)の活動を支えるためのものである。</p> <p>1 コア拠出 UN-HABITATの運営基盤を強化するため、同機関の事務局運営経費等を充当する。</p> <p>2 イヤマーク拠出 UN-HABITATアジア太平洋地域本部(福岡本部)が行う研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、パイロット・プロジェクト等の費用を充当する。</p> <p>こうしたUN-HABITATを通じた我が国の貢献は、人口増大と共に深刻化している途上国の居住問題(スラム対策等)及び地球規模の環境問題の解決に寄与する。</p>	—	857 (857)	697 (697)	541 (541)	10	238	
㉑国際連合人道問題調整事務所(OCHA)拠出金(任意拠出金)(昭和53年度)(関連:VI-1)	<p>OCHAは、世界各地において大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種緊急人道支援機関が活動の偏りを避けつつ、各機関の専門知識等を効果的に活用できるよう支援活動の総合調整と支援戦略の取りまとめを行っている。また、統一アピールの作成、自然災害及び紛争が発生した際、関連情報を24時間インターネット上で迅速に配信するリリースウェブの運営、国際人道問題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等、人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。平成25年には17の統一アピールを発表し、世界中で約4200万人が裨益した。本拠出金は、OCHAの活動を支援するものである。</p> <p>我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視しており、国際機関やNGOなど様々な主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、OCHAによるニーズの把握及び調整機能は重要な役割を果たしている。</p> <p>本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行うOCHAの活動を支援することにより、効果的・効率的な人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献することができる。</p>	—	564 (564)	516 (516)	523 (523)	136	239	
㉒初等教育関係(GPE)拠出金(任意拠出金)(19年度)(関連:VI-2)	<p>教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)は、MDGs及び万人のための教育(EFA)にある「初等教育の完全普及」の達成に向けて、適切な教育セクター計画を策定した低所得国に対し、優先的に支援を行うことを目的として世銀主導で設立された国際的な支援枠組みであり、各国における初等教育の完全普及等に向け、資金・キャパシティ・データ・政策等のギャップを埋めるための財政的、技術的支援を行うため、GPE基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。</p> <p>こうしたGPEを通じた我が国の貢献は、各国における初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGsの達成に資する。</p>	—	267 (267)	236 (236)	239 (239)	167	240	

<p>④⑩中央緊急対応基金 (CERF) 拠出金 (任意拠出金) (20 年度) (関連：Ⅵ-1)</p>	<p>中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機 (いわゆる「忘れられた危機」) への対応を可能にすることを主な目的としている。</p> <p>CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官 (CERF) 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERF への拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能となる。平成 25 年には、シリア、フィリピン、中央アフリカ等での事業に対し拠出を実施した。</p> <p>同基金への拠出を通じて、我が国の人道支援に対する積極的な姿勢を内外に示すとともに、最も脆弱な人々を支援する。</p>	-	267 (267)	219 (219)	245 (245)	154	241
<p>④⑪国連大学拠出金 (通常拠出) (昭和 49 年度) (関連：Ⅲ-1)</p>	<p>国連大学は国連決議に基づいて設立され、本部を日本に置く国連機関。世界各地に所在する学術研究機関によるネットワークを構築し、構築したネットワークを活用して、地球規模の諸問題等の解決のための諸研究を行う。また、研究成果を国連に報告し、国連のシンクタンクとしての役割を果たし、また、研究分野について大学院教育や途上国の人材育成を行う。対象とする研究分野はグローバル・サステナビリティの様々な側面、則ち、人間の安全保障、平和、ガバナンス、環境 (特に、資源保護の管理、気候変動、エネルギー)、科学技術の影響などである。本拠出金は、国連大学の運営と事業実施のためのものである。</p> <p>こうした国連大学に対する我が国の支援は、学術研究、大学院レベルの教育及び人材育成 (研修)、出版、国際会議・シンポジウムの開催等の普及活動の実施に寄与し、国連の役割と機能に関する知識の発展、政策や行動計画策定に資する。</p>	-	249 (249)	197 (197)	188 (188)	160	242
<p>④⑫文化遺産保存日本信託基金拠出金 (任意拠出金) (元年度) (関連：Ⅲ-1)</p>	<p>本拠出金は、世界各地の文化遺産に関する豊富な情報・ネットワークを有するユネスコを通じ、日本の持つ高水準の技術を活用して、存続の危機に瀕している、当該国の国民にとってアイデンティティの象徴であり、人類共通の貴重な財産たる文化遺産の保存・修復等の支援を行うものである。</p> <p>ユネスコ事務局は日本政府と協議の上、本拠出金により、途上国を対象に、日本人専門家の協力を得つつ、存続の危機に瀕し緊急性が高いと判断される文化遺産の保存修復事業や関連人材育成事業を実施している。</p> <p>具体的には、アンコール遺跡 (カンボジア)、バーミヤン遺跡 (アフガニスタン)、カスビ王墓 (ウガンダ) 等の保存・修復事業を実施中である。</p>	-	216 (216)	181 (181)	173 (173)	125	243

	こうしたユネスコを通じた我が国の貢献は、人類共通の貴重な財産たる文化遺産の保存・修復等に寄与する。						
④③国際連合地域開発センター(UNCRD)拠出金(昭和46年度)(関連:VI-2)	<p>UNCRDは、1971年に日本と国連との間で締結された協定に基づいて名古屋市に設立された国連機関であり、開発途上国に対し、地域開発、地域計画その他の関係分野において、研修・調査を提供すること等を目的とする。名古屋の本部に加え、ナイロビ(ケニア)、ボゴタ(コロンビア)にも事務所を設置して積極的に事業を展開している。この拠出金は、中部圏に本部を有する唯一の国連機関であるUNCRDの事業及び運営経費に充当するためのものである。</p> <p>統合的地域開発計画策定及び人間の安全保障、環境、防災、経済・社会開発等の分野における地域開発について、以下の事業を実施するUNCRDの維持・運営を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発途上国の行政官等を対象とした、地域開発の能力向上のための研修</li> <li>2 研修用の教材開発を兼ねた調査研究</li> <li>3 政策フォーラムの開催</li> <li>4 政府機関、NGO、大学等の要請に基づく各種助言</li> <li>5 関連する情報交流のネットワークの確立</li> </ol> <p>こうした我が国のUNCRDを通じた貢献は、地域開発等の分野における研修・調査の開発途上国への提供に寄与する。</p>	—	358 (358)	148 (148)	148 (148)	93	244
④④国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金(任意拠出金)(昭和62年度)(関連:VI-2)	<p>本拠出金は、ITTOの活動に対して、本部ホスト国として応分の貢献をし、その発展に寄与するため、我が国が特に重視している分野における以下のプロジェクトの実施経費を拠出するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な森林経営促進のための生産国の能力強化支援</li> <li>・森林減少及び森林劣化の抑制</li> </ul> <p>こうしたITTOを通じた我が国の貢献は、熱帯木材消費国と生産国との間の政策協議の場を提供するとともに、熱帯木材生産国を中心に各種プロジェクトの実施を通じた途上国の経済発展と環境の両立に寄与する。</p>	—	144 (144)	118 (118)	119 (119)	119	245
④⑤国際連合環境計画(UNEP)拠出金(任意拠出金)(昭和48年度)(関連:VI-2)	<p>UNEPは、1972年の国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すため、同年の第27回国連総会決議により、1973年に設立された。UNEPは、地球規模の環境問題における国連機関の唯一の総合調整機関であり、多国間環境条約の策定促進、地球環境のモニタリング及び情報の分析・提供、途上国の能力構築・技術移転に関する支援等の活動を行っている。UNEP事務局の運営経費は、各国の自発的拠出による環境基金によって賄われており、本拠出金は、同環境基金に対するもの。</p> <p>地球規模の環境問題を改善、解決するためには、権限の限定された個別機関による対応のみでは最大限の成果を得ることは困難であり、関係国・機関の連携によるグローバルな対応が必要である。</p>	—	116 (116)	103 (103)	104 (104)	118	247

	<p>そのため、リオ+20(2012年)においてUNEPの財政面を含む機能強化が決定された。</p> <p>UNEPへの拠出は、我が国が環境問題に対する取組を重視し、国際社会において主導的役割を果たしていることを国内外に対して示す上で重要である。</p>						
⑥国際連合ボランティア計画(UNV)拠出金(平和構築人材育成事業)(任意拠出金)(21年度)(関連:II-1)	<p>我が国は、「平和構築人材育成事業」を実施しており、同事業の海外実務研修として、平和構築の現場で活動する国際機関等へのボランティア派遣の実績があり、効果的な海外実務研修の実施が可能となる国連ボランティア計画(UNV)の枠組みを活用している。本拠出金は、平和構築人材育成事業の研修に参加する日本人及びアジア人研修員(一部)の国際機関等への派遣に用いられる。</p> <p>こうした取組は、平和構築の現場で活躍出来る日本人及びその他のアジアの文民専門家の育成及び平和構築の現場で活躍する日本人のプレゼンスの強化に寄与する。</p>	-	102 (102)	90 (90)	88 (88)	48	248
⑦国際連合開発計画(UNDP)(日本・パレスチナ開発基金)(任意拠出金)(昭和53年度)(関連:I-5)	<p>本件基金では、UNDPエルサレム事務所を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、二国家解決を念頭に置いた、パレスチナの民政安定と、パレスチナの国造り、人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、パレスチナの行政能力向上、経済開発、改革支援、双方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施する。案件実施の際には、プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約は現地パレスチナ人企業や労働者を積極的に活用しており、パレスチナ人の能力強化、パレスチナ経済にも裨益する援助形態を取っている。</p> <p>「日本・パレスチナ開発基金」を通じた我が国の貢献は、中東和平実現の唯一の方途である、イスラエルと共存共栄するパレスチナ独立国家樹立に向けての「国作り」、「人づくり」に寄与するとともに、パレスチナ人の和平プロセスへの支持と取組を維持・強化し、和平実現への適切な環境を醸成する。</p>	-	97 (97)	79 (79)	70 (70)	70	249
⑧国連環境計画(UNEP)国際環境技術センター拠出金(任意拠出金)(3年度)(関連:VI-2)	<p>国際環境技術センター(IETC)は、主に廃棄物管理の分野を中心に、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施している。また、廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップの事務局として、廃棄物処理に関する関係機関間のネットワークの構築を行っている。IETCに関する日本国政府とUNEPの間の協定では、IETCの運営経費についてホスト国である我が国が予算の範囲内で寄与を行う旨明記されている。本拠出金は同支援を行うためのものである。</p> <p>IETCに対する我が国の支援は、廃棄物管理等の分野における途上国等への環境上適正な技術の移転に寄与する。</p>	-	92 (92)	77 (77)	78 (78)	55	250
⑨国際連合開発計画(UNDP)拠出金(TICADプロセス推進)	<p>平成22年度までは、我が国の対アフリカ外交の柱であるアフリカ開発会議(TICAD)プロセスが開始当初から重視してきたアジア・アフリカ協力の具体的推進を図る事業を実施してきた。TICADプロセスの進展を受け、平成23年度からは「TICAD</p>	-	76 (76)	69 (69)	74 (74)	86	251

<p>支援)(任意 拠出金) (8年度) (関連：I－ 6)</p>	<p>プロセス推進支援拠出金」に名称を改め、TICAD プロセスをマルチの取組として促進するとともに、TICAD 行動計画に沿った具体的取組を推進し、TICAD プロセスの効果的・効率的な運営及びアフリカ地域機関の能力強化と我が国との関係強化に用いられている。</p> <p>UNDP を通じた我が国のこうした支援は、TICAD 共催者である UNDP のノウハウやネットワークを活用し、二国間での協力を進めることが容易ではない貿易・投資・観光等でのプロジェクトの実施やアフリカ地域機関の能力強化、TICAD V 関連事業等の実施に寄与する。</p>	-	-	-	-	-	-
<p>⑤ 国際連合 国際防災戦 略事務局 (UNISDR) 拠 出金(任意拠 出金) (16年度) (関連：VI－ 2)</p>	<p>UNISDR は、防災に特化した唯一の国際機関であり、国際防災協力を推進している。具体的には、第2回国連防災世界会議で採択された国際的な防災指針である「兵庫行動枠組 2005-2015」のフォローアップの中心的役割を担っている。UNISDR は各国における同枠組の実施を支援するとともに、進捗のモニタリング及び報告を行っている。我が国は、防災大国としての経験・知見を活かし、国際防災協力を積極的に進めており、本拠出金は、UNISDR の活動を支援するものである。</p> <p>UNISDR を通じた我が国の貢献は、以下の活動の実施に寄与し、ひいては途上国における災害被害の軽減に資する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 兵庫行動枠組 2005-2015 のフォローアップ</li> <li>2 各国政府、国際機関、地方自治体、防災センター、有識者等の協調・連携強化</li> <li>3 防災に係わる知識・情報の共有</li> <li>4 気候変動適応策としての防災対策強化</li> </ol>	-	69 (69)	67 (67)	67 (67)	80	252
<p>⑤ 人的資源 開発日本信 託基金拠出 金(任意拠出 金) (12年度) (関連：III－ 1)</p>	<p>途上国の人材育成プロジェクトを行うためのユネスコに設置した信託基金に対する拠出金である。プロジェクトの選択に際しては主にユネスコ側が案件提案を行い、当省との年次協議や提案書の検討を経て、日本側の目的(上述)及びユネスコ側の戦略的重点分野双方に合致する場合に事業を承認している。最近の主なプロジェクトの例は以下のとおり。</p> <p>教育分野：「ラオス及びミャンマーにおけるジェンダーに配慮した柔軟な代替的学習プログラム」、「チャドにおけるノンフォーマル教育の質の改善及び機会の拡大」</p> <p>コミュニケーション・情報分野：「発展途上国における科学情報へのオープンアクセスのための能力形成」</p> <p>ユネスコを通じた我が国の貢献は、国際的開発目標である国連ミレニアム開発目標(MDGs)や万人のための教育(EFA)の達成に寄与するとともに、ユネスコが得意とする途上国へのソフト支援を支援することは、裨益国との関係を強化する上で重要である。</p>	-	91 (91)	54 (54)	51 (51)	39	253
<p>② アジア生 産性機構 (APO) 拠出 金(任意拠出 金)</p>	<p>APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として1961年に設立された地域国際機関である。本件拠出金は、未加盟国のAPO加盟促進や域外への生産性運動の伝播といった我が国外交的見地か</p>	-	61 (61)	52 (52)	53 (53)	33	254

<p>金) (昭和 36 年 度) (関連：VI- 1)</p>	<p>ら実施すべき事業を行うものである。 我が国で開発された生産性向上手法の APO を通じた積極的な普及により、加盟国・地域の発展に寄与するとともに、APO を通じた我が国の貢献は、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進につながる事業の推進に資する。</p>						
<p>㊦ 国連ボラン ティア計画拠出金(日 本 UNV 協力 事業)(任意 拠出) (6 年度) (関連：VI- 2)</p>	<p>本拠出金は、UNV が実施する以下のプロジェクトを支援するものである。 (1) 邦人派遣プロジェクト：途上国において、その国の政府又は国際機関等が実施する各種の開発・人道支援活動に対し、日本人の国連ボランティアを派遣。 (2) 地域別開発・人道援助等プロジェクト：途上国において、UNV が(日本を含む)世界各国からの国連ボランティアを動員し、主体的に取り組む開発・人道支援等のプロジェクト。 (上記のいずれにおいても、ボランティア派遣のための経費は現地生活費、住居費、渡航費等のみ) こうした UNV を通じた我が国の取組は、自発的な途上国の発展への若い世代による貢献を支援するとともに、日本人に国連ボランティアとして途上国の国連機関事務所等で勤務する機会を提供する。</p>	-	57 (57)	47 (47)	40 (40)	25	255
<p>㊧ 無形文化 遺産保護日 本信託基金 拠出金(任意 拠出金) (元年度) (関連：III- 1)</p>	<p>本拠出金は、世界各地の文化遺産に関する豊富な情報・ネットワークを有するユネスコへの拠出であり、ユネスコ事務局は日本政府と協議の上、本拠出金により、途上国を対象に、消滅の危機に瀕し緊急性が高いと判断される無形文化遺産の保存・振興事業や関連人材育成事業、さらに、2006 年に発効した無形文化遺産保護条約の実施促進のための事業を実施している。具体的には、各地の個別の無形文化遺産の継承者等の育成や記録保存等の事業のほか、実施国の遺産目録作成や法整備支援のためのワークショップを通じた条約履行の支援事業などを実施した。 こうしたユネスコを通じた我が国の貢献は、各国国民にとってのアイデンティティの根源であり、人類共通の文化遺産である無形文化遺産の保存・振興等に寄与する。</p>	-	60 (60)	43 (43)	41 (41)	29	256
<p>㊨ ハイレベ ル政治フォー ラム拠出金(旧・持 続可能な開発 委員会拠出 金)(任意拠 出金) (13 年度) (関連：VI- 2)</p>	<p>多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するためには、すべての締約国の参加による締約国会議や関連会合の開催が不可欠であるところ、我が国は、開発途上国の代表の出席を財政的に支援するほか、条約の遵守及び実施の促進のための会合の開催経費を負担することにより、締約国会議や関連会合の開催を支援する。また、条約事務局や国際機関は、開発途上国による条約の遵守及び実施を促進するため、能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施を行っているところ、我が国は、これらについても財政的に支援する。本拠出金は、これらに対する我が国の支援に用いられる。 こうした多数国間環境条約の事務局等を通じた我が国の支援は、多数国間環境条約の遵守及び実施の促進に寄与する。</p>	-	30 (30)	29 (29)	26 (26)	17	258

<p>⑥ 国際移住機関 (IOM) 拠出金 (人身取引被害者の帰国支援事業) (任意拠出金) (6 年度) (関連: II-1)</p>	<p>本拠出金は、犯罪対策閣僚会議が決定した「人身取引対策行動計画 2009」に従い、国内で保護された被害者のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の社会復帰支援費用 (職業訓練・医療費等)、人の密輸・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に対処するアジア・太平洋地域における枠組みであるバリ・プロセスに対する支援の一環として IOM が維持管理する同プロセスのウェブサイトの管理費用などに充てられる。</p> <p>こうした IOM を通じた我が国の貢献は、我が国で保護された外国人人身取引被害者の出身国への帰国及び社会復帰支援、アジア・太平洋地域における人身取引に関する情報交換の促進、人身取引の防止等に寄与する。</p>	-	26 (26)	23 (23)	23 (23)	17	259
<p>⑦ 経済協力開発機構 (OECD)・開発関連拠出金 (任意拠出金) (7 年度) (関連: VI-1)</p>	<p>我が国は、1995 年以来、毎年 DAC に拠出することにより、援助効果向上他、我が国の優先分野ないし比較優位を踏まえた活動に積極的に関与している。25 年度拠出金は、①援助審査、②グローバルパートナーシップ・メキシコハイレベル会合への支援、③民間セクター (PPP、インフラ投資)、④リスクと強靱性、に活用されている。</p> <p>経済協力開発機構・開発援助委員会 (OECD・DAC) は、OECD において援助政策を議論し、援助の実施方法等に関する国際的な潮流を決める重要なフォーラムである。加盟国の大部分は、援助の実施方法について我が国とは考え方が異なる欧州ドナーであり、本拠出は、議論に我が国の主張を反映させ、DAC の活動に積極的に参画することにより、援助潮流の形成に関与する上で重要である。</p>	-	14 (14)	13 (13)	13 (13)	13	260
<p>⑧ 国際開発教育・研究機関拠出金 (任意拠出金) (昭和 45 年度) (関連: VI-1)</p>	<p>本拠出金は、リモートセンシング・地理情報 (RS-GIS) を専攻する学生 (博士・修士) に対して奨学金を付与するものである。東南アジア地域において、知名度が高く、高い教育レベルを有し、日本との豊富な連携実績のある AIT を支援することにより、同地域の国々の工学系人材の育成を支援する。特に、近年重要性を増している、リモートセンシングを活用した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では、東京大学や JAXA との連携も進めておりアジア地域でトップレベルの学科 (修士・博士課程) と研究センターを擁することから、同分野を中心とした支援を実施する。</p> <p>こうした我が国の支援は、東南アジア地域の工学系人材の育成に寄与するとともに、我が国が ASEAN とともに進める「ASEAN 防災ネットワーク構想」に資する。</p>	-	-	12 (12)	23 (23)	14	261
<p>⑨ エスカップ基金 (ESCAP) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 52 年度) (関連: VI-2)</p>	<p>本拠出金による国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) に設置されたエスカップ基金 (JECF) を通じた支援の対象は、ESCAP が行う域内の政策調整のための会議開催、各国の政策決定者・実務者に対する研修、訓練、技術指導の提供等の技術協力事業である。</p> <p>こうした我が国の支援は、各国の政策決定者・実務者の能力向上等を通じ、域内の格差是正・貧困削減に寄与するとともに、域内協力の推進に資する。</p>	-	8 (8)	6 (6)	5 (5)	3	262

<p>⑩ 経済協力開発機構 (OECD)・開発センター拠出金 (任意拠出金) (17 年度) (関連：VI-1)</p>	<p>OECD の開発関連機関の中で、開発センターは一定の独立性を持って知的インプットを提供する機関であり、その分析・調査結果は政策指向的であり信頼性がある。同センターの主要刊行物として、アフリカ経済アウトルック、ラ米経済アウトルック等が公表されており、各種国際会議等においても、経済分析を説明するなど、対外発進力の向上と共に各国からの注目が高まっている。これらアウトルックに次ぐ経済アウトルックとして、これまで OECD ではあまり注目を集めていなかったアジアに関する研究成果である東南アジア経済アウトルックの初版が平成 22 年に刊行された。本拠出金は、刊行のための活動経費に対し拠出を行うものである。</p> <p>本拠出は、同センターの調査・研究その他の活動を我が国の関心・立場に沿ったものとし、開発分野における議論の有利な展開に寄与する。</p>	<p>—</p>	<p>7 (7)</p>	<p>5 (5)</p>	<p>4 (4)</p>	<p>3</p>	<p>263</p>
<p>⑪ アジア蔬菜研究開発センター (AVRDC) 拠出金 (昭和 46 年度) (関連：VI-2)</p>	<p>本拠出金は、AVRDC が行う (1) 研究活動 (品種の育種・改良、土壌分析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研究、収穫物の加工法及び流通面の研究)、(2) 現場出張サービスプログラムの実施、(3) 遺伝資源の保存、(4) 種子の配布、(5) 開発途上国の国別研究強化のための支援、国際シンポジウム、セミナー及びワークショップの開催、(6) 訓練コースによる研修生教育、(7) 情報提供サービス等の活動を行うための通常予算に拠出を行い、このような活動及びこれを支える AVRDC の運営経費を支援するためのものである。</p> <p>こうした AVRDC を通じた我が国の貢献は、環境を考慮しつつ、開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加に寄与し、ひいては途上国の貧困削減、持続可能な開発に資する。</p>	<p>—</p>	<p>3 (3)</p>	<p>2 (2)</p>	<p>2 (2)</p>	<p>1</p>	<p>264</p>
<p>⑫ 国際連合訓練調査研究所 (UNITAR) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 40 年度) (関連：VI-2)</p>	<p>本拠出金は、UNITAR の運営基盤を強化するため、同機関の本部運営費等に充当するための拠出 (コア拠出) を行うものである。なお、UNITAR の活動経費は全額各国政府等からの任意拠出金によって賄われている。</p> <p>UNITAR を通じた我が国の支援は、開発途上国出身の国連・専門機関職員、開発途上国の行政担当官等の人的教育を通じて、開発途上国の地球規模の諸課題の解決に貢献することに寄与するとともに、日本として UNITAR の活動を積極的に支える姿勢を明確にする上で重要である。また、本拠出金は、UNITAR 広島事務所が地元自治体等の支援を得て行っている活動を側面支援するためのものである。</p>	<p>—</p>	<p>2 (2)</p>	<p>1 (1)</p>	<p>1 (1)</p>	<p>1</p>	<p>265</p>
<p>⑬ 国際機関評価ネットワーク (MOPAN) 拠出金 (26 年度)</p>	<p>平成 26 年は MOPAN 参加国 (平成 26 年時点で日本を含め 19 か国の予定) が合同で、4 つの国際機関の組織・運営についてのアセスメントを実施している。対象であるそれぞれの機関について、調査作業 (文献調査、本部及び裨益国における質問票調査及びインタビュー等) を基に、各機関の運営・管理・成果についてアセスメントを行う。その結果を、組織の効率を示す 4 分野約 21 指標を基に評</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>13</p>	<p>新 26 —24</p>

		<p>点化し、数年ごとに同じ機関に対するアセスメントを繰り返すことによって、改善の経過を追う。そのアセスメント結果を報告書にとりまとめ、毎年2月頃にホームページに公表している。</p> <p>一連の活動を通し、国際機関の組織・運営の効率化を図り、MOPAN 参加国、国際機関、被援助国間の対話を促進することを意図している。</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--